

令和7年度久喜市地域防災計画改訂 新旧対照表

閲覧用

頁	改訂前	改訂後
巻頭	令和 <u>7</u> 年3月 久喜市防災会議	令和 <u>8</u> 年3月 久喜市防災会議
	第1編 総則編 第1章 総則 第1節 計画の目的 第1 趣旨	第1編 総則編 第1章 総則 第1節 計画の目的 第1 趣旨
1	この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条 <u>の規定</u> に基づき、本市の地域にかかる災害について、予防計画、応急対策計画、復旧計画等の対応策について定め、防災関係機関・市民等地域の総力を結集することにより、総合的かつ計画的な防災対策の推進を図り、市民の生命、身体及び財産を災害から守るとともに、災害による被害を軽減し、もって市民の誰もが安全で安心して暮らすことのできる「災害に強いまちづくり」の推進に資することを目的とする。	この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条に基づき、本市の地域にかかる災害について、予防計画、応急対策計画、復旧計画等の対応策について定め、防災関係機関・市民等地域の総力を結集することにより、総合的かつ計画的な防災対策の推進を図り、市民の生命、身体及び財産を災害から守るとともに、災害による被害を軽減し、もって市民の誰もが安全で安心して暮らすことのできる「災害に強いまちづくり」の推進に資することを目的とする。
1	(3) この計画は、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づき埼玉県知事が実施する災害救助事務のうち、同法第13条 <u>の規定</u> に基づき市長に委任された場合の計画又は同法適用前の救助に関する計画等防災に関する各種の計画を包含する総合的計画である。	(3) この計画は、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づき埼玉県知事が実施する災害救助事務のうち、同法第13条に基づき市長に委任された場合の計画又は同法適用前の救助に関する計画等防災に関する各種の計画を包含する総合的計画である。

頁	改訂前	改訂後
	<p>第2 計画の策定</p> <p>3 他計画との関係</p> <p>(2) 災害救助法との関係</p>	<p>第2 計画の策定</p> <p>3 他計画との関係</p> <p>(2) 災害救助法との関係</p>
3	<p>この計画は、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づき埼玉県知事が実施する救助のうち、同法第13条の規定に基づき市長に委任された場合又は同法が適用されない場合の救助に関する計画を包括するものである。</p>	<p>この計画は、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づき埼玉県知事が実施する救助のうち、同法第13条に基づき市長に委任された場合又は同法が適用されない場合の救助に関する計画を包括するものである。</p>
	<p>第3 計画の効果的推進を図るための留意事項</p> <p>1 「防災都市づくり」の観点からの事業推進</p>	<p>第3 計画の効果的推進を図るための留意事項</p> <p>1 「防災都市づくり」の観点からの事業推進</p>
4	<p>行政の各部門において関係機関と連携、協力し、平常時から都市基盤整備に関する事業等の一層の推進を図るとともに、これら事業等に関しては、その本来の事業目的に加えて、常に「防災都市づくり」の観点からの事業推進に努めるものとする。</p>	<p>行政の各部門において関係機関と連携、協力し、平時から都市基盤整備に関する事業等の一層の推進を図るとともに、これら事業等に関しては、その本来の事業目的に加えて、常に「防災都市づくり」の観点からの事業推進に努めるものとする。</p>
	<p>3 行政と市民等との連携、協力体制の維持、向上</p>	<p>3 行政と市民等との連携、協力体制の維持、向上</p>

頁	改訂前	改訂後
4	<p>大規模な災害に対しては、行政能力に一定の限界が生ずる場合があり、特に、発災直後における初期消火や救助活動をはじめ長期的な応急対策については、行政だけではその対応が不可能と考えられる。このため、災害の際に本計画を有効に機能させるため、行政の各部門においては、<u>平常時</u>から防災訓練や情報交換等を通じ、市民や関係団体等との連携強化や協力体制の維持、向上に努めるものとする。</p> <p>また、災害発生時等の非常時においても、「業務継続計画（B C P）」に基づき、可能な限り<u>平常時</u>と同等のレベルで業務の継続に努めるものとする。</p>	<p>大規模な災害に対しては、行政能力に一定の限界が生ずる場合があり、特に、発災直後における初期消火や救助活動をはじめ長期的な応急対策については、行政だけではその対応が不可能と考えられる。このため、災害の際に本計画を有効に機能させるため、行政の各部門においては、<u>平時</u>から防災訓練や情報交換等を通じ、市民や関係団体等との連携強化や協力体制の維持、向上に努めるものとする。</p> <p>また、災害発生時等の非常時においても、「業務継続計画（B C P）」に基づき、可能な限り<u>平時</u>と同等のレベルで業務の継続に努めるものとする。</p>
	6 災害時の行動マニュアルの整備と習熟	6 災害時の行動マニュアルの整備と習熟
5	本計画が有効に機能するためには、防災に携わる職員が <u>平素</u> からこの計画を熟知していることはもとより、いざというときに個々の職員がどこで何をするのかの行動規範等が具体的に決められている必要がある。	本計画が有効に機能するためには、防災に携わる職員が <u>平時</u> からこの計画を熟知していることはもとより、いざというときに個々の職員がどこで何をするのかの行動規範等が具体的に決められている必要がある。
	第2節 久喜市の概況 第1 地域の概況	第2節 久喜市の概況 第1 地域の概況

頁	改訂前	改訂後
6	<p>平均気温は約<u>15.4</u>℃、年間降水量は約<u>1133.0</u>mm（令和<u>4</u>年久喜アメダスデータ）で、生活にはおおむね好適であるが、台風、雷雨など様々な気象災害が毎年起こっている。6月から7月初めにかけての梅雨と、9月から10月初めにかけての秋雨の時期には特に雨が多い。</p> <p>人口は<u>150,740</u>人、世帯数は<u>68,355</u>世帯（ともに令和<u>5</u>年4月1日現在）、人口構成は、年少人口（15歳未満）は埼玉県全体の年少人口割合より若干低く、高齢者人口（65歳以上）は埼玉県全体の高齢化率を上回っている。</p>	<p>平均気温は約<u>16.6</u>℃、年間降水量は約<u>1,190.0</u>mm（令和<u>6</u>年久喜アメダスデータ）で、生活にはおおむね好適であるが、台風、雷雨など様々な気象災害が毎年起こっている。6月から7月初めにかけての梅雨と、9月から10月初めにかけての秋雨の時期には特に雨が多い。</p> <p>人口は<u>150,706</u>人、世帯数は<u>70,377</u>世帯（ともに令和<u>7</u>年4月1日現在）、人口構成は、年少人口（15歳未満）は埼玉県全体の年少人口割合より若干低く、高齢者人口（65歳以上）は埼玉県全体の高齢化率を上回っている。</p>
	<p>第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第1 久喜市防災会議</p> <p>2 組織</p>	<p>第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第1 久喜市防災会議</p> <p>2 組織</p>
8	<p>■久喜市防災会議委員 【令和<u>6</u>年<u>1</u>月1日現在】</p> <p><u>東日本電信電話</u>（株）埼玉事業部</p>	<p>■久喜市防災会議委員 【令和<u>7</u>年<u>7</u>月1日現在】</p> <p><u>NTT東日本</u>（株）埼玉事業部</p>
9	自主防災組織 <u>及び</u> 学識経験者	自主防災組織 <u>又は</u> 学識経験者
9	自主防災組織を構成する者 <u>及び</u> 学識経験のある者	自主防災組織を構成する者 <u>又は</u> 学識経験のある者
	<p>第3 業務の大綱</p> <p>6 指定公共機関及び指定地方公共機関</p>	<p>第3 業務の大綱</p> <p>6 指定公共機関及び指定地方公共機関</p>
14	<u>東日本電信電話</u> （株）埼玉事業部	<u>NTT東日本</u> （株）埼玉事業部

頁	改訂前	改訂後
	第2章 災害予防計画 第1節 防災組織整備計画 第2 自主防災組織【市長公室】 2 自主防災組織の活動	第2章 災害予防計画 第1節 防災組織整備計画 第2 自主防災組織【市長公室】 2 自主防災組織の活動
18	自主防災組織は、地域の実情に応じた防災計画に基づき、 <u>平常時</u> 及び災害発生時において効果的な防災活動を行うよう努めるものとする。	自主防災組織は、地域の実情に応じた防災計画に基づき、 <u>平時</u> 及び災害発生時において効果的な防災活動を行うよう努めるものとする。
18	(1) <u>平常時</u> の活動	(1) <u>平時</u> の活動
	3 地域の自主防災組織の育成・連携 (4) 自主防災組織の連携	3 地域の自主防災組織の育成・連携 (4) 自主防災組織の連携
19	本市には、 <u>171(令和6年1月1日)</u> の自主防災組織が存在するが、大規模な災害が発生すると地域内の自主防災組織だけでは対応が難しい。	本市には、自主防災組織が <u>173団体(令和7年3月31日現在)</u> 存在するが、大規模な災害が発生すると地域内の自主防災組織だけでは対応が難しい。
	第3 事業所等における防災の推進【環境経済部、消防組合】	第3 事業所等における防災の推進【環境経済部、消防組合】
20	《参考》 ◆業務継続計画 (B C P : Business(ビジネス) Continuity(コンティニュイティ) Plan(プラン)) 企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、 <u>平常時</u> に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと。	《参考》 ◆業務継続計画 (B C P : Business(ビジネス) Continuity(コンティニュイティ) Plan(プラン)) 企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、 <u>平時</u> に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと。

頁	改訂前	改訂後
	<p>第4 ボランティア等の活動支援の整備【市民部、久喜市社会福祉協議会】</p> <p>2 ボランティア諸団体との連携</p>	<p>第4 ボランティア等の活動支援の整備【市民部、久喜市社会福祉協議会】</p> <p>2 ボランティア諸団体との連携</p>
20	<p>災害時にボランティア活動が円滑に行われるよう、<u>平常時</u>から市及び久喜市社会福祉協議会は、埼玉県災害ボランティア団体ネットワーク（以下「彩の国会議」という。）及びN P O等との連携並びにボランティア団体同士の連携を促進するとともに、災害中間支援組織（ボランティア団体・N P O等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図る。</p>	<p>災害時にボランティア活動が円滑に行われるよう、<u>平時</u>から市及び久喜市社会福祉協議会は、埼玉県災害ボランティア団体ネットワーク（以下「彩の国会議」という。）及びN P O等との連携並びにボランティア団体同士の連携を促進するとともに、災害中間支援組織（ボランティア団体・N P O等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図る。</p>
	<p>第4節 防災訓練計画</p> <p>第1 訓練の種別【市長公室】</p> <p>2 水防訓練</p>	<p>第4節 防災訓練計画</p> <p>第1 訓練の種別【市長公室】</p> <p>2 水防訓練</p>
26	<p>水防法第4条<u>の規定により</u>指定された水防管理団体が、同法第32条の2<u>の規定</u>に基づき、毎年実施する。訓練は出水期前に実施することとし、水防管理者が要領を定める。</p>	<p>水防法第4条<u>に基づき</u>指定された水防管理団体が、同法第32条の2に基づき、毎年実施する。訓練は出水期前に実施することとし、水防管理者が要領を定める。</p>
	<p>第6節 情報収集・伝達体制の整備</p> <p>第1 情報伝達体制の整備【市長公室】</p>	<p>第6節 情報収集・伝達体制の整備</p> <p>第1 情報伝達体制の整備【市長公室】</p>
33	<p>① 久喜市防災行政無線（<u>固定</u>系）</p>	<p>① 久喜市防災行政無線（<u>同報</u>系）</p>
	<p>第4 災害情報のための電話の指定【市長公室、関係各部】</p>	<p>第4 災害情報のための電話の指定【市長公室、関係各部】</p>

頁	改訂前	改訂後
34	<p>市、防災関係機関は、災害時における情報連絡系統を明らかにするとともに、その輻輳(ふくそう)を避けるため、災害情報通信に使用する指定有線電話（以下「指定電話」という。）を定めて、災害時における防災関係機関相互の情報に関する通信連絡が迅速かつ円滑に実施できるよう<u>にしておく</u>。</p>	<p>市、防災関係機関は、災害時における情報連絡系統を明らかにするとともに、その輻輳(ふくそう)を避けるため、災害情報通信に使用する指定有線電話（以下「指定電話」という。）を定めて、災害時における防災関係機関相互の情報に関する通信連絡が迅速かつ円滑に実施できるよう<u>に体制を整備する</u>。</p>
	<p>第7節 避難予防対策</p> <p>第1 指定緊急避難場所・避難路・指定避難所の選定と確保</p> <p>1 指定緊急避難場所・指定避難所</p>	<p>第7節 避難予防対策</p> <p>第1 指定緊急避難場所・避難路・指定避難所の選定と確保</p> <p>1 指定緊急避難場所・指定避難所</p>
35	<p>指定緊急避難場所・指定避難所とは、災害の危険が切迫した緊急時において、安全が確保される場所並びに被災者の避難生活をする場所として、市が指定する。なお、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。</p> <p>指定緊急避難場所・指定避難所の考え方は、次のとおりである。</p>	<p>指定緊急避難場所・指定避難所とは、災害の危険が切迫した緊急時において、安全が確保される場所並びに被災者の避難生活をする場所として、市が指定する。なお、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。</p> <p>指定緊急避難場所・指定避難所の考え方は、次のとおりである。<u>なお、廃校になった学校など、本来の用途を終えた施設についても、継続して使用することができる間は、これらに含むものとする。</u></p>
	4 避難場所等の周知	4 避難場所等の周知
37	指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から市民等への周知徹底に努める。	指定緊急避難場所は、災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべき <u>もの</u> であることについて、日頃から市民等への周知徹底に努める。

頁	改訂前	改訂後
	<p>第2 避難所の安全確保【市長公室、総務部、市民部、福祉部、健康スポーツ部、こども未来部、教育部】</p> <p>2 有線通信の確保</p>	<p>第2 避難所の安全確保【市長公室、総務部、市民部、福祉部、健康スポーツ部、こども未来部、教育部】</p> <p>2 有線通信の確保</p>
37	<p>東日本電信電話株式会社埼玉事業部との協議により、災害時の避難所における特設公衆電話回線の整備を推進する。</p>	<p>NTT東日本株式会社埼玉事業部との協議により、災害時の避難所における特設公衆電話回線の整備を推進する。</p>
	<p>第4 避難誘導体制の整備【市長公室、福祉部、こども未来部、建設部、教育部】</p> <p>3 要配慮者にかかる避難誘導体制の整備</p>	<p>第4 避難誘導体制の整備【市長公室、福祉部、こども未来部、建設部、教育部】</p> <p>3 要配慮者にかかる避難誘導体制の整備</p>
38	<p>市は、高齢者、障がい者その他の要配慮者を適切に避難誘導するため、防災主管部局・福祉部局等が主体となって、普段の活動の中で在宅の高齢者宅を訪問する機会のある福祉専門職（ケアマネジャー・相談支援専門員等）、区長、民生委員・児童委員、自主防災組織等の協力を得ながら、<u>平時</u>から適切な避難行動に関する理解の促進を図り、避難誘導及び避難介助体制の整備に努める。</p>	<p>市は、高齢者、障がい者その他の要配慮者を適切に避難誘導するため、防災主管部局・福祉部局等が主体となって、普段の活動の中で在宅の高齢者宅を訪問する機会のある福祉専門職（ケアマネジャー・相談支援専門員等）、区長、民生委員・児童委員、自主防災組織等の協力を得ながら、<u>平時</u>から適切な避難行動に関する理解の促進を図り、避難誘導及び避難介助体制の整備に努める。</p>
	<p>第5 避難所の管理運営体制の整備【市長公室、福祉部、こども未来部、教育部】</p> <p>2 避難所運営の知識の普及及び訓練</p>	<p>第5 避難所の管理運営体制の整備【市長公室、福祉部、こども未来部、教育部】</p> <p>2 避難所運営の知識の普及及び訓練</p>

頁	改訂前	改訂後
40	<p>拠点避難所の運営（開設の手順等）や機器等の操作、<u>新型コロナウイルス感染症をはじめとした</u>感染症対策への配慮について、職員、学校職員、自主防災組織や市民が協力して円滑に実行できるよう情報の共有化、担当者の研修、各施設での実践的な訓練等を実施する。この際、市民等への普及にあたっては、市民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。</p>	<p>拠点避難所の運営（開設の手順等）や機器等の操作、感染症対策への配慮について、職員、学校職員、自主防災組織や市民が協力して円滑に実行できるよう情報の共有化、担当者の研修、各施設での実践的な訓練等を実施する。この際、市民等への普及にあたっては、市民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。</p>
	<p>第8節 物資及び資機材等の備蓄</p> <p>第1 飲料水・食料・生活必需品・資機材・医薬品・石油類燃料の供給体制の整備【市長公室、総務部、環境経済部、福祉部、こども未来部、上下水道部】</p> <p>1 食料、飲料水及び生活必需品の備蓄・調達方針</p>	<p>第8節 物資及び資機材等の備蓄</p> <p>第1 飲料水・食料・生活必需品・資機材・医薬品・石油類燃料の供給体制の整備【市長公室、総務部、環境経済部、福祉部、こども未来部、上下水道部】</p> <p>1 食料、飲料水及び生活必需品の備蓄・調達方針</p>
41	<p>災害時の食料及び物資の調達については、市民による自主備蓄、<u>また、</u>市、埼玉県等の備蓄拠点における備蓄及び流通備蓄により、総合的な備蓄体制を確立し、災害発生後<u>3日間</u>の非常用物資等を確保する。</p>	<p>災害時の食料及び物資の調達については、市民による自主備蓄、市、埼玉県等の備蓄拠点における備蓄及び流通備蓄により、総合的な備蓄体制を確立し、災害発生後<u>最低3日間（推奨1週間）</u>分の非常用物資等を確保する。<u>なお、食料の確保に当たっては、保存期間が長く調理不要で、要配慮者や食物アレルギーを持つ者等、多様なニーズに加えて、メニューの種類、栄養バランスについても配慮したものとする。</u></p>
41	<p>また、<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>を活用し、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるとともに、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行う。</p>	<p>また、<u>新物資システム（B-PLO）</u>を活用し、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるとともに、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行う。</p>

頁	改訂前	改訂後
41	・市は、市民が各家庭や職場で、 <u>平常時</u> から最低3日分（推奨1週間）の食料、飲料水、生活必需物資を備蓄するよう啓発する。	・市は、市民が各家庭や職場で、 <u>平時</u> から最低3日間（推奨1週間） <u>分</u> の食料、飲料水、生活必需物資を備蓄するよう啓発する。
	2 備蓄物資の品目及び備蓄場所	2 備蓄物資の品目及び備蓄場所
42	備蓄数量は、関東平野北西縁断層帯地震の被害想定に基づき、避難者用を埼玉県と市でそれぞれ1.5日分（合計3日分）以上、埼玉県と市は災害救助従事者用（自治体ごとに各自の分を備える）を3日分以上とする。	備蓄数量は、関東平野北西縁断層帯地震の被害想定に基づき、避難者用を埼玉県と市でそれぞれ1.5日間（合計3日間） <u>分</u> 以上、埼玉県と市は災害救助従事者用（自治体ごとに各自の分を備える）を3日間分以上とする。
	5 石油類燃料の調達・確保	5 石油類燃料の調達・確保
43	埼玉県は、災害時における人員及び物資等の輸送に必要な石油類燃料の調達体制について、 <u>平常時</u> から埼玉県石油業協同組合と連絡調整を行い、災害時における石油類燃料の確保に努め、災害時に特に重要な施設で、埼玉県が指定する施設に対する石油類燃料の供給ができるよう当該施設の燃料タンクの種類や容量など設備等情報を調査・収集し、石油連盟に提供している。	埼玉県は、災害時における人員及び物資等の輸送に必要な石油類燃料の調達体制について、 <u>平時</u> から埼玉県石油業協同組合と連絡調整を行い、災害時における石油類燃料の確保に努め、災害時に特に重要な施設で、埼玉県が指定する施設に対する石油類燃料の供給ができるよう当該施設の燃料タンクの種類や容量など設備等情報を調査・収集し、石油連盟に提供している。
	第9節 医療体制等の整備 第2 医療救護【健康スポーツ部】	第9節 医療体制等の整備 第2 医療救護【健康スポーツ部】
45	災害時の医療体制を確保するため、 <u>平常時</u> から災害直後の初期医療、傷病者の搬送先後方医療体制（救急病院等）及び近隣市町との医療応援体制の整備を図る。	災害時の医療体制を確保するため、 <u>平時</u> から災害直後の初期医療、傷病者の搬送先後方医療体制（救急病院等）及び近隣市町との医療応援体制の整備を図る。
	3 医療保健応援体制の整備	3 医療保健応援体制の整備

頁	改訂前	改訂後
46	<p>市は、災害時の医療体制を確保するため、久喜市医師会、久喜市歯科医師会、久喜白岡薬剤師会との医療協定を締結している。災害時に備え、<u>平常時</u>から連絡・協力体制を確立する。</p>	<p>市は、災害時の医療体制を確保するため、久喜市医師会、久喜市歯科医師会、久喜白岡薬剤師会との医療協定を締結している。災害時に備え、<u>平時</u>から連絡・協力体制を確立する。</p>
	<p>第10節 防災都市づくり計画</p> <p>第1 災害に強いまちづくりの推進【環境経済部、建設部、まちづくり推進部、上下水道部】</p> <p>3 ライフライン施設等の機能の確保</p>	<p>第10節 防災都市づくり計画</p> <p>第1 災害に強いまちづくりの推進【環境経済部、建設部、まちづくり推進部、上下水道部】</p> <p>3 ライフライン施設等の機能の確保</p>
47	<p>ライフラインの被災は、安否確認、市民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、市及びライフライン事業者は、上下水道、電気、ガス、石油、電話等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設について、地震災害においては耐震性の確保、風水害においては浸水防止対策等、災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。</p> <p>(中略)</p> <p><u>下水道管理者</u>は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における<u>下水道</u>施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、<u>可搬式排水ポンプ</u>その他の必要な資機材の整備等に努めるものとする。</p>	<p>ライフラインの被災は、安否確認、市民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、市及びライフライン事業者は、上下水道、電気、ガス、石油、電話等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設について、地震災害においては耐震性の確保、風水害においては浸水防止対策等、災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。</p> <p>(中略)</p> <p><u>上下水道施設について</u>は、民間事業者等との協定締結などにより、<u>発災後における施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても上下水道の機能を維持するため、必要な資機材の整備等に努めるものとする。</u></p> <p><u>また、発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となつた対応に努めるものとする。</u></p>

頁	改訂前	改訂後
	<p>第2 防災空間の整備・拡充【環境経済部、建設部、まちづくり推進部、上下水道部】</p> <p>2 道路・橋梁の整備</p> <p>(2) 生活道路の整備</p>	<p>第2 防災空間の整備・拡充【環境経済部、建設部、まちづくり推進部、上下水道部】</p> <p>2 道路・橋梁の整備</p> <p>(2) 生活道路の整備</p>
48	<p>生活道路は、<u>平常時</u>には市民にもっとも身近な道路であり、災害時には避難、救援物資等のための道路、延焼遮断帯としての役割を果たす。このため、できるだけ格子状の道路網を形成するよう整備を図り、安全でゆとりある空間づくりを進めていく。</p>	<p>生活道路は、<u>平時</u>には市民にもっとも身近な道路であり、災害時には避難、救援物資等のための道路、延焼遮断帯としての役割を果たす。このため、できるだけ格子状の道路網を形成するよう整備を図り、安全でゆとりある空間づくりを進めていく。</p>
	<p>第11節 災害時の要配慮者対策</p> <p>第1 避難行動要支援者の安全対策【市長公室、福祉部、こども未来部、久喜市社会福祉協議会】</p> <p>3 避難行動要支援者の範囲の設定</p>	<p>第11節 災害時の要配慮者対策</p> <p>第1 避難行動要支援者の安全対策【市長公室、福祉部、こども未来部、久喜市社会福祉協議会】</p> <p>3 避難行動要支援者の範囲の設定</p>
51	<p>■対象となる避難行動要支援者</p> <p>➢障がい者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳1級、2級 ・療育手帳Ⓐ、A ・精神障害者手帳1級 ・難病患者 ・<u>自立支援</u>障害支援区分3以上の方 	<p>■対象となる避難行動要支援者</p> <p>➢障がい者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳1級、2級 ・療育手帳Ⓐ、A ・精神障害者<u>保健福祉</u>手帳1級 ・難病患者 ・障害支援区分3以上の方
	5 個別避難計画の作成	
52	<p>また、<u>平常時</u>から避難行動要支援者と避難支援等関係者が、避難支援等の具体的な支援方法について入念に打合せができるよう避難支援等関係者に協力を求めるものとする。</p>	<p>また、<u>平時</u>から避難行動要支援者と避難支援等関係者が、避難支援等の具体的な支援方法について入念に打合せができるよう避難支援等関係者に協力を求めるものとする。</p>

頁	改訂前	改訂後
	8 要援護者見守り支援登録台帳及び個別避難計画の活用	8 要援護者見守り支援登録台帳及び個別避難計画の活用
53	<p>要援護者見守り支援登録台帳は<u>平常時</u>から消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等関係者に提供され、共有されていることで、いざというときの円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくものである。</p> <p>そのため、市は、避難行動要支援者の台帳情報について、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、情報を提供する。</p> <p>なお、<u>平常時</u>から台帳情報を外部提供するためには、避難行動要支援者及び避難支援実施者の同意を得るよう努める。</p>	<p>要援護者見守り支援登録台帳は<u>平時</u>から消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等関係者に提供され、共有されていることで、いざというときの円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくものである。</p> <p>そのため、市は、避難行動要支援者の台帳情報について、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、情報を提供する。</p> <p>なお、<u>平時</u>から台帳情報を外部提供するためには、避難行動要支援者及び避難支援実施者の同意を得るよう努める。</p>
	<p>第2 要配慮者全般の安全対策【市長公室、福祉部、こども未来部、建設部、まちづくり推進部、教育部、久喜市社会福祉協議会】</p> <p>3 地域との連携</p> <p>(1) 役割分担の明確化</p>	<p>第2 要配慮者全般の安全対策【市長公室、福祉部、こども未来部、建設部、まちづくり推進部、教育部、久喜市社会福祉協議会】</p> <p>3 地域との連携</p> <p>(1) 役割分担の明確化</p>
54	<p>市は、避難所や病院、社会福祉施設、社会福祉事業者等の社会資源を明らかにするとともに、その役割分担を明確にし、<u>平常時</u>から連携体制を確立しておく。</p> <p>(2) 社会福祉施設との連携</p>	<p>市は、避難所や病院、社会福祉施設、社会福祉事業者等の社会資源を明らかにするとともに、その役割分担を明確にし、<u>平時</u>から連携体制を確立しておく。</p> <p>(2) 社会福祉施設との連携</p>
54	<p>市は、災害時に介護等が必要な被災者を速やかに施設入所できるよう<u>平常時</u>から社会福祉施設等との連携を図っておく。</p>	<p>市は、災害時に介護等が必要な被災者を速やかに施設入所できるよう<u>平時</u>から社会福祉施設等との連携を図っておく。</p>

頁	改訂前	改訂後
	7 外国人の安全確保 (1) 外国人の所在の把握	7 外国人の安全確保 (1) 外国人の所在の把握
55	市は、災害時における外国人の安否確認等を迅速に行い円滑な支援ができるように、 <u>平常時</u> から外国人登録の推進を図り、外国人の人数や所在の把握に努める。	市は、災害時における外国人の安否確認等を迅速に行い円滑な支援ができるように、 <u>平時</u> から外国人登録の推進を図り、外国人の人数や所在の把握に努める。
	(4) 防災訓練の実施	(4) 防災訓練の実施
56	市は、 <u>平常時</u> から外国人の防災への行動認識を高めるため、外国人を含めた防災訓練を積極的に実施する。	市は、 <u>平時</u> から外国人の防災への行動認識を高めるため、外国人を含めた防災訓練を積極的に実施する。
	第3 社会福祉施設入所者等の安全対策【市長公室、福祉部、こども未来部、久喜市社会福祉協議会】 1 施設管理者 (5) 食料、防災資機材等の備蓄	第3 社会福祉施設入所者等の安全対策【市長公室、福祉部、こども未来部、久喜市社会福祉協議会】 1 施設管理者 (5) 食料、防災資機材等の備蓄
57	■備蓄物資（例示） ・ 非常用食料（老人食等の特別食を含む）（3日分以上） ・ 飲料水（3日分以上） ・ 常備薬（3日分以上） ・ 介護用品（おむつ、尿とりパッド等）（3日分以上） ・ 照明器具 ・ 熱源 ・ 移送用具（担架・ストレッチャー等）	■備蓄物資（例示） ・ 非常用食料（老人食等の特別食を含む）（3日間分以上） ・ 飲料水（3日間分以上） ・ 常備薬（3日間分以上） ・ 介護用品（おむつ、尿とりパッド等）（3日間分以上） ・ 照明器具 ・ 熱源 ・ 移送用具（担架・ストレッチャー等）
	(6) 防災教育及び訓練の実施	(6) 防災教育及び訓練の実施

頁	改訂前	改訂後
57	特に福祉避難所として指定を受けている施設においては、当該施設が <u>平常時</u> に受け入れている者以外の在宅の要配慮者などの受入れを想定した開設訓練を実施するものとし、市はこれを促進する。	特に福祉避難所として指定を受けている施設においては、当該施設が <u>平時</u> に受け入れている者以外の在宅の要配慮者などの受入れを想定した開設訓練を実施するものとし、市はこれを促進する。
	(7) 地域との連携	(7) 地域との連携
57	施設管理者は、災害時の入所者の避難誘導又は職員が被災した場合の施設の運営及び入所者の生活の安定について協力が得られるよう 平常時 から、近隣の自治会、町内会やボランティア団体等との連携を図っておく。	施設管理者は、災害時の入所者の避難誘導又は職員が被災した場合の施設の運営及び入所者の生活の安定について協力が得られるよう、 平時 から <u>地域内の施設</u> 、近隣の自治会、町内会やボランティア団体等との連携を図っておく。
	第12節 災害復旧・復興への備え	第12節 災害復旧・復興への備え
59	また、市は躊躇なく避難情報を発令できるよう、 平常時 から災害時における優先すべき業務を絞り込み、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。	また、市は躊躇なく避難情報を発令できるよう、 平時 から災害時における優先すべき業務を絞り込み、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。
	第2編 風水害編 第1章 風水害予防計画 第2節 風水害予防計画 第1 水害予防対策【建設部】 3 災害未然防止活動	第2編 風水害編 第1章 風水害予防計画 第2節 風水害予防計画 第1 水害予防対策【建設部】 3 災害未然防止活動
63	平常時 より水防活動の体制整備を行っておくものとする。また、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定等の締結に努めるものとする。	平時 より水防活動の体制整備を行っておくものとする。また、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定等の締結に努めるものとする。

頁	改訂前	改訂後
	第4 洪水浸水想定区域等の周知【市長公室、建設部】	第4 洪水浸水想定区域等の周知【市長公室、建設部】
64	洪水浸水想定区域図は、現時点において、国管理河川は水防法 <u>の規定により</u> 定められた想定最大規模降雨（荒川流域の72時間総雨量632mm、利根川流域、八斗島上流域の72時間総雨量491mm）があった場合に浸水が想定される区域を表示したものである。	洪水浸水想定区域図は、現時点において、国管理河川は水防法 <u>に基づき</u> 定められた想定最大規模降雨（荒川流域の72時間総雨量632mm、利根川流域、八斗島上流域の72時間総雨量491mm）があった場合に浸水が想定される区域を表示したものである。
	第2章 風水害応急対策計画 第1節 活動体制計画 第3 災害対策本部の設置・運営【市長公室、総合政策部、総務部】 1 災害対策本部の設置	第2章 風水害応急対策計画 第1節 活動体制計画 第3 災害対策本部の設置・運営【市長公室、総合政策部、総務部】 1 災害対策本部の設置
69	市長は、本市域で風水害による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、職員の安全の確保に十分に配慮しつつ、災害対策基本法第23条の2 <u>の規定</u> に基づき、災害対策本部を設置する。	市長は、本市域で風水害による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、職員の安全の確保に十分に配慮しつつ、災害対策基本法第23条の2に基づき、災害対策本部を設置する。
	第2章 風水害応急対策計画 第1節 活動体制計画 第3 災害対策本部の設置・運営【市長公室、総合政策部、総務部】 1 災害対策本部の設置 (6) 設置及び閉鎖の通知	第2章 風水害応急対策計画 第1節 活動体制計画 第3 災害対策本部の設置・運営【市長公室、総合政策部、総務部】 1 災害対策本部の設置 (6) 設置及び閉鎖の通知

頁	改訂前	改訂後																																																														
70	<p>■災害対策本部設置及び閉鎖の通知</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>通知・公表先</th><th>通知・公表の方法</th><th>連絡担当</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>埼玉県災害対策課</td><td>災害オペレーション支援システム、埼玉県防災行政無線、電話、ファクス</td><td>総括班（危機管理課）</td></tr> <tr> <td>国（消防庁）</td><td>防災関係機関の保有する無線、電話</td><td>総括班（危機管理課）</td></tr> <tr> <td>久喜警察署長・幸手警察署長</td><td>電話、ファクス</td><td>交通住宅班（交通住宅課）</td></tr> <tr> <td>指定地方行政機関、 指定公共機関、 指定地方公共機関の長、 その他必要と認める機関の長</td><td>電話、ファクス</td><td>総務・動員班（人事課）</td></tr> <tr> <td>議会</td><td>電話、ファクス</td><td>広報・情報収集班（議会総務課）</td></tr> <tr> <td>報道機関</td><td>電話、ファクス</td><td>広報・情報収集班（シティセールス課）</td></tr> <tr> <td>応援協定締結市等</td><td>電話、ファクス</td><td>総括班（危機管理課）</td></tr> <tr> <td rowspan="3">市民</td><td>・市防災行政無線（固定系） ・久喜市防災アプリ</td><td>総括班（危機管理課）</td></tr> <tr> <td>・市ホームページ ・S N S</td><td>広報・情報収集班（シティセールス課）</td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	通知・公表先	通知・公表の方法	連絡担当	埼玉県災害対策課	災害オペレーション支援システム、埼玉県防災行政無線、電話、ファクス	総括班（危機管理課）	国（消防庁）	防災関係機関の保有する無線、電話	総括班（危機管理課）	久喜警察署長・幸手警察署長	電話、ファクス	交通住宅班（交通住宅課）	指定地方行政機関、 指定公共機関、 指定地方公共機関の長、 その他必要と認める機関の長	電話、ファクス	総務・動員班（人事課）	議会	電話、ファクス	広報・情報収集班（議会総務課）	報道機関	電話、ファクス	広報・情報収集班（シティセールス課）	応援協定締結市等	電話、ファクス	総括班（危機管理課）	市民	・市防災行政無線（ 固定 系） ・久喜市防災アプリ	総括班（危機管理課）	・市ホームページ ・S N S	広報・情報収集班（シティセールス課）			<p>■災害対策本部設置及び閉鎖の通知</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>通知・公表先</th><th>通知・公表の方法</th><th>連絡担当</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>埼玉県災害対策課</td><td>災害オペレーション支援システム、埼玉県防災行政無線、電話、ファクス</td><td>総括班（危機管理課）</td></tr> <tr> <td>国（消防庁）</td><td>防災関係機関の保有する無線、電話</td><td>総括班（危機管理課）</td></tr> <tr> <td>久喜警察署長・幸手警察署長</td><td>電話、ファクス</td><td>交通住宅班（交通住宅課）</td></tr> <tr> <td>指定地方行政機関、 指定公共機関、 指定地方公共機関の長、 その他必要と認める機関の長</td><td>電話、ファクス</td><td>総務・動員班（人事課）</td></tr> <tr> <td>議会</td><td>電話、ファクス</td><td>広報・情報収集班（議会総務課）</td></tr> <tr> <td>報道機関</td><td>電話、メール、ファクス</td><td>広報・情報収集班（シティセールス課）</td></tr> <tr> <td>応援協定締結市等</td><td>電話、ファクス</td><td>総括班（危機管理課）</td></tr> <tr> <td rowspan="3">市民</td><td>・市防災行政無線（回報系） ・久喜市防災アプリ</td><td>総括班（危機管理課）</td></tr> <tr> <td>・市ホームページ ・S N S</td><td>広報・情報収集班（シティセールス課）</td></tr> <tr> <td>・メール配信</td><td></td></tr> </tbody> </table>	通知・公表先	通知・公表の方法	連絡担当	埼玉県災害対策課	災害オペレーション支援システム、埼玉県防災行政無線、電話、ファクス	総括班（危機管理課）	国（消防庁）	防災関係機関の保有する無線、電話	総括班（危機管理課）	久喜警察署長・幸手警察署長	電話、ファクス	交通住宅班（交通住宅課）	指定地方行政機関、 指定公共機関、 指定地方公共機関の長、 その他必要と認める機関の長	電話、ファクス	総務・動員班（人事課）	議会	電話、ファクス	広報・情報収集班（議会総務課）	報道機関	電話、 メール 、ファクス	広報・情報収集班（シティセールス課）	応援協定締結市等	電話、ファクス	総括班（危機管理課）	市民	・市防災行政無線（ 回報 系） ・久喜市防災アプリ	総括班（危機管理課）	・市ホームページ ・S N S	広報・情報収集班（シティセールス課）	・メール配信	
通知・公表先	通知・公表の方法	連絡担当																																																														
埼玉県災害対策課	災害オペレーション支援システム、埼玉県防災行政無線、電話、ファクス	総括班（危機管理課）																																																														
国（消防庁）	防災関係機関の保有する無線、電話	総括班（危機管理課）																																																														
久喜警察署長・幸手警察署長	電話、ファクス	交通住宅班（交通住宅課）																																																														
指定地方行政機関、 指定公共機関、 指定地方公共機関の長、 その他必要と認める機関の長	電話、ファクス	総務・動員班（人事課）																																																														
議会	電話、ファクス	広報・情報収集班（議会総務課）																																																														
報道機関	電話、ファクス	広報・情報収集班（シティセールス課）																																																														
応援協定締結市等	電話、ファクス	総括班（危機管理課）																																																														
市民	・市防災行政無線（ 固定 系） ・久喜市防災アプリ	総括班（危機管理課）																																																														
	・市ホームページ ・S N S	広報・情報収集班（シティセールス課）																																																														
通知・公表先	通知・公表の方法	連絡担当																																																														
埼玉県災害対策課	災害オペレーション支援システム、埼玉県防災行政無線、電話、ファクス	総括班（危機管理課）																																																														
国（消防庁）	防災関係機関の保有する無線、電話	総括班（危機管理課）																																																														
久喜警察署長・幸手警察署長	電話、ファクス	交通住宅班（交通住宅課）																																																														
指定地方行政機関、 指定公共機関、 指定地方公共機関の長、 その他必要と認める機関の長	電話、ファクス	総務・動員班（人事課）																																																														
議会	電話、ファクス	広報・情報収集班（議会総務課）																																																														
報道機関	電話、 メール 、ファクス	広報・情報収集班（シティセールス課）																																																														
応援協定締結市等	電話、ファクス	総括班（危機管理課）																																																														
市民	・市防災行政無線（ 回報 系） ・久喜市防災アプリ	総括班（危機管理課）																																																														
	・市ホームページ ・S N S	広報・情報収集班（シティセールス課）																																																														
	・メール配信																																																															
	<p>3 災害対策本部の組織編成、事務分掌</p> <p>(3) 災害対策本部各部班の事務分掌</p>	<p>3 災害対策本部の組織編成、事務分掌</p> <p>(3) 災害対策本部各部班の事務分掌</p>																																																														
75	<p>【総務部（総務部長）】</p> <p>総務・動員班（人事課長）</p> <p>・他市町村及び関係機関への要請並びに連絡調整に關すること。</p>	<p>【総務部（総務部長）】</p> <p>総務・動員班（人事課長）</p> <p>・他市町村、関係機関への要請及び連絡調整に關すること。</p>																																																														
	<p>第2節 動員配備計画</p> <p>第1 動員計画【各室部共通】</p> <p>1 職員の動員計画</p>	<p>第2節 動員配備計画</p> <p>第1 動員計画【各室部共通】</p> <p>1 職員の動員計画</p>																																																														

頁	改訂前	改訂後
83	<p>備考（体制の変更）</p> <p>④ 市長公室副室長又は各部の副部長及び参事の職にあるものは、対策本部の市長公室長又は各部長を補佐する。</p>	<p>備考（体制の変更）</p> <p>④ 市長公室副室長又は各部の副部<u>局</u>長及び参事の職にあるものは、対策本部の市長公室長又は各部長を補佐する。</p>
	<p>第3節 相互応援協力計画</p> <p>第1 地方公共団体、指定行政機関への応援要請 【市長公室、総務部、関係各部】</p> <p>3 応援要請【市長公室、総務部】</p>	<p>第3節 相互応援協力計画</p> <p>第1 地方公共団体、指定行政機関への応援要請 【市長公室、総務部、関係各部】</p> <p>3 応援要請【市長公室、総務部】</p>
85	(1) <u>法律</u> 、協定に基づく応援要請の <u>要請</u> 系統	(1) <u>法令</u> 、協定に基づく応援要請の系統
85	<u>災害対策基本法</u> 及び相互応援協定に基づく関係 <u>行政</u> 機関に対する応援協力要請等の系統は、おおむね次のとおりである。	<u>法令</u> 及び <u>災害時</u> 相互応援協定に基づく関係機関に対する応援協力要請等の系統は、おおむね次のとおりである。
86	(2) 他の地方公共団体に対する応援 <u>要請</u>	(2) 他の地方公共団体に対する応援 <u>要求</u>
86	① 応援 <u>要請</u> の基準	① 応援 <u>要求</u> の基準
86	本市に災害が発生した場合において、 <u>応急措置</u> を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第67条第1項に基づき、他の市町村長に対し応援を求める。	本市に災害が発生した場合において、 <u>災害応急対策</u> を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第67条第1項に基づき、他の市町村長に対し応援を求める。
	② 応援に従事する者の指揮	② 応援に従事する者の指揮
86	上記の <u>要請</u> により派遣され応援に従事する者は、災害対策本部長の指揮のもとに行動するものとする。	上記の <u>要求</u> により派遣され応援に従事する者は、災害対策本部長の指揮のもとに行動するものとする。

頁	改訂前	改訂後
86	③ 応援 <u>要請</u> の手続き等	③ 応援 <u>要求</u> の手続き等
86	<p>➢本市における応援<u>要請</u>者は市長（本部長）とする。</p> <p>➢応援<u>要請</u>の手続きは、「総括班」の指示に基づき、「総務・動員班」が行う。</p> <p>➢応援の<u>要請</u>には、次の事項を記載した文書をもって行う。</p> <p>ただし、緊急を要する場合には、電話その他の方法をもって<u>要請</u>し、事後文書を提出するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害の状況 ・資機材、物資等の提供を<u>要請</u>する場合にあっては、その品名、数量等 ・職員の派遣を<u>要請</u>する場合にあっては、職員の職種及び人員 ・応援場所及び応援場所への経路 ・応援の期間 ・その他応援<u>要請</u>に必要な事項 	<p>➢本市における応援<u>要求</u>者は市長（本部長）とする。</p> <p>➢応援<u>要求</u>の手続きは、「総括班」の指示に基づき、「総務・動員班」が行う。</p> <p>➢応援の<u>要求</u>には、次の事項を記載した文書をもって行う。</p> <p>ただし、緊急を要する場合には、電話その他の方法をもって<u>要求</u>し、事後文書を提出するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害の状況 ・資機材、物資等の提供を<u>要求</u>する場合にあっては、その品名、数量等 ・職員の派遣を<u>要求</u>する場合にあっては、職員の職種及び人員 ・応援場所及び応援場所への経路 ・応援の期間 ・その他応援<u>要求</u>に必要な事項
86	④ 応急措置に対する費用負担	④ 災害応急対策に対する費用負担
86	応援を受けた場合の <u>応急措置</u> に要する費用は、災害対策基本法第92条の定めるところにより市の負担とする。	応援を受けた場合の <u>災害応急対策</u> に要する費用は、災害対策基本法第92条の定めるところにより市の負担とする。
87	(3) 埼玉県知事に対する応援要求と災害応急 <u>措置要請</u>	(3) 埼玉県知事に対する応援要求と災害応急 <u>対策実施要請</u>
87	① 応援要求と災害応援 <u>措置要請</u> の基準	① 応援要求と災害応援 <u>対策実施要請</u> の基準

頁	改訂前	改訂後
87	市に災害が発生し、災害応急措置を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第68条に基づき、埼玉県知事に対し応援を求め、又は埼玉県知事に対し災害応急対策の実施を要請する。	市に災害が発生し、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第68条に基づき、埼玉県知事に対し応援を求め、又は埼玉県知事に対し災害応急対策の実施を要請する。
87	② 応援要求・災害応急措置要請の方法	② 応援要求・災害応急対策実施要請の方法
87	<p>▶応援要求及び応援措置要請者は市長とし、その手続き等は「総括班」の指示に基づき、「総務・動員班」が行う。</p> <p>▶要求及び要請先は、埼玉県知事とする。</p> <p>▶要求及び要請の手続きは、次の事項を記載した文書をもって行う。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等をもって要求等を行い、事後速やかに文書を提出するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害の状況 ・応援要求又は災害応急措置の要請の理由 ・応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 ・応援又は災害応急措置の実施を必要とする場所及び応援場所への経路 ・応援又は災害応急措置の実施を必要とする活動内容及び期間 ・その他応援の要求又は災害応急措置の要請に関し必要な事項 	<p>▶応援要求及び災害応急措置要請者は市長(本部長)とし、その手続き等は「総括班」の指示に基づき、「総務・動員班」が行う。</p> <p>▶要求及び要請先は、埼玉県知事とする。</p> <p>▶要求等の手続きは、次の事項を記載した文書をもって行う。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等をもって要求等を行い、事後速やかに文書を提出するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害の状況 ・応援要求又は災害応急措置要請の理由 ・応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 ・応援又は災害応急措置の実施を必要とする場所及び応援場所への経路 ・応援又は災害応急措置の実施を必要とする活動内容及び期間 ・その他応援の要求又は災害応急措置の要請に関し必要な事項
	<p>(4) 職員の派遣要請及び派遣あつ旋要求</p> <p>③ 他の普通地方公共団体の職員の派遣あつ旋要求</p>	<p>(4) 職員の派遣要請及び派遣あつ旋要求</p> <p>③ 他の普通地方公共団体の職員の派遣あつ旋要求</p>
87	災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、災害対策基本法第30条第2項に基づき、埼玉県知事に対し、地方自治法第252条の17の規定による他の普通地方公共団体の職員の派遣についてあつ旋を要求する。	災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、災害対策基本法第30条第2項に基づき、埼玉県知事に対し、地方自治法第252条の17に基づく他の普通地方公共団体の職員の派遣についてあつ旋を要求する。

頁	改訂前	改訂後
	④ 職員の派遣要請及び派遣あつ旋要求の手続き	④ 職員の派遣要請及び派遣あつ旋要求の手続き
87	ア) 職員の派遣要請 <u>及び派遣あつ旋要求</u> の手続き	ア) 職員の派遣要請の手続き
	第4節 注意報、警報及び特別警報伝達計画 第2 注意報・警報・特別警報の種類及び発表基準 2 注意報、警報及び特別警報の種類と発表基準	第4節 注意報、警報及び特別警報伝達計画 第2 注意報・警報・特別警報の種類及び発表基準 2 注意報、警報及び特別警報の種類と発表基準
94	気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づき、熊谷気象台が発表する注意報・警報・特別警報の種類及び発表基準は次のとおりである。	気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づき、熊谷 <u>地方</u> 気象台が発表する注意報・警報・特別警報の種類及び発表基準は次のとおりである。
	■注意報・警報・特別警報の種類及び発表基準 (一次細分区域：北部、二次細分区域：久喜市)	■注意報・警報・特別警報の種類及び発表基準 (一次細分区域：北部、二次細分区域：久喜市)
94	警報 洪水 流域雨量指数基準 注) 元荒川流域=17.1 大落古利根川流域=9.9 星川流域=12.5 備前前堀川流域=4 中川流域=15.9 稲荷木落流域=7.1	警報 洪水 流域雨量指数基準 注) 元荒川流域=19.4 青毛堀川流域=10.9 星川流域=13.9 備前前堀川流域=3.9 中川流域=17.3 稲荷木落流域=6.4
94	複合基準 注) 星川流域= (10, 9.2)	複合基準 注) 星川流域= (10, 9.4)
94	<u>(新設)</u>	<u>指定河川洪水予報による基準</u> <u>利根川上流部【八斗島・栗橋】、江戸川【西関宿】</u>

頁	改訂前	改訂後
94	注意報 大雨 土壌雨量指数基準 注) <u>115</u>	注意報 大雨 土壌雨量指数基準 注) <u>117</u>
94	注意報 洪水 流域雨量指数基準 注) 元荒川流域= <u>13.6</u> 大落古利根川流域= <u>7.9</u> 星川流域= <u>10</u> 備前前堀川流域= <u>3.2</u> 中川流域= <u>12.7</u> 稲荷木落流域= <u>5.6</u>	注意報 洪水 流域雨量指数基準 注) 元荒川流域= <u>15.5</u> 青毛堀川流域= <u>8.7</u> 星川流域= <u>11.1</u> 備前前堀川流域= <u>3.1</u> 中川流域= <u>13.8</u> 稲荷木落流域= <u>5.1</u>
94	複合基準 注) <u>大落古利根川流域 = (7, 5.4)</u> 星川流域 = (6, 8) 備前前堀川流域 = (5, <u>3</u>) 中川流域 = (<u>7, 12.7</u>) 稻荷木落流域 = (6, <u>4.5</u>)	複合基準 注) <u>元荒川流域 = (7, 15.5)</u> 青毛堀川流域 = (5, <u>8.7</u>) 星川流域 = (6, 8) 備前前堀川流域 = (5, <u>2.9</u>) 中川流域 = (6, <u>13.8</u>) 稲荷木落流域 = (<u>7, 5.1</u>)
94	<u>(新設)</u>	<u>指定河川洪水予報による基準</u> <u>利根川上流部【栗橋】</u>
95	低温 <u>夏季</u> ：低温のため農作物に著しい被害が予想される場合 <u>冬季</u> ：最低気温 – 6 °C以下（冬季の気温は熊谷気象台の値）	低温 <u>夏期</u> ：低温のため農作物に著しい被害が予想される場合 <u>冬期</u> ：最低気温 – 6 °C以下（冬季の気温は熊谷 <u>地方</u> 気象台の値）
95	記録的短時間大雨情報 1時間雨量100mm、かつ、大雨警報発表中に、キクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合	記録的短時間大雨情報 1時間雨量100mm
95	出典）「警報・注意報発表基準一覧表（平成30年5月30日、熊谷地方気象台）」、「気象等に関する特別警報の発表基準（気象庁HP）」	出典）「警報・注意報発表基準一覧表（令和6年5月23日、熊谷地方気象台）」、「気象等に関する特別警報の発表基準（気象庁ホームページ）」

頁	改訂前	改訂後
	4 キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等	4 キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等
96	<p>洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）</p> <p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p>	<p>洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）</p> <p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p>
96	<p>流域雨量指数の予測値</p> <p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。</p>	<p>流域雨量指数の予測値</p> <p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）について、上流域での降雨による下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。</p>
	<p>第5節 災害情報通信計画</p> <p>第1 情報の連絡体制【市長公室】</p> <p>1 情報の収集・連絡系統</p>	<p>第5節 災害情報通信計画</p> <p>第1 情報の連絡体制【市長公室】</p> <p>1 情報の収集・連絡系統</p>
101	<p>■情報連絡系統図</p> <p>東日本電信電話㈱埼玉事業部</p>	<p>■情報連絡系統図</p> <p>NTT東日本㈱埼玉事業部</p>
	<p>2 通信連絡体制</p> <p>（5）非常電報及び緊急電報</p>	

頁	改訂前	改訂後																		
102	<p>防災関係機関は、災害対策基本法第57条、電気通信事業法第8条並びに電気通信事業法施行規則第55条、第56条の規定に基づき、この計画の定めるところにより非常電報及び緊急電報を活用するものとする。</p> <p>非常電報又は緊急電報を発信する場合は、「非常電報」又は「緊急電報」である旨を告げるとともに、頼信紙余白に「非常」又は「緊急」と朱書するものとする。</p>	<p>防災関係機関は、災害対策基本法第57条、電気通信事業法第8条並びに電気通信事業法施行規則第55条、第56条に基づき、この計画の定めるところにより非常電報及び緊急電報を活用するものとする。</p> <p>非常電報又は緊急電報を発信する場合は、「非常電報」又は「緊急電報」である旨を告げるとともに、頼信紙余白に「非常」又は「緊急」と朱書するものとする。</p>																		
	(8) 警察通信																			
105	<p>警察本部長又は警察署長は、埼玉県知事又は市長から災害対策基本法第57条の規定により、警察通信等の利用について要請があった場合は、協議のうえ、協力するものとする。</p>	<p>警察本部長又は警察署長は、埼玉県知事又は市長から災害対策基本法第57条に基づき、警察通信等の利用について要請があった場合は、協議のうえ、協力するものとする。</p>																		
	<p>第6節 災害広報計画</p> <p>第5 帰宅困難者・要配慮者への広報【市長公室、市民部、福祉部、埼玉県】</p> <p>1 帰宅困難者への広報</p>	<p>第6節 災害広報計画</p> <p>第5 帰宅困難者・要配慮者への広報【市長公室、市民部、福祉部、埼玉県】</p> <p>1 帰宅困難者への広報</p>																		
115	<p>■帰宅困難者への広報</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>実施主体</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都内通勤学者への広報</td> <td>埼玉県</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 災害用伝言ダイヤル171や災害用伝言板等を利用した安否確認の促進広報 テレビ、ラジオ局への放送依頼、報道機関に対し、被害状況、交通情報、一時滞在施設情報等を広報 埼玉県ホームページ・SNS・埼玉県公式スマートフォンアプリ等による情報提供 </td></tr> <tr> <td>埼玉県内主要駅での帰宅困難者への広報</td> <td>埼玉県</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 災害用伝言ダイヤル171や災害用伝言板等を利用した安否確認の促進広報 テレビ、ラジオ局への放送依頼、報道機関に対し、被害状況、交通情報、一時滞在施設情報等を広報 埼玉県ホームページ・SNS・埼玉県公式スマートフォンアプリ等による情報提供 駅前の大型ビジョンによる情報提供 緊急速報エリアイメールによる発災直後の注意喚起 </td></tr> </tbody> </table>	区分	実施主体	内容	東京都内通勤学者への広報	埼玉県	<ul style="list-style-type: none"> 災害用伝言ダイヤル171や災害用伝言板等を利用した安否確認の促進広報 テレビ、ラジオ局への放送依頼、報道機関に対し、被害状況、交通情報、一時滞在施設情報等を広報 埼玉県ホームページ・SNS・埼玉県公式スマートフォンアプリ等による情報提供 	埼玉県内主要駅での帰宅困難者への広報	埼玉県	<ul style="list-style-type: none"> 災害用伝言ダイヤル171や災害用伝言板等を利用した安否確認の促進広報 テレビ、ラジオ局への放送依頼、報道機関に対し、被害状況、交通情報、一時滞在施設情報等を広報 埼玉県ホームページ・SNS・埼玉県公式スマートフォンアプリ等による情報提供 駅前の大型ビジョンによる情報提供 緊急速報エリアイメールによる発災直後の注意喚起 	<p>■帰宅困難者への広報</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>実施主体</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都内通勤学者への広報</td> <td>埼玉県</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 災害用伝言ダイヤル171や災害用伝言板等を利用した安否確認の促進広報 テレビ、ラジオ局への放送依頼、報道機関に対し、被害状況、交通情報、一時滞在施設情報等を広報 埼玉県ホームページ・SNS等による情報提供 </td></tr> <tr> <td>埼玉県内主要駅での帰宅困難者への広報</td> <td>埼玉県</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 災害用伝言ダイヤル171や災害用伝言板等を利用した安否確認の促進広報 テレビ、ラジオ局への放送依頼、報道機関に対し、被害状況、交通情報、一時滞在施設情報等を広報 埼玉県ホームページ・SNS等による情報提供 駅前の大型ビジョンによる情報提供 緊急速報エリアイメールによる発災直後の注意喚起 </td></tr> </tbody> </table>	区分	実施主体	内容	東京都内通勤学者への広報	埼玉県	<ul style="list-style-type: none"> 災害用伝言ダイヤル171や災害用伝言板等を利用した安否確認の促進広報 テレビ、ラジオ局への放送依頼、報道機関に対し、被害状況、交通情報、一時滞在施設情報等を広報 埼玉県ホームページ・SNS等による情報提供 	埼玉県内主要駅での帰宅困難者への広報	埼玉県	<ul style="list-style-type: none"> 災害用伝言ダイヤル171や災害用伝言板等を利用した安否確認の促進広報 テレビ、ラジオ局への放送依頼、報道機関に対し、被害状況、交通情報、一時滞在施設情報等を広報 埼玉県ホームページ・SNS等による情報提供 駅前の大型ビジョンによる情報提供 緊急速報エリアイメールによる発災直後の注意喚起
区分	実施主体	内容																		
東京都内通勤学者への広報	埼玉県	<ul style="list-style-type: none"> 災害用伝言ダイヤル171や災害用伝言板等を利用した安否確認の促進広報 テレビ、ラジオ局への放送依頼、報道機関に対し、被害状況、交通情報、一時滞在施設情報等を広報 埼玉県ホームページ・SNS・埼玉県公式スマートフォンアプリ等による情報提供 																		
埼玉県内主要駅での帰宅困難者への広報	埼玉県	<ul style="list-style-type: none"> 災害用伝言ダイヤル171や災害用伝言板等を利用した安否確認の促進広報 テレビ、ラジオ局への放送依頼、報道機関に対し、被害状況、交通情報、一時滞在施設情報等を広報 埼玉県ホームページ・SNS・埼玉県公式スマートフォンアプリ等による情報提供 駅前の大型ビジョンによる情報提供 緊急速報エリアイメールによる発災直後の注意喚起 																		
区分	実施主体	内容																		
東京都内通勤学者への広報	埼玉県	<ul style="list-style-type: none"> 災害用伝言ダイヤル171や災害用伝言板等を利用した安否確認の促進広報 テレビ、ラジオ局への放送依頼、報道機関に対し、被害状況、交通情報、一時滞在施設情報等を広報 埼玉県ホームページ・SNS等による情報提供 																		
埼玉県内主要駅での帰宅困難者への広報	埼玉県	<ul style="list-style-type: none"> 災害用伝言ダイヤル171や災害用伝言板等を利用した安否確認の促進広報 テレビ、ラジオ局への放送依頼、報道機関に対し、被害状況、交通情報、一時滞在施設情報等を広報 埼玉県ホームページ・SNS等による情報提供 駅前の大型ビジョンによる情報提供 緊急速報エリアイメールによる発災直後の注意喚起 																		

頁	改訂前	改訂後
	<p>第7節 水防計画</p> <p>第3－2 利根川における水防活動【利根川栗橋流域水防事務組合】</p> <p>1 監視・警戒活動</p>	<p>第7節 水防計画</p> <p>第3－2 利根川における水防活動【利根川栗橋流域水防事務組合】</p> <p>1 監視・警戒活動</p>
119	<p>水防管理者（久喜市長）は、<u>出動命令を出した</u>ときから、水防区域の監視及び警戒を厳重にし、現在の被害箇所、その他特に重要な箇所を中心とした堤防の川側、上面及び居住地側の3班に分かれ巡回し、異常を発見した場合は直ちに国土交通省利根川上流河川事務所長、埼玉県杉戸県土整備事務所長に報告するとともに水防活動を開始する。</p> <p>また、必要に応じ、民間事業者への委任により水防活動を行うとともに、事業者が円滑に活動できるよう、あらかじめ、災害協定等の締結に努める。</p>	<p>水防管理者（久喜市長）は、<u>出水時に県から水防における非常配備体制が指令された</u>ときから、水防区域の監視及び警戒を厳重にし、現在の被害箇所、その他特に重要な箇所を中心とした堤防の川側、上面及び居住地側の3班に分かれ巡回し、異常を発見した場合は直ちに国土交通省利根川上流河川事務所長、埼玉県杉戸県土整備事務所長に報告するとともに水防活動を開始する。</p> <p>また、必要に応じ、民間事業者への委任により水防活動を行うとともに、事業者が円滑に活動できるよう、あらかじめ、災害協定等の締結に努める。</p>
	<p>5 決壊時の処置</p> <p>（1）通報</p>	<p>5 決壊時の処置</p> <p>（1）通報</p>
120	<p><u>堤防等が破堤又はこれに準すべき事態</u>が発生したときは、<u>水防管理者（久喜市長）は</u>水防法第25条の規定により、直ちにその旨を埼玉県杉戸県土整備事務所長及び氾濫を予想される方向の隣接水防管理団体又は<u>市長</u>に通報しなければならない。</p>	<p><u>水防に際し、堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水</u>が発生したときは、水防法第25条に基づき、<u>水防管理者（久喜市長）は</u>直ちにその旨を埼玉県杉戸県土整備事務所長及び氾濫が予想される方向の隣接水防管理団体又は<u>市町村長</u>に通報しなければならない。</p>
	<p>（2）警察官の出動要請</p>	<p>（2）警察官の出動要請</p>

頁	改訂前	改訂後
120	<p>堤防等が破堤又はこれに準すべき事態の発生が予想されるときは、水防管理者（久喜市長）は久喜警察署長及び幸手警察署長に対して警察官の出動を要請することができる。</p>	<p>水防に際し、堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水の発生が予想されるときは、水防管理者（久喜市長）は久喜警察署長及び幸手警察署長に対して警察官の出動を要請することができる。</p>
	（3）居住者等の水防義務	（3）居住者等の水防義務
121	<p>水防管理者（久喜市長）は、水防法第24条の規定に基づき、水防のため必要があると認めたときはその区域内に居住する者、又は水防現場にいる者を水防作業に従事させることができる。</p>	<p>水防管理者（久喜市長）は、水防法第24条に基づき、水防のため必要があると認めたときはその区域内に居住する者、又は水防現場にいる者を水防作業に従事させることができる。</p>
	6 避難のための立退き （1）立退き	6 避難のための立退き （1）立退き
121	<p>水防管理者（久喜市長）は、洪水により著しい危険が切迫し、その必要があると認めたときは、ラジオ、信号又はその他の方法により、水防法第29条による立退き又はその準備を指示する。</p>	<p>水防管理者（久喜市長）は、洪水により著しい危険が切迫し、その必要があると認めたときは、ラジオ、信号又はその他の方法により、水防法第29条に基づく立退き又はその準備を指示する。</p>
	第8節 交通対策計画 第3 交通対策に関する措置【建設部】 1 被災地内の交通対策	第8節 交通対策計画 第3 交通対策に関する措置【建設部】 1 被災地内の交通対策
124	<p>② 実施責任者は災害対策基本法施行令第32条第1項の規定により、交通規制を行うときは、その対象となる区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識等を設置する。</p>	<p>② 実施責任者は災害対策基本法施行令第32条第1項に基づき、交通規制を行うときは、その対象となる区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識等を設置する。</p>

頁	改訂前	改訂後
	<p>第9節 災害救助保護計画</p> <p>第1 避難活動【市長公室、福祉部、こども未来部、消防組合】</p> <p>(1) 実施責任者</p> <p>■避難の指示の実施責任者</p>	<p>第9節 災害救助保護計画</p> <p>第1 避難活動【市長公室、福祉部、こども未来部、消防組合】</p> <p>(1) 実施責任者</p> <p>■避難の指示の実施責任者</p>
127	<p>市長（※埼玉県知事）</p> <p><u>市民等の生命、身体に危険を及ぼす</u>と認めるとき、避難のための立退きを指示する。</p>	<p>市長（※埼玉県知事）</p> <p><u>人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要がある</u>と認めるとき、避難のための立退きを指示する。</p>
127	<p>警察官</p> <p>・市長が避難の指示ができないと認められ、しかも指示が急を要するとき。</p>	<p>警察官</p> <p>・市長が避難のための立退き若しくは緊急安全確保措置の指示ができないと認められ、しかも指示が急を要するとき。</p>
127	<p>自衛官</p> <p>自衛隊法第94条<u>の3</u></p>	<p>自衛官</p> <p>自衛隊法第94条</p>
128	<p>「高齢者等避難」は、指示より前の段階で発し、避難に時間を要する高齢者や障がい者等に避難開始を、その他の人々に避難準備を求めるものである。</p>	<p>「高齢者等避難」は、避難指示より前の段階で発し、避難に時間を要する高齢者や障がい者等に避難開始を、その他の人々に避難準備を求めるものである。</p>
	<p>(2) 避難情報の判断基準</p>	<p>(2) 避難情報の判断基準</p>

頁	改訂前	改訂後																								
128	<p>■避難情報の種類</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>発令時の状況</th><th>発令基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【警戒レベル3】 高齢者等避難</td><td>災害のおそれあり</td><td> <p>危険な場所から高齢者等は避難</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 <p>※避難を完了させるのに時間をする在宅又は施設利用者の高齢者及び隣室のある人等、及びその人の避難を支援する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。 </td></tr> <tr> <td>【警戒レベル4】 避難指示</td><td>災害のおそれ高い</td><td> <p>危険な場所から全員避難</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 </td></tr> <tr> <td>【警戒レベル5】 緊急安全確保</td><td>災害発生 又は切迫 〔必ず発令される 情報ではない〕</td><td> <p>命の危険 直ちに安全確保！</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定緊急避難場所等への立退き避難することができて危険である場合、緊急安全確保する。 ・ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。 </td></tr> </tbody> </table>	区分	発令時の状況	発令基準	【警戒レベル3】 高齢者等避難	災害のおそれあり	<p>危険な場所から高齢者等は避難</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 <p>※避難を完了させるのに時間をする在宅又は施設利用者の高齢者及び隣室のある人等、及びその人の避難を支援する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。 	【警戒レベル4】 避難指示	災害のおそれ高い	<p>危険な場所から全員避難</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 	【警戒レベル5】 緊急安全確保	災害発生 又は切迫 〔必ず発令される 情報ではない〕	<p>命の危険 直ちに安全確保！</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定緊急避難場所等への立退き避難することができて危険である場合、緊急安全確保する。 ・ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。 	<p>■避難情報の種類</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>発令時の状況</th><th>発令基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【警戒レベル3】 高齢者等避難</td><td>災害のおそれあり</td><td> <p>危険な場所から高齢者等は避難</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 <p>※避難を完了させるのに時間をする在宅又は施設利用者の高齢者及び隣がいのある人等、及びその人の避難を支援する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。 </td></tr> <tr> <td>【警戒レベル4】 避難指示</td><td>災害のおそれ高い</td><td> <p>危険な場所から全員避難</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 </td></tr> <tr> <td>【警戒レベル5】 緊急安全確保</td><td>災害発生 又は切迫 〔必ず発令される 情報ではない〕</td><td> <p>命の危険 直ちに安全確保！</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定緊急避難場所等への立退き避難することができて危険である場合、緊急安全確保する。 ・ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。 </td></tr> </tbody> </table>	区分	発令時の状況	発令基準	【警戒レベル3】 高齢者等避難	災害のおそれあり	<p>危険な場所から高齢者等は避難</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 <p>※避難を完了させるのに時間をする在宅又は施設利用者の高齢者及び隣がいのある人等、及びその人の避難を支援する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。 	【警戒レベル4】 避難指示	災害のおそれ高い	<p>危険な場所から全員避難</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 	【警戒レベル5】 緊急安全確保	災害発生 又は切迫 〔必ず発令される 情報ではない〕	<p>命の危険 直ちに安全確保！</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定緊急避難場所等への立退き避難することができて危険である場合、緊急安全確保する。 ・ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。
区分	発令時の状況	発令基準																								
【警戒レベル3】 高齢者等避難	災害のおそれあり	<p>危険な場所から高齢者等は避難</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 <p>※避難を完了させるのに時間をする在宅又は施設利用者の高齢者及び隣室のある人等、及びその人の避難を支援する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。 																								
【警戒レベル4】 避難指示	災害のおそれ高い	<p>危険な場所から全員避難</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 																								
【警戒レベル5】 緊急安全確保	災害発生 又は切迫 〔必ず発令される 情報ではない〕	<p>命の危険 直ちに安全確保！</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定緊急避難場所等への立退き避難することができて危険である場合、緊急安全確保する。 ・ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。 																								
区分	発令時の状況	発令基準																								
【警戒レベル3】 高齢者等避難	災害のおそれあり	<p>危険な場所から高齢者等は避難</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 <p>※避難を完了させるのに時間をする在宅又は施設利用者の高齢者及び隣がいのある人等、及びその人の避難を支援する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。 																								
【警戒レベル4】 避難指示	災害のおそれ高い	<p>危険な場所から全員避難</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 																								
【警戒レベル5】 緊急安全確保	災害発生 又は切迫 〔必ず発令される 情報ではない〕	<p>命の危険 直ちに安全確保！</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定緊急避難場所等への立退き避難することができて危険である場合、緊急安全確保する。 ・ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。 																								
128	<p>■避難情報発令の判断基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>発令基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者等避難</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・局地的災害が拡大したとき、あるいは、拡大するおそれがあるとき ・時間雨量が70mmを超えたとき ・利根川、江戸川、荒川の各観測地点の水位が「避難判断水位」を超えたとき </td></tr> <tr> <td>避難指示</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・災害の全市的な拡大により、相当規模の被害が発生し、又は発生のおそれがあるとき ・利根川、江戸川、荒川の各観測地点の水位が「氾濫危険水位」を超えたとき </td></tr> <tr> <td>緊急安全確保</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・利根川、江戸川、荒川の各観測地点の水位が「氾濫危険水位」を2m超えたとき ・近隣の地区で床上浸水や道路冠水が多数発生したとき ・関係機関から豪雨又は台風等災害に関する通報があり、ただちに自らの命を守る行動をとる必要があると判断されたとき ・特別警報が発令されたとき ・その他人命に危険があると認められるとき </td></tr> </tbody> </table>	区分	発令基準	高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ・局地的災害が拡大したとき、あるいは、拡大するおそれがあるとき ・時間雨量が70mmを超えたとき ・利根川、江戸川、荒川の各観測地点の水位が「避難判断水位」を超えたとき 	避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・災害の全市的な拡大により、相当規模の被害が発生し、又は発生のおそれがあるとき ・利根川、江戸川、荒川の各観測地点の水位が「氾濫危険水位」を超えたとき 	緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・利根川、江戸川、荒川の各観測地点の水位が「氾濫危険水位」を2m超えたとき ・近隣の地区で床上浸水や道路冠水が多数発生したとき ・関係機関から豪雨又は台風等災害に関する通報があり、ただちに自らの命を守る行動をとる必要があると判断されたとき ・特別警報が発令されたとき ・その他人命に危険があると認められるとき 	<p>■避難情報発令の判断基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>発令基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者等避難</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・局地的災害が拡大したとき、あるいは、拡大するおそれがあるとき ・時間雨量が70mmを超えたとき ・利根川、江戸川、荒川の各観測地点の水位が「避難判断水位」を超えたとき </td></tr> <tr> <td>避難指示</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・災害の全市的な拡大により、相当規模の被害が発生し、又は発生のおそれがあるとき ・利根川、江戸川、荒川の各観測地点の水位が「氾濫危険水位」を超えたとき </td></tr> <tr> <td>緊急安全確保</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・利根川、江戸川、荒川の各観測地点の水位が「氾濫開始相当水位」を超えたとき ・近隣の地区で床上浸水や道路冠水が多数発生したとき ・関係機関から豪雨又は台風等災害に関する通報があり、ただちに自らの命を守る行動をとる必要があると判断されたとき ・特別警報が発令されたとき ・その他人命に危険があると認められるとき </td></tr> </tbody> </table>	区分	発令基準	高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ・局地的災害が拡大したとき、あるいは、拡大するおそれがあるとき ・時間雨量が70mmを超えたとき ・利根川、江戸川、荒川の各観測地点の水位が「避難判断水位」を超えたとき 	避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・災害の全市的な拡大により、相当規模の被害が発生し、又は発生のおそれがあるとき ・利根川、江戸川、荒川の各観測地点の水位が「氾濫危険水位」を超えたとき 	緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・利根川、江戸川、荒川の各観測地点の水位が「氾濫開始相当水位」を超えたとき ・近隣の地区で床上浸水や道路冠水が多数発生したとき ・関係機関から豪雨又は台風等災害に関する通報があり、ただちに自らの命を守る行動をとる必要があると判断されたとき ・特別警報が発令されたとき ・その他人命に危険があると認められるとき 								
区分	発令基準																									
高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ・局地的災害が拡大したとき、あるいは、拡大するおそれがあるとき ・時間雨量が70mmを超えたとき ・利根川、江戸川、荒川の各観測地点の水位が「避難判断水位」を超えたとき 																									
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・災害の全市的な拡大により、相当規模の被害が発生し、又は発生のおそれがあるとき ・利根川、江戸川、荒川の各観測地点の水位が「氾濫危険水位」を超えたとき 																									
緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・利根川、江戸川、荒川の各観測地点の水位が「氾濫危険水位」を2m超えたとき ・近隣の地区で床上浸水や道路冠水が多数発生したとき ・関係機関から豪雨又は台風等災害に関する通報があり、ただちに自らの命を守る行動をとる必要があると判断されたとき ・特別警報が発令されたとき ・その他人命に危険があると認められるとき 																									
区分	発令基準																									
高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ・局地的災害が拡大したとき、あるいは、拡大するおそれがあるとき ・時間雨量が70mmを超えたとき ・利根川、江戸川、荒川の各観測地点の水位が「避難判断水位」を超えたとき 																									
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・災害の全市的な拡大により、相当規模の被害が発生し、又は発生のおそれがあるとき ・利根川、江戸川、荒川の各観測地点の水位が「氾濫危険水位」を超えたとき 																									
緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・利根川、江戸川、荒川の各観測地点の水位が「氾濫開始相当水位」を超えたとき ・近隣の地区で床上浸水や道路冠水が多数発生したとき ・関係機関から豪雨又は台風等災害に関する通報があり、ただちに自らの命を守る行動をとる必要があると判断されたとき ・特別警報が発令されたとき ・その他人命に危険があると認められるとき 																									
	<p>(3) 高齢者等避難、避難指示の伝達内容及び伝達方法</p> <p>② 市民への周知</p>	<p>(3) 高齢者等避難、避難指示の伝達内容及び伝達方法</p> <p>② 市民への周知</p>																								

頁	改訂前	改訂後
131	<p>■伝達方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 防災行政無線（サイレン吹鳴） ➢ 広報車 ➢ 市ホームページ、SNS、メール、エリアメール ➢ 緊急情報架電サービス ➢ 防災アプリ ➢ テレビ、ラジオ ➢ 標識など ➢ 口頭伝達 ➢ 関係機関の広報（消防車、パトカー） 	<p>■伝達方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 防災行政無線（サイレン吹鳴） ➢ 広報車 ➢ 市ホームページ、SNS、メール、エリアメール ➢ 緊急情報架電サービス ➢ <u>久喜市</u>防災アプリ ➢ テレビ、ラジオ ➢ 標識など ➢ 口頭伝達 ➢ 関係機関の広報（消防車、パトカー）
	（5）高齢者等避難、避難指示の解除	（5）高齢者等避難、避難指示の解除
131	<p>《参考》</p> <p>◆災害対策基本法第60条<u>の5</u>（市町村長の避難の指示等）</p> <p>市町村長は、避難の必要がなくなったときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。</p>	<p>《参考》</p> <p>◆災害対策基本法第60条<u>第5項</u>（市町村長の避難の指示等）</p> <p>市町村長は、避難の必要がなくなったときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。</p>
	<p>2 警戒区域の設定</p> <p>（2）警察官の措置（災害対策基本法第63条第2項）</p>	<p>2 警戒区域の設定</p> <p>（2）警察官の措置（災害対策基本法第63条第2項）</p>
131	<p>警察官は、市長<u>又は</u>委任を受けて市長の職権を行う職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警戒区域を設定することができる。この場合、警察官は、直ちに警戒区域を設定した旨を市長へ通報する。</p>	<p>警察官は、市長<u>若しくは</u>委任を受けて市長の職権を行う職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警戒区域を設定することができる。この場合、警察官は、直ちに警戒区域を設定した旨を市長へ通報する。</p>
	（3）消防局長又は消防署長の措置（消防法第23条の2）	（3）消防局長又は消防署長の措置（消防法第23条の2）

頁	改訂前	改訂後
132	消防局長又は消防署長は、ガス、火薬、危険物の漏えい、飛散、流出等の <u>現場において、火災警戒区域を設定することができる。</u>	消防長又は消防署長は、ガス、火薬 <u>又は</u> 危険物の漏えい、飛散、流出等の <u>事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれがあると認められるときは、火災警戒区域を設定して、その区域内における火気の使用を禁止し、又は総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入を禁止し、若しくは制限することができる。</u>
	(4) 消防吏員又は消防団員の措置（消防法第28条、消防法第36条）	(4) 消防吏員又は消防団員の措置（消防法第28条、消防法第36条）
132	消防吏員又は消防団員は、火災の現場において、消防法第28条に基づき消防警戒区域を設定することができる。 また、消防法第36条に基づき、水災を除く他の災害に関してもこれを準用する。	消防吏員又は消防団員は、火災の現場において、消防法第28条に基づき消防警戒区域を設定して、 <u>総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる。</u> また、消防法第36条に基づき、水災を除く他の災害に関してもこれを準用する。
	3 避難誘導及び移送 (3) 避難順位及び携行品の制限 ② 携行品の制限	3 避難誘導及び移送 (3) 避難順位及び携行品の制限 ② 携行品の制限

頁	改訂前	改訂後
133	<p>避難する場合の携行品は、緊急を要する場合は、貴重品（現金や預金通帳、印鑑、有価証券等）とし、時間的に余裕のある場合は、2食分位の食料及びタオル、ティッシュペーパー、照明具等の日用身の周り品、感染症予防用品等とする。</p> <p>また、非常持出し品については、平素から用意しておくものとする。</p>	<p>避難する場合の携行品は、緊急を要する場合は、貴重品（現金や預金通帳、印鑑、有価証券等）とし、時間的に余裕のある場合は、2食分程度の食料及びタオル、ティッシュペーパー、照明具等の日用身の周り品、感染症予防用品等とする。</p> <p>また、非常持出し品については、平時から用意しておくものとする。</p>
	<p>第2 自主避難のための滞在施設の提供【関係各室部】</p> <p>1 開設の目安</p>	<p>第2 自主避難のための滞在施設の提供【関係各室部】</p> <p>1 開設の目安</p>
134	<p>大型の台風（半径500km以上のカスリーン台風級：降雨量が平野部で約300mm/1日、山間部で約500mm/1日）が関東地方を通過することが想定され、本市に重大な影響を及ぼすと見込まれ、また、本市を通る路線の鉄道を含む首都圏の多くの鉄道で計画運休が見込まれる場合。</p>	<p>大型の台風（半径500km以上のカスリーン台風級：降雨量が平野部で約300mm/1日、山間部で約500mm/1日）が関東地方を通過し、本市に重大な影響を及ぼすことが見込まれ、また、本市を通る路線の鉄道を含む首都圏の多くの鉄道で計画運休が見込まれる場合とする。</p>
	5 避難所の閉鎖	5 避難所の閉鎖
134	<p>台風等による大雨の危険が去り、避難指示等が発令されている場合は、避難指示等が解除されたら、本部の判断で避難所を閉鎖する。</p>	<p>台風等による大雨の危険が去り、避難指示等が発令されている場合は、本部の判断により避難指示等を解除して避難所を閉鎖する。</p>
	<p>第3 避難所の設置・運営【市長公室、市民部、福祉部、健康スポーツ部、こども未来部、教育部】</p> <p>2 避難所の管理・運営</p> <p>（1）避難所の運営組織</p> <p>（2）避難所の運営</p>	<p>第3 避難所の設置・運営【市長公室、市民部、福祉部、健康スポーツ部、こども未来部、教育部】</p> <p>2 避難所の管理・運営</p> <p>（1）避難所の運営組織</p> <p>（2）避難所の運営</p>

頁	改訂前	改訂後
136	<p>また、避難所における生活環境に注意し、良好な生活の確保に努め、避難者のプライバシーの確保に配慮する。女性に配慮した避難所運営を行うため、運営には複数の女性を参加させるとともに、固定的性別役割分担による負担（女性が炊出しや清掃を担うなど）を防止し、男女共同参画や多様性の視点を踏まえた避難所運営を進めるものとする。</p>	<p>また、<u>あらかじめ避難所内のレイアウト図などの施設の利用計画を作成し、避難所開設当初からパーティションや簡易トイレを設置するなど、避難所における生活環境に注意し、良好な生活の確保に努め、避難者のプライバシーの確保に配慮する。女性に配慮した避難所運営を行うため、運営には複数の女性を参加させるとともに、固定的性別役割分担による負担（女性が炊出しや清掃を担うなど）を防止し、男女共同参画や多様性の視点を踏まえた避難所運営を進めるものとする。</u></p>
	(3) 要配慮者や女性、性的少数者への配慮	(3) 要配慮者や女性、性的少数者への配慮

頁	改訂前	改訂後
137	<p>高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者（自閉症等）、難病患者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者、女性や性的少数者の人権に配慮し、男女別や性別によらずだれでも利用できる更衣室やトイレ、授乳場所、クールダウンスペース（障がい者等が気持ちを落ち着かせることができる空間）等は開設当初から設置できるように努める。</p> <p>また、女性やこどもに対するセクシャル・ハラスメントや性犯罪を予防するため、更衣室、トイレ等の設置場所に配慮するとともに、注意喚起や巡回警備を実施するなど、安心・安全の確保に努める。</p> <p>さらに、女性の相談員、福祉相談員を配置、もしくは巡回させ、女性や要配慮者のニーズの変化に対応できるように配慮する。</p> <p>なお、女性からの相談等に対応する相談員の配置や相談窓口の開設・運営にあたっては、埼玉県男女共同参画推進センターや民間団体を積極的に活用する。</p> <p>また、L G B T Qなど性的少数者から相談を受ける場合はプライバシーを確保するとともに、アウティング（本人の了解なしに性的少数者であることなどを他人に暴露してしまうこと）をしないよう配慮して対応する。</p>	<p>高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者（自閉症等）、難病患者、<u>医療的ケア児者</u>、乳幼児、妊産婦等の要配慮者、女性や性的少数者の人権に配慮し、男女別や性別によらずだれでも利用できる更衣室やトイレ、授乳場所、クールダウンスペース（障がい者等が気持ちを落ち着かせることができる空間）等は開設当初から設置できるように努める。</p> <p>また、女性やこどもに対するセクシャル・ハラスメントや性犯罪を予防するため、更衣室、トイレ等の設置場所に配慮するとともに、注意喚起や巡回警備を実施するなど、安心・安全の確保に努める。</p> <p>さらに、女性の相談員、福祉相談員を配置、もしくは巡回させ、女性や要配慮者のニーズの変化に対応できるように配慮する。</p> <p>なお、女性からの相談等に対応する相談員の配置や相談窓口の開設・運営にあたっては、埼玉県男女共同参画推進センターや民間団体を積極的に活用する。</p> <p>また、L G B T Qなど性的少数者から相談を受ける場合はプライバシーを確保するとともに、アウティング（本人の了解なしに性的少数者であることなどを他人に暴露してしまうこと）をしないよう配慮して対応する。</p> <p><u>これらなどにより、被災者一人ひとりに寄り添ったきめ細かな支援の実施（災害ケースマネジメント）の体制について検討する。</u></p>
	（4）避難者の健康管理	（4）避難者の健康管理
138	避難生活では、心身双方の健康に不調をきたす可能性が高いため、良好な衛生状態を保つよう努め、避難者の健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所を設ける。この際、保健師等による健康相談の実施体制、医療救護班の派遣等の必要な措置をとる。	避難生活では、心身双方の健康に不調をきたす可能性が高いため、良好な衛生状態を保つよう努め、避難者の健康状態を十分把握し <u>て福祉的な支援を行い</u> 、必要に応じて救護所を設ける。この際、保健師等による健康相談の実施体制、医療救護班の派遣等の必要な措置をとる。

頁	改訂前	改訂後
138	(5) 避難所における <u>新型コロナウイルス</u> 感染症対策	(5) 避難所における感染症対策
138	<u>新型コロナウイルス</u> 感染症の伝播の恐れがある場合でも、災害の危険性が高まった際に避難所に避難すべき住民が躊躇なく避難できるよう、 <u>「避難所の運営に関する指針（新型コロナウイルス感染症に対応したガイドライン）」</u> （令和2年5月埼玉県作成）に沿って、防災担当部局と保健福祉部局等が連携し、主に以下の対策を取るものとする。	感染症の伝播の恐れがある場合でも、災害の危険性が高まった際に避難所に避難すべき住民が躊躇なく避難できるよう、防災担当部局と保健福祉部局等が連携し、主に以下の対策を取るものとする。
	② 感染症対策の実施	② 感染症対策の実施
138	避難所内は、世帯間で <u>概ね2mの</u> 間隔を確保するレイアウトを検討する。	避難所内は、世帯間で間隔を確保するレイアウトを検討する。
	③ 避難所受付時の検温、健康チェックリスト等による健康状態の確認	③ 避難所受付時の検温、健康チェックリスト等による健康状態の確認

頁	改訂前	改訂後
138	<p>避難所受付時に、検温、健康チェックリスト等による健康状態の確認を行う。</p> <p>また、避難所等に保健師等を巡回させるなど、避難者の感染症予防等を図るための体制を整備する。感染症の疑いがある者が発生した場合に備え管轄の保健所と連絡体制を整備する。</p> <p>避難者の体調が悪化した場合、医師に連絡し必要に応じて医師の診察を受けさせる。診察の結果、<u>新型コロナウイルス</u>感染症が疑われ、検査を受ける場合、結果が出るまで当面の間の当該避難者の処遇は医師の指示に従う。</p> <p>避難者が<u>新型コロナウイルス</u>感染症に感染したことを確認した場合、直ちに当該避難者を別の部屋などに隔離する等の適切な対応をする。</p>	<p>避難所受付時に、検温、健康チェックリスト等による健康状態の確認を行う。</p> <p>また、避難所等に保健師等を巡回させるなど、避難者の感染症予防等を図るための体制を整備する。感染症の疑いがある者が発生した場合に備え管轄の保健所と連絡体制を整備する。</p> <p>避難者の体調が悪化した場合、医師に連絡し必要に応じて医師の診察を受けさせる。診察の結果、感染症が疑われ、検査を受ける場合、結果が出るまで当面の間の当該避難者の処遇は医師の指示に従う。</p> <p>避難者が感染症に感染したことを確認した場合、直ちに当該避難者を別の部屋などに隔離する等の適切な対応をする。</p>
	(7) やむを得ず避難所に滞在できない被災者への配慮	(7) やむを得ず避難所に滞在できない被災者への配慮
139	<p>やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。</p> <p><u>特に車中泊の被災者に対しては、エコノミックラス症候群の予防のため、弹性ストッキングを推奨し、健康相談や保健指導を実施する。</u></p>	<p>やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。</p>
139		<u>① 在宅避難者等の支援等</u>
139	<u>(新設)</u>	<u>在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を在宅避難者等の支援拠点の利用者に対しても提供するものとする。</u>

頁	改訂前	改訂後																								
139		② 車中泊避難者の支援等																								
139	(新設)	<p>やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生することに備えて、あらかじめ地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを確保すること等、車中泊避難者の支援対策を検討するよう努めるものとする。</p> <p>これにより、車中泊避難を行うためのスペースを設置した場合は、当該スペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を当該スペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるほか、特に、エコノミークラス症候群の予防のため、弾性ストッキングを推奨し、健康相談や保健指導を実施する。</p>																								
	4 災害救助法の実施基準 (2) 救助基準	4 災害救助法の実施基準 (2) 救助基準																								
140	<p>■ 「避難所の供与」の実施基準（災害救助法） 〔令和5年4月1日適用〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準箇</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象</td> <td>現に被害を受け、又は被害を受けるおそれがある者</td> </tr> <tr> <td>支出費用</td> <td>設置、維持及び管理のための人件費、消耗器材費、建物器物等使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費、仮設炊事場及び便所の設置費 ※高齢者、障がい者等であって、「避難所」での避難生活において、特別な配慮を必要とする者を収容する「福祉避難所」を設置した場合、費用の限度額に特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算できる。</td> </tr> <tr> <td>費用の限度額</td> <td>(基本額) 避難所設置費 1人1日あたり340円の範囲内</td> </tr> <tr> <td>期間</td> <td>災害発生から7日以内</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td>避難所設置費には、天幕借上費一切の経費を含むものとする。 避難にあたっての輸送費は別途計上する。 冬季については、別に定める額を加算した額とする。 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	基準箇	対象	現に被害を受け、又は被害を受けるおそれがある者	支出費用	設置、維持及び管理のための人件費、消耗器材費、建物器物等使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費、仮設炊事場及び便所の設置費 ※高齢者、障がい者等であって、「避難所」での避難生活において、特別な配慮を必要とする者を収容する「福祉避難所」を設置した場合、費用の限度額に特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算できる。	費用の限度額	(基本額) 避難所設置費 1人1日あたり340円の範囲内	期間	災害発生から7日以内	備考	避難所設置費には、天幕借上費一切の経費を含むものとする。 避難にあたっての輸送費は別途計上する。 冬季については、別に定める額を加算した額とする。 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。	<p>■ 「避難所の供与」の実施基準（災害救助法） 〔令和5年4月1日適用〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>一般基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象</td> <td>現に被害を受け、又は被害を受けるおそれがある者</td> </tr> <tr> <td>対象経費</td> <td>設置、維持及び管理のための人件費、消耗器材費、建物器物等使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費、仮設炊事場及び便所の設置費 ※高齢者、障がい者等であって、「避難所」での避難生活において、特別な配慮を必要とする者を収容する「福祉避難所」を設置した場合、費用の限度額に特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算できる。</td> </tr> <tr> <td>費用の限度額</td> <td>(基本額) 避難所設置費 1人1日あたり360円の範囲内</td> </tr> <tr> <td>期間</td> <td>災害発生の日から7日以内</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td>避難所設置費には、天幕借上費一切の経費を含むものとする。 避難にあたっての輸送費は別途計上する。 冬季については、別に定める額を加算した額とする。 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	一般基準	対象	現に被害を受け、又は被害を受けるおそれがある者	対象経費	設置、維持及び管理のための人件費、消耗器材費、建物器物等使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費、仮設炊事場及び便所の設置費 ※高齢者、障がい者等であって、「避難所」での避難生活において、特別な配慮を必要とする者を収容する「福祉避難所」を設置した場合、費用の限度額に特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算できる。	費用の限度額	(基本額) 避難所設置費 1人1日あたり360円の範囲内	期間	災害発生の日から7日以内	備考	避難所設置費には、天幕借上費一切の経費を含むものとする。 避難にあたっての輸送費は別途計上する。 冬季については、別に定める額を加算した額とする。 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。
項目	基準箇																									
対象	現に被害を受け、又は被害を受けるおそれがある者																									
支出費用	設置、維持及び管理のための人件費、消耗器材費、建物器物等使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費、仮設炊事場及び便所の設置費 ※高齢者、障がい者等であって、「避難所」での避難生活において、特別な配慮を必要とする者を収容する「福祉避難所」を設置した場合、費用の限度額に特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算できる。																									
費用の限度額	(基本額) 避難所設置費 1人1日あたり340円の範囲内																									
期間	災害発生から7日以内																									
備考	避難所設置費には、天幕借上費一切の経費を含むものとする。 避難にあたっての輸送費は別途計上する。 冬季については、別に定める額を加算した額とする。 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。																									
項目	一般基準																									
対象	現に被害を受け、又は被害を受けるおそれがある者																									
対象経費	設置、維持及び管理のための人件費、消耗器材費、建物器物等使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費、仮設炊事場及び便所の設置費 ※高齢者、障がい者等であって、「避難所」での避難生活において、特別な配慮を必要とする者を収容する「福祉避難所」を設置した場合、費用の限度額に特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算できる。																									
費用の限度額	(基本額) 避難所設置費 1人1日あたり360円の範囲内																									
期間	災害発生の日から7日以内																									
備考	避難所設置費には、天幕借上費一切の経費を含むものとする。 避難にあたっての輸送費は別途計上する。 冬季については、別に定める額を加算した額とする。 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。																									

頁	改訂前	改訂後																								
	<p>第4 救急救助・医療救護【健康スポーツ部、消防組合、埼玉県】</p> <p>3 医療救護</p> <p>(2) 精神科救急医療の確保</p>	<p>第4 救急救助・医療救護【健康スポーツ部、消防組合、埼玉県】</p> <p>3 医療救護</p> <p>(2) 精神科救急医療の確保</p>																								
145	<p>被災者向けの相談窓口の開設や巡回サービス等の対策活動を通じ、環境の急変等から病状が悪化し、緊急に入院が必要な精神障害が認められた場合は、埼玉県内の精神科医療機関の協力を得ながら、入院できるための体制を確保する。</p>	<p>被災者向けの相談窓口の開設や巡回サービス等の対策活動を通じ、環境の急変等から病状が悪化し、緊急に入院が必要な精神障がいが認められた場合は、埼玉県内の精神科医療機関の協力を得ながら、入院できるための体制を確保する。</p>																								
	<p>(5) 災害救助法の実施基準</p> <p>② 救助基準</p>	<p>(5) 災害救助法の実施基準</p> <p>② 救助基準</p>																								
146	<p>■医療</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準第</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象</td> <td>医療の途を失った者</td> </tr> <tr> <td>支出費用</td> <td> 1 診療 2 薬剤又は治療材料の支給 3 処置手術、その他の治療及び施術 4 病院又は診療所への収容 5 看護 </td> </tr> <tr> <td>費用の限度額</td> <td> 1 救護班による場合、使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費 2 病院又は診療所による場合、国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者による場合、当該地域における協定料金の額以内 </td> </tr> <tr> <td>期間</td> <td>災害発生から14日以内</td> </tr> </tbody> </table>	項目	基準第	対象	医療の途を失った者	支出費用	1 診療 2 薬剤又は治療材料の支給 3 処置手術、その他の治療及び施術 4 病院又は診療所への収容 5 看護	費用の限度額	1 救護班による場合、使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費 2 病院又は診療所による場合、国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者による場合、当該地域における協定料金の額以内	期間	災害発生から14日以内	<p>■「医療」の実施基準（災害救助法）〔令和5年4月1日適用〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>一般基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象</td> <td>災害により医療の途を失った者</td> </tr> <tr> <td>医療の実施</td> <td>救護班により行うこと。ただし、急迫した事情があり止むを得ない場合は、病院又は診療所において医療（施術）を行うことができる。</td> </tr> <tr> <td>医療の範囲</td> <td> 1 診療 2 薬剤又は治療材料の支給 3 処置手術、その他の治療及び施術 4 病院又は診療所への収容 5 看護 </td> </tr> <tr> <td>対象経費</td> <td> 1 救護班による場合、使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具等の修繕費等の実費 2 病院又は診療所による場合、国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者による場合、当該地域における協定料金の額以内 </td> </tr> <tr> <td>期間</td> <td>災害発生の日から14日以内</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td>あくまでも応急的な処置である。 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師による施術を含む。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	一般基準	対象	災害により医療の途を失った者	医療の実施	救護班により行うこと。ただし、急迫した事情があり止むを得ない場合は、病院又は診療所において医療（施術）を行うことができる。	医療の範囲	1 診療 2 薬剤又は治療材料の支給 3 処置手術、その他の治療及び施術 4 病院又は診療所への収容 5 看護	対象経費	1 救護班による場合、使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具等の修繕費等の実費 2 病院又は診療所による場合、国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者による場合、当該地域における協定料金の額以内	期間	災害発生の日から14日以内	備考	あくまでも応急的な処置である。 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師による施術を含む。
項目	基準第																									
対象	医療の途を失った者																									
支出費用	1 診療 2 薬剤又は治療材料の支給 3 処置手術、その他の治療及び施術 4 病院又は診療所への収容 5 看護																									
費用の限度額	1 救護班による場合、使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費 2 病院又は診療所による場合、国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者による場合、当該地域における協定料金の額以内																									
期間	災害発生から14日以内																									
項目	一般基準																									
対象	災害により医療の途を失った者																									
医療の実施	救護班により行うこと。ただし、急迫した事情があり止むを得ない場合は、病院又は診療所において医療（施術）を行うことができる。																									
医療の範囲	1 診療 2 薬剤又は治療材料の支給 3 処置手術、その他の治療及び施術 4 病院又は診療所への収容 5 看護																									
対象経費	1 救護班による場合、使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具等の修繕費等の実費 2 病院又は診療所による場合、国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者による場合、当該地域における協定料金の額以内																									
期間	災害発生の日から14日以内																									
備考	あくまでも応急的な処置である。 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師による施術を含む。																									

頁	改訂前	改訂後																								
146	<p>■助産</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象</td><td>災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者で、災害のため助産の途を失った者</td></tr> <tr> <td>支出費用</td><td>1 分べんの介助 2 分べん前後の処置 3 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給</td></tr> <tr> <td>費用の限度額</td><td>1 救護班による場合、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合、当該地域における慣行料金の8割以内の額</td></tr> <tr> <td>期間</td><td>分べんした日から7日以内</td></tr> </tbody> </table>	項目	基準	対象	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者で、災害のため助産の途を失った者	支出費用	1 分べんの介助 2 分べん前後の処置 3 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給	費用の限度額	1 救護班による場合、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合、当該地域における慣行料金の8割以内の額	期間	分べんした日から7日以内	<p>■「助産」の実施基準（災害救助法）〔令和5年4月1日適用〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>一般基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象</td><td>災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者で、災害のため助産の途を失った者</td></tr> <tr> <td>助産の実施</td><td>救護班によって行われることが望ましいが、出産は一刻を争う場合も多いので助産師によることも差し支えない。</td></tr> <tr> <td>助産の範囲</td><td>1 分べんの介助 2 分べん前後の処置 3 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給</td></tr> <tr> <td>対象経費</td><td>1 救護班による場合、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合、当該地域における慣行料金の8割以内の額</td></tr> <tr> <td>期間</td><td>災害発生の日から7日以内</td></tr> <tr> <td>備考</td><td>出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産に要する状態にある者を含む。</td></tr> </tbody> </table>	項目	一般基準	対象	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者で、災害のため助産の途を失った者	助産の実施	救護班によって行われることが望ましいが、出産は一刻を争う場合も多いので助産師によることも差し支えない。	助産の範囲	1 分べんの介助 2 分べん前後の処置 3 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給	対象経費	1 救護班による場合、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合、当該地域における慣行料金の8割以内の額	期間	災害発生の日から7日以内	備考	出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産に要する状態にある者を含む。
項目	基準																									
対象	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者で、災害のため助産の途を失った者																									
支出費用	1 分べんの介助 2 分べん前後の処置 3 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給																									
費用の限度額	1 救護班による場合、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合、当該地域における慣行料金の8割以内の額																									
期間	分べんした日から7日以内																									
項目	一般基準																									
対象	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者で、災害のため助産の途を失った者																									
助産の実施	救護班によって行われることが望ましいが、出産は一刻を争う場合も多いので助産師によることも差し支えない。																									
助産の範囲	1 分べんの介助 2 分べん前後の処置 3 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給																									
対象経費	1 救護班による場合、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合、当該地域における慣行料金の8割以内の額																									
期間	災害発生の日から7日以内																									
備考	出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産に要する状態にある者を含む。																									
	<p>第5 遺体の搜索、処理及び埋・火葬計画【総務部、市民部、福祉部、警察署】</p> <p>1 遺体の搜索</p> <p>(1) 遺体の搜索</p> <p>⑦ 搜索期間</p>	<p>第5 遺体の搜索、処理及び埋・火葬計画【総務部、市民部、福祉部、警察署】</p> <p>1 遺体の搜索</p> <p>(1) 遺体の搜索</p> <p>⑦ 搜索期間</p>																								
149	遺体の搜索期間は、原則として、災害発生から10日以内とする。ただし、10日を経過してもなお搜索を要する場合には、搜索期間の延長について、埼玉県知事へ申請する。	遺体の搜索期間は、原則として、災害発生の日から10日以内とする。ただし、10日を経過してもなお搜索を要する場合には、搜索期間の延長について、埼玉県知事へ申請する。																								
	<p>4 災害救助法の実施基準</p> <p>② 救助の基準</p>	<p>4 災害救助法の実施基準</p> <p>② 救助の基準</p>																								

頁	改訂前	改訂後																						
151	<p>■「遺体の搜索」の実施基準（災害救助法）〔令和5年4月1日適用〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>基準等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象</td><td>行方不明の状態にあり、かつ周辺の事情から既に死亡していると推定される者</td></tr> <tr> <td>支出費用</td><td>捜索のための機械器具の購入費、借上費、修繕費及び燃料費</td></tr> <tr> <td>費用の限度額</td><td>当該地域における通常の実費</td></tr> <tr> <td>期間</td><td>災害発生の日から10日以内</td></tr> <tr> <td>備考</td><td>輸送費、人件費は別途計上する。</td></tr> </tbody> </table>	項目	基準等	対象	行方不明の状態にあり、かつ周辺の事情から既に死亡していると推定される者	支出費用	捜索のための機械器具の購入費、借上費、修繕費及び燃料費	費用の限度額	当該地域における通常の実費	期間	災害発生の日から10日以内	備考	輸送費、人件費は別途計上する。	<p>■「遺体の搜索」の実施基準（災害救助法）〔令和5年4月1日適用〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>一般基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象</td><td>災害により、現に行方不明の状態にあり、かつ、周辺の事情により既に死亡していると推定される者を捜索するもの</td></tr> <tr> <td>対象経費</td><td>舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費</td></tr> <tr> <td>期間</td><td>災害発生の日から10日以内</td></tr> </tbody> </table>	項目	一般基準	対象	災害により、現に行方不明の状態にあり、かつ、周辺の事情により既に死亡していると推定される者を捜索するもの	対象経費	舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費	期間	災害発生の日から10日以内		
項目	基準等																							
対象	行方不明の状態にあり、かつ周辺の事情から既に死亡していると推定される者																							
支出費用	捜索のための機械器具の購入費、借上費、修繕費及び燃料費																							
費用の限度額	当該地域における通常の実費																							
期間	災害発生の日から10日以内																							
備考	輸送費、人件費は別途計上する。																							
項目	一般基準																							
対象	災害により、現に行方不明の状態にあり、かつ、周辺の事情により既に死亡していると推定される者を捜索するもの																							
対象経費	舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費																							
期間	災害発生の日から10日以内																							
	<p>(2) 遺体の処理</p> <p>② 救助の基準</p>	<p>(2) 遺体の処理</p> <p>② 救助の基準</p>																						
151	<p>■「遺体の処理」の実施基準（災害救助法）〔令和5年4月1日適用〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>基準等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象</td><td>災害の際死亡した者</td></tr> <tr> <td>支出費用</td><td> <p>1 洗浄、縫合、消毒等の処置</p> <p>2 一時保存</p> <p>3 檢査</p> </td></tr> <tr> <td>費用の限度額</td><td> <p>1 1体 3,500円以内</p> <p>2 既存建物利用の場合 : 通常の実費</p> <p>既存建物を利用できない場合 : 1体5,500円以内</p> <p>※遺体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。</p> <p>3 <u>日赤救護班以外は当該地域の慣行料金の額以内</u></p> </td></tr> <tr> <td>期間</td><td>災害発生の日から10日以内</td></tr> <tr> <td>備考</td><td> <p>1 檢査は、原則として日赤救護班により行う。</p> <p>2 輸送費、人件費は別途計上する。</p> </td></tr> </tbody> </table>	項目	基準等	対象	災害の際死亡した者	支出費用	<p>1 洗浄、縫合、消毒等の処置</p> <p>2 一時保存</p> <p>3 檢査</p>	費用の限度額	<p>1 1体 3,500円以内</p> <p>2 既存建物利用の場合 : 通常の実費</p> <p>既存建物を利用できない場合 : 1体5,500円以内</p> <p>※遺体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。</p> <p>3 <u>日赤救護班以外は当該地域の慣行料金の額以内</u></p>	期間	災害発生の日から10日以内	備考	<p>1 檢査は、原則として日赤救護班により行う。</p> <p>2 輸送費、人件費は別途計上する。</p>	<p>■「遺体の処理」の実施基準（災害救助法）〔令和5年4月1日適用〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>一般基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象</td><td>災害の際死亡した者に、遺体に関する処理（埋葬を除く）を行うもの</td></tr> <tr> <td>費用の限度額</td><td> <p>1 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置 : 1体当たり3,700円以内</p> <p>2 遺体の一時保存 : 遺体一時保存施設利用時 : 通常の実費 <u>上記を利用できない場合 : 1体当たり5,900円以内</u></p> <p>※ドライアイスの購入費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。</p> <p>3 <u>検査</u> <u>救護班以外は当該地域の慣行料金</u></p> </td></tr> <tr> <td>期間</td><td>災害発生の日から10日以内</td></tr> <tr> <td>備考</td><td> <p>1 遺体の一時保存について、既存施設を利用した場合は借上料、利用できない場合は賃金職員雇上費及び輸送費が対象</p> <p>2 救護班が検査をする場合は特別の費用は生じない。それ以外の場合も、遺族等がいる場合は当該遺族等が負担する。</p> </td></tr> </tbody> </table>	項目	一般基準	対象	災害の際死亡した者に、遺体に関する処理（埋葬を除く）を行うもの	費用の限度額	<p>1 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置 : 1体当たり3,700円以内</p> <p>2 遺体の一時保存 : 遺体一時保存施設利用時 : 通常の実費 <u>上記を利用できない場合 : 1体当たり5,900円以内</u></p> <p>※ドライアイスの購入費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。</p> <p>3 <u>検査</u> <u>救護班以外は当該地域の慣行料金</u></p>	期間	災害発生の日から10日以内	備考	<p>1 遺体の一時保存について、既存施設を利用した場合は借上料、利用できない場合は賃金職員雇上費及び輸送費が対象</p> <p>2 救護班が検査をする場合は特別の費用は生じない。それ以外の場合も、遺族等がいる場合は当該遺族等が負担する。</p>
項目	基準等																							
対象	災害の際死亡した者																							
支出費用	<p>1 洗浄、縫合、消毒等の処置</p> <p>2 一時保存</p> <p>3 檢査</p>																							
費用の限度額	<p>1 1体 3,500円以内</p> <p>2 既存建物利用の場合 : 通常の実費</p> <p>既存建物を利用できない場合 : 1体5,500円以内</p> <p>※遺体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。</p> <p>3 <u>日赤救護班以外は当該地域の慣行料金の額以内</u></p>																							
期間	災害発生の日から10日以内																							
備考	<p>1 檢査は、原則として日赤救護班により行う。</p> <p>2 輸送費、人件費は別途計上する。</p>																							
項目	一般基準																							
対象	災害の際死亡した者に、遺体に関する処理（埋葬を除く）を行うもの																							
費用の限度額	<p>1 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置 : 1体当たり3,700円以内</p> <p>2 遺体の一時保存 : 遺体一時保存施設利用時 : 通常の実費 <u>上記を利用できない場合 : 1体当たり5,900円以内</u></p> <p>※ドライアイスの購入費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。</p> <p>3 <u>検査</u> <u>救護班以外は当該地域の慣行料金</u></p>																							
期間	災害発生の日から10日以内																							
備考	<p>1 遺体の一時保存について、既存施設を利用した場合は借上料、利用できない場合は賃金職員雇上費及び輸送費が対象</p> <p>2 救護班が検査をする場合は特別の費用は生じない。それ以外の場合も、遺族等がいる場合は当該遺族等が負担する。</p>																							
	<p>(3) 埋葬</p> <p>② 救助の基準</p>	<p>(3) 埋葬</p> <p>② 救助の基準</p>																						

頁	改訂前	改訂後																						
152	<p>■「埋葬」の実施基準（災害救助法）〔令和5年4月1日適用〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象</td><td>災害の際死亡した者</td></tr> <tr> <td>支出費用</td><td> 1 棺（付属品を含む） 2 埋葬又は火葬（<u>人件費</u>を含む） 3 骨つぼ及び骨箱 </td></tr> <tr> <td>費用の限度額</td><td>1体 大人（12歳以上） <u>219,100</u>円以内 小人（12歳未満） <u>175,200</u>円以内</td></tr> <tr> <td>期間</td><td>災害発生の日から10日以内</td></tr> <tr> <td>備考</td><td>実際に埋葬する者に支給する。</td></tr> </tbody> </table>	項目	基準	対象	災害の際死亡した者	支出費用	1 棺（付属品を含む） 2 埋葬又は火葬（ <u>人件費</u> を含む） 3 骨つぼ及び骨箱	費用の限度額	1体 大人（12歳以上） <u>219,100</u> 円以内 小人（12歳未満） <u>175,200</u> 円以内	期間	災害発生の日から10日以内	備考	実際に埋葬する者に支給する。	<p>■「埋葬」の実施基準（災害救助法）〔令和5年4月1日適用〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>一般基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象</td><td>災害の際死亡した者を対象に、実際に埋葬を実施するものに支給</td></tr> <tr> <td>対象経費</td><td> 1 棺（付属品を含む） 2 埋葬又は火葬（<u>賃金</u><u>職員雇用費</u>を含む） 3 骨つぼ及び骨箱 </td></tr> <tr> <td>費用の限度額</td><td>1体<u>当たり</u> 大人（12歳以上） <u>232,200</u>円以内 小人（12歳未満） <u>185,700</u>円以内</td></tr> <tr> <td>期間</td><td>災害発生の日から10日以内</td></tr> </tbody> </table>	項目	一般基準	対象	災害の際死亡した者を対象に、実際に埋葬を実施するものに支給	対象経費	1 棺（付属品を含む） 2 埋葬又は火葬（ <u>賃金</u> <u>職員雇用費</u> を含む） 3 骨つぼ及び骨箱	費用の限度額	1体 <u>当たり</u> 大人（12歳以上） <u>232,200</u> 円以内 小人（12歳未満） <u>185,700</u> 円以内	期間	災害発生の日から10日以内
項目	基準																							
対象	災害の際死亡した者																							
支出費用	1 棺（付属品を含む） 2 埋葬又は火葬（ <u>人件費</u> を含む） 3 骨つぼ及び骨箱																							
費用の限度額	1体 大人（12歳以上） <u>219,100</u> 円以内 小人（12歳未満） <u>175,200</u> 円以内																							
期間	災害発生の日から10日以内																							
備考	実際に埋葬する者に支給する。																							
項目	一般基準																							
対象	災害の際死亡した者を対象に、実際に埋葬を実施するものに支給																							
対象経費	1 棺（付属品を含む） 2 埋葬又は火葬（ <u>賃金</u> <u>職員雇用費</u> を含む） 3 骨つぼ及び骨箱																							
費用の限度額	1体 <u>当たり</u> 大人（12歳以上） <u>232,200</u> 円以内 小人（12歳未満） <u>185,700</u> 円以内																							
期間	災害発生の日から10日以内																							
	<p>第6 要配慮者等の安全確保対策【市長公室、総務部、市民部、環境経済部、福祉部、こども未来部、消防組合】</p> <p>2 要配慮者に対する対策</p> <p>（2）要配慮者への避難情報（高齢者等避難）の伝達</p> <p>①洪水浸水想定区域の在宅の要配慮者への避難情報の伝達</p>	<p>第6 要配慮者等の安全確保対策【市長公室、総務部、市民部、環境経済部、福祉部、こども未来部、消防組合】</p> <p>2 要配慮者に対する対策</p> <p>（2）要配慮者への避難情報（高齢者等避難）の伝達</p> <p>①洪水浸水想定区域の在宅の要配慮者への避難情報の伝達</p>																						
153	<p>市は、防災行政無線（<u>固定</u>系）のほか広報車等を用いて高齢者等避難を伝達する。避難支援者は、高齢者等避難に従い、要配慮者に対する避難の支援活動を開始する。</p>	<p>市は、防災行政無線（<u>同報</u>系）のほか広報車等を用いて高齢者等避難を伝達する。避難支援者は、高齢者等避難に従い、要配慮者に対する避難の支援活動を開始する。</p>																						
	<p>（3）避難行動要支援者の避難支援及び避難所への収容</p>	<p>（3）避難行動要支援者の避難支援及び避難所への収容</p>																						

頁	改訂前	改訂後																						
153	<p>③ 要援護者見守り支援登録台帳及び個別避難計画の<u>平常時</u>からの提供に不同意であった者についても、現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときには、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に台帳情報を提供できる。</p>	<p>③ 要援護者見守り支援登録台帳及び個別避難計画の<u>平時</u>からの提供に不同意であった者についても、現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときには、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に台帳情報を提供できる。</p>																						
	<p>第10節 生活支援計画</p> <p>第1 飲料水の確保・供給【市長公室、上下水道部】</p> <p>3 応急給水の目標水量</p>	<p>第10節 生活支援計画</p> <p>第1 飲料水の確保・供給【市長公室、上下水道部】</p> <p>3 応急給水の目標水量</p>																						
156	なお、市民は、自ら3日分（推奨1週間）の飲料水を備蓄し、災害発生時に活用する。	なお、市民は、自ら3日間（推奨1週間） <u>分</u> の飲料水を備蓄し、災害発生時に活用する。																						
	<p>6 災害救助法の実施基準</p> <p>(2) 救助の基準</p>	<p>6 災害救助法の実施基準</p> <p>(2) 救助の基準</p>																						
159	<p>■「飲料水の供給」実施基準（災害救助法）〔令和5年4月1日適用〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象</td> <td>現に飲料水を得ることができない者</td> </tr> <tr> <td>支出費用</td> <td>1 水の購入費 2 納水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費 3 浄水用の薬品及び資材費</td> </tr> <tr> <td>費用の限度額</td> <td>当該地域における通常の実費</td> </tr> <tr> <td>期間</td> <td>災害発生の日から7日以内</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td>輸送費、人件費は別途計上する。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	基準等	対象	現に飲料水を得ることができない者	支出費用	1 水の購入費 2 納水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費 3 浄水用の薬品及び資材費	費用の限度額	当該地域における通常の実費	期間	災害発生の日から7日以内	備考	輸送費、人件費は別途計上する。	<p>■「飲料水の供給」実施基準（災害救助法）〔令和5年4月1日適用〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>一般基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象</td> <td>災害により現に飲料水を得ことができない者</td> </tr> <tr> <td>対象経費</td> <td>1 水の購入費 2 納水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費 3 浄水に必要な薬品又は資材費であって、当該地域における通常の実費</td> </tr> <tr> <td>期間</td> <td>災害発生の日から7日以内</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td>1 機械：自動車、給水車、ポンプ等 器具：バケツ、ボリタンク、瓶等 2 薬品：ろ水器及び直接浄水するカルキ等 資材：ろ水器に使用するフィルター等</td> </tr> </tbody> </table>	項目	一般基準	対象	災害により現に飲料水を得ことができない者	対象経費	1 水の購入費 2 納水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費 3 浄水に必要な薬品又は資材費であって、当該地域における通常の実費	期間	災害発生の日から7日以内	備考	1 機械：自動車、給水車、ポンプ等 器具：バケツ、ボリタンク、瓶等 2 薬品：ろ水器及び直接浄水するカルキ等 資材：ろ水器に使用するフィルター等
項目	基準等																							
対象	現に飲料水を得ることができない者																							
支出費用	1 水の購入費 2 納水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費 3 浄水用の薬品及び資材費																							
費用の限度額	当該地域における通常の実費																							
期間	災害発生の日から7日以内																							
備考	輸送費、人件費は別途計上する。																							
項目	一般基準																							
対象	災害により現に飲料水を得ことができない者																							
対象経費	1 水の購入費 2 納水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費 3 浄水に必要な薬品又は資材費であって、当該地域における通常の実費																							
期間	災害発生の日から7日以内																							
備考	1 機械：自動車、給水車、ポンプ等 器具：バケツ、ボリタンク、瓶等 2 薬品：ろ水器及び直接浄水するカルキ等 資材：ろ水器に使用するフィルター等																							

頁	改訂前	改訂後																								
	<p>第2 食料の供給【環境経済部、福祉部、こども未来部、まちづくり推進部】</p> <p>1 食料供給の基本方針</p> <p>(1) 食料供給の基本的考え方</p>	<p>第2 食料の供給【環境経済部、福祉部、こども未来部、まちづくり推進部】</p> <p>1 食料供給の基本方針</p> <p>(1) 食料供給の基本的考え方</p>																								
159	市民は、自ら3日分（推奨1週間）の食料を備蓄し、災害時に活用する。	市民は、自ら3日間（推奨1週間）分の食料を備蓄し、災害時に活用する。																								
	<p>5 災害救助法の実施基準</p> <p>(2) 救助の基準</p>	<p>5 災害救助法の実施基準</p> <p>(2) 救助の基準</p>																								
163	<p>■「炊き出し、その他による食品の給与」の実施基準（災害救助法）〔令和5年4月1日適用〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>基準等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象</td><td>1 避難所に避難している者 2 住家に被害を受けて炊事のできない者 3 災害により現に炊事のできない者</td></tr> <tr> <td>支出費用</td><td>主食費、副食費、燃料費、雜費（器物使用謝金、消耗品の購入費）</td></tr> <tr> <td>費用の限度額</td><td>1人1日 1,230円以内</td></tr> <tr> <td>期間</td><td>灾害発生の日から7日以内 ただし、被災者が一時避難所等へ避難する場合は、この期間内に3日分以内を現物により支給することができる。</td></tr> <tr> <td>備考</td><td>食品給与のための総経費を延べ給食日数（1人1日3食換算）で除した金額が限度額以内であればよい。</td></tr> </tbody> </table>	項目	基準等	対象	1 避難所に避難している者 2 住家に被害を受けて炊事のできない者 3 災害により現に炊事のできない者	支出費用	主食費、副食費、燃料費、雜費（器物使用謝金、消耗品の購入費）	費用の限度額	1人1日 1,230円以内	期間	灾害発生の日から7日以内 ただし、被災者が一時避難所等へ避難する場合は、この期間内に3日分以内を現物により支給することができる。	備考	食品給与のための総経費を延べ給食日数（1人1日3食換算）で除した金額が限度額以内であればよい。	<p>■「炊き出し、その他による食品の給与」の実施基準（災害救助法）〔令和5年4月1日適用〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>一般基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象</td><td>1 避難所に避難している者 2 住家に被害を受けて炊事のできない者 3 災害により現に炊事のできない者</td></tr> <tr> <td>対象経費</td><td>主食費、副食費、燃料費、炊飯器・鍋等の使用謝金又は借上料、消耗器材費、雜費</td></tr> <tr> <td>費用の限度額</td><td>1人1日当たり 1,390円以内</td></tr> <tr> <td>期間</td><td>灾害発生の日から7日以内</td></tr> <tr> <td>備考</td><td>① 避難所ではなく、自宅において避難生活をしている方が避難所に炊き出し等の給与を受け取りに来た場合は対象となる。 ② 食品給与のための総経費を延べ給食日数（1人1日3食換算）で除した金額が限度額以内であればよい。</td></tr> </tbody> </table>	項目	一般基準	対象	1 避難所に避難している者 2 住家に被害を受けて炊事のできない者 3 災害により現に炊事のできない者	対象経費	主食費、副食費、燃料費、炊飯器・鍋等の使用謝金又は借上料、消耗器材費、雜費	費用の限度額	1人1日当たり 1,390円以内	期間	灾害発生の日から7日以内	備考	① 避難所ではなく、自宅において避難生活をしている方が避難所に炊き出し等の給与を受け取りに来た場合は対象となる。 ② 食品給与のための総経費を延べ給食日数（1人1日3食換算）で除した金額が限度額以内であればよい。
項目	基準等																									
対象	1 避難所に避難している者 2 住家に被害を受けて炊事のできない者 3 災害により現に炊事のできない者																									
支出費用	主食費、副食費、燃料費、雜費（器物使用謝金、消耗品の購入費）																									
費用の限度額	1人1日 1,230円以内																									
期間	灾害発生の日から7日以内 ただし、被災者が一時避難所等へ避難する場合は、この期間内に3日分以内を現物により支給することができる。																									
備考	食品給与のための総経費を延べ給食日数（1人1日3食換算）で除した金額が限度額以内であればよい。																									
項目	一般基準																									
対象	1 避難所に避難している者 2 住家に被害を受けて炊事のできない者 3 災害により現に炊事のできない者																									
対象経費	主食費、副食費、燃料費、炊飯器・鍋等の使用謝金又は借上料、消耗器材費、雜費																									
費用の限度額	1人1日当たり 1,390円以内																									
期間	灾害発生の日から7日以内																									
備考	① 避難所ではなく、自宅において避難生活をしている方が避難所に炊き出し等の給与を受け取りに来た場合は対象となる。 ② 食品給与のための総経費を延べ給食日数（1人1日3食換算）で除した金額が限度額以内であればよい。																									
	<p>第3 衣料、生活必需品等供給計画【環境経済部、福祉部、こども未来部、まちづくり推進部】</p> <p>3 災害救助法の実施基準</p> <p>(1) 実施責任機関</p>	<p>第3 衣料、生活必需品等供給計画【環境経済部、福祉部、こども未来部、まちづくり推進部】</p> <p>3 災害救助法の実施基準</p> <p>(1) 実施責任機関</p>																								

頁	改訂前	改訂後																																																																																																																																																																																																																																	
165	<p>災害救助法が適用された場合における「生活必需品等の給与又は貸与」は、市長が埼玉県知事の委任を受けて実施する。</p> <p>災害救助法が適用されない災害の場合における「生活必需品等の給与又は貸与」は、市長が行う。</p>	<p>災害救助法が適用された場合における「<u>被服、寝具その他</u>生活必需品等の給与又は貸与」は、市長が埼玉県知事の委任を受けて実施する。</p> <p>災害救助法が適用されない災害の場合における「<u>被服、寝具その他</u>生活必需品等の給与又は貸与」は、市長が行う。</p>																																																																																																																																																																																																																																	
	(2) 救助の基準	(2) 救助の基準																																																																																																																																																																																																																																	
165	<p>災害救助法が適用された場合は同法に基づき、同法が適用されない場合については同法に準じて行う。</p> <p>災害救助法による「生活必需品等の給与又は貸与」の実施基準は、次のとおりである。</p>	<p>災害救助法が適用された場合は同法に基づき、同法が適用されない場合については同法に準じて行う。</p> <p>災害救助法による「<u>被服、寝具その他</u>生活必需品等の給与又は貸与」の実施基準は、次のとおりである。</p>																																																																																																																																																																																																																																	
165	<p>■「生活必需品等の給与又は貸与」の実施基準（災害救助法）〔令和5年4月1日適用〕</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">項目</th> <th colspan="7">基準等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">対象</td> <td colspan="7">全半壊（焼）、流出、床上浸水等により生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者</td> </tr> <tr> <td colspan="2">被災者の実情に応じ</td> <td colspan="7"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">支出費用</td> <td colspan="7">1 被服、寝具及び身の周り品 2 日用品 3 炊事用具及び食器 4 光熱材料</td> </tr> <tr> <td colspan="2">費用の限度額（円）</td> <td>区分</td> <td>1人世帯</td> <td>2人世帯</td> <td>3人世帯</td> <td>4人世帯</td> <td>5人世帯</td> <td>6人以上1人を増すごとに加算</td> </tr> <tr> <td colspan="2">全壊</td> <td>夏</td> <td>19,200</td> <td>24,600</td> <td>36,500</td> <td>43,600</td> <td>55,200</td> <td>8,000</td> </tr> <tr> <td colspan="2">全焼</td> <td>冬</td> <td>31,800</td> <td>41,400</td> <td>57,200</td> <td>66,900</td> <td>84,300</td> <td>11,600</td> </tr> <tr> <td colspan="2">半壊</td> <td>夏</td> <td>6,300</td> <td>8,400</td> <td>12,600</td> <td>15,400</td> <td>19,400</td> <td>2,700</td> </tr> <tr> <td colspan="2">半焼</td> <td>冬</td> <td>10,100</td> <td>13,200</td> <td>18,800</td> <td>22,300</td> <td>28,300</td> <td>3,700</td> </tr> <tr> <td colspan="2">床上浸水</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">（注）夏季（4月～9月）、冬季（10月～3月）</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">期間</td> <td colspan="7">災害発生の日から10日以内</td> </tr> <tr> <td colspan="2">備考</td> <td colspan="7">1 現物給付に限る。 2 輸送費、人件費は、別途計上する。</td> </tr> </tbody> </table>	項目		基準等							対象		全半壊（焼）、流出、床上浸水等により生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者							被災者の実情に応じ									支出費用		1 被服、寝具及び身の周り品 2 日用品 3 炊事用具及び食器 4 光熱材料							費用の限度額（円）		区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算	全壊		夏	19,200	24,600	36,500	43,600	55,200	8,000	全焼		冬	31,800	41,400	57,200	66,900	84,300	11,600	半壊		夏	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700	半焼		冬	10,100	13,200	18,800	22,300	28,300	3,700	床上浸水									（注）夏季（4月～9月）、冬季（10月～3月）									期間		災害発生の日から10日以内							備考		1 現物給付に限る。 2 輸送費、人件費は、別途計上する。							<p>■「<u>被服、寝具その他</u>生活必需品等の給与又は貸与」の実施基準（災害救助法）〔令和5年4月1日適用〕</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">項目</th> <th colspan="7">一般基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">対象</td> <td colspan="7">住家が全半壊、全半焼、流出、床上浸水により生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者</td> </tr> <tr> <td colspan="2">対象経費</td> <td colspan="7">1 被服、寝具及び身の周り品（洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル等） 2 日用品（石けん、歯みがき、トイレットペーパー等） 3 炊事用具及び食器（炊飯器、鍋、包丁、ガスコンロ、茶碗、皿等） 4 光熱材料（マッチ等） 5 防寒・熱中症対策（電気ストーブ、扇風機等（エアコンは対象外））</td> </tr> <tr> <td colspan="2">費用の限度額（円）</td> <td>区分</td> <td>1人世帯</td> <td>2人世帯</td> <td>3人世帯</td> <td>4人世帯</td> <td>5人世帯</td> <td>6人以上1人を増すごとに加算</td> </tr> <tr> <td colspan="2">全壊</td> <td>夏季</td> <td>20,300</td> <td>26,100</td> <td>38,700</td> <td>46,200</td> <td>58,500</td> <td>8,500</td> </tr> <tr> <td colspan="2">全焼</td> <td>冬季</td> <td>33,700</td> <td>43,500</td> <td>60,600</td> <td>70,900</td> <td>89,300</td> <td>12,300</td> </tr> <tr> <td colspan="2">半壊</td> <td>夏季</td> <td>6,700</td> <td>8,900</td> <td>13,400</td> <td>16,300</td> <td>20,500</td> <td>2,900</td> </tr> <tr> <td colspan="2">半焼</td> <td>冬季</td> <td>10,700</td> <td>14,000</td> <td>19,900</td> <td>23,600</td> <td>29,800</td> <td>3,900</td> </tr> <tr> <td colspan="2">床上浸水</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">（注）夏季は4月から9月まで、冬季は10月から3月までの間をいい、この季別は災害発生の日をもって決定する。</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">期間</td> <td colspan="7">災害発生の日から10日以内</td> </tr> <tr> <td colspan="2">備考</td> <td colspan="7">現物給付に限る。</td> </tr> </tbody> </table>	項目		一般基準							対象		住家が全半壊、全半焼、流出、床上浸水により生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者							対象経費		1 被服、寝具及び身の周り品（洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル等） 2 日用品（石けん、歯みがき、トイレットペーパー等） 3 炊事用具及び食器（炊飯器、鍋、包丁、ガスコンロ、茶碗、皿等） 4 光熱材料（マッチ等） 5 防寒・熱中症対策（電気ストーブ、扇風機等（エアコンは対象外））							費用の限度額（円）		区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算	全壊		夏季	20,300	26,100	38,700	46,200	58,500	8,500	全焼		冬季	33,700	43,500	60,600	70,900	89,300	12,300	半壊		夏季	6,700	8,900	13,400	16,300	20,500	2,900	半焼		冬季	10,700	14,000	19,900	23,600	29,800	3,900	床上浸水									（注）夏季は4月から9月まで、冬季は10月から3月までの間をいい、この季別は災害発生の日をもって決定する。									期間		災害発生の日から10日以内							備考		現物給付に限る。						
項目		基準等																																																																																																																																																																																																																																	
対象		全半壊（焼）、流出、床上浸水等により生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者																																																																																																																																																																																																																																	
被災者の実情に応じ																																																																																																																																																																																																																																			
支出費用		1 被服、寝具及び身の周り品 2 日用品 3 炊事用具及び食器 4 光熱材料																																																																																																																																																																																																																																	
費用の限度額（円）		区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算																																																																																																																																																																																																																											
全壊		夏	19,200	24,600	36,500	43,600	55,200	8,000																																																																																																																																																																																																																											
全焼		冬	31,800	41,400	57,200	66,900	84,300	11,600																																																																																																																																																																																																																											
半壊		夏	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700																																																																																																																																																																																																																											
半焼		冬	10,100	13,200	18,800	22,300	28,300	3,700																																																																																																																																																																																																																											
床上浸水																																																																																																																																																																																																																																			
（注）夏季（4月～9月）、冬季（10月～3月）																																																																																																																																																																																																																																			
期間		災害発生の日から10日以内																																																																																																																																																																																																																																	
備考		1 現物給付に限る。 2 輸送費、人件費は、別途計上する。																																																																																																																																																																																																																																	
項目		一般基準																																																																																																																																																																																																																																	
対象		住家が全半壊、全半焼、流出、床上浸水により生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者																																																																																																																																																																																																																																	
対象経費		1 被服、寝具及び身の周り品（洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル等） 2 日用品（石けん、歯みがき、トイレットペーパー等） 3 炊事用具及び食器（炊飯器、鍋、包丁、ガスコンロ、茶碗、皿等） 4 光熱材料（マッチ等） 5 防寒・熱中症対策（電気ストーブ、扇風機等（エアコンは対象外））																																																																																																																																																																																																																																	
費用の限度額（円）		区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算																																																																																																																																																																																																																											
全壊		夏季	20,300	26,100	38,700	46,200	58,500	8,500																																																																																																																																																																																																																											
全焼		冬季	33,700	43,500	60,600	70,900	89,300	12,300																																																																																																																																																																																																																											
半壊		夏季	6,700	8,900	13,400	16,300	20,500	2,900																																																																																																																																																																																																																											
半焼		冬季	10,700	14,000	19,900	23,600	29,800	3,900																																																																																																																																																																																																																											
床上浸水																																																																																																																																																																																																																																			
（注）夏季は4月から9月まで、冬季は10月から3月までの間をいい、この季別は災害発生の日をもって決定する。																																																																																																																																																																																																																																			
期間		災害発生の日から10日以内																																																																																																																																																																																																																																	
備考		現物給付に限る。																																																																																																																																																																																																																																	

頁	改訂前	改訂後
	<p>第4 応急住宅対策【総務部、市民部、福祉部、こども未来部】</p> <p>1 公営住宅及び応急仮設住宅の供与</p> <p>(2) 公的賃貸住宅の供給</p>	<p>第4 応急住宅対策【総務部、市民部、福祉部、こども未来部】</p> <p>1 公営住宅及び応急仮設住宅の供与</p> <p>(2) 公的賃貸住宅の供給</p>
166	<p>市営住宅の<u>空家</u>を一時的に供給する。また、埼玉県及びUR都市再生機構に対して県営住宅及びUR賃貸住宅の<u>空家</u>の一時使用について依頼する。</p>	<p>市営住宅の<u>空き住戸</u>を一時的に供給する。また、埼玉県及び<u>独立行政法人</u>UR都市再生機構に対して県営住宅及びUR賃貸住宅の<u>空き住戸</u>の一時使用について依頼する。</p>
	<p>第4 応急住宅対策【総務部、市民部、福祉部、こども未来部】</p> <p>4 災害救助法の実施基準</p> <p>② 救助基準</p>	<p>第4 応急住宅対策【総務部、市民部、福祉部、こども未来部】</p> <p>4 災害救助法の実施基準</p> <p>② 救助基準</p>

頁	改訂前	改訂後																														
168	<p>■「応急仮設住宅の供与」の実施基準（災害救助法）〔令和5年4月1日適用〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>基準等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象</td><td>住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力で住家を得ることができない者</td></tr> <tr> <td>支出費用</td><td> <p>ア 建設型応急住宅</p> <p>1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費</p> <p>※建設型応急住宅を同一敷地内又は隣接する地域内における50戸以上設置した場合は、居住者の集合等に利用するための施設を設置でき、50戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できること。</p> <p>イ 福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設）を建設型応急住宅として設置できること。</p> <p>イ 貸貸型応急住宅</p> <p>1戸当たりの規模は、世帯の人数に応じて建設型応急住宅に定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額</p> </td></tr> <tr> <td>費用の限度額</td><td>建設型応急住宅 6,775,000円以内</td></tr> <tr> <td>期間</td><td>完成の日から建築基準法第85条第3項又は第4項に規定する期限まで</td></tr> <tr> <td>備考</td><td> <p>1 建設型応急住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用する。ただし、これら適当な公有地を利用する場合は、民有地を利用することができる。</p> <p>2 建設型応急住宅は、災害発生の日から20日以内に着工し速やかに設置</p> <p>3 建設型応急住宅の供与終了に伴う建設型応急住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費</p> <p>4 貸貸型応急住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ提供</p> </td></tr> </tbody> </table>	項目	基準等	対象	住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力で住家を得ることができない者	支出費用	<p>ア 建設型応急住宅</p> <p>1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費</p> <p>※建設型応急住宅を同一敷地内又は隣接する地域内における50戸以上設置した場合は、居住者の集合等に利用するための施設を設置でき、50戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できること。</p> <p>イ 福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設）を建設型応急住宅として設置できること。</p> <p>イ 貸貸型応急住宅</p> <p>1戸当たりの規模は、世帯の人数に応じて建設型応急住宅に定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額</p>	費用の限度額	建設型応急住宅 6,775,000円以内	期間	完成の日から建築基準法第85条第3項又は第4項に規定する期限まで	備考	<p>1 建設型応急住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用する。ただし、これら適当な公有地を利用する場合は、民有地を利用することができる。</p> <p>2 建設型応急住宅は、災害発生の日から20日以内に着工し速やかに設置</p> <p>3 建設型応急住宅の供与終了に伴う建設型応急住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費</p> <p>4 貸貸型応急住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ提供</p>	<p>■「応急仮設住宅の供与 <u>（建設型応急住宅）</u>」の実施基準（災害救助法）〔令和5年4月1日適用〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>一般基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象</td><td>住家が全壊、全焼又は流出した者であって、自らの資力では住家を得ることができない者</td></tr> <tr> <td>住宅の規模</td><td>応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 ※福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設）を建設型応急住宅として設置できること。</td></tr> <tr> <td>集会施設の設置</td><td>建設型応急住宅を同一敷地内又は隣接する地域内における50戸以上設置した場合は、居住者の集合等に利用するための施設を設置でき、50戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できること。</td></tr> <tr> <td>対象経費</td><td>建設型応急住宅の設置のために支出できる費用は、資材費、労務費、附帯設備費、輸送費、建築事務費、解体撤去費等が含まれる。</td></tr> <tr> <td>費用の限度額</td><td>1戸当たり平均 7,089,000円以内</td></tr> <tr> <td>着工時期</td><td>災害発生の日から20日以内</td></tr> <tr> <td>期間</td><td>完成の日から最長2年（建築基準法第85条）</td></tr> <tr> <td>備考</td><td>建設型応急住宅の建設用地の選定に当たっては、原則として、①公有地、②国有地、③企業等の民有地の順に選定すること。また、災害（洪水、内水等）での被害想定区域など、災害発生リスクの高い場所での建設は可能な限り回避する必要があること。</td></tr> </tbody> </table>	項目	一般基準	対象	住家が全壊、全焼又は流出した者であって、自らの資力では住家を得ることができない者	住宅の規模	応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 ※福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設）を建設型応急住宅として設置できること。	集会施設の設置	建設型応急住宅を同一敷地内又は隣接する地域内における50戸以上設置した場合は、居住者の集合等に利用するための施設を設置でき、50戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できること。	対象経費	建設型応急住宅の設置のために支出できる費用は、資材費、労務費、附帯設備費、輸送費、建築事務費、解体撤去費等が含まれる。	費用の限度額	1戸当たり平均 7,089,000円以内	着工時期	災害発生の日から20日以内	期間	完成の日から最長2年（建築基準法第85条）	備考	建設型応急住宅の建設用地の選定に当たっては、原則として、①公有地、②国有地、③企業等の民有地の順に選定すること。また、災害（洪水、内水等）での被害想定区域など、災害発生リスクの高い場所での建設は可能な限り回避する必要があること。
項目	基準等																															
対象	住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力で住家を得ることができない者																															
支出費用	<p>ア 建設型応急住宅</p> <p>1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費</p> <p>※建設型応急住宅を同一敷地内又は隣接する地域内における50戸以上設置した場合は、居住者の集合等に利用するための施設を設置でき、50戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できること。</p> <p>イ 福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設）を建設型応急住宅として設置できること。</p> <p>イ 貸貸型応急住宅</p> <p>1戸当たりの規模は、世帯の人数に応じて建設型応急住宅に定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額</p>																															
費用の限度額	建設型応急住宅 6,775,000円以内																															
期間	完成の日から建築基準法第85条第3項又は第4項に規定する期限まで																															
備考	<p>1 建設型応急住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用する。ただし、これら適当な公有地を利用する場合は、民有地を利用することができる。</p> <p>2 建設型応急住宅は、災害発生の日から20日以内に着工し速やかに設置</p> <p>3 建設型応急住宅の供与終了に伴う建設型応急住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費</p> <p>4 貸貸型応急住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ提供</p>																															
項目	一般基準																															
対象	住家が全壊、全焼又は流出した者であって、自らの資力では住家を得ることができない者																															
住宅の規模	応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 ※福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設）を建設型応急住宅として設置できること。																															
集会施設の設置	建設型応急住宅を同一敷地内又は隣接する地域内における50戸以上設置した場合は、居住者の集合等に利用するための施設を設置でき、50戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できること。																															
対象経費	建設型応急住宅の設置のために支出できる費用は、資材費、労務費、附帯設備費、輸送費、建築事務費、解体撤去費等が含まれる。																															
費用の限度額	1戸当たり平均 7,089,000円以内																															
着工時期	災害発生の日から20日以内																															
期間	完成の日から最長2年（建築基準法第85条）																															
備考	建設型応急住宅の建設用地の選定に当たっては、原則として、①公有地、②国有地、③企業等の民有地の順に選定すること。また、災害（洪水、内水等）での被害想定区域など、災害発生リスクの高い場所での建設は可能な限り回避する必要があること。																															
169	(分割)	<p>■「応急仮設住宅の供与（賃貸型応急住宅）」の実施基準（災害救助法）〔令和5年4月1日適用〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>一般基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象</td><td>住家が全壊、全焼又は流出した者であって、自らの資力では住家を得ることができない者</td></tr> <tr> <td>住宅の規模</td><td>世帯の人数に応じて建設型応急住宅を定める規模に準じる規模</td></tr> <tr> <td>費用の限度額</td><td>地域の実情に応じた額（実費） ※家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等、民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なもの</td></tr> <tr> <td>着工時期</td><td>災害発生の日から速やかに提供</td></tr> <tr> <td>期間</td><td>最長2年（建設型応急住宅と同様） ※著しく異常かつ激甚な災害が発生した場合は、必要に応じて、1年を超えない期間ごとの延長が可能</td></tr> <tr> <td>備考</td><td>被災者の孤立帽子や日常生活の様々な相談対応等に利用できる地域コミュニティ等（集会施設）を設置できることから、施設を設置する場合の借上料については、事前に内閣総理大臣への協議を行うこと。</td></tr> </tbody> </table>	項目	一般基準	対象	住家が全壊、全焼又は流出した者であって、自らの資力では住家を得ることができない者	住宅の規模	世帯の人数に応じて建設型応急住宅を定める規模に準じる規模	費用の限度額	地域の実情に応じた額（実費） ※家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等、民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なもの	着工時期	災害発生の日から速やかに提供	期間	最長2年（建設型応急住宅と同様） ※著しく異常かつ激甚な災害が発生した場合は、必要に応じて、1年を超えない期間ごとの延長が可能	備考	被災者の孤立帽子や日常生活の様々な相談対応等に利用できる地域コミュニティ等（集会施設）を設置できることから、施設を設置する場合の借上料については、事前に内閣総理大臣への協議を行うこと。																
項目	一般基準																															
対象	住家が全壊、全焼又は流出した者であって、自らの資力では住家を得ることができない者																															
住宅の規模	世帯の人数に応じて建設型応急住宅を定める規模に準じる規模																															
費用の限度額	地域の実情に応じた額（実費） ※家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等、民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なもの																															
着工時期	災害発生の日から速やかに提供																															
期間	最長2年（建設型応急住宅と同様） ※著しく異常かつ激甚な災害が発生した場合は、必要に応じて、1年を超えない期間ごとの延長が可能																															
備考	被災者の孤立帽子や日常生活の様々な相談対応等に利用できる地域コミュニティ等（集会施設）を設置できることから、施設を設置する場合の借上料については、事前に内閣総理大臣への協議を行うこと。																															

頁	改訂前	改訂後												
	<p>(2) 被災した住宅の応急修理</p> <p>② 救助基準</p>	<p>(2) 被災した住宅の応急修理</p> <p>② 救助基準</p>												
169	<p>■「被災した住宅の応急修理」の実施基準（災害救助法）〔令和5年4月1日適用〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>基準等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理</td><td> <p>対象 住家が半壊、半焼又はこれらに準する程度の損傷を受け、<u>自井の進入</u>等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者</p> <p>費用の限度額 1世帯当たり<u>50,000円</u>以内</p> <p>期間 災害発生の日から10日以内に完了<u>すること</u></p> </td></tr> <tr> <td>日常生活に必要な最小限度の部分の緊急の修理</td><td> <p>対象 住家が半壊、半焼若しくはこれらに準する程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をできない者 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住宅が半壊した者</p> <p>費用の限度額 1世帯当たり次に掲げる額以内 ・次に掲げる世帯以外の世帯 700,000円 ・半壊又は半焼に準する程度の損傷により被害を受けた世帯 343,000円</p> <p>期間 災害発生の日から<u>3カ月</u>以内に完了<u>すること</u> ※災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、<u>6カ月</u>以内に完了<u>すること</u></p> </td></tr> </tbody> </table>	項目	基準等	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	<p>対象 住家が半壊、半焼又はこれらに準する程度の損傷を受け、<u>自井の進入</u>等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者</p> <p>費用の限度額 1世帯当たり<u>50,000円</u>以内</p> <p>期間 災害発生の日から10日以内に完了<u>すること</u></p>	日常生活に必要な最小限度の部分の緊急の修理	<p>対象 住家が半壊、半焼若しくはこれらに準する程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をできない者 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住宅が半壊した者</p> <p>費用の限度額 1世帯当たり次に掲げる額以内 ・次に掲げる世帯以外の世帯 700,000円 ・半壊又は半焼に準する程度の損傷により被害を受けた世帯 343,000円</p> <p>期間 災害発生の日から<u>3カ月</u>以内に完了<u>すること</u> ※災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、<u>6カ月</u>以内に完了<u>すること</u></p>	<p>■「被災した住宅の応急修理」の実施基準（災害救助法）〔令和5年4月1日適用〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>一般基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理</td><td> <p>対象 災害のため住家が半壊、半焼又はこれらに準する程度の損傷を受け、<u>雨水の浸入</u>等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者（準半壊世帯以上（相当））</p> <p>費用の限度額 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、 1世帯当たり <u>53,900円</u>以内</p> <p>期間 災害発生の日から10日以内に完了</p> </td></tr> <tr> <td>日常生活に必要な最小限度の部分の緊急の修理</td><td> <p>対象 1. 災害のため住家が半壊に準じる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者（準半壊世帯） 2. 災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準する程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者（中規模半壊世帯・半壊世帯） 3. 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住宅が半壊、半焼した者（大規模半壊世帯）</p> <p>費用の限度額 居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対して、1世帯当たり ・大規模半壊・中規模半壊・半壊世帯 <u>739,000円</u>以内 ・準半壊世帯 <u>358,000円</u>以内</p> <p>期間 災害発生の日から <u>3カ月</u>以内に完了 ※災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、<u>6カ月</u>以内に完了</p> </td></tr> </tbody> </table>	項目	一般基準	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	<p>対象 災害のため住家が半壊、半焼又はこれらに準する程度の損傷を受け、<u>雨水の浸入</u>等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者（準半壊世帯以上（相当））</p> <p>費用の限度額 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、 1世帯当たり <u>53,900円</u>以内</p> <p>期間 災害発生の日から10日以内に完了</p>	日常生活に必要な最小限度の部分の緊急の修理	<p>対象 1. 災害のため住家が半壊に準じる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者（準半壊世帯） 2. 災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準する程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者（中規模半壊世帯・半壊世帯） 3. 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住宅が半壊、半焼した者（大規模半壊世帯）</p> <p>費用の限度額 居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対して、1世帯当たり ・大規模半壊・中規模半壊・半壊世帯 <u>739,000円</u>以内 ・準半壊世帯 <u>358,000円</u>以内</p> <p>期間 災害発生の日から <u>3カ月</u>以内に完了 ※災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、<u>6カ月</u>以内に完了</p>
項目	基準等													
住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	<p>対象 住家が半壊、半焼又はこれらに準する程度の損傷を受け、<u>自井の進入</u>等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者</p> <p>費用の限度額 1世帯当たり<u>50,000円</u>以内</p> <p>期間 災害発生の日から10日以内に完了<u>すること</u></p>													
日常生活に必要な最小限度の部分の緊急の修理	<p>対象 住家が半壊、半焼若しくはこれらに準する程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をできない者 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住宅が半壊した者</p> <p>費用の限度額 1世帯当たり次に掲げる額以内 ・次に掲げる世帯以外の世帯 700,000円 ・半壊又は半焼に準する程度の損傷により被害を受けた世帯 343,000円</p> <p>期間 災害発生の日から<u>3カ月</u>以内に完了<u>すること</u> ※災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、<u>6カ月</u>以内に完了<u>すること</u></p>													
項目	一般基準													
住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	<p>対象 災害のため住家が半壊、半焼又はこれらに準する程度の損傷を受け、<u>雨水の浸入</u>等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者（準半壊世帯以上（相当））</p> <p>費用の限度額 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、 1世帯当たり <u>53,900円</u>以内</p> <p>期間 災害発生の日から10日以内に完了</p>													
日常生活に必要な最小限度の部分の緊急の修理	<p>対象 1. 災害のため住家が半壊に準じる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者（準半壊世帯） 2. 災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準する程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者（中規模半壊世帯・半壊世帯） 3. 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住宅が半壊、半焼した者（大規模半壊世帯）</p> <p>費用の限度額 居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対して、1世帯当たり ・大規模半壊・中規模半壊・半壊世帯 <u>739,000円</u>以内 ・準半壊世帯 <u>358,000円</u>以内</p> <p>期間 災害発生の日から <u>3カ月</u>以内に完了 ※災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、<u>6カ月</u>以内に完了</p>													
	<p>第5 文教対策計画【こども未来部、教育部】</p> <p>6 学用品の給与</p> <p>(2) 救助の基準</p>	<p>第5 文教対策計画【こども未来部、教育部】</p> <p>6 学用品の給与</p> <p>(2) 救助の基準</p>												

頁	改訂前	改訂後																								
172	<p>■「学用品の給与」の実施基準（災害救助法） 〔令和5年4月1日適用〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>基準等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象</td><td>住家の全壊（焼）、半壊（焼）又は床上浸水により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒</td></tr> <tr> <td>支出費用</td><td> 1 教科書、教材 <u>（教育委員会に届出又はその承認を受けて使用しているもの）</u> 2 文房具 3 通学用品 </td></tr> <tr> <td>費用の限度額</td><td> 1 教科書及び教材 実費 2 文房具及び通学用品 小学校児童1人 <u>4,800円</u> 中学校生徒1人 <u>5,100円</u> 高等学校等生徒1人 <u>5,600円</u> </td></tr> <tr> <td>期間</td><td>災害発生の日から 1 教科書及び教材 <u>1か月以内</u> 2 文房具及び通学用品 <u>15日以内</u> </td></tr> <tr> <td>備考</td><td> 1 各人ごとに限度額以内とする。 2 入進学時の場合に個々の実情に応じ支給する。 </td></tr> </tbody> </table>	項目	基準等	対象	住家の全壊（焼）、半壊（焼）又は床上浸水により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	支出費用	1 教科書、教材 <u>（教育委員会に届出又はその承認を受けて使用しているもの）</u> 2 文房具 3 通学用品	費用の限度額	1 教科書及び教材 実費 2 文房具及び通学用品 小学校児童1人 <u>4,800円</u> 中学校生徒1人 <u>5,100円</u> 高等学校等生徒1人 <u>5,600円</u>	期間	災害発生の日から 1 教科書及び教材 <u>1か月以内</u> 2 文房具及び通学用品 <u>15日以内</u>	備考	1 各人ごとに限度額以内とする。 2 入進学時の場合に個々の実情に応じ支給する。	<p>■「学用品の給与」の実施基準（災害救助法） 〔令和5年4月1日適用〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>一般基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象</td><td><u>災害により</u>住家の全壊（焼）、<u>流失</u>、半壊（焼）又は床上浸水により、学用品を喪失又は損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒</td></tr> <tr> <td>対象経費</td><td> 1 教科書及び<u>正規の教材</u> <u>学校にて有効適切なものとして使用しているワークブック、辞書、図鑑等</u> 2 文房具 <u>ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷き、定規等</u> 3 通学用品 <u>傘、鞄、長靴等</u> 4 その他の学用品 <u>運動靴、体育着、カスタネット、ハーモニカ、工作用具、裁縫用具等</u> </td></tr> <tr> <td>費用の限度額</td><td> 1 教科書及び<u>正規の教材</u>：実費 2 文房具、通学用品及びその他の学用品： 小学校児童1人当たり <u>5,500円以内</u> 中学校生徒1人当たり <u>5,800円以内</u> 高等学校等生徒1人当たり <u>6,300円以内</u> </td></tr> <tr> <td>期間</td><td>災害発生の日から 1 教科書及び<u>正規の教材</u>：<u>1か月以内</u> 2 文房具、通学用品及びその他の学用品：<u>15日以内</u> </td></tr> <tr> <td>備考</td><td> 1 各人ごとに限度額以内とする。 2 入進学時の場合に個々の実情に応じ支給する。 </td></tr> </tbody> </table>	項目	一般基準	対象	<u>災害により</u> 住家の全壊（焼）、 <u>流失</u> 、半壊（焼）又は床上浸水により、学用品を喪失又は損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	対象経費	1 教科書及び <u>正規の教材</u> <u>学校にて有効適切なものとして使用しているワークブック、辞書、図鑑等</u> 2 文房具 <u>ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷き、定規等</u> 3 通学用品 <u>傘、鞄、長靴等</u> 4 その他の学用品 <u>運動靴、体育着、カスタネット、ハーモニカ、工作用具、裁縫用具等</u>	費用の限度額	1 教科書及び <u>正規の教材</u> ：実費 2 文房具、通学用品及びその他の学用品： 小学校児童1人当たり <u>5,500円以内</u> 中学校生徒1人当たり <u>5,800円以内</u> 高等学校等生徒1人当たり <u>6,300円以内</u>	期間	災害発生の日から 1 教科書及び <u>正規の教材</u> ： <u>1か月以内</u> 2 文房具、通学用品及びその他の学用品： <u>15日以内</u>	備考	1 各人ごとに限度額以内とする。 2 入進学時の場合に個々の実情に応じ支給する。
項目	基準等																									
対象	住家の全壊（焼）、半壊（焼）又は床上浸水により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒																									
支出費用	1 教科書、教材 <u>（教育委員会に届出又はその承認を受けて使用しているもの）</u> 2 文房具 3 通学用品																									
費用の限度額	1 教科書及び教材 実費 2 文房具及び通学用品 小学校児童1人 <u>4,800円</u> 中学校生徒1人 <u>5,100円</u> 高等学校等生徒1人 <u>5,600円</u>																									
期間	災害発生の日から 1 教科書及び教材 <u>1か月以内</u> 2 文房具及び通学用品 <u>15日以内</u>																									
備考	1 各人ごとに限度額以内とする。 2 入進学時の場合に個々の実情に応じ支給する。																									
項目	一般基準																									
対象	<u>災害により</u> 住家の全壊（焼）、 <u>流失</u> 、半壊（焼）又は床上浸水により、学用品を喪失又は損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒																									
対象経費	1 教科書及び <u>正規の教材</u> <u>学校にて有効適切なものとして使用しているワークブック、辞書、図鑑等</u> 2 文房具 <u>ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷き、定規等</u> 3 通学用品 <u>傘、鞄、長靴等</u> 4 その他の学用品 <u>運動靴、体育着、カスタネット、ハーモニカ、工作用具、裁縫用具等</u>																									
費用の限度額	1 教科書及び <u>正規の教材</u> ：実費 2 文房具、通学用品及びその他の学用品： 小学校児童1人当たり <u>5,500円以内</u> 中学校生徒1人当たり <u>5,800円以内</u> 高等学校等生徒1人当たり <u>6,300円以内</u>																									
期間	災害発生の日から 1 教科書及び <u>正規の教材</u> ： <u>1か月以内</u> 2 文房具、通学用品及びその他の学用品： <u>15日以内</u>																									
備考	1 各人ごとに限度額以内とする。 2 入進学時の場合に個々の実情に応じ支給する。																									
	第11節 障害物除去計画 第4 住居にかかる障害物の除去【建設部】 2 災害救助法の実施基準 (2) 救助の基準	第11節 障害物除去計画 第4 住居にかかる障害物の除去【建設部】 2 災害救助法の実施基準 (2) 救助の基準																								

頁	改訂前	改訂後																						
176	<p>■「障害物の除去」の実施基準（災害救助法） 〔令和5年4月1日適用〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>基準等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象</td><td>居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、除去することのできない者</td></tr> <tr> <td>支出費用</td><td>ロープ、スコップ、その他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、人件費</td></tr> <tr> <td>費用の限度額</td><td>1世帯 <u>138,700円以内</u></td></tr> <tr> <td>期間</td><td>災害発生の日から10日以内</td></tr> </tbody> </table>	項目	基準等	対象	居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、除去することのできない者	支出費用	ロープ、スコップ、その他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、人件費	費用の限度額	1世帯 <u>138,700円以内</u>	期間	災害発生の日から10日以内	<p>■「障害物の除去」の実施基準（災害救助法） 〔令和5年4月1日適用〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>一般基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象</td><td>半壊（塙）又は床上浸水した住家であって、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、除去することのできない者</td></tr> <tr> <td>対象経費</td><td>ロープ、スコップ、その他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金賃料等雇上費</td></tr> <tr> <td>費用の限度額</td><td>1世帯当たり <u>143,900円以内</u></td></tr> <tr> <td>期間</td><td>災害発生の日から10日以内</td></tr> <tr> <td>備考</td><td>1 障害物の除去は、当面の生活が可能となるように応急的に行うものであり、原状回復を目的とするものではないため、障害物除去後の室内の清掃、消毒等は対象とならない。 2 雪害の場合は、屋根に積もった雪を放置すれば住家が倒壊するおそれのある場合等が対象となる。</td></tr> </tbody> </table>	項目	一般基準	対象	半壊（塙）又は床上浸水した住家であって、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、除去することのできない者	対象経費	ロープ、スコップ、その他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金賃料等雇上費	費用の限度額	1世帯当たり <u>143,900円以内</u>	期間	災害発生の日から10日以内	備考	1 障害物の除去は、当面の生活が可能となるように応急的に行うものであり、原状回復を目的とするものではないため、障害物除去後の室内の清掃、消毒等は対象とならない。 2 雪害の場合は、屋根に積もった雪を放置すれば住家が倒壊するおそれのある場合等が対象となる。
項目	基準等																							
対象	居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、除去することのできない者																							
支出費用	ロープ、スコップ、その他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、人件費																							
費用の限度額	1世帯 <u>138,700円以内</u>																							
期間	災害発生の日から10日以内																							
項目	一般基準																							
対象	半壊（塙）又は床上浸水した住家であって、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、除去することのできない者																							
対象経費	ロープ、スコップ、その他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金賃料等雇上費																							
費用の限度額	1世帯当たり <u>143,900円以内</u>																							
期間	災害発生の日から10日以内																							
備考	1 障害物の除去は、当面の生活が可能となるように応急的に行うものであり、原状回復を目的とするものではないため、障害物除去後の室内の清掃、消毒等は対象とならない。 2 雪害の場合は、屋根に積もった雪を放置すれば住家が倒壊するおそれのある場合等が対象となる。																							
	<p>第12節 輸送計画</p> <p>第4 空中輸送手段の確保【市長公室、総務部、消防組合】</p> <p>2 ヘリコプター離着陸場の確保</p>	<p>第12節 輸送計画</p> <p>第4 空中輸送手段の確保【市長公室、総務部、消防組合】</p> <p>2 ヘリコプター離着陸場の確保</p>																						
178	ヘリコプターを利用する場合、「総括班」及び消防組合は、自衛隊第32普通科連隊等の関係機関と調整し、ヘリコプターの場外離着陸場を確保する（「第1編-第2章-第5節-第3-2 航空輸送拠点 ■離着陸場一覧」参照）。	ヘリコプターを利用する場合、「総括班」及び消防組合は、 <u>陸上</u> 自衛隊第32普通科連隊等の関係機関と調整し、ヘリコプターの場外離着陸場を確保する（「第1編-第2章-第5節-第3-2 航空輸送拠点 ■離着陸場一覧」参照）。																						
	第14節 自衛隊災害派遣要請計画	第14節 自衛隊災害派遣要請計画																						
181	市は、災害の規模が大きく、自力での災害応急対策活動が十分に行えず、被害拡大のおそれのある場合は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づき、直ちに自衛隊に災害派遣の要請を行う。	市は、災害の規模が大きく、自力での災害応急対策活動が十分に行えず、被害拡大のおそれのある場合は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条に基づき、直ちに自衛隊に災害派遣の要請を行う。																						
	<p>第1 派遣要請【市長公室】</p> <p>2 災害派遣要請の範囲</p>	<p>第1 派遣要請【市長公室】</p> <p>2 災害派遣要請の範囲</p>																						

頁	改訂前	改訂後																																																																		
182	<p>■自衛隊の災害派遣要請の範囲</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>災害派遣要請の範囲</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被災状況の把握</td><td>車両、航空機等状況に適した手段による被災状況の把握</td></tr> <tr> <td>避難の援助</td><td>避難者の誘導、輸送等</td></tr> <tr> <td>避難者等の搜索、救助</td><td>死者、行方不明者、傷病者等の搜索、救助、搬送 (ただし、緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合、他の救援作業等に優先して実施する。)</td></tr> <tr> <td>水防活動</td><td>堤防護岸等の決壊に対する土のうの作成、積み込み及び運搬</td></tr> <tr> <td>消防活動</td><td>消防活動に利用可能な消防車、防火器具による消防機関への協力</td></tr> <tr> <td>道路又は水路等交通路 上の障害物の排除</td><td>施設の損壊又は障害物がある場合の啓開除去等 (ただし、放置すれば人命財産の保護に影響があると考えられる場合)</td></tr> <tr> <td>診察、防疫、病虫害防除等の支援</td><td>大規模な伝染病等の発生に伴う応急防疫等 (薬剤等は本市準備)</td></tr> <tr> <td>通信支援</td><td>自衛隊の通信連絡に支障のない限度において支援</td></tr> <tr> <td>人員及び物資の緊急輸送</td><td>緊急を要し、他に適当な手段がない場合、救急患者、医師、その他救難活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送 (航空機による輸送は特に緊急を要する場合に限る。)</td></tr> <tr> <td>炊飯・給水支援</td><td>緊急を要し、他に適当な手段がない場合</td></tr> <tr> <td>救援物資の無償貸付又は贈与</td><td>「防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和33年1月総理府令1号)による。 (ただし、災害救助法又は水難救助法による救助を受けるものに対しては、これらの法律により受ける物品と同一の物品を譲与することはできない。)</td></tr> <tr> <td>交通規制の支援</td><td>自衛隊車両の通行が幅轍する地点にある自衛隊車両を対象とする。</td></tr> <tr> <td>危険物の保安及び除去</td><td>能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去</td></tr> <tr> <td>予防派遣</td><td>風水害等を未然に防止するため、緊急を要し、かつほかに適当な手段がない場合</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>市長が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて、関係部隊の長と協議して決定する。</td></tr> </tbody> </table>	項目	災害派遣要請の範囲	被災状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による被災状況の把握	避難の援助	避難者の誘導、輸送等	避難者等の搜索、救助	死者、行方不明者、傷病者等の搜索、救助、搬送 (ただし、緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合、他の救援作業等に優先して実施する。)	水防活動	堤防護岸等の決壊に対する土のうの作成、積み込み及び運搬	消防活動	消防活動に利用可能な消防車、防火器具による消防機関への協力	道路又は水路等交通路 上の障害物の排除	施設の損壊又は障害物がある場合の啓開除去等 (ただし、放置すれば人命財産の保護に影響があると考えられる場合)	診察、防疫、病虫害防除等の支援	大規模な伝染病等の発生に伴う応急防疫等 (薬剤等は本市準備)	通信支援	自衛隊の通信連絡に支障のない限度において支援	人員及び物資の緊急輸送	緊急を要し、他に適当な手段がない場合、救急患者、医師、その他救難活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送 (航空機による輸送は特に緊急を要する場合に限る。)	炊飯・給水支援	緊急を要し、他に適当な手段がない場合	救援物資の無償貸付又は贈与	「防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和33年1月総理府令1号)による。 (ただし、災害救助法又は水難救助法による救助を受けるものに対しては、これらの法律により受ける物品と同一の物品を譲与することはできない。)	交通規制の支援	自衛隊車両の通行が幅轍する地点にある自衛隊車両を対象とする。	危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去	予防派遣	風水害等を未然に防止するため、緊急を要し、かつほかに適当な手段がない場合	その他	市長が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて、関係部隊の長と協議して決定する。	<p>■自衛隊の災害派遣要請の範囲</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>災害派遣要請の範囲</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被災状況の把握</td><td>車両、航空機等状況に適した手段による被災状況の把握</td></tr> <tr> <td>避難の援助</td><td>避難者の誘導、輸送等</td></tr> <tr> <td>避難者等の搜索、救助</td><td>死者、行方不明者、傷病者等の搜索、救助、搬送 (ただし、緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合、他の救援作業等に優先して実施する。)</td></tr> <tr> <td>水防活動</td><td>堤防護岸等の決壊に対する土のうの作成、積み込み及び運搬</td></tr> <tr> <td>消防活動</td><td>消防活動に利用可能な消防車、防火器具による消防機関への協力</td></tr> <tr> <td>道路又は水路等交通路 上の障害物の排除</td><td>施設の損壊又は障害物がある場合の啓開除去等 (ただし、放置すれば人命財産の保護に影響があると考えられる場合)</td></tr> <tr> <td>診察、防疫、病虫害防除等の支援</td><td>大規模な伝染病等の発生に伴う応急防疫等 (薬剤等は本市準備)</td></tr> <tr> <td>通信支援</td><td>自衛隊の通信連絡に支障のない限度において支援</td></tr> <tr> <td>人員及び物資の緊急輸送</td><td>緊急を要し、他に適当な手段がない場合、救急患者、医師、その他救難活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送 (航空機による輸送は特に緊急を要する場合に限る。)</td></tr> <tr> <td>炊飯・給水支援</td><td>緊急を要し、他に適当な手段がない場合</td></tr> <tr> <td>入浴支援</td><td><u>市民の生命、身体の保護を要し、かつ、他に適当な手段がない場合</u></td></tr> <tr> <td>救援物資の無償貸付又は贈与</td><td>「防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和33年1月総理府令1号)による。 (ただし、災害救助法又は水難救助法による救助を受けるものに対しては、これらの法律により受ける物品と同一の物品を譲与することはできない。)</td></tr> <tr> <td>交通規制の支援</td><td>自衛隊車両の通行が幅轍する地点にある自衛隊車両を対象とする。</td></tr> <tr> <td>危険物の保安及び除去</td><td>能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去</td></tr> <tr> <td>予防派遣</td><td>風水害等を未然に防止するため、緊急を要し、かつほかに適当な手段がない場合</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>市長が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて、関係部隊の長と協議して決定する。</td></tr> </tbody> </table>	項目	災害派遣要請の範囲	被災状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による被災状況の把握	避難の援助	避難者の誘導、輸送等	避難者等の搜索、救助	死者、行方不明者、傷病者等の搜索、救助、搬送 (ただし、緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合、他の救援作業等に優先して実施する。)	水防活動	堤防護岸等の決壊に対する土のうの作成、積み込み及び運搬	消防活動	消防活動に利用可能な消防車、防火器具による消防機関への協力	道路又は水路等交通路 上の障害物の排除	施設の損壊又は障害物がある場合の啓開除去等 (ただし、放置すれば人命財産の保護に影響があると考えられる場合)	診察、防疫、病虫害防除等の支援	大規模な伝染病等の発生に伴う応急防疫等 (薬剤等は本市準備)	通信支援	自衛隊の通信連絡に支障のない限度において支援	人員及び物資の緊急輸送	緊急を要し、他に適当な手段がない場合、救急患者、医師、その他救難活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送 (航空機による輸送は特に緊急を要する場合に限る。)	炊飯・給水支援	緊急を要し、他に適当な手段がない場合	入浴支援	<u>市民の生命、身体の保護を要し、かつ、他に適当な手段がない場合</u>	救援物資の無償貸付又は贈与	「防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和33年1月総理府令1号)による。 (ただし、災害救助法又は水難救助法による救助を受けるものに対しては、これらの法律により受ける物品と同一の物品を譲与することはできない。)	交通規制の支援	自衛隊車両の通行が幅轍する地点にある自衛隊車両を対象とする。	危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去	予防派遣	風水害等を未然に防止するため、緊急を要し、かつほかに適当な手段がない場合	その他	市長が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて、関係部隊の長と協議して決定する。
項目	災害派遣要請の範囲																																																																			
被災状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による被災状況の把握																																																																			
避難の援助	避難者の誘導、輸送等																																																																			
避難者等の搜索、救助	死者、行方不明者、傷病者等の搜索、救助、搬送 (ただし、緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合、他の救援作業等に優先して実施する。)																																																																			
水防活動	堤防護岸等の決壊に対する土のうの作成、積み込み及び運搬																																																																			
消防活動	消防活動に利用可能な消防車、防火器具による消防機関への協力																																																																			
道路又は水路等交通路 上の障害物の排除	施設の損壊又は障害物がある場合の啓開除去等 (ただし、放置すれば人命財産の保護に影響があると考えられる場合)																																																																			
診察、防疫、病虫害防除等の支援	大規模な伝染病等の発生に伴う応急防疫等 (薬剤等は本市準備)																																																																			
通信支援	自衛隊の通信連絡に支障のない限度において支援																																																																			
人員及び物資の緊急輸送	緊急を要し、他に適当な手段がない場合、救急患者、医師、その他救難活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送 (航空機による輸送は特に緊急を要する場合に限る。)																																																																			
炊飯・給水支援	緊急を要し、他に適当な手段がない場合																																																																			
救援物資の無償貸付又は贈与	「防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和33年1月総理府令1号)による。 (ただし、災害救助法又は水難救助法による救助を受けるものに対しては、これらの法律により受ける物品と同一の物品を譲与することはできない。)																																																																			
交通規制の支援	自衛隊車両の通行が幅轍する地点にある自衛隊車両を対象とする。																																																																			
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去																																																																			
予防派遣	風水害等を未然に防止するため、緊急を要し、かつほかに適当な手段がない場合																																																																			
その他	市長が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて、関係部隊の長と協議して決定する。																																																																			
項目	災害派遣要請の範囲																																																																			
被災状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による被災状況の把握																																																																			
避難の援助	避難者の誘導、輸送等																																																																			
避難者等の搜索、救助	死者、行方不明者、傷病者等の搜索、救助、搬送 (ただし、緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合、他の救援作業等に優先して実施する。)																																																																			
水防活動	堤防護岸等の決壊に対する土のうの作成、積み込み及び運搬																																																																			
消防活動	消防活動に利用可能な消防車、防火器具による消防機関への協力																																																																			
道路又は水路等交通路 上の障害物の排除	施設の損壊又は障害物がある場合の啓開除去等 (ただし、放置すれば人命財産の保護に影響があると考えられる場合)																																																																			
診察、防疫、病虫害防除等の支援	大規模な伝染病等の発生に伴う応急防疫等 (薬剤等は本市準備)																																																																			
通信支援	自衛隊の通信連絡に支障のない限度において支援																																																																			
人員及び物資の緊急輸送	緊急を要し、他に適当な手段がない場合、救急患者、医師、その他救難活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送 (航空機による輸送は特に緊急を要する場合に限る。)																																																																			
炊飯・給水支援	緊急を要し、他に適当な手段がない場合																																																																			
入浴支援	<u>市民の生命、身体の保護を要し、かつ、他に適当な手段がない場合</u>																																																																			
救援物資の無償貸付又は贈与	「防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和33年1月総理府令1号)による。 (ただし、災害救助法又は水難救助法による救助を受けるものに対しては、これらの法律により受ける物品と同一の物品を譲与することはできない。)																																																																			
交通規制の支援	自衛隊車両の通行が幅轍する地点にある自衛隊車両を対象とする。																																																																			
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去																																																																			
予防派遣	風水害等を未然に防止するため、緊急を要し、かつほかに適当な手段がない場合																																																																			
その他	市長が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて、関係部隊の長と協議して決定する。																																																																			
	<p>第15節 環境衛生整備計画</p> <p>第4 動物愛護【環境経済部】</p>	<p>第15節 環境衛生整備計画</p> <p>第4 動物愛護【環境経済部】</p>																																																																		
193	<p>災害時には、負傷又は脱走状態の動物が生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。</p> <p>市は、動物愛護の観点から、これらの動物の保護や飼養に関し、埼玉県や獣医師会、動物関係団体、ボランティア等関係機関との協力体制を確立する。</p>	<p>災害時には、負傷又は脱走状態の動物が生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。</p> <p>市は、動物愛護の観点から、これらの動物の保護や飼養に関し、埼玉県や獣医師会、動物関係団体、ボランティア等関係機関との協力体制を確立する。</p> <p><u>なお、家庭動物の飼養の有無によるニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。</u></p>																																																																		

頁	改訂前	改訂後																		
	<p>第16節 広域応援受入計画</p> <p>第2 ボランティアの応援受入れ【市民部、関係各室部、久喜市社会福祉協議会】</p> <p>1 受入れ体制の整備</p> <p>(3) ボランティアの種別</p>	<p>第16節 広域応援受入計画</p> <p>第2 ボランティアの応援受入れ【市民部、関係各室部、久喜市社会福祉協議会】</p> <p>1 受入れ体制の整備</p> <p>(3) ボランティアの種別</p>																		
197	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>専門ボランティア</td><td> 特殊な資格、職能を有している者 <ul style="list-style-type: none"> ・医師 ・保健師 ・看護師 ・社会福祉士 ・精神保健福祉士 ・介護福祉士 ・応急危険度判定士 ・その他 資格、職能を有している者 <ul style="list-style-type: none"> ・アマチュア無線技士 ・大型運転免許所有者 ・オペレーター ・外国語通訳 ・手話 ・建設作業員 ・その他 </td></tr> <tr> <td>埼玉県防災ボランティア登録</td><td>埼玉県防災ボランティアに登録している者</td></tr> <tr> <td>一般ボランティア</td><td>災害時に直接本市へ来る者</td></tr> <tr> <td>久喜市社会福祉協議会に登録のあるボランティア</td><td>災害時に協力の意向を示している者</td></tr> </tbody> </table>	区分	内容	専門ボランティア	特殊な資格、職能を有している者 <ul style="list-style-type: none"> ・医師 ・保健師 ・看護師 ・社会福祉士 ・精神保健福祉士 ・介護福祉士 ・応急危険度判定士 ・その他 資格、職能を有している者 <ul style="list-style-type: none"> ・アマチュア無線技士 ・大型運転免許所有者 ・オペレーター ・外国語通訳 ・手話 ・建設作業員 ・その他 	埼玉県防災ボランティア登録	埼玉県防災ボランティアに登録している者	一般ボランティア	災害時に直接本市へ来る者	久喜市社会福祉協議会に登録のあるボランティア	災害時に協力の意向を示している者	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>専門ボランティア</td><td> 特殊な資格、職能を有している者 <ul style="list-style-type: none"> ・医師 ・保健師 ・看護師 ・社会福祉士 ・精神保健福祉士 ・介護福祉士 ・応急危険度判定士 ・その他 資格、職能を有している者 <ul style="list-style-type: none"> ・アマチュア無線技士 ・大型運転免許所有者 ・オペレーター ・外国語通訳 ・手話 ・建設作業員 ・その他 </td></tr> <tr> <td>一般ボランティア</td><td>災害時に直接本市へ来る者</td></tr> <tr> <td>久喜市社会福祉協議会に登録のあるボランティア</td><td>災害時に協力の意向を示している者</td></tr> </tbody> </table>	区分	内容	専門ボランティア	特殊な資格、職能を有している者 <ul style="list-style-type: none"> ・医師 ・保健師 ・看護師 ・社会福祉士 ・精神保健福祉士 ・介護福祉士 ・応急危険度判定士 ・その他 資格、職能を有している者 <ul style="list-style-type: none"> ・アマチュア無線技士 ・大型運転免許所有者 ・オペレーター ・外国語通訳 ・手話 ・建設作業員 ・その他 	一般ボランティア	災害時に直接本市へ来る者	久喜市社会福祉協議会に登録のあるボランティア	災害時に協力の意向を示している者
区分	内容																			
専門ボランティア	特殊な資格、職能を有している者 <ul style="list-style-type: none"> ・医師 ・保健師 ・看護師 ・社会福祉士 ・精神保健福祉士 ・介護福祉士 ・応急危険度判定士 ・その他 資格、職能を有している者 <ul style="list-style-type: none"> ・アマチュア無線技士 ・大型運転免許所有者 ・オペレーター ・外国語通訳 ・手話 ・建設作業員 ・その他 																			
埼玉県防災ボランティア登録	埼玉県防災ボランティアに登録している者																			
一般ボランティア	災害時に直接本市へ来る者																			
久喜市社会福祉協議会に登録のあるボランティア	災害時に協力の意向を示している者																			
区分	内容																			
専門ボランティア	特殊な資格、職能を有している者 <ul style="list-style-type: none"> ・医師 ・保健師 ・看護師 ・社会福祉士 ・精神保健福祉士 ・介護福祉士 ・応急危険度判定士 ・その他 資格、職能を有している者 <ul style="list-style-type: none"> ・アマチュア無線技士 ・大型運転免許所有者 ・オペレーター ・外国語通訳 ・手話 ・建設作業員 ・その他 																			
一般ボランティア	災害時に直接本市へ来る者																			
久喜市社会福祉協議会に登録のあるボランティア	災害時に協力の意向を示している者																			
202	<p>第3章 風水害復旧復興対策計画</p> <p>第1節 迅速な災害復旧</p> <p>第3 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成</p> <p>2 激甚災害にかかる財政援助措置</p>	<p>第3章 風水害復旧復興対策計画</p> <p>第1節 迅速な災害復旧</p> <p>第3 灾害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成</p> <p>2 激甚災害に係る財政援助措置</p>																		
202	なお、激甚災害にかかる公共施設等の復旧に対する財政援助措置の対象は、次のとおりである。	なお、激甚災害に係る公共施設等の復旧に対する財政援助措置の対象は、次のとおりである。																		

頁	改訂前	改訂後
	<p>(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（激甚法第3条、令第2～3条）</p> <p>③ 公立学校施設災害復旧事業</p>	<p>(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（激甚法第3条、令第2～3条）</p> <p>③ 公立学校施設災害復旧事業</p>
202	公立学校負担法の規定の適用を受ける公立学校の施設の災害復旧	公立学校負担法の規定の適用を受ける公立学校の施設の災害復旧 <u>事業</u>
	⑤ 生活保護施設災害復旧事業	⑤ 生活保護施設災害復旧事業
203	生活保護法第40条（地方公共団体が設置するもの）又は第41条（社会福祉法人又は日赤が設置するもの） <u>の規定</u> に基づき <u>設置された施設の災害復旧事業</u>	生活保護法第40条（地方公共団体が設置するもの）又は第41条（社会福祉法人又は日赤が設置するもの）の規定に基づき設置された <u>保護</u> 施設の災害復旧事業
	⑥ 児童福祉施設災害復旧事業	⑥ 児童福祉施設災害復旧事業
203	児童福祉法第35条第2項から第4項まで <u>の規定</u> に <u>より</u> 設置された施設の災害復旧事業	児童福祉法第35条第2項から第4項まで <u>に基づき</u> 設置された <u>児童福祉</u> 施設の災害復旧事業
203	<u>（新設）</u>	⑦ 幼保連携型認定こども園等災害復旧事業
203	<u>（新設）</u>	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第12条若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）附則第4条第1項に基づき設置された幼保連携型認定こども園又同附則第3条第2項に基づくみなし幼保連携型認定こども園の災害復旧事業
203	⑦ 老人福祉施設災害復旧事業	⑧ 老人福祉施設災害復旧事業
203	老人福祉法第15条 <u>の規定</u> に基づき <u>設置された養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの災害復旧事業</u>	老人福祉法第15条に基づき設置された養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの災害復旧事業

頁	改訂前	改訂後
203	⑧ 身体障害者更生援護施設災害復旧事業	⑨ 身体障害者更生援護施設災害復旧事業
203	身体障害者福祉法第27条第2項又は第3項の規定に基づき、埼玉県又は市町村が設置した施設の災害復旧事業	身体障害者福祉法第28条第1項又は第2項に基づき、埼玉県又は市町村が設置した <u>身体障害者社会参加支援</u> 施設の災害復旧事業
203	⑨ 知的障害者援護施設災害復旧事業	⑩ 障害者 <u>支援</u> 施設等災害復旧事業
203	知的障害者福祉法第19条の規定に基づき、埼玉県又は市町村が設置した施設の災害復旧事業	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第79条第1項若しくは第2項又は第83条第2項若しくは第3項に基づき埼玉県又は市町村が設置した <u>障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービスの事業の用に供する</u> 施設の災害復旧事業
203	⑩ 婦人保護施設災害復旧事業	⑪ 女性自立支援施設災害復旧事業
203	売春防止法第36条の規定に基づき、埼玉県が設置した婦人保護施設の災害復旧事業	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第12条第1項に基づき埼玉県が設置した女性自立支援施設の災害復旧事業
203	⑪ 感染症指定医療機関（第一種・第二種機関）災害復旧事業	⑫ 感染症指定医療機関（第一種・第二種機関）災害復旧事業
203	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定された感染症指定医療機関（第一種・第二種機関）の災害復旧事業	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく感染症指定医療機関（第一種・第二種機関）の災害復旧事業
203	⑫ 感染症予防事業	⑬ 感染症予防事業
204	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第58条の規定による埼玉県の支弁にかかる感染症予防事業及び同法第57条の規定に基づき、市長が行う感染症予防事業	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第58条に基づく埼玉県の支弁にかかる感染症予防事業

頁	改訂前	改訂後
204	<u>(新設)</u>	<u>⑭ 特定私立幼稚園災害復旧事業</u>
204	<u>(新設)</u>	<u>子ども・子育て支援法第27条第1項に基づき確認された学校教育法第1条に基づく私立幼稚園の災害復旧事業</u>
204	<u>⑬ 堆積土砂排除事業</u> ア) 公共施設の区域内の排除事業	<u>⑮ 堆積土砂排除事業</u> ア) 公共施設の区域内の排除事業
204	激甚災害に伴い、 <u>公共</u> 施設の区域内に堆積した <u>激甚法に定めた</u> 程度に達する異常に多量の泥土、砂礫(されき)、岩石、樹木等の排除事業で、地方公共団体又はその機関が施行する <u>事業</u>	激甚災害に伴い <u>発生した土砂等の流入、崩壊等により河川、道路、公園その他の施設で政令で定めるもの</u> の区域内に堆積した <u>政令で定める</u> 程度に達する異常に多量の泥土、砂礫、岩石、樹木等の排除事業で、地方公共団体又はその機関が施行する <u>もの</u>
204	イ) <u>公共的</u> 施設の区域外の排除事業	イ) 公共施設の区域外の排除事業
204	激甚災害に伴い発生した堆積土砂で、市町村長が指定した場所に集積されたもの、又は市町村長がこれを放置することが公益上重大な支障があると認めたものについて、市町村が行う排除事業	激甚災害に伴い発生した <u>前記の施設の区域外の</u> 堆積土砂で <u>あって</u> 、市町村長が指定した場所に集積されたもの、又は市町村長がこれを放置することが公益上重大な支障があると認めたものについて、市町村が行う排除事業
204	<u>(新設)</u>	<u>⑯ 湛水排除事業</u>
204	<u>(新設)</u>	<u>激甚災害の発生に伴い浸入した水で浸入状態が政令で定める程度に達するもの（湛水）の排除事業で、地方公共団体が施行するもの</u>
	(2) その他の財政援助及び助成	(2) その他の財政援助及び助成

頁	改訂前	改訂後																																																																																
204	<p>① <u>公共社会教育施設災害復旧事業に対する補助の対象となるものは、激甚法第3条第1項の特定地方公共団体が設置するコミュニティセンター、図書館、少年自然の家、同和対策集会所、体育館、運動場、水泳プールその他文部科学大臣が財務大臣と協議して定める施設で、その災害の復旧に要する経費の額が1つの公立社会教育施設ごとに60万円以上が対象となる。</u></p> <p>② <u>私立学校施設災害復旧事業に対する補助の対象となるものは、激甚災害を受けた私立の学校の建物等の復旧に要する1つの学校の工事費の額をその学校の児童あるいは生徒の数で除して得た額が750万円以上で、1つの学校について、幼稚園は60万円以上、特別支援学校は90万円以上、小・中学校は150万円以上、高等学校は210万円以上、短期大学は240万円以上、大学は300万円以上の場合である。</u></p> <p>③ <u>罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例</u></p> <p>④ <u>産業労働者住宅建設資金融通の特例</u></p> <p>⑤ <u>公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助</u></p> <p>⑥ <u>上水道の災害復旧事業に対する特別の財政援助</u></p>	<p><u>激甚法に規定されている財政援助及び助成制度は、次のとおりである。</u></p> <p>■激甚法に規定されている財政援助及び助成制度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条項</th> <th>適用措置</th> <th>本法</th> <th>同法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3条・4条</td> <td>公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>5条</td> <td>農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>6条</td> <td>農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助特例</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>7条</td> <td>開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>8条</td> <td>天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例</td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>9条</td> <td>森林組合等の行なう休耕土砂の排除事業に対する補助</td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>10条</td> <td>土地改良区等の行なう湛水排除事業に対する補助</td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>11条</td> <td>共同利用小型漁船の建造費の補助</td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>11条の2</td> <td>森林災害復旧事業に対する補助</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>12条</td> <td>中小企業信用保険法による災害復旧事業に対する補助</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>14条</td> <td>事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助</td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>16条</td> <td>公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助</td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>17条</td> <td>私立学校施設災害復旧事業に対する補助</td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>19条</td> <td>市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例</td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>20条</td> <td>母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例</td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>21条</td> <td>水防資材費の補助の特例</td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>22条</td> <td>罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例</td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>24条</td> <td>小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>25条</td> <td>雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例</td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	条項	適用措置	本法	同法	3条・4条	公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	○	○	5条	農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置	○	○	6条	農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助特例	○	○	7条	開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助	○	○	8条	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例	○	—	9条	森林組合等の行なう休耕土砂の排除事業に対する補助	○	—	10条	土地改良区等の行なう湛水排除事業に対する補助	○	—	11条	共同利用小型漁船の建造費の補助	○	—	11条の2	森林災害復旧事業に対する補助	○	○	12条	中小企業信用保険法による災害復旧事業に対する補助	○	○	14条	事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助	○	—	16条	公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助	○	—	17条	私立学校施設災害復旧事業に対する補助	○	—	19条	市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例	○	—	20条	母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例	○	—	21条	水防資材費の補助の特例	○	—	22条	罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例	○	—	24条	小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	○	○	25条	雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例	○	—
条項	適用措置	本法	同法																																																																															
3条・4条	公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	○	○																																																																															
5条	農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置	○	○																																																																															
6条	農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助特例	○	○																																																																															
7条	開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助	○	○																																																																															
8条	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例	○	—																																																																															
9条	森林組合等の行なう休耕土砂の排除事業に対する補助	○	—																																																																															
10条	土地改良区等の行なう湛水排除事業に対する補助	○	—																																																																															
11条	共同利用小型漁船の建造費の補助	○	—																																																																															
11条の2	森林災害復旧事業に対する補助	○	○																																																																															
12条	中小企業信用保険法による災害復旧事業に対する補助	○	○																																																																															
14条	事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助	○	—																																																																															
16条	公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助	○	—																																																																															
17条	私立学校施設災害復旧事業に対する補助	○	—																																																																															
19条	市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例	○	—																																																																															
20条	母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例	○	—																																																																															
21条	水防資材費の補助の特例	○	—																																																																															
22条	罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例	○	—																																																																															
24条	小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	○	○																																																																															
25条	雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例	○	—																																																																															
	<p>第3節 生活再建等の支援</p> <p>第2 義援金品の受入れ、配分【総合政策部、福祉部】</p> <p>1 義援品の受入れ</p>	<p>第3節 生活再建等の支援</p> <p>第2 義援金品の受入れ、配分【総合政策部、福祉部】</p> <p>1 義援品の受入れ</p>																																																																																

頁	改訂前	改訂後
207		
	第3 被災者の生活確保【関係各室部】 5 勤労者住宅資金の貸付け	第3 被災者の生活確保【関係各室部】 5 勤労者住宅資金の貸付け
209	平常時の融資制度を利用し、災害時における被災住宅の改築資金の貸付けを行う（久喜市勤労者住宅資金貸付規則）。	平時の融資制度を利用し、災害時における被災住宅の改築資金の貸付けを行う（久喜市勤労者住宅資金貸付規則）。
	8 租税等の徴収猶予及び減免等	8 租税等の徴収猶予及び減免等
209	国、埼玉県及び市は、災害により被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、災害の状況に応じて、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付、もしくは納入に関する期日の延長、国税地方税（延滞金等を含む）の徴収猶予及び減免の措置を実施する。	国、埼玉県及び市は、災害により被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例に基づき、災害の状況に応じて、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付、もしくは納入に関する期日の延長、国税地方税（延滞金等を含む）の徴収猶予及び減免の措置を実施する。
	第7 罹災証明書の発行【総務部】	第7 罹災証明書の発行【総務部】
211	各種被災者救護対策を受けるため、被災者の保険請求時に必要な罹災証明書について、その基礎となる家屋被害調査及び罹災証明書発行事務（罹災届出証明も含む）については、次のとおりとする。	各種被災者救護対策を受けるため、被災者の保険請求時に必要な罹災証明書について、次のとおりその基礎となる家屋被害調査及び罹災証明書発行事務（罹災届出証明も含む）を行うものとする。
	4 証明の範囲	4 証明の範囲

頁	改訂前	改訂後								
212	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>物的被害</td><td> ① 全壊又は全焼 ② 流出 ③ 大規模半壊、半焼、半浸、又は準半壊 ④ 床上浸水 ⑤ 床下浸水 ⑥ 一部破損 ⑦ その他の物的被害 </td></tr> </tbody> </table>	種別	内容	物的被害	① 全壊又は全焼 ② 流出 ③ 大規模半壊、半焼、半浸、又は準半壊 ④ 床上浸水 ⑤ 床下浸水 ⑥ 一部破損 ⑦ その他の物的被害	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>物的被害</td><td> ① 全壊又は全焼 ② 流出 ③ 大規模半壊、<u>中規模半壊</u>、半焼、半浸、又は準半壊 ④ 床上浸水 ⑤ 床下浸水 ⑥ 一部損壊 ⑦ その他の物的被害 </td></tr> </tbody> </table>	種別	内容	物的被害	① 全壊又は全焼 ② 流出 ③ 大規模半壊、 <u>中規模半壊</u> 、半焼、半浸、又は準半壊 ④ 床上浸水 ⑤ 床下浸水 ⑥ 一部損壊 ⑦ その他の物的被害
種別	内容									
物的被害	① 全壊又は全焼 ② 流出 ③ 大規模半壊、半焼、半浸、又は準半壊 ④ 床上浸水 ⑤ 床下浸水 ⑥ 一部破損 ⑦ その他の物的被害									
種別	内容									
物的被害	① 全壊又は全焼 ② 流出 ③ 大規模半壊、 <u>中規模半壊</u> 、半焼、半浸、又は準半壊 ④ 床上浸水 ⑤ 床下浸水 ⑥ 一部損壊 ⑦ その他の物的被害									
	第8 被災証明書（農業）の発行【環境経済部】	第8 被災証明書（農業）の発行【環境経済部】								
212	災害によって損失を受けた農業者に対し、被害農作物の回復等に要する補助措置及び農業経営に必要な資金等の貸付けを円滑にし、農業経営の安定を図るために <u>被災証明書発行事務について</u> は、 <u>次のとおり</u> とする。	災害によって損失を受けた農業者に対し、被害農作物の回復等に要する補助措置及び農業経営に必要な資金等の貸付けを円滑にし、農業経営の安定を図るために、 <u>次のとおり</u> 被災証明書発行事務を行うものとする。								
	3 被災証明書の発行	3 被災証明書の発行								
212	<u>被災証明は</u> 、被災者の申請に基づき、市が被害状況を調査し、当該調査によって、被害を認定した場合は、 <u>証明書を</u> 申請者に対して発行する。 <u>ただし、被災証明書については</u> 、証明手数料 <u>を徴収しない</u> 。	被災者 <u>からの</u> 申請に基づき、市が被害状況を調査し、当該調査によって被害を認定した場合は、申請者に対して <u>被災証明書を</u> 発行する。 <u>このとき</u> 、証明手数料 <u>は徴収しない</u> 。								
	第9 被災者に対する郵便局の特別取扱い【郵便局】 1 郵便 (1) 郵便はがき等の無償交付	第9 被災者に対する郵便局の特別取扱い【郵便局】 1 郵便 (1) 郵便はがき等の無償交付								
213	災害救助法が適用された場合、被災1世帯あたり通常郵便はがき5枚及び郵便書簡1枚の範囲内で無償交付を行う。	災害救助法が適用された場合、被災1世帯あたり通常郵便はがき5枚及び郵便書簡1枚の範囲内で無償交付を行う。 <u>(郵便法第18条、同施行規則第2条)</u>								
	(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除	(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除								
213	被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。	被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。 <u>(郵便法第18条、同施行規則第3条)</u>								

頁	改訂前	改訂後
	(3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除	(3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除
213	地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会に宛てた救助用物資を内容とする小包郵便及び救助用又は見舞用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。	地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会に宛てた救助用物資を内容とする小包郵便及び救助用又は見舞用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。 <u>(郵便法第19条、同施行規則第4条)</u>
	2 為替貯金関係 (1) 被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除	2 為替貯金関係 (1) 被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除
213	被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会に対する被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の通常払い込み及び通常振替の料金免除を実施する。	被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会に対する被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の通常払い込み及び通常振替の料金免除を実施する。 <u>(郵便振替法第23条の2、同施行規則第1条)</u>
	(2) 為替貯金業務の非常取扱い	(2) 為替貯金業務の非常取扱い
213	取扱局、取扱機関、取扱事務の範囲を指定して、非常払渡し等非常取扱いを実施する。	取扱局、取扱機関、取扱事務の範囲を指定して、非常払渡し等非常取扱いを実施する。 <u>(郵便振替法第23条)</u>
	第4章 突風・竜巻等対策 第1節 突風・竜巻災害の概況	第4章 突風・竜巻等対策 第1節 突風・竜巻災害の概況
216	竜巻は上空の寒気により大気の状態が非常に不安定となり、落雷、突風、降ひょうを伴う発達した積乱雲が発生したときに生じることが多い。日本では、年平均で23件（2007年～2017年、海上竜巻を除く）の発生が確認されている。	竜巻は上空の寒気により大気の状態が非常に不安定となり、落雷、突風、降ひょうを伴う発達した積乱雲が発生したときに生じることが多い。日本では、年平均で20件（2007年～2024年、海上竜巻を除く）の発生が確認されている。

頁	改訂前	改訂後
	第3 気象庁の発表する気象情報 3 その他の気象情報	第3 気象庁の発表する気象情報 3 その他の気象情報
218	気象情報や雷注意報に「竜巻」という言葉が付加される場合がある。この場合、 <u>平常時</u> に比べ、竜巻突風等の発生する可能性は、気象情報で約8倍、雷注意報で約20倍高くなっている状態である。	気象情報や雷注意報に「竜巻」という言葉が付加される場合がある。この場合、 <u>平時</u> に比べ、竜巻突風等の発生する可能性は、気象情報で約8倍、雷注意報で約20倍高くなっている状態である。
	第2節 予防・事前対策 第6 適切な対処法の普及【市長公室】 1 具体的な対処方法の普及	第2節 予防・事前対策 第6 適切な対処法の普及【市長公室】 1 具体的な対処方法の普及
220	市及び埼玉県は、ホームページや広報紙等で、対処法をわかりやすく掲示するとともに、突風・竜巻等対応マニュアルを作成し、突風・竜巻等に対し適切に対処できるよう <u>平常時</u> からの備えるものとする。	市及び埼玉県は、ホームページや広報紙等で、対処法をわかりやすく掲示するとともに、突風・竜巻等対応マニュアルを作成し、突風・竜巻等に対し適切に対処できるよう <u>平時</u> からの備えるものとする。
221	■具体的な対応例（竜巻等突風対策局長級会議報告（H24.8.15））	■具体的な対応例（竜巻等突風対策局長級会議報告（平成24年8月15日））
	第3節 応急対策 第1 情報伝達【市長公室】	第3節 応急対策 第1 情報伝達【市長公室】

頁	改訂前	改訂後
223	<p>(C) 市において気象の変化が見られ、かつ竜巻発生確度ナウキャストで発生確度2の範囲に入ったときにおける対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報伝達の内容としては、竜巻等突風への注意喚起（竜巻注意情報が発表された、気象の変化が見られた等）、及び住民の対処行動（P220の「具体的な対応例」を参照）の2点がある。 	<p>(C) 市において気象の変化が見られ、かつ竜巻発生確度ナウキャストで発生確度2の範囲に入ったときにおける対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報伝達の内容としては、竜巻等突風への注意喚起（竜巻注意情報が発表された、気象の変化が見られた等）、及び住民の対処行動（P221の「具体的な対応例」を参照）の2点がある。
223	<p>(D) 市において竜巻が発生したときにおける対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報伝達の内容としては、竜巻が発生した旨及び住民の対処行動（P220の「具体的な対応例」を参照）の2点がある。 	<p>(D) 市において竜巻が発生したときにおける対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報伝達の内容としては、竜巻が発生した旨及び住民の対処行動（P221の「具体的な対応例」を参照）の2点がある。
223	【市町村単位での情報の付加に係る参考】 <u>（竜巻等突風対策局長級会議報告（H24.8.15））</u>	【市町村単位での情報の付加に係る参考】 竜巻等突風対策局長級会議報告（平成24年8月15日）
	<p>第5章 大規模水害対策</p> <p>第1節 大規模水害にかかる被害想定</p>	<p>第5章 大規模水害対策</p> <p>第1節 大規模水害にかかる被害想定</p>
225	国土交通省は、想定最大規模降雨により利根川・荒川等が氾濫した場合の「洪水浸水想定区域」を水防法第14条第1項及び同条第3項の規定に基づき指定・公表した。	国土交通省は、想定最大規模降雨により利根川・荒川等が氾濫した場合の「洪水浸水想定区域」を水防法第14条第1項及び同条第3項に基づき指定・公表した。
	<p>第3節 大規模水害対策</p> <p>第4 気象の抑制対策と土地利用誘導による被害軽減【建設部、まちづくり推進部】</p>	<p>第3節 大規模水害対策</p> <p>第4 気象の抑制対策と土地利用誘導による被害軽減【建設部、まちづくり推進部】</p>
230	大規模水害の発生を回避するため、総合治水対策を推進する。	大規模水害の発生を回避するため、流域治水対策を推進する。

頁	改訂前	改訂後
	1 治水対策の着実な実施	1 治水対策の着実な実施
230	市、国及び埼玉県は、既存施設の適切な維持管理や将来の気候変動による影響への対応も視野に入れた治水施設等の整備・保全・修理を着実に実施し、水害発生リスクの低減に努める。	市、国及び埼玉県は、既存施設の適切な維持管理や将来の気候変動による影響への対応も視野に入れた治水施設等の整備・保全・修理を着実に実施し、水害発生リスクの低減に努める。
	第6章 雪害対策 第1節 雪害対策計画 第2 応急対策【関係各室部】 1 初動期の人員確保	第6章 雪害対策 第1節 雪害対策計画 第2 応急対策【関係各室部】 1 初動期の人員確保
234	配備体制については、比較的軽微な被害の場合は平常時の体制で対応し、全庁的な対応が必要と判断される場合は、状況に応じて警戒体制又是非常体制を執るものとする。職員参集については、「緊急連絡網」に従い電話やスマートフォンの通信アプリ等により迅速に動員指令を発し、発災時に初動対応する職員の早期確保を図る。	配備体制については、比較的軽微な被害の場合は平時の体制で対応し、全庁的な対応が必要と判断される場合は、状況に応じて警戒体制又是非常体制を執るものとする。職員参集については、「緊急連絡網」に従い電話やスマートフォンの通信アプリ等により迅速に動員指令を発し、発災時に初動対応する職員の早期確保を図る。
	2 情報の収集・伝達・広報 (4) 積雪に伴い取るべき行動の周知	2 情報の収集・伝達・広報 (4) 積雪に伴い取るべき行動の周知
235	■大量の積雪が見込まれるときに取るべき行動 (例) ➢ 自動車が立ち往生した場合に車のマフラーを雪が塞いで、一酸化炭素中毒にならないようにする。	■大量の積雪が見込まれるときに取るべき行動 (例) ➢ 自動車が立ち往生した場合に車のマフラーを雪が塞いで、一酸化炭素中毒にならないように注意する。

頁	改訂前	改訂後
	4 道路機能の確保 (3) 除雪の応援	4 道路機能の確保 (3) 除雪の応援
236	市は、自らの除雪の実施が困難な場合、他の市町村又は埼玉県に対し、除雪の実施又はこれに要する除雪機械及びオペレータの確保について要請する。	市は、自らの除雪の実施が困難な場合、他の市町村又は埼玉県に対し、除雪の実施又はこれに要する除雪機械及びオペレータ <u>二</u> の確保について要請する。
	第3編 事故災害対策編 第2節 火災対策計画 第2節 火災対策計画 第1 大規模火災予防【市長公室、福祉部、建設部、まちづくり推進部、消防組合】	第3編 事故災害対策編 第2節 火災対策計画 第2節 火災対策計画 第1 大規模火災予防【市長公室、福祉部、建設部、まちづくり推進部、消防組合】
238	また、建築物の不燃化や防災都市づくりを進めるとともに、 <u>平常時</u> から情報通信体制の整備、関係機関の連携、資機材の整備、防災意識の普及・啓発を進める。	また、建築物の不燃化や防災都市づくりを進めるとともに、 <u>平時</u> から情報通信体制の整備、関係機関の連携、資機材の整備、防災意識の普及・啓発を進める。
	1 防災都市づくり (2) 火災に対する建築物の安全化 ② 建築物の不燃化	1 防災都市づくり (2) 火災に対する建築物の安全化 ② 建築物の不燃化
239	➢ 一般建築物の不燃化の促進 ➢ 都市計画法第8条第1項第5号 <u>の規定による</u> 防火地域又は準防火地域の指定 ➢ 消防法第7条 <u>の規定による</u> 建築同意制度の効果的な運用	➢ 一般建築物の不燃化の促進 ➢ 都市計画法第8条第1項第5号 <u>に基づく</u> 防火地域又は準防火地域の指定 ➢ 消防法第7条 <u>に基づく</u> 建築同意制度の効果的な運用

頁	改訂前	改訂後
	(3) 火災発生原因の制御 ① 建築物の防火管理体制	(3) 火災発生原因の制御 ① 建築物の防火管理体制
239	学校、工場等収容人員50人以上の防火対象物には、必ず防火管理者を選任させるものとする。防火管理者は、当該建築物についての消防計画の作成、消防訓練の実施、消防用設備等の整備点検等、防火管理上必要な業務を適正に行うなど、防火管理体制の充実を図るものとする。	消防法第8条に規定されている防火対象物には、必ず防火管理者を選任させるものとする。防火管理者は、当該建築物についての消防計画の作成、消防訓練の実施、消防用設備等の整備点検等、防火管理上必要な業務を適正に行うなど、同法に規定されている責務を遂行するものとする。
	2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え (1) 情報の収集・連絡 (2) 情報の分析整理	2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え (1) 情報の収集・連絡 (2) 情報の分析整理
240	市は、平常時から防災関連情報の収集及び蓄積に努め、火災発生及び延焼拡大の危険性のある区域を把握したうえ、被害想定を実施し、災害危険性の周知等に生かすものとする。	市は、平時から防災関連情報の収集及び蓄積に努め、火災発生及び延焼拡大の危険性のある区域を把握したうえ、被害想定を実施し、災害危険性の周知等に生かすものとする。
	(3) 消火活動体制の整備	(3) 消火活動体制の整備
240	市は、平常時から消防組合、消防団及び自主防災組織等との連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努めるものとする。	市は、平時から消防組合、消防団及び自主防災組織等との連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努めるものとする。
	(5) 避難収容活動への備え ① 避難誘導	(5) 避難収容活動への備え ① 避難誘導

頁	改訂前	改訂後
241	<p>また、市は、大規模火災発生時に高齢者、障がい者等の避難行動要支援者の適切な避難誘導を図るため、市民や自主防災組織等の協力を得ながら、<u>平常時</u>からこれらの者にかかる避難誘導体制を整備するとともに、避難誘導訓練を実施するものとする。</p> <p>(7) 被災者等への的確な情報伝達活動への備え</p>	<p>また、市は、大規模火災発生時に高齢者、障がい者等の避難行動要支援者の適切な避難誘導を図るため、市民や自主防災組織等の協力を得ながら、<u>平時</u>からこれらの者にかかる避難誘導体制を整備するとともに、避難誘導訓練を実施するものとする。</p> <p>(7) 被災者等への的確な情報伝達活動への備え</p>
241	<p>市は、大規模火災に関する情報の迅速かつ正確な伝達のため、報道機関との連携を図り、<u>平常時</u>から広報体制を整備するとともに、市民等からの問い合わせに対応する体制についても、あらかじめ計画を作成するものとする。</p>	<p>市は、大規模火災に関する情報の迅速かつ正確な伝達のため、報道機関との連携を図り、<u>平時</u>から広報体制を整備するとともに、市民等からの問い合わせに対応する体制についても、あらかじめ計画を作成するものとする。</p>
	<p>第3節 危険物等災害対策計画</p> <p>第1 危険物等災害予防【消防組合】</p> <p>1 危険物製造所等の整備改善</p>	<p>第3節 危険物等災害対策計画</p> <p>第1 危険物等災害予防【消防組合】</p> <p>1 危険物製造所等の整備改善</p>
245	<p>① 危険物製造所等の位置、構造及び設備が消防法等の規定による技術上の基準に適合した状態を維持するように指導する。</p>	<p>① 危険物製造所等の位置、構造及び設備が消防法等に基づく技術上の基準に適合した状態を維持するように指導する。</p>
	<p>第4節 放射性物質及び原子力発電所事故災害対策計画</p> <p>第1 放射性物質及び原子力発電所事故災害予防【消防組合、事業者、埼玉県、国】</p> <p>1 基本方針</p> <p>(2) 現況</p>	<p>第4節 放射性物質及び原子力発電所事故災害対策計画</p> <p>第1 放射性物質及び原子力発電所事故災害予防【消防組合、事業者、埼玉県、国】</p> <p>1 基本方針</p> <p>(2) 現況</p>

頁	改訂前	改訂後
250	<p>本市における医療機関及び試験研究機関等の放射性同位元素使用事業所（放射線障害防止法に基づく届け出事業所）は、令和<u>5</u>年3月31日現在、2事業所となっている。</p> <p>（中略）</p> <p>事故の未然防止には、専門知識を有する使用事業者の取組がもっとも重要であるが、放射性物質の<u>取り扱い</u>事業所は限られ、国からの連絡により埼玉県及び該当消防本部は、その全施設数を把握している。</p>	<p>本市における医療機関及び試験研究機関等の放射性同位元素使用事業所（放射線障害防止法に基づく届け出事業所）は、令和<u>7</u>年3月31日現在、2事業所となっている。</p> <p>（中略）</p> <p>事故の未然防止には、専門知識を有する使用事業者の取組がもっとも重要であるが、放射性物質の<u>取扱</u>事業所は限られ、国からの連絡により埼玉県及び該当消防本部は、その全施設数を把握している。</p>
251	<p>第2 実施計画【関係各室部、消防組合、事業者、埼玉県】</p> <p>1 放射性物質取扱施設に<u>かかる</u>事故予防対策</p> <p>（1）放射性同位元素使用施設に<u>かかる</u>事故予防対策</p>	<p>第2 実施計画【関係各室部、消防組合、事業者、埼玉県】</p> <p>1 放射性物質取扱施設に<u>係る</u>事故予防対策</p> <p>（1）放射性同位元素使用施設に<u>係る</u>事故予防対策</p>
251	<p>放射性同位元素使用施設の管理者は、何らかの要因により、放射性同位元素等の漏洩等放射線の発生による放射線<u>障害</u>のおそれが生じた場合、円滑かつ迅速な対応がとれるようあらかじめ消防組合、警察、市、埼玉県、国に対する通報連絡体制を整備するものとする。</p>	<p>放射性同位元素使用施設の管理者は、何らかの要因により、放射性同位元素等の漏洩等放射線の発生による放射線<u>障がい</u>のおそれが生じた場合、円滑かつ迅速な対応がとれるようあらかじめ消防組合、警察、市、埼玉県、国に対する通報連絡体制を整備するものとする。</p>
	<p>2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>（3）緊急被ばく医療体制の整備</p> <p>① 緊急被ばく医療可能施設の事前把握</p>	<p>2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>（3）緊急被ばく医療体制の整備</p> <p>① 緊急被ばく医療可能施設の事前把握</p>

頁	改訂前	改訂後
252	<p>埼玉県は、あらかじめ県内の医療機関に対して、放射線被ばくによる障害の専門的治療に要する施設・設備等の有無について把握するものとする。</p> <p>(6) 避難所の指定及び避難収容活動への備え ③ 避難誘導</p>	<p>埼玉県は、あらかじめ県内の医療機関に対して、放射線被ばくによる障がいの専門的治療に要する施設・設備等の有無について把握するものとする。</p> <p>(6) 避難所の指定及び避難収容活動への備え ③ 避難誘導</p>
253	<p>市は、放射線関係事故発生時に、高齢者、障がい者等の要配慮者及び放射線の影響を受けやすい乳幼児、児童、妊産婦等の適切な避難誘導を図るため、市民、自主防災組織等の協力を得ながら、<u>平常時</u>からこれらの者にかかる避難誘導体制の整備に努めるものとする。</p>	<p>市は、放射線関係事故発生時に、高齢者、障がい者等の要配慮者及び放射線の影響を受けやすい乳幼児、児童、妊産婦等の適切な避難誘導を図るため、市民、自主防災組織等の協力を得ながら、<u>平時</u>からこれらの者にかかる避難誘導体制の整備に努めるものとする。</p>
	(8) 広報体制の整備	(8) 広報体制の整備
253	<p>市及び埼玉県は、放射線関係事故発生時に、迅速かつ円滑に災害広報を実施できるよう報道機関との連携を図り、<u>平常時</u>から広報体制を整備するものとする。</p>	<p>市及び埼玉県は、放射線関係事故発生時に、迅速かつ円滑に災害広報を実施できるよう報道機関との連携を図り、<u>平時</u>から広報体制を整備するものとする。</p>
	(10) 防災教育・防災訓練の実施 ② 市民に対する知識の普及	(10) 防災教育・防災訓練の実施 ② 市民に対する知識の普及
253	<p>市及び埼玉県は、放射線関係事故の特殊性を考慮し、市民に対して<u>平常時</u>から防災対策に関する事項についての広報を行うものとする。</p>	<p>市及び埼玉県は、放射線関係事故の特殊性を考慮し、市民に対して<u>平時</u>から防災対策に関する事項についての広報を行うものとする。</p>

頁	改訂前	改訂後
	<p>第3 放射線関係事故災害応急対策計画【市、消防組合、事業者、埼玉県、警察署、国】</p> <p>2 核燃料物質等輸送事故災害対策計画</p> <p>(1) 輸送事故発生直後の情報の収集・連絡</p> <p>① 事故情報の収集・連絡</p> <p>ア) 核燃料物質等輸送時の事故情報等の連絡</p>	<p>第3 放射線関係事故災害応急対策計画【市、消防組合、事業者、埼玉県、警察署、国】</p> <p>2 核燃料物質等輸送事故災害対策計画</p> <p>(1) 輸送事故発生直後の情報の収集・連絡</p> <p>① 事故情報の収集・連絡</p> <p>ア) 核燃料物質等輸送時の事故情報等の連絡</p>
255	<p>原子力事業者（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）（以下「原災法」という。）第2条第1項第3号に定める者。以下「事業者」という。）の原子力防災管理者は、核燃料物質等（原子力基本法第3条第2号に定める物質及びそれに汚染された物質）輸送中に核燃料物質等の漏洩等の事故が発生し、それが「特定事象（原災法第10条前段の規定に基づき通報を行うべき事象）」に該当する事象である場合、直ちに原災法施行規則に定める「第10条通報」様式により、また、その後は次の事項について、最寄りの消防機関、警察署に通報するとともに、埼玉県、事故（事象を含む）発生場所を管轄する市町村（以下第1において「市町村」という。）及び関係省庁などに通報するものとする。</p>	<p>原子力事業者（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）（以下「原災法」という。）第2条第1項第3号に定める者。以下「事業者」という。）の原子力防災管理者は、核燃料物質等（原子力基本法第3条第2号に定める物質及びそれに汚染された物質）輸送中に核燃料物質等の漏洩等の事故が発生し、それが「特定事象（原災法第10条前段に基づき通報を行うべき事象）」に該当する事象である場合、直ちに原災法施行規則に定める「第10条通報」様式により、また、その後は次の事項について、最寄りの消防機関、警察署に通報するとともに、埼玉県、事故（事象を含む）発生場所を管轄する市町村（以下第1において「市町村」という。）及び関係省庁などに通報するものとする。</p>
	<p>(2) 活動体制の確立</p> <p>① 原子力事業者等の活動体制</p>	<p>(2) 活動体制の確立</p> <p>① 原子力事業者等の活動体制</p>
257	<p>➤ 放射線障害を受けた者、又は受けたおそれのある者の救出</p> <p>➤ その他放射線障害の防止のために必要な措置</p>	<p>➤ 放射線障がいを受けた者、又は受けたおそれのある者の救出</p> <p>➤ その他放射線障がいの防止のために必要な措置</p>

頁	改訂前	改訂後
	<p>(6) 退避・避難収容活動など</p> <p>② 警戒区域の設定</p> <p>イ) 市町村長への屋内退避・避難等の実施の指示</p>	<p>(6) 退避・避難収容活動など</p> <p>② 警戒区域の設定</p> <p>イ) 市町村長への屋内退避・避難等の実施の指示</p>
259	<p>市長は、警戒区域を設定した場合は、関係市町村長に通知するとともに、必要な屋内退避又は避難の措置を、市民に指示等するものとする。</p> <p>また、埼玉県知事は、市町村の区域を越えてこれらの退避・避難を行う必要が生じた場合は、災害対策基本法第72条第1項の規定に基づき、受入れ先の市町村長に対し、収容施設の供与及びその他の災害救助の実施について、警戒区域の市町村長を応援するよう指示するものとする。</p>	<p>市長は、警戒区域を設定した場合は、関係市町村長に通知するとともに、必要な屋内退避又は避難の措置を、市民に指示等するものとする。</p> <p>また、埼玉県知事は、市町村の区域を越えてこれらの退避・避難を行う必要が生じた場合は、災害対策基本法第72条第1項に基づき、受入れ先の市町村長に対し、収容施設の供与及びその他の災害救助の実施について、警戒区域の市町村長を応援するよう指示するものとする。</p>
	<p>第3 放射線関係事故災害応急対策計画【市、消防組合、事業者、埼玉県、警察署、国】</p> <p>4 原子力発電所事故対策計画</p> <p>(1) 放射線量等の測定体制の整備</p> <p>③ 飲料水及び農畜水産物の放射性物質測定体制の整備</p>	<p>第3 放射線関係事故災害応急対策計画【市、消防組合、事業者、埼玉県、警察署、国】</p> <p>4 原子力発電所事故対策計画</p> <p>(1) 放射線量等の測定体制の整備</p> <p>③ 飲料水及び農畜水産物の放射性物質測定体制の整備</p>

頁	改訂前	改訂後
263	<p>埼玉県は、飲料水及び農畜水産物の安全性を確保するとともに、風評被害を防ぐため、「原子力災害対策指針」（昭和55年6月、原子力安全委員会）及び国等が定める「環境放射線モニタリング指針」（平成20年3月、原子力安全委員会）等に基づき国と緊密な連携をとりながら、飲料水、農畜水産物及び飼料等の放射性物質の測定を実施し、県民に迅速かつ的確な情報を提供するとともに、必要に応じて「2 核燃料物質等輸送事故災害対策計画(8)」の摂取制限等を行うものとする。</p>	<p>埼玉県は、飲料水及び農畜水産物の安全性を確保するとともに、風評被害を防ぐため、「原子力災害対策指針」（令和6年9月11日、原子力安全委員会）及び国等が定める「緊急時モニタリングについて（原子力災害対策指針補足参考資料）」（令和6年3月21日、原子力安全委員会）等に基づき国と緊密な連携をとりながら、飲料水、農畜水産物及び飼料等の放射性物質の測定を実施し、県民に迅速かつ的確な情報を提供するとともに、必要に応じて「2 核燃料物質等輸送事故災害対策計画(8)」の摂取制限等を行うものとする。</p>
	<p>第6節 道路災害対策計画</p> <p>第1 道路災害予防対策【市長公室、建設部、まちづくり推進部】</p> <p>7 被災者への的確な情報伝達活動への備え</p>	<p>第6節 道路災害対策計画</p> <p>第1 道路災害予防対策【市長公室、建設部、まちづくり推進部】</p> <p>7 被災者への的確な情報伝達活動への備え</p>
267	道路災害に関する情報の迅速かつ正確な伝達のため、報道機関との連携を図り、 <u>平常時</u> から広報体制を整備する。	道路災害に関する情報の迅速かつ正確な伝達のため、報道機関との連携を図り、 <u>平時</u> から広報体制を整備する。
	<p>第7節 鉄道事故・施設災害対策計画</p> <p>第5 消防活動【消防組合】</p>	<p>第7節 鉄道事故・施設災害対策計画</p> <p>第5 消防活動【消防組合】</p>
271	鉄道災害は、集団的死傷者の発生が予想され、市街地での脱線、転覆等の場合には、火災面積が広域におよぶ危険性があるので、人命救助、救出活動をほかのあらゆる消防活動に優先して実施するものとする。	鉄道災害は、集団的死傷者の発生が予想され、市街地での脱線、転覆等の場合には、火災面積が広域におよぶ危険性があるので、人命救助、救出活動をほかのあらゆる消防活動に優先して実施するものとする。

頁	改訂前	改訂後
	第4編 震災対策編 第1章 震災予防計画 第1節 過去の地震の履歴	第4編 震災対策編 第1章 震災予防計画 第1節 過去の地震の履歴
274	■埼玉県とその周辺の主な被害地震 資料)「地震調査研究推進本部事務局」(文部科学省研究開発局地震・防災研究課)による。	■埼玉県とその周辺の主な被害地震 資料)「地震調査研究推進本部事務局」(文部科学省研究開発局地震火山防災研究課)による。
281	第4節 建築物・施設等の耐震性向上 第2 一般建築物の耐震不燃化【まちづくり推進部】 4 空家等の状況の確認	第4節 建築物・施設等の耐震性向上 第2 一般建築物の耐震不燃化【市民部、まちづくり推進部】 4 空家等の状況の確認
282	市は、 <u>平常時</u> より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。	市は、 <u>平時</u> より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。
	第3 ライフライン施設【環境経済部、上下水道部、各事業者】 1 電気供給対策 (3) 災害対策用機器及び資機材等の配備 ① 災害対策用資機材の確保	第3 ライフライン施設【環境経済部、上下水道部、各事業者】 1 電気供給対策 (3) 災害対策用機器及び資機材等の配備 ① 災害対策用資機材の確保
282	災害に備え、 <u>平常時</u> から復旧用資材や工具、消耗品等の確保に努める。	災害に備え、 <u>平時</u> から復旧用資材や工具、消耗品等の確保に努める。
	(4) 公衆災害、二次災害の防止 ① 電気工作物の巡視、点検、調査等	(4) 公衆災害、二次災害の防止 ① 電気工作物の巡視、点検、調査等

頁	改訂前	改訂後																												
283	<p>電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するよう保持し、さらに事故の未然防止を図るために、平常時、定期的に巡視（災害のおそれのある場合には特別の巡視）し、並びに一般需要家の電気工作物の調査を行い、感電事故の防止を図るよう努める。</p>	<p>電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するよう保持し、さらに事故の未然防止を図るために、平時、定期的に巡視（災害のおそれのある場合には特別の巡視）し、並びに一般需要家の電気工作物の調査を行い、感電事故の防止を図るよう努める。</p>																												
	<p>2 ガス供給施設対策</p> <p>（1）都市ガス施設の震災予防対策</p> <p>② 予防対策</p>	<p>2 ガス供給施設対策</p> <p>（1）都市ガス施設の震災予防対策</p> <p>② 予防対策</p>																												
284	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>火災予防</td><td>本社及び工場にあっては、消防法による消防計画及び予防規程の定めるところにより火災予防に努める。</td></tr> <tr> <td>ガス施設の点検</td><td>各部署及び工場にあっては「保安規程」に定める保安のための巡視、点検、検査を行う。また、災害時に備え、あらかじめ点検順路、点検項目を定めておくものとする。</td></tr> <tr> <td>防災施設等の整備</td><td>災害発生時の二次災害防止に備え、消防設備、放散設備、連絡通信施設等の機能を平常時から整備しておくものとする。</td></tr> <tr> <td>防災教育</td><td> <p>防災上必要な事項について、定期的及び日頃の業務を通じて防災教育を行うものとし、内容は、おおむね次の事項とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ ガス工作物の工事、維持及び運用に関する知識及び技能の習得向上に関する事項 ➢ ガス工作物の工事、維持及び運用の業務に従事する者としての基本的心構え等、保安意識の徹底強化に関する事項 ➢ 事故時及び非常災害時の措置に関する事項 ➢ 消防法令等火災予防に関する事項 ➢ その他保安に関し必要な事項 </td></tr> <tr> <td>防災訓練</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 防災応急対策に関わる措置等を円滑に実施するため、次の事項を内容とする防災にかかる訓練を定期的及び日頃の業務を通じ実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ・情報の収集及び伝達に関すること。 ・非常体制の確立に関すること。 ・復旧作業に関すること。 ・防災に関する設備、資機材等の確保、点検等に関すること。 ➢ 公共機関等が実施する防災訓練等に積極的に参加するものとする。 </td></tr> <tr> <td>資機材の備蓄等</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 災害及び事故の発生時の被害を最小限に抑えるとともに、早期復旧を図るため、必要な資機材を備えておく。ただし、備えておくことが困難なものについては、直ちに調達に努力するものとする。 ➢ 復旧が長期化した場合に備えて、需要家の生活支援のための代替熱源等の確保手段について、あらかじめ調査しておく。 </td></tr> </tbody> </table>	区分	内容	火災予防	本社及び工場にあっては、消防法による消防計画及び予防規程の定めるところにより火災予防に努める。	ガス施設の点検	各部署及び工場にあっては「保安規程」に定める保安のための巡視、点検、検査を行う。また、災害時に備え、あらかじめ点検順路、点検項目を定めておくものとする。	防災施設等の整備	災害発生時の二次災害防止に備え、消防設備、放散設備、連絡通信施設等の機能を 平常時 から整備しておくものとする。	防災教育	<p>防災上必要な事項について、定期的及び日頃の業務を通じて防災教育を行うものとし、内容は、おおむね次の事項とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ ガス工作物の工事、維持及び運用に関する知識及び技能の習得向上に関する事項 ➢ ガス工作物の工事、維持及び運用の業務に従事する者としての基本的心構え等、保安意識の徹底強化に関する事項 ➢ 事故時及び非常災害時の措置に関する事項 ➢ 消防法令等火災予防に関する事項 ➢ その他保安に関し必要な事項 	防災訓練	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 防災応急対策に関わる措置等を円滑に実施するため、次の事項を内容とする防災にかかる訓練を定期的及び日頃の業務を通じ実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ・情報の収集及び伝達に関すること。 ・非常体制の確立に関すること。 ・復旧作業に関すること。 ・防災に関する設備、資機材等の確保、点検等に関すること。 ➢ 公共機関等が実施する防災訓練等に積極的に参加するものとする。 	資機材の備蓄等	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 災害及び事故の発生時の被害を最小限に抑えるとともに、早期復旧を図るため、必要な資機材を備えておく。ただし、備えておくことが困難なものについては、直ちに調達に努力するものとする。 ➢ 復旧が長期化した場合に備えて、需要家の生活支援のための代替熱源等の確保手段について、あらかじめ調査しておく。 	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>火災予防</td><td>本社及び工場にあっては、消防法による消防計画及び予防規程の定めるところにより火災予防に努める。</td></tr> <tr> <td>ガス施設の点検</td><td>各部署及び工場にあっては「保安規程」に定める保安のための巡視、点検、検査を行う。また、災害時に備え、あらかじめ点検順路、点検項目を定めておくものとする。</td></tr> <tr> <td>防災施設等の整備</td><td>災害発生時の二次災害防止に備え、消防設備、放散設備、連絡通信施設等の機能を平時から整備しておくものとする。</td></tr> <tr> <td>防災教育</td><td> <p>防災上必要な事項について、定期的及び日頃の業務を通じて防災教育を行うものとし、内容は、おおむね次の事項とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ ガス工作物の工事、維持及び運用に関する知識及び技能の習得向上に関する事項 ➢ ガス工作物の工事、維持及び運用の業務に従事する者としての基本的心構え等、保安意識の徹底強化に関する事項 ➢ 事故時及び非常災害時の措置に関する事項 ➢ 消防法令等火災予防に関する事項 ➢ その他保安に関し必要な事項 </td></tr> <tr> <td>防災訓練</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 防災応急対策に関わる措置等を円滑に実施するため、次の事項を内容とする防災にかかる訓練を定期的及び日頃の業務を通じ実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ・情報の収集及び伝達に関すること。 ・非常体制の確立に関すること。 ・復旧作業に関すること。 ・防災に関する設備、資機材等の確保、点検等に関すること。 ➢ 公共機関等が実施する防災訓練等に積極的に参加するものとする。 </td></tr> <tr> <td>資機材の備蓄等</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 災害及び事故の発生時の被害を最小限に抑えるとともに、早期復旧を図るため、必要な資機材を備えておく。ただし、備えておくことが困難なものについては、直ちに調達に努力するものとする。 ➢ 復旧が長期化した場合に備えて、需要家の生活支援のための代替熱源等の確保手段について、あらかじめ調査しておく。 </td></tr> </tbody> </table>	区分	内容	火災予防	本社及び工場にあっては、消防法による消防計画及び予防規程の定めるところにより火災予防に努める。	ガス施設の点検	各部署及び工場にあっては「保安規程」に定める保安のための巡視、点検、検査を行う。また、災害時に備え、あらかじめ点検順路、点検項目を定めておくものとする。	防災施設等の整備	災害発生時の二次災害防止に備え、消防設備、放散設備、連絡通信施設等の機能を 平時 から整備しておくものとする。	防災教育	<p>防災上必要な事項について、定期的及び日頃の業務を通じて防災教育を行うものとし、内容は、おおむね次の事項とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ ガス工作物の工事、維持及び運用に関する知識及び技能の習得向上に関する事項 ➢ ガス工作物の工事、維持及び運用の業務に従事する者としての基本的心構え等、保安意識の徹底強化に関する事項 ➢ 事故時及び非常災害時の措置に関する事項 ➢ 消防法令等火災予防に関する事項 ➢ その他保安に関し必要な事項 	防災訓練	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 防災応急対策に関わる措置等を円滑に実施するため、次の事項を内容とする防災にかかる訓練を定期的及び日頃の業務を通じ実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ・情報の収集及び伝達に関すること。 ・非常体制の確立に関すること。 ・復旧作業に関すること。 ・防災に関する設備、資機材等の確保、点検等に関すること。 ➢ 公共機関等が実施する防災訓練等に積極的に参加するものとする。 	資機材の備蓄等	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 災害及び事故の発生時の被害を最小限に抑えるとともに、早期復旧を図るため、必要な資機材を備えておく。ただし、備えておくことが困難なものについては、直ちに調達に努力するものとする。 ➢ 復旧が長期化した場合に備えて、需要家の生活支援のための代替熱源等の確保手段について、あらかじめ調査しておく。
区分	内容																													
火災予防	本社及び工場にあっては、消防法による消防計画及び予防規程の定めるところにより火災予防に努める。																													
ガス施設の点検	各部署及び工場にあっては「保安規程」に定める保安のための巡視、点検、検査を行う。また、災害時に備え、あらかじめ点検順路、点検項目を定めておくものとする。																													
防災施設等の整備	災害発生時の二次災害防止に備え、消防設備、放散設備、連絡通信施設等の機能を 平常時 から整備しておくものとする。																													
防災教育	<p>防災上必要な事項について、定期的及び日頃の業務を通じて防災教育を行うものとし、内容は、おおむね次の事項とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ ガス工作物の工事、維持及び運用に関する知識及び技能の習得向上に関する事項 ➢ ガス工作物の工事、維持及び運用の業務に従事する者としての基本的心構え等、保安意識の徹底強化に関する事項 ➢ 事故時及び非常災害時の措置に関する事項 ➢ 消防法令等火災予防に関する事項 ➢ その他保安に関し必要な事項 																													
防災訓練	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 防災応急対策に関わる措置等を円滑に実施するため、次の事項を内容とする防災にかかる訓練を定期的及び日頃の業務を通じ実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ・情報の収集及び伝達に関すること。 ・非常体制の確立に関すること。 ・復旧作業に関すること。 ・防災に関する設備、資機材等の確保、点検等に関すること。 ➢ 公共機関等が実施する防災訓練等に積極的に参加するものとする。 																													
資機材の備蓄等	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 災害及び事故の発生時の被害を最小限に抑えるとともに、早期復旧を図るため、必要な資機材を備えておく。ただし、備えておくことが困難なものについては、直ちに調達に努力するものとする。 ➢ 復旧が長期化した場合に備えて、需要家の生活支援のための代替熱源等の確保手段について、あらかじめ調査しておく。 																													
区分	内容																													
火災予防	本社及び工場にあっては、消防法による消防計画及び予防規程の定めるところにより火災予防に努める。																													
ガス施設の点検	各部署及び工場にあっては「保安規程」に定める保安のための巡視、点検、検査を行う。また、災害時に備え、あらかじめ点検順路、点検項目を定めておくものとする。																													
防災施設等の整備	災害発生時の二次災害防止に備え、消防設備、放散設備、連絡通信施設等の機能を 平時 から整備しておくものとする。																													
防災教育	<p>防災上必要な事項について、定期的及び日頃の業務を通じて防災教育を行うものとし、内容は、おおむね次の事項とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ ガス工作物の工事、維持及び運用に関する知識及び技能の習得向上に関する事項 ➢ ガス工作物の工事、維持及び運用の業務に従事する者としての基本的心構え等、保安意識の徹底強化に関する事項 ➢ 事故時及び非常災害時の措置に関する事項 ➢ 消防法令等火災予防に関する事項 ➢ その他保安に関し必要な事項 																													
防災訓練	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 防災応急対策に関わる措置等を円滑に実施するため、次の事項を内容とする防災にかかる訓練を定期的及び日頃の業務を通じ実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ・情報の収集及び伝達に関すること。 ・非常体制の確立に関すること。 ・復旧作業に関すること。 ・防災に関する設備、資機材等の確保、点検等に関すること。 ➢ 公共機関等が実施する防災訓練等に積極的に参加するものとする。 																													
資機材の備蓄等	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 災害及び事故の発生時の被害を最小限に抑えるとともに、早期復旧を図るため、必要な資機材を備えておく。ただし、備えておくことが困難なものについては、直ちに調達に努力するものとする。 ➢ 復旧が長期化した場合に備えて、需要家の生活支援のための代替熱源等の確保手段について、あらかじめ調査しておく。 																													
	<p>4 下水道施設・農業集落排水処理施設・トイレ対策</p> <p>（1）下水道・農業集落排水処理施設対策</p>	<p>4 下水道施設・農業集落排水処理施設・トイレ対策</p> <p>（1）下水道・農業集落排水処理施設対策</p>																												

頁	改訂前	改訂後
286	① 「下水道施設地震対策指針と解説（日本下水道協会）」「農業集落排水施設震災対応の手引き（農林水産省）」に準じた適切な工法を採用し耐震性の向上に努める。	① 「下水道施設の地震対策指針と解説（日本下水道協会）」「農業集落排水施設震災対応の手引き（農林水産省）」に準じた適切な工法を採用し耐震性の向上に努める。
	5 通信設備対策	5 通信設備対策
286	東日本電信電話株式会社埼玉事業部は、災害時においても可能な限り通信サービスを維持し、重要通信を疎通させるよう平素から通信設備の耐震構造化等の防災対策を推進する。	NTT東日本株式会社埼玉事業部は、災害時においても可能な限り通信サービスを維持し、重要通信を疎通させるよう平時から通信設備の耐震構造化等の防災対策を推進する。
	(3) 災害対策用機器等の確保	(3) 災害対策用機器等の確保
287	災害時において、通信を確保し、又は被災した通信設備等を迅速に復旧するため、平素から災害対策用機器、資機材、車両等を確保しておく。	災害時において、通信を確保し、又は被災した通信設備等を迅速に復旧するため、平時から災害対策用機器、資機材、車両等を確保しておく。
	第5節 防災都市づくり 第2 防災空間の整備・拡充【環境経済部、建設部、まちづくり推進部】 2 道路・橋梁の整備 (2) 生活道路の整備	第5節 防災都市づくり 第2 防災空間の整備・拡充【環境経済部、建設部、まちづくり推進部】 2 道路・橋梁の整備 (2) 生活道路の整備
290	生活道路は、平常時には市民にもっとも身近な道路であり、災害時には避難、救援物資等のための道路、延焼遮断帯としての役割を果たす。このため、できるだけ格子状の道路網を形成するよう整備を図り、安全でゆとりある空間づくりを進めていく。	生活道路は、平時には市民にもっとも身近な道路であり、災害時には避難、救援物資等のための道路、延焼遮断帯としての役割を果たす。このため、できるだけ格子状の道路網を形成するよう整備を図り、安全でゆとりある空間づくりを進めていく。

頁	改訂前	改訂後
	第6節 地盤災害の予防 第3 宅地造成地の安全対策【まちづくり推進部、埼玉県】	第6節 地盤災害の予防 第3 宅地造成地の安全対策【まちづくり推進部、埼玉県】
293	3 安全対策	<u>(4へ移動)</u>
293	<u>埼玉県は、大規模盛土造成地について、盛土造成地の安定性を確認し、変動のおそれがある場合は、「造成宅地防災区域」に指定し、勧告や命令、大規模盛土造成地滑動崩落防止工事など総合的な対策を推進する。</u>	<u>(4へ移動)</u>
293	<u>(4から移動)</u>	<u>3 宅地造成等工事規制区域の指定・公示</u>
293	<u>(4から移動)</u>	<u>埼玉県は、宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）第10条に基づき、盛土等に伴う災害から人命を守るために、宅地造成等に関する工事について規制を行う必要があるものを、宅地造成等工事規制区域として指定することができる。</u> <u>この指定をした場合は、これを公示するものとする。</u>
293	<u>4 大規模盛土造成地マップの作成・公表</u>	<u>(3へ移動)</u>

頁	改訂前	改訂後
293	<u>埼玉県及び市は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表するとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努めるものとする。</u>	<u>(3 へ移動)</u>
293	<u>(3 から移動)</u>	<u>4 安全性の確保・工事の許可</u>
293	<u>(3 から移動)</u>	<u>埼玉県は、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制し、許可基準に沿って安全対策が行われているかどうかを確認するため、盛土規制法第12条に基づき、宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事について、着手する前にこれを審査し、適合する場合のみ、許可するものとする。</u>
293	<u>(新設)</u>	<u>5 災害防止措置</u>
293	<u>(新設)</u>	<u>埼玉県は、盛土規制法に基づく管内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行うものとする。また、これらを踏まえ、危険が確認された盛土等について、同法などの各法令に基づき、盛土等に伴う災害を防止するため速やかに監督処分や撤去命令等の必要な措置を行うものとする。</u>

頁	改訂前	改訂後
293	<p><u>《参考》</u></p> <p>◆造成宅地防災区域</p> <p>造成された一団の宅地のうち、地震等によって地盤の滑動などの災害が発生するおそれが大きいとして指定される区域をいう。その指定要件、手続きなどは、宅地造成等規制法で定められている。</p> <p>造成宅地防災区域内の造成宅地の所有者等は、災害防止のための擁壁等を設置するなどの責務を負うほか、都道府県知事等が、所有者等に対して、災害の防止のため必要な措置を講ずるよう勧告や改善命令を行うことがある。</p>	<p><u>(掲載順変更)</u></p>
293		<p><u>《参考》</u></p> <p>◆宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）</p> <p>盛土等による災害から国民の生命・身体を守る観点から、盛土等を行う土地の用途やその目的にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する法律。</p>
293	<p><u>《参考》</u></p> <p>◆宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）</p> <p>宅地造成により、崖崩れや土砂の流出が起きることがないよう崖崩れや土砂の流出の危険性が高い区域を指定し、宅地造成工事を規制する法律。</p>	<p><u>(掲載順変更)</u></p>

頁	改訂前	改訂後
293		<p><u>《参考》</u></p> <p>◆造成宅地防災区域 造成された一団の宅地のうち、地震等によって地盤の滑動などの災害が発生するおそれが大きいとして指定される区域をいう。その指定要件、手続きなどは、宅地造成等規制法で定められている。 造成宅地防災区域内の造成宅地の所有者等は、災害防止のための擁壁等を設置するなどの責務を負うほか、都道府県知事等が、所有者等に対して、災害の防止のため必要な措置を講ずるよう勧告や改善命令を行うことがある。</p>
293	<p><u>《参考》</u></p> <p>◆大規模盛土造成地 面積3,000m²以上の谷埋め盛土、または原地盤の勾配が20度以上かつ盛土高5m以上の腹付け盛土がなされた造成地。</p>	<u>(削除)</u>
	<p>第8節 震災に強い地域（社会）づくり</p> <p>第2 自主防災組織の活動【市長公室】</p>	<p>第8節 震災に強い地域（社会）づくり</p> <p>第2 自主防災組織の活動【市長公室】</p>
296	自主防災組織は、地域の実情に応じた防災計画に基づき、 <u>平常時</u> 及び災害発生時において効果的な防災活動を行うよう努めるものとする。	自主防災組織は、地域の実情に応じた防災計画に基づき、 <u>平時</u> 及び災害発生時において効果的な防災活動を行うよう努めるものとする。
296	1 <u>平常時</u> の活動	1 <u>平時</u> の活動
	<p>第3 地域の自主防災組織の育成・連携【市長公室】</p> <p>4 自主防災組織の連携</p>	<p>第3 地域の自主防災組織の育成・連携【市長公室】</p> <p>4 自主防災組織の連携</p>

頁	改訂前	改訂後
297	本市には、 <u>171（令和6年1月1日）</u> の自主防災組織が存在するが、大規模な災害が発生すると地域内の自主防災組織だけでは対応が難しい。	本市には、自主防災組織が <u>173団体（令和7年3月31日現在）</u> 存在するが、大規模な災害が発生すると地域内の自主防災組織だけでは対応が難しい。
	第4 事業所等における防災の推進【環境経済部、消防組合】	第4 事業所等における防災の推進【環境経済部、消防組合】
298	消防法第8条に規定する学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店（これに準ずるものとして政令で定める大規模な小売店舗を含む。以下同じ。）、複合用途防火対象物（防火対象物で、政令で定める二以上の用途に供されるものをいう。以下同じ。）その他多数の者が出入り、勤務し又は居住する防火対象物で、 <u>政令で定めるものの管理について権限</u> を有する者は、消防組合と協議のうえ、防火管理者を中心にして自主的な防災組織の育成及び訓練指導、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。	消防法第8条に規定する学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店（これに準ずるものとして政令で定める大規模な小売店舗を含む。以下同じ。）、複合用途防火対象物（防火対象物で、政令で定める二以上の用途に供されるものをいう。以下同じ。）その他多数の者が出入り、勤務し又は居住する防火対象物で政令で定めるものの管理について <u>権原</u> を有する者は、消防組合と協議のうえ、防火管理者を中心にして自主的な防災組織の育成及び訓練指導、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。
	第10節 防災訓練 第1 訓練の種別【市長公室】 2 水防訓練	第10節 防災訓練 第1 訓練の種別【市長公室】 2 水防訓練

頁	改訂前	改訂後
303	水防法第4条の規定により指定された水防管理団体が、同法第32条の2の規定に基づき、毎年実施する。訓練は出水期前に実施することとし、水防管理者が要領を定める。	水防法第4条に基づき指定された水防管理団体が、同法第32条の2に基づき、毎年実施する。訓練は出水期前に実施することとし、水防管理者が要領を定める。
	第11節 調査研究 第1 防災アセスメントに関する調査研究【市長公室】	第11節 調査研究 第1 防災アセスメントに関する調査研究【市長公室】
306	災害を未然に防止し、その被害を軽減するためには、平常時から地域の特性を踏まえつつ、その地域の災害危険性を総合的、科学的な手法により把握しておくことが重要である。この地域の災害危険性を総合的に明らかにする作業を「防災アセスメント」という。	災害を未然に防止し、その被害を軽減するためには、平時から地域の特性を踏まえつつ、その地域の災害危険性を総合的、科学的な手法により把握しておくことが重要である。この地域の災害危険性を総合的に明らかにする作業を「防災アセスメント」という。
	第12節 震災に備えた体制整備 第3 他都市及び防災関係機関との連携及び応援体制【各室部】	第12節 震災に備えた体制整備 第3 他都市及び防災関係機関との連携及び応援体制【各室部】
311	大規模な災害発生時には、他都市及び防災関係機関との連携体制が極めて重要であるため、災害応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結するなど平常時より連携の強化に努める。	大規模な災害発生時には、他都市及び防災関係機関との連携体制が極めて重要であるため、災害応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結するなど平時より連携の強化に努める。
	1 広域的応援体制の確立 (1) 応援受入体制の整備	1 広域的応援体制の確立 (1) 応援受入体制の整備

頁	改訂前	改訂後
311	<p>【想定される応援（例示）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 自治体間相互応援協定に基づく人的・物的応援 ➢ 国によるプッシュ型の物的支援 ➢ 緊急消防援助隊、警察災害派遣隊、自衛隊の災害派遣部隊、海上保安庁の航空機等による応援 ➢ 総務省「応急対策職員派遣制度」による応援 ・その他国が関与して全国的行われる人的応援… 国土交通省の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）、総務省の災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）、災害派遣医療チーム（DMAT）、保健師等支援チーム、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）、被災建築物応急危険度判定、下水道、水道、廃棄物処置等 ➢ 防災関係機関等における応援…日本赤十字社による救護班、県医師会・県看護協会等による救護班等 ➢ 公共的団体による応援 ➢ ボランティア 	<p>【想定される応援（例示）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 自治体間相互応援協定に基づく人的・物的応援 ➢ 国によるプッシュ型の物的支援 ➢ 緊急消防援助隊、警察災害派遣隊、自衛隊の災害派遣部隊、海上保安庁の航空機等による応援 ➢ 総務省「応急対策職員派遣制度」による応援 ➢ その他国が関与して全国的行われる人的応援… 国土交通省の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）、総務省の災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）、災害派遣医療チーム（DMAT）、保健師等支援チーム、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、<u>災害支援ナース、災害派遣福祉チーム（DWAT）</u>、<u>日本災害リハビリテーション支援協会（JRAT）</u>、<u>日本栄養士会災害派遣チーム（JDA-DAT）</u>、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）、<u>警察庁の災害対応式支援チーム（D-SUT）</u>、<u>被災地学び支援派遣等枠組み（D-EST）</u>、<u>災害時情報集約支援チーム（ISUT）</u>、被災建築物応急危険度判定、下水道、水道、廃棄物処置等 ➢ 防災関係機関等における応援…日本赤十字社による救護班、県医師会・県看護協会等による救護班等 ➢ 公共的団体による応援 ➢ ボランティア
	(2) 埼玉県、市が行う対策	(2) 埼玉県、市が行う対策
312	<ul style="list-style-type: none"> ・埼玉県は、外部からの応援を迅速かつ円滑に応援を受け入れる体制を確保するため、「埼玉県広域受援計画」を策定している。市も広域受援計画の策定に努めるものとする。その際、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・埼玉県は、外部からの応援を迅速かつ円滑に応援を受け入れる体制を確保するため、「埼玉県広域受援計画」を策定している。市も広域受援計画の策定に努めるものとする。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。

頁	改訂前	改訂後
312	<p>・防災関係機関への応援・協力要請等の手続が円滑に行えるよう、あらかじめ要請手続、要請内容、経費負担等に関する協定の締結又は事前協議を行い、その内容をマニュアル化して職員への周知徹底を図るとともに、<u>平常時</u>から訓練及び情報交換等を実施する。</p>	<p>・防災関係機関への応援・協力要請等の手続が円滑に行えるよう、あらかじめ要請手続、要請内容、経費負担等に関する協定の締結又は事前協議を行い、その内容をマニュアル化して職員への周知徹底を図るとともに、<u>平時</u>から訓練及び情報交換等を実施する。</p>
	<p>第4 防災活動拠点及び緊急輸送ネットワークの整備【市長公室、建設部】</p> <p>1 防災活動拠点の整備</p> <p>■本市の防災活動拠点</p>	<p>第4 防災活動拠点及び緊急輸送ネットワークの整備【市長公室、建設部】</p> <p>1 防災活動拠点の整備</p> <p>■本市の防災活動拠点</p>
314	<p>注1) 「避難拠点」の詳細については、「第4編-第1章-第12節-第11-1 指定緊急避難場所・避難路・指定避難所の選定と確保」(P32<u>2</u>) 参照のこと。</p> <p>注2) 「緊急輸送拠点」の詳細については、「第4編-第1章-第12節-第4-3 輸送拠点の設定」(P31<u>4</u>) 参照のこと。</p>	<p>注1) 「避難拠点」の詳細については、「第4編-第1章-第12節-第11-1 指定緊急避難場所・避難路・指定避難所の選定と確保」(P32<u>2</u>) 参照のこと。</p> <p>注2) 「緊急輸送拠点」の詳細については、「第4編-第1章-第12節-第4-3 輸送拠点の設定」(P31<u>5</u>) 参照のこと。</p>
	<p>第5 情報収集・伝達体制の整備【市長公室、総合政策部、総務部】</p> <p>1 情報伝達体制の整備</p>	<p>第5 情報収集・伝達体制の整備【市長公室、総合政策部、総務部】</p> <p>1 情報伝達体制の整備</p>
317	① 久喜市防災行政無線 (<u>固定</u> 系)	① 久喜市防災行政無線 (<u>同報</u> 系)
317	<p>注) S N S (Social(ソーシャル) Networking(ネットワーキング) Service(サービス)) とは、主に<u>Twitter</u>、Facebookなど、インターネット上の交流を通して社会的ネットワークを構築するサービスのこと。</p>	<p>注) S N S (Social(ソーシャル) Networking(ネットワーキング) Service(サービス)) とは、主に<u>X (旧Twitter)</u>、Facebookなど、インターネット上の交流を通して社会的ネットワークを構築するサービスのこと。</p>
	4 災害情報のための電話の指定	4 災害情報のための電話の指定

頁	改訂前	改訂後
318	市、防災関係機関は、災害時における情報連絡系統を明らかにするとともに、その輻輳を避けるため、災害情報通信に使用する指定有線電話（以下「指定電話」という。）を定めて、災害時における防災関係機関相互の情報に関する通信連絡が迅速かつ円滑に実施できるように <u>しておく</u> 。	市、防災関係機関は、災害時における情報連絡系統を明らかにするとともに、その輻輳を避けるため、災害情報通信に使用する指定有線電話（以下「指定電話」という。）を定めて、災害時における防災関係機関相互の情報に関する通信連絡が迅速かつ円滑に実施できるように <u>体制を整備する</u> 。
	第8 危険物【消防組合、埼玉県】 1 危険物等関連施設の災害予防対策 ■危険物製造所等の整備及び改善	第8 危険物【消防組合、埼玉県】 1 危険物等関連施設の災害予防対策 ■危険物製造所等の整備及び改善
319	► 危険物製造所等の位置や構造上の整備について、消防法の規定による技術上の基準に適合した状態を維持するよう指導する。	► 危険物製造所等の位置や構造上の整備について、消防法に基づく技術上の基準に適合した状態を維持するよう指導する。
	第10 医療救護【健康スポーツ部】	第10 医療救護【健康スポーツ部】
322	災害時の医療体制を確保するため、 <u>平常時</u> から災害直後の初期医療、傷病者の搬送先後方医療体制（救急病院等）及び近隣市町との医療応援体制の整備を図る。	災害時の医療体制を確保するため、 <u>平時</u> から災害直後の初期医療、傷病者の搬送先後方医療体制（救急病院等）及び近隣市町との医療応援体制の整備を図る。
	3 医療保健応援体制の整備	3 医療保健応援体制の整備
322	市は、災害時の医療体制を確保するため、久喜市医師会、久喜市歯科医師会、久喜白岡薬剤師会との医療協定を締結している。災害時に備え、 <u>平常時</u> から連絡・協力体制を確立する。	市は、災害時の医療体制を確保するため、久喜市医師会、久喜市歯科医師会、久喜白岡薬剤師会との医療協定を締結している。災害時に備え、 <u>平時</u> から連絡・協力体制を確立する。

頁	改訂前	改訂後
	<p>第11 避難【市長公室、福祉部、こども未来部、建設部、教育部】</p> <p>1 指定緊急避難場所・避難路・指定避難所の選定と確保</p> <p>(1) 指定緊急避難場所・指定避難所</p>	<p>第11 避難【市長公室、福祉部、こども未来部、建設部、教育部】</p> <p>1 指定緊急避難場所・避難路・指定避難所の選定と確保</p> <p>(1) 指定緊急避難場所・指定避難所</p>
323	<p>指定緊急避難場所・指定避難所とは、災害の危険が切迫した緊急時において、安全が確保される場所並びに被災者の避難生活をする場所として、市が指定する。なお、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。</p> <p>指定緊急避難場所・指定避難所の考え方は、次のとおりである。</p>	<p>指定緊急避難場所・指定避難所とは、災害の危険が切迫した緊急時において、安全が確保される場所並びに被災者の避難生活をする場所として、市が指定する。なお、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。</p> <p>指定緊急避難場所・指定避難所の考え方は、次のとおりである。<u>なお、廃校になった学校など、本来の用途を終えた施設についても、継続して使用することができる間、これらに含むものとする。</u></p>
	(4) 避難場所等の周知	(4) 避難場所等の周知
325	指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から市民等への周知徹底に努める。	指定緊急避難場所は、災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべき <u>もの</u> であることについて、日頃から市民等への周知徹底に努める。
	(2) 有線通信の確保	(2) 有線通信の確保
325	<u>東日本電信電話</u> 株式会社埼玉事業部との協議により、災害時の避難所における特設公衆電話回線の整備を推進する。	<u>NTT東日本</u> 株式会社埼玉事業部との協議により、災害時の避難所における特設公衆電話回線の整備を推進する。
	(3) 要配慮者にかかる避難誘導体制の整備	(3) 要配慮者にかかる避難誘導体制の整備

頁	改訂前	改訂後
326	<p>市は、高齢者、障がい者その他の要配慮者を適切に避難誘導するため、市の防災主管部局・福祉部局等が主体となって、普段の活動の中で在宅の高齢者宅を訪問する機会のある福祉専門職（ケアマネジャー・相談支援専門員等）、区長、民生委員・児童委員、自主防災組織等の協力を得ながら、<u>平常時</u>から適切な避難行動に関する理解の促進を図り、避難誘導及び避難介助体制の整備に努める。</p>	<p>市は、高齢者、障がい者その他の要配慮者を適切に避難誘導するため、市の防災主管部局・福祉部局等が主体となって、普段の活動の中で在宅の高齢者宅を訪問する機会のある福祉専門職（ケアマネジャー・相談支援専門員等）、区長、民生委員・児童委員、自主防災組織等の協力を得ながら、<u>平時</u>から適切な避難行動に関する理解の促進を図り、避難誘導及び避難介助体制の整備に努める。</p>
	<p>5 避難所の管理運営体制の整備</p> <p>（2）避難所運営の知識の普及及び訓練</p>	<p>5 避難所の管理運営体制の整備</p> <p>（2）避難所運営の知識の普及及び訓練</p>
327	<p>拠点避難所の運営（開設の手順等）や機器等の操作、<u>新型コロナウイルス感染症をはじめとした</u>感染症対策への配慮について、職員、学校職員、自主防災組織や市民が協力して円滑に実行できるよう情報の共有化、担当者の研修、各施設での実践的な訓練等を実施する。この際、市民等への普及にあたっては、市民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。</p>	<p>拠点避難所の運営（開設の手順等）や機器等の操作、感染症対策への配慮について、職員、学校職員、自主防災組織や市民が協力して円滑に実行できるよう情報の共有化、担当者の研修、各施設での実践的な訓練等を実施する。この際、市民等への普及にあたっては、市民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。</p>
	<p>第12 飲料水・食料・生活必需品・資機材・医薬品・石油類燃料の供給体制の整備【市長公室、総務部、環境経済部、福祉部、健康スポーツ部、上下水道部】</p> <p>1 食料、飲料水及び生活必需品の備蓄・調達方針</p>	<p>第12 飲料水・食料・生活必需品・資機材・医薬品・石油類燃料の供給体制の整備【市長公室、総務部、環境経済部、福祉部、健康スポーツ部、上下水道部】</p> <p>1 食料、飲料水及び生活必需品の備蓄・調達方針</p>

頁	改訂前	改訂後
328	災害時の食料及び物資の調達については、市民による自主備蓄、 <u>また</u> 、市、埼玉県等の備蓄拠点における備蓄及び流通備蓄により、総合的な備蓄体制を確立し、災害発生後3日間の非常用物資等を確保する。	災害時の食料及び物資の調達については、市民による自主備蓄、市、埼玉県等の備蓄拠点における備蓄及び流通備蓄により、総合的な備蓄体制を確立し、災害発生後 <u>最低3日間</u> （ <u>推奨1週間</u> ） <u>分</u> の非常用物資等を確保する。 <u>なお、食料の確保に当たっては、保存期間が長く調理不要で、要配慮者や食物アレルギーを持つ者等、多様なニーズに加えて、メニューの種類、栄養バランスについても配慮したものとする。</u>
328	また、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるとともに、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行う。	また、 <u>新物資システム（B-PLO）</u> を活用し、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるとともに、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行う。
329	► 市は、市民が各家庭や職場で、 <u>平常時</u> から最低3日分（推奨1週間）の食料、飲料水、生活必需物資を備蓄するよう啓発する。	► 市は、市民が各家庭や職場で、 <u>平時</u> から最低3日間（推奨1週間） <u>分</u> の食料、飲料水、生活必需物資を備蓄するよう啓発する。
	2 備蓄物資の品目及び備蓄場所	2 備蓄物資の品目及び備蓄場所
329	備蓄数量は、関東平野北西縁断層帯地震の被害想定に基づき、避難者用を埼玉県と市でそれぞれ1.5日分（合計3日分）以上、埼玉県と市は災害救助従事者用（自治体ごとに各自の分を備える）を3日分以上とする。	備蓄数量は、関東平野北西縁断層帯地震の被害想定に基づき、避難者用を埼玉県と市でそれぞれ1.5日間（合計3日間） <u>分</u> 以上、埼玉県と市は災害救助従事者用（自治体ごとに各自の分を備える）を3日間分以上とする。
	5 石油類燃料の調達・確保	5 石油類燃料の調達・確保

頁	改訂前	改訂後
330	<p>埼玉県は、災害時における人員及び物資等の輸送に必要な石油類燃料の調達体制について、<u>平常時</u>から埼玉県石油業協同組合と連絡調整を行い、災害時における石油類燃料の確保に努め、災害時に特に重要な施設で、埼玉県が指定する施設に対する石油類燃料の供給ができるよう当該施設の燃料タンクの種類や容量など設備等情報を調査・収集し、石油連盟に提供している。</p>	<p>埼玉県は、災害時における人員及び物資等の輸送に必要な石油類燃料の調達体制について、<u>平時</u>から埼玉県石油業協同組合と連絡調整を行い、災害時における石油類燃料の確保に努め、災害時に特に重要な施設で、埼玉県が指定する施設に対する石油類燃料の供給ができるよう当該施設の燃料タンクの種類や容量など設備等情報を調査・収集し、石油連盟に提供している。</p>
	<p>第13 帰宅困難者対策【市長公室、教育部、埼玉県】</p> <p>2 帰宅困難者数の把握</p>	<p>第13 帰宅困難者対策【市長公室、教育部、埼玉県】</p> <p>2 帰宅困難者数の把握</p>
331	⑥ <u>平常時</u> の交通手段が徒歩や自転車の場合、災害時でも徒歩や自転車で帰宅が可能	⑥ <u>平時</u> の交通手段が徒歩や自転車の場合、災害時でも徒歩や自転車で帰宅が可能
331	⑦ <u>平常時</u> の交通手段が鉄道、バス、自動車、二輪車の場合、上記①～⑤の算定方法に加え、東日本大震災発災当日の状況も踏まえる。	⑦ <u>平時</u> の交通手段が鉄道、バス、自動車、二輪車の場合、上記①～⑤の算定方法に加え、東日本大震災発災当日の状況も踏まえる。
	<p>5 帰宅困難者支援のための広域的な連携</p> <p>(1) 鉄道事業者との連携</p>	<p>5 帰宅困難者支援のための広域的な連携</p> <p>(1) 鉄道事業者との連携</p>
333	市は、市域を通る鉄道事業者と <u>平常時</u> での協議を行い、鉄道を利用した帰宅困難者のスムーズな受入れに努める。	市は、市域を通る鉄道事業者と <u>平時</u> での協議を行い、鉄道を利用した帰宅困難者のスムーズな受入れに努める。
	<p>第15 生活環境の整備【環境経済部、健康スポーツ部、衛生組合】</p> <p>2 廃棄物対策</p> <p>(3) がれき対策</p>	<p>第15 生活環境の整備【環境経済部、健康スポーツ部、衛生組合】</p> <p>2 廃棄物対策</p> <p>(3) がれき対策</p>

頁	改訂前	改訂後
335	災害時に動員できる許可業者数、保有資機材、車両を <u>平常時</u> から把握するとともに、事業者に対して、災害時における対応について、研修、協議の場を設ける。	災害時に動員できる許可業者数、保有資機材、車両を <u>平時</u> から把握するとともに、事業者に対して、災害時における対応について、研修、協議の場を設ける。
	(4) 広報体制の整備	(4) 広報体制の整備
336	このような事態を回避し、災害時においても廃棄物の迅速な収集運搬、適正な処理及び資源化を行うため、 <u>平常時</u> から市民等に対して必要な広報等の啓発活動を行っていく。	このような事態を回避し、災害時においても廃棄物の迅速な収集運搬、適正な処理及び資源化を行うため、 <u>平時</u> から市民等に対して必要な広報等の啓発活動を行っていく。
	第16 応急住宅対策【市民部、まちづくり推進部】 2 応急仮設住宅の供給体制	第16 応急住宅対策【市民部、まちづくり推進部】 2 応急仮設住宅の供給体制
337	応急仮設住宅を速やかに供給するため、応急仮設住宅の建設に関し、関係業者等と <u>事前に協議し、災害時における必要建設戸数の供給に対応してもらうよう要請しておく。</u>	応急仮設住宅を速やかに供給するため、応急仮設住宅の建設に関し、関係業者等と災害時における必要建設戸数の供給について、 <u>事前に協議するものとする。</u>
	3 事前の用地選定の考え方	3 事前の用地選定の考え方
337	市は、応急仮設住宅 <u>適地の基準に従い、市公有地及び県公有地や建設可能な私有地の中から応急仮設住宅建設予定地を選定する。</u> 私有地の選定にあたっては、地権者等と協定を結ぶなどの方策を講ずる。	市は、応急仮設住宅の建設用地について、原則として、①公有地、②国有地、③企業等の民有地の順に選定する。ただし、災害（洪水、内水等）での被害想定区域など、災害発生リスクの高い場所での建設は可能な限り回避するものとする。 また、私有地の選定にあたっては、地権者等と協定を結ぶなどの方策を講ずる。
	第18 災害時の要配慮者対策【市民部、福祉部、こども未来部、教育部、久喜市社会福祉協議会】	第18 災害時の要配慮者対策【市民部、福祉部、こども未来部、教育部、久喜市社会福祉協議会】

頁	改訂前	改訂後
339	市及び埼玉県、関係団体等は法改正を受け、内閣府が策定した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考に、避難行動要支援者の支援対策を推進していく。	市及び埼玉県、関係団体等は法改正を受け、内閣府が策定した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」 <u>(令和3年5月改定、令和7年6月更新)</u> を参考に、避難行動要支援者の支援対策を推進していく。
	1 避難行動要支援者の安全対策 (3) 避難行動要支援者の範囲の設定 ■対象となる避難行動要支援者	1 避難行動要支援者の安全対策 (3) 避難行動要支援者の範囲の設定 ■対象となる避難行動要支援者
341	➤ 障がい者 ・身体障害者手帳1級、2級 ・療育手帳④、A ・精神障害者手帳1級 ・難病患者 ・ <u>自立支援</u> 障害支援区分3以上の方	➤ 障がい者 ・身体障害者手帳1級、2級 ・療育手帳④、A ・精神障害者 <u>保健福祉</u> 手帳1級 ・難病患者 ・障害支援区分3以上の方
	(5) 個別避難計画の作成	(5) 個別避難計画の作成
342	また、 <u>平常時</u> から避難行動要支援者と避難支援等関係者が、避難支援等の具体的な支援方法について入念に打合せができるよう避難支援等関係者に協力を求めるものとする。	また、 <u>平時</u> から避難行動要支援者と避難支援等関係者が、避難支援等の具体的な支援方法について入念に打合せができるよう避難支援等関係者に協力を求めるものとする。
	(8) 要援護者見守り支援登録台帳及び個別避難計画の活用	(8) 要援護者見守り支援登録台帳及び個別避難計画の活用

頁	改訂前	改訂後
342	<p>要援護者見守り支援登録台帳は<u>平常時</u>から消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等関係者に提供され、共有されていることで、いざというときの円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくものである。</p> <p>そのため、市は、避難行動要支援者の台帳情報について、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、情報を提供する。</p> <p>なお、<u>平常時</u>から台帳情報を外部提供するためには、避難行動要支援者及び避難支援実施者の同意を得るよう努める。</p>	<p>要援護者見守り支援登録台帳は<u>平時</u>から消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等関係者に提供され、共有されていることで、いざというときの円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくものである。</p> <p>そのため、市は、避難行動要支援者の台帳情報について、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、情報を提供する。</p> <p>なお、<u>平時</u>から台帳情報を外部提供するためには、避難行動要支援者及び避難支援実施者の同意を得るよう努める。</p>
	<p>2 要配慮者全般の安全対策</p> <p>(3) 地域との連携</p> <p>① 役割分担の明確化</p>	<p>2 要配慮者全般の安全対策</p> <p>(3) 地域との連携</p> <p>① 役割分担の明確化</p>
344	<p>市は、避難所や病院、社会福祉施設、社会福祉事業者等の社会資源を明らかにするとともに、その役割分担を明確にし、<u>平常時</u>から連携体制を確立しておく。</p>	<p>市は、避難所や病院、社会福祉施設、社会福祉事業者等の社会資源を明らかにするとともに、その役割分担を明確にし、<u>平時</u>から連携体制を確立しておく。</p>
	<p>② 社会福祉施設との連携</p>	<p>② 社会福祉施設との連携</p>
344	<p>市は、災害時に介護等が必要な被災者を速やかに施設入所できるよう<u>平常時</u>から社会福祉施設等との連携を図っておく。</p>	<p>市は、災害時に介護等が必要な被災者を速やかに施設入所できるよう<u>平時</u>から社会福祉施設等との連携を図っておく。</p>
	<p>(7) 外国人の安全確保</p> <p>① 外国人の所在の把握</p>	<p>(7) 外国人の安全確保</p> <p>① 外国人の所在の把握</p>

頁	改訂前	改訂後
345	市は、災害時における外国人の安否確認等を迅速に行い円滑な支援ができるように、 <u>平常時</u> から外国人登録の推進を図り、外国人の人数や所在の把握に努める。	市は、災害時における外国人の安否確認等を迅速に行い円滑な支援ができるように、 <u>平時</u> から外国人登録の推進を図り、外国人の人数や所在の把握に努める。
	④ 防災訓練の実施	④ 防災訓練の実施
345	市は、 <u>平常時</u> から外国人の防災への行動認識を高めるため、外国人を含めた防災訓練を積極的に実施する。	市は、 <u>平時</u> から外国人の防災への行動認識を高めるため、外国人を含めた防災訓練を積極的に実施する。
	3 社会福祉施設入所者等の安全対策 (1) 施設管理者 ⑤ 食料、防災資機材等の備蓄	3 社会福祉施設入所者等の安全対策 (1) 施設管理者 ⑤ 食料、防災資機材等の備蓄
346	■備蓄物資（例示） <ul style="list-style-type: none">・ 非常用食料（老人食等の特別食を含む）（3日分以上）・ 飲料水（3日分以上）・ 常備薬（3日分以上）・ 介護用品（おむつ、尿とりパッド等）（3日分以上）・ 照明器具・ 熱源・ 移送用具（担架・ストレッチャー等）	■備蓄物資（例示） <ul style="list-style-type: none">・ 非常用食料（老人食等の特別食を含む）（3日間分以上）・ 飲料水（3日間分以上）・ 常備薬（3日間分以上）・ 介護用品（おむつ、尿とりパッド等）（3日間分以上）・ 照明器具・ 熱源・ 移送用具（担架・ストレッチャー等）
	⑥ 防災教育及び訓練の実施	⑥ 防災教育及び訓練の実施
346	特に福祉避難所として指定を受けている施設においては、当該施設が <u>平常時</u> に受け入れている者以外の在宅の要配慮者などの受入れを想定した開設訓練を実施するものとし、市はこれを促進する。	特に福祉避難所として指定を受けている施設においては、当該施設が <u>平時</u> に受け入れている者以外の在宅の要配慮者などの受入れを想定した開設訓練を実施するものとし、市はこれを促進する。

頁	改訂前	改訂後
	⑦ 地域との連携	⑦ 地域との連携
347	施設管理者は、災害時の入所者の避難誘導又は職員が被災した場合の施設の運営及び入所者の生活の安定について協力が得られるよう <u>平常時</u> から、近隣の自治会、町内会やボランティア団体等との連携を図っておく。	施設管理者は、災害時の入所者の避難誘導又は職員が被災した場合の施設の運営及び入所者の生活の安定について協力が得られるよう、 <u>平時</u> から <u>地域内の施設</u> 、近隣の自治会、町内会やボランティア団体等との連携を図っておく。
	第19 業務継続計画（B C P）【各室部】 2 市政の業務継続計画	第19 業務継続計画（B C P）【各室部】 2 市政の業務継続計画
348	市は、災害に備えて <u>平常時</u> から体制整備を行い、災害が発生した場合に、市民の生命、財産を守ることを目的に、救助、救出や救護などの応急活動を迅速に実施するため、地域防災計画を策定している。	市は、災害に備えて <u>平時</u> から体制整備を行い、災害が発生した場合に、市民の生命、財産を守ることを目的に、救助、救出や救護などの応急活動を迅速に実施するため、地域防災計画を策定している。

頁	改訂前	改訂後
349	<p>■業務継続計画のマネジメントサイクル</p> <pre> graph TD A[業務継続の方針] --> B[見直し] B --> C[点検および是正措置] C --> D[教育・訓練の実施] D --> E[実施および運用] E --> F[計画] F --> A F --> G[○検討対象とする災害の特定 ○影響度の評価 ○重要な業務が受けける被害の想定 ○重要な要素の抽出 ○業務継続計画の策定 ○業務継続とともに求められるもの] </pre>	<p>■業務継続計画のマネジメントサイクル</p> <pre> graph TD A[方針の策定 基本方針の策定 事業継続マネジメント(BCM)実施体制の構築] --> B[分析・検討 事業影響度分析 事業中堅による影響度の評価 事業実施の決定と目標期限 時間・目標期限レベルの検討 重要な要素の把握と ボトルネックの抽出] B --> C[事業継続戦略・対策の検討と決定 事業継続戦略・対策の基本的考え方 事業継続戦略・対策の検討 重要製品・サービスの供給維持・早期復旧 企業・組織の中期機能の確保 情報及び情報システムの維持 資本確保 法規制等への対応 行政、社会インフラ事業者のデータとの整合性の確保 地域との共生と貢献] C --> D[事前対策及び教育・訓練の実施 事前対策の実施 教育・訓練の実施] D --> E[見直し・改善 点検・評価 事業継続計画(BCP)が本当に機能するかの確認 事業継続マネジメント(BCM)の点検・評価 経営者による見直し 是正・改善 指針吟味] E --> F[計画の策定 計画の立案・策定 事業継続計画(BCP) 事前対策の実施計画 教育・訓練の実施計画 見直し・改善の実施計画 計画等の文書化] F --> A </pre>
349	参考：内閣府「事業継続ガイドライン 第一版」	出典：内閣府「事業継続ガイドライン」（令和5年3月）
	<p>第2章 震災応急対策計画</p> <p>第1節 応急活動体制</p> <p>第1 配備体制と動員計画【各室部共通】</p> <p>1 配備体制</p>	<p>第2章 震災応急対策計画</p> <p>第1節 応急活動体制</p> <p>第1 配備体制と動員計画【各室部共通】</p> <p>1 配備体制</p>

頁	改訂前	改訂後																										
350	本市における震災対策にかかる体制の配備区分及び配備基準は、次のとおりである。	本市における震災対策にかかる体制の配備区分及び配備基準は、次のとおりである。 <u>なお、南海トラフ地震臨時情報が発表されたものの、市域に発生した地震が震度5弱未満であった場合は、本市の被害状況等に応じ、その都度、配備区分を市長が決定するものとする。</u>																										
350	<p>■体制の配備区分、配備基準及び活動内容（震災対策）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配備区分</th> <th>配備基準</th> <th>活動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒体制 (災害対策本部を設置しないで通常の組織をもって主に警戒にあたる体制)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 原則として市域に「震度5弱」の地震が発生したとき ➢ その他、市長が必要と認めたとき </td> <td>地震の発生に伴う被害の発生の有無等について、主として情報の収集及び報告を任務として活動する体制、又は発生した被害に関する災害状況の調査、応急対応及び非常体制の実施に備えて活動する体制</td> </tr> <tr> <td>非常体制 (災害対策本部を設置して応急活動を実施する体制)</td> <td> <table border="1" style="width: 100px; margin-bottom: 5px;"> <tr> <td style="width: 30px; text-align: center;">第1 配備</td> <td style="width: 70px; text-align: center;">➢ 原則として市域に「震度5強」の地震が発生したとき <u>➢ 「南海トラフ地震臨時情報」が発表されたとき</u> ➢ その他、市長が必要と認めたとき</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100px;"> <tr> <td style="width: 30px; text-align: center;">第2 配備</td> <td style="width: 70px; text-align: center;">➢ 原則として市域に「震度6弱以上」の地震が発生したとき ➢ その他、市長が必要と認めたとき</td> </tr> </table> </td> <td> <p>地震被害が発生し、被害の発生に対して、応急活動に即応できる職員を配備して活動する体制</p> <p>激甚な地震被害が発生した場合、市の全職員を動員し、組織及び機能の全てを挙げて救助その他の応急対策を推進する体制</p> </td> </tr> </tbody> </table>	配備区分	配備基準	活動内容	警戒体制 (災害対策本部を設置しないで通常の組織をもって主に警戒にあたる体制)	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 原則として市域に「震度5弱」の地震が発生したとき ➢ その他、市長が必要と認めたとき 	地震の発生に伴う被害の発生の有無等について、主として情報の収集及び報告を任務として活動する体制、又は発生した被害に関する災害状況の調査、応急対応及び非常体制の実施に備えて活動する体制	非常体制 (災害対策本部を設置して応急活動を実施する体制)	<table border="1" style="width: 100px; margin-bottom: 5px;"> <tr> <td style="width: 30px; text-align: center;">第1 配備</td> <td style="width: 70px; text-align: center;">➢ 原則として市域に「震度5強」の地震が発生したとき <u>➢ 「南海トラフ地震臨時情報」が発表されたとき</u> ➢ その他、市長が必要と認めたとき</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100px;"> <tr> <td style="width: 30px; text-align: center;">第2 配備</td> <td style="width: 70px; text-align: center;">➢ 原則として市域に「震度6弱以上」の地震が発生したとき ➢ その他、市長が必要と認めたとき</td> </tr> </table>	第1 配備	➢ 原則として市域に「震度5強」の地震が発生したとき <u>➢ 「南海トラフ地震臨時情報」が発表されたとき</u> ➢ その他、市長が必要と認めたとき	第2 配備	➢ 原則として市域に「震度6弱以上」の地震が発生したとき ➢ その他、市長が必要と認めたとき	<p>地震被害が発生し、被害の発生に対して、応急活動に即応できる職員を配備して活動する体制</p> <p>激甚な地震被害が発生した場合、市の全職員を動員し、組織及び機能の全てを挙げて救助その他の応急対策を推進する体制</p>	<p>■体制の配備区分、配備基準及び活動内容（震災対策）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配備区分</th> <th>配備基準</th> <th>活動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒体制 (災害対策本部を設置しないで通常の組織をもって主に警戒にあたる体制)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 原則として市域に「震度5弱」の地震が発生したとき ➢ その他、市長が必要と認めたとき </td> <td>地震の発生に伴う被害の発生の有無等について、主として情報の収集及び報告を任務として活動する体制、又は発生した被害に関する災害状況の調査、応急対応及び非常体制の実施に備えて活動する体制</td> </tr> <tr> <td>非常体制 (災害対策本部を設置して応急活動を実施する体制)</td> <td> <table border="1" style="width: 100px; margin-bottom: 5px;"> <tr> <td style="width: 30px; text-align: center;">第1 配備</td> <td style="width: 70px; text-align: center;">➢ 原則として市域に「震度5強」の地震が発生したとき ➢ その他、市長が必要と認めたとき</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100px;"> <tr> <td style="width: 30px; text-align: center;">第2 配備</td> <td style="width: 70px; text-align: center;">➢ 原則として市域に「震度6弱以上」の地震が発生したとき ➢ その他、市長が必要と認めたとき</td> </tr> </table> </td> <td> <p>地震被害が発生し、被害の発生に対して、応急活動に即応できる職員を配備して活動する体制</p> <p>激甚な地震被害が発生した場合、市の全職員を動員し、組織及び機能の全てを挙げて救助その他の応急対策を推進する体制</p> </td> </tr> </tbody> </table>	配備区分	配備基準	活動内容	警戒体制 (災害対策本部を設置しないで通常の組織をもって主に警戒にあたる体制)	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 原則として市域に「震度5弱」の地震が発生したとき ➢ その他、市長が必要と認めたとき 	地震の発生に伴う被害の発生の有無等について、主として情報の収集及び報告を任務として活動する体制、又は発生した被害に関する災害状況の調査、応急対応及び非常体制の実施に備えて活動する体制	非常体制 (災害対策本部を設置して応急活動を実施する体制)	<table border="1" style="width: 100px; margin-bottom: 5px;"> <tr> <td style="width: 30px; text-align: center;">第1 配備</td> <td style="width: 70px; text-align: center;">➢ 原則として市域に「震度5強」の地震が発生したとき ➢ その他、市長が必要と認めたとき</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100px;"> <tr> <td style="width: 30px; text-align: center;">第2 配備</td> <td style="width: 70px; text-align: center;">➢ 原則として市域に「震度6弱以上」の地震が発生したとき ➢ その他、市長が必要と認めたとき</td> </tr> </table>	第1 配備	➢ 原則として市域に「震度5強」の地震が発生したとき ➢ その他、市長が必要と認めたとき	第2 配備	➢ 原則として市域に「震度6弱以上」の地震が発生したとき ➢ その他、市長が必要と認めたとき	<p>地震被害が発生し、被害の発生に対して、応急活動に即応できる職員を配備して活動する体制</p> <p>激甚な地震被害が発生した場合、市の全職員を動員し、組織及び機能の全てを挙げて救助その他の応急対策を推進する体制</p>
配備区分	配備基準	活動内容																										
警戒体制 (災害対策本部を設置しないで通常の組織をもって主に警戒にあたる体制)	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 原則として市域に「震度5弱」の地震が発生したとき ➢ その他、市長が必要と認めたとき 	地震の発生に伴う被害の発生の有無等について、主として情報の収集及び報告を任務として活動する体制、又は発生した被害に関する災害状況の調査、応急対応及び非常体制の実施に備えて活動する体制																										
非常体制 (災害対策本部を設置して応急活動を実施する体制)	<table border="1" style="width: 100px; margin-bottom: 5px;"> <tr> <td style="width: 30px; text-align: center;">第1 配備</td> <td style="width: 70px; text-align: center;">➢ 原則として市域に「震度5強」の地震が発生したとき <u>➢ 「南海トラフ地震臨時情報」が発表されたとき</u> ➢ その他、市長が必要と認めたとき</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100px;"> <tr> <td style="width: 30px; text-align: center;">第2 配備</td> <td style="width: 70px; text-align: center;">➢ 原則として市域に「震度6弱以上」の地震が発生したとき ➢ その他、市長が必要と認めたとき</td> </tr> </table>	第1 配備	➢ 原則として市域に「震度5強」の地震が発生したとき <u>➢ 「南海トラフ地震臨時情報」が発表されたとき</u> ➢ その他、市長が必要と認めたとき	第2 配備	➢ 原則として市域に「震度6弱以上」の地震が発生したとき ➢ その他、市長が必要と認めたとき	<p>地震被害が発生し、被害の発生に対して、応急活動に即応できる職員を配備して活動する体制</p> <p>激甚な地震被害が発生した場合、市の全職員を動員し、組織及び機能の全てを挙げて救助その他の応急対策を推進する体制</p>																						
第1 配備	➢ 原則として市域に「震度5強」の地震が発生したとき <u>➢ 「南海トラフ地震臨時情報」が発表されたとき</u> ➢ その他、市長が必要と認めたとき																											
第2 配備	➢ 原則として市域に「震度6弱以上」の地震が発生したとき ➢ その他、市長が必要と認めたとき																											
配備区分	配備基準	活動内容																										
警戒体制 (災害対策本部を設置しないで通常の組織をもって主に警戒にあたる体制)	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 原則として市域に「震度5弱」の地震が発生したとき ➢ その他、市長が必要と認めたとき 	地震の発生に伴う被害の発生の有無等について、主として情報の収集及び報告を任務として活動する体制、又は発生した被害に関する災害状況の調査、応急対応及び非常体制の実施に備えて活動する体制																										
非常体制 (災害対策本部を設置して応急活動を実施する体制)	<table border="1" style="width: 100px; margin-bottom: 5px;"> <tr> <td style="width: 30px; text-align: center;">第1 配備</td> <td style="width: 70px; text-align: center;">➢ 原則として市域に「震度5強」の地震が発生したとき ➢ その他、市長が必要と認めたとき</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100px;"> <tr> <td style="width: 30px; text-align: center;">第2 配備</td> <td style="width: 70px; text-align: center;">➢ 原則として市域に「震度6弱以上」の地震が発生したとき ➢ その他、市長が必要と認めたとき</td> </tr> </table>	第1 配備	➢ 原則として市域に「震度5強」の地震が発生したとき ➢ その他、市長が必要と認めたとき	第2 配備	➢ 原則として市域に「震度6弱以上」の地震が発生したとき ➢ その他、市長が必要と認めたとき	<p>地震被害が発生し、被害の発生に対して、応急活動に即応できる職員を配備して活動する体制</p> <p>激甚な地震被害が発生した場合、市の全職員を動員し、組織及び機能の全てを挙げて救助その他の応急対策を推進する体制</p>																						
第1 配備	➢ 原則として市域に「震度5強」の地震が発生したとき ➢ その他、市長が必要と認めたとき																											
第2 配備	➢ 原則として市域に「震度6弱以上」の地震が発生したとき ➢ その他、市長が必要と認めたとき																											
	<p>第2 災害対策本部の設置・運営【市長公室、総合政策部、総務部、市民部】</p> <p>1 災害対策本部の設置</p>	<p>第2 災害対策本部の設置・運営【市長公室、総合政策部、総務部、市民部】</p> <p>1 災害対策本部の設置</p>																										
353	市長は、本市域で地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、職員の安全の確保に十分に配慮しつつ、災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、災害対策本部を設置する。	市長は、本市域で地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、職員の安全の確保に十分に配慮しつつ、災害対策基本法第23条の2に基づき、災害対策本部を設置する。																										
	<p>(4) 設置の手順</p> <p>④ 通信機能の確保</p>	<p>(4) 設置の手順</p> <p>④ 通信機能の確保</p>																										

頁	改訂前	改訂後																																																						
354	「総括班」は、市防災行政無線（ 固定 系）、埼玉県防災行政無線の点検・立ち上げ等通信機能の確保を図る。	「総括班」は、市防災行政無線（ 同報 系）、埼玉県防災行政無線の点検・立ち上げ等通信機能の確保を図る。																																																						
	（6）設置及び閉鎖の通知	（6）設置及び閉鎖の通知																																																						
355	<p>■災害対策本部設置及び閉鎖の通知</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>通知・公表先</th> <th>通知・公表の方法</th> <th>連絡担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>埼玉県災害対策課</td><td>災害オペレーション支援システム、埼玉県防災行政無線、電話、ファクス</td><td>総括班（危機管理課）</td></tr> <tr> <td>国（消防庁）</td><td>防災関係機関の保有する無線、電話</td><td>総括班（危機管理課）</td></tr> <tr> <td>久喜警察署長・幸手警察署長</td><td>電話、ファクス</td><td>交通住宅班（交通住宅課）</td></tr> <tr> <td>指定地方行政機関、 指定公共機関、 指定地方公共機関の長、 その他必要と認める機関の長</td><td>電話、ファクス</td><td>総務・動員班（人事課）</td></tr> <tr> <td>議会</td><td>電話、ファクス</td><td>広報・情報収集班（議会総務課）</td></tr> <tr> <td>報道機関</td><td>電話、ファクス</td><td>広報・情報収集班（シティセールス課）</td></tr> <tr> <td>応援協定締結市等</td><td>電話、ファクス</td><td>総括班（危機管理課）</td></tr> <tr> <td>市民</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・市防災行政無線（固定系） ・久喜市防災アプリ ・市ホームページ ・S N S </td><td> <ul style="list-style-type: none"> 広報・情報収集班（シティセールス課） </td></tr> </tbody> </table>	通知・公表先	通知・公表の方法	連絡担当	埼玉県災害対策課	災害オペレーション支援システム、埼玉県防災行政無線、電話、ファクス	総括班（危機管理課）	国（消防庁）	防災関係機関の保有する無線、電話	総括班（危機管理課）	久喜警察署長・幸手警察署長	電話、ファクス	交通住宅班（交通住宅課）	指定地方行政機関、 指定公共機関、 指定地方公共機関の長、 その他必要と認める機関の長	電話、ファクス	総務・動員班（人事課）	議会	電話、ファクス	広報・情報収集班（議会総務課）	報道機関	電話、ファクス	広報・情報収集班（シティセールス課）	応援協定締結市等	電話、ファクス	総括班（危機管理課）	市民	<ul style="list-style-type: none"> ・市防災行政無線（固定系） ・久喜市防災アプリ ・市ホームページ ・S N S 	<ul style="list-style-type: none"> 広報・情報収集班（シティセールス課） 	<p>■災害対策本部設置及び閉鎖の通知</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>通知・公表先</th> <th>通知・公表の方法</th> <th>連絡担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>埼玉県災害対策課</td><td>災害オペレーション支援システム、埼玉県防災行政無線、電話、ファクス</td><td>総括班（危機管理課）</td></tr> <tr> <td>国（消防庁）</td><td>防災関係機関の保有する無線、電話</td><td>総括班（危機管理課）</td></tr> <tr> <td>久喜警察署長・幸手警察署長</td><td>電話、ファクス</td><td>交通住宅班（交通住宅課）</td></tr> <tr> <td>指定地方行政機関、 指定公共機関、 指定地方公共機関の長、 その他必要と認める機関の長</td><td>電話、ファクス</td><td>総務・動員班（人事課）</td></tr> <tr> <td>議会</td><td>電話、ファクス</td><td>広報・情報収集班（議会総務課）</td></tr> <tr> <td>報道機関</td><td>電話、メール、ファクス</td><td>広報・情報収集班（シティセールス課）</td></tr> <tr> <td>応援協定締結市等</td><td>電話、ファクス</td><td>総括班（危機管理課）</td></tr> <tr> <td>市民</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・市防災行政無線（同報系） ・久喜市防災アプリ ・市ホームページ ・S N S ・メール配信 </td><td> <ul style="list-style-type: none"> 広報・情報収集班（シティセールス課） </td></tr> </tbody> </table>	通知・公表先	通知・公表の方法	連絡担当	埼玉県災害対策課	災害オペレーション支援システム、埼玉県防災行政無線、電話、ファクス	総括班（危機管理課）	国（消防庁）	防災関係機関の保有する無線、電話	総括班（危機管理課）	久喜警察署長・幸手警察署長	電話、ファクス	交通住宅班（交通住宅課）	指定地方行政機関、 指定公共機関、 指定地方公共機関の長、 その他必要と認める機関の長	電話、ファクス	総務・動員班（人事課）	議会	電話、ファクス	広報・情報収集班（議会総務課）	報道機関	電話、 メール 、ファクス	広報・情報収集班（シティセールス課）	応援協定締結市等	電話、ファクス	総括班（危機管理課）	市民	<ul style="list-style-type: none"> ・市防災行政無線（同報系） ・久喜市防災アプリ ・市ホームページ ・S N S ・メール配信 	<ul style="list-style-type: none"> 広報・情報収集班（シティセールス課）
通知・公表先	通知・公表の方法	連絡担当																																																						
埼玉県災害対策課	災害オペレーション支援システム、埼玉県防災行政無線、電話、ファクス	総括班（危機管理課）																																																						
国（消防庁）	防災関係機関の保有する無線、電話	総括班（危機管理課）																																																						
久喜警察署長・幸手警察署長	電話、ファクス	交通住宅班（交通住宅課）																																																						
指定地方行政機関、 指定公共機関、 指定地方公共機関の長、 その他必要と認める機関の長	電話、ファクス	総務・動員班（人事課）																																																						
議会	電話、ファクス	広報・情報収集班（議会総務課）																																																						
報道機関	電話、ファクス	広報・情報収集班（シティセールス課）																																																						
応援協定締結市等	電話、ファクス	総括班（危機管理課）																																																						
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・市防災行政無線（固定系） ・久喜市防災アプリ ・市ホームページ ・S N S 	<ul style="list-style-type: none"> 広報・情報収集班（シティセールス課） 																																																						
通知・公表先	通知・公表の方法	連絡担当																																																						
埼玉県災害対策課	災害オペレーション支援システム、埼玉県防災行政無線、電話、ファクス	総括班（危機管理課）																																																						
国（消防庁）	防災関係機関の保有する無線、電話	総括班（危機管理課）																																																						
久喜警察署長・幸手警察署長	電話、ファクス	交通住宅班（交通住宅課）																																																						
指定地方行政機関、 指定公共機関、 指定地方公共機関の長、 その他必要と認める機関の長	電話、ファクス	総務・動員班（人事課）																																																						
議会	電話、ファクス	広報・情報収集班（議会総務課）																																																						
報道機関	電話、 メール 、ファクス	広報・情報収集班（シティセールス課）																																																						
応援協定締結市等	電話、ファクス	総括班（危機管理課）																																																						
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・市防災行政無線（同報系） ・久喜市防災アプリ ・市ホームページ ・S N S ・メール配信 	<ul style="list-style-type: none"> 広報・情報収集班（シティセールス課） 																																																						
	3 災害対策本部の運営 （6）各室部班	3 災害対策本部の運営 （6）各室部班																																																						
357	各室部班ごとに定められた「（3）災害対策本部各部班の事務分掌」（P35 8 参照）に従って災害応急対策を行う。なお、各室部に共通する事務は、次のとおりである。	各室部班ごとに定められた「（3）災害対策本部各部班の事務分掌」（P35 9 参照）に従って災害応急対策を行う。なお、各室部に共通する事務は、次のとおりである。																																																						

頁	改訂前	改訂後
	<p>4 災害対策本部の組織編成、事務分掌</p> <p>(3) 災害対策本部各部班の事務分掌</p> <p>【総務部（総務部長）】</p>	<p>4 災害対策本部の組織編成、事務分掌</p> <p>(3) 災害対策本部各部班の事務分掌</p> <p>【総務部（総務部長）】</p>
360	<p>総務・動員班（人事課長）</p> <p>・他市町村及び関係機関への要請並びに連絡調整に関すること。</p>	<p>総務・動員班（人事課長）</p> <p>・他市町村、関係機関への要請及び連絡調整に関すること。</p>
	<p>第2節 災害情報の収集</p> <p>第1 地震情報の収集・連絡【市長公室】</p> <p>1 地震情報の収集・連絡系統</p>	<p>第2節 災害情報の収集</p> <p>第1 地震情報の収集・連絡【市長公室】</p> <p>1 地震情報の収集・連絡系統</p>
366	<p>本市域における地震の震度は、市役所本庁舎及び菖蒲・栗橋・鷺宮の各行政センターに設置した計測震度計により把握し、震度5弱以上の場合は市防災行政無線（固定系）を通じて市民に伝達する。</p>	<p>本市域における地震の震度は、市役所本庁舎及び菖蒲・栗橋・鷺宮の各行政センターに設置した計測震度計により把握し、震度5弱以上の場合は市防災行政無線（同報系）を通じて市民に伝達する。</p>
	<p>2 地震情報の収集・連絡方法</p> <p>(2) 市民への連絡</p> <p>① 市民に対する連絡方法</p>	<p>2 地震情報の収集・連絡方法</p> <p>(2) 市民への連絡</p> <p>① 市民に対する連絡方法</p>
367	<p>① 市民に対する災害情報等の連絡活動は、防災行政無線・市ホームページ等を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、市は対象地域の市民へ迅速かつ的確に伝達するように努める。</p>	<p>① 市民に対する災害情報等の連絡活動は、防災行政無線・市ホームページ・久喜市防災アプリ等を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、市は対象地域の市民へ迅速かつ的確に伝達するように努める。</p>

頁	改訂前	改訂後
	第2 情報の連絡体制【市長公室、関係各部】 1 情報の収集・連絡系統	第2 情報の連絡体制【市長公室、関係各部】 1 情報の収集・連絡系統
368	■情報連絡系統図 東日本電信電話(株)埼玉営業部	■情報連絡系統図 NTT東日本(株)埼玉営業部
	2 通信連絡体制 (5) 非常電報及び緊急電報	2 通信連絡体制 (5) 非常電報及び緊急電報
369	防災関係機関は、災害対策基本法第57条、電気通信事業法第8条並びに電気通信事業法施行規則第55条、第56条の規定に基づき、この計画の定めるところにより非常電報及び緊急電報を活用するものとする。	防災関係機関は、災害対策基本法第57条、電気通信事業法第8条並びに電気通信事業法施行規則第55条、第56条に基づき、この計画の定めるところにより非常電報及び緊急電報を活用するものとする。
	(8) 警察通信	(8) 警察通信
371	警察本部長又は警察署長は、埼玉県知事又は市長から災害対策基本法第57条の規定により、警察通信等の利用について要請があった場合は、協議のうえ、協力するものとする。	警察本部長又は警察署長は、埼玉県知事又は市長から災害対策基本法第57条に基づき、警察通信等の利用について要請があった場合は、協議のうえ、協力するものとする。
	第3節 災害広報計画 第5 帰宅困難者・要配慮者への広報【市長公室、市民部、福祉部、埼玉県】 1 帰宅困難者への広報	第3節 災害広報計画 第5 帰宅困難者・要配慮者への広報【市長公室、市民部、福祉部、埼玉県】 1 帰宅困難者への広報

頁	改訂前	改訂後																		
382	<p>■帰宅困難者への広報</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>実施主体</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都内通勤通学者への広報</td><td>埼玉県</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 災害用伝言ダイヤル171や災害用伝言板等を利用した安否確認の促進広報 ➢ テレビ、ラジオ局への放送依頼、報道機関に対し、被害状況、交通情報、一時滞在施設情報等を広報 ➢ 埼玉県ホームページ・SNS・埼玉県公式スマートフォンアプリ等による情報提供 </td></tr> <tr> <td>埼玉県内主要駅での帰宅困難者への広報</td><td>埼玉県</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 災害用伝言ダイヤル171や災害用伝言板等を利用した安否確認の促進広報 ➢ テレビ、ラジオ局への放送依頼、報道機関に対し、被害状況、交通情報、一時滞在施設情報等を広報 ➢ 埼玉県ホームページ・SNS・埼玉県公式スマートフォンアプリ等による情報提供 ➢ 駅前の大型ビジョンによる情報提供 ➢ 緊急速報エリックメールによる発災直後の注意喚起 </td></tr> </tbody> </table>	区分	実施主体	内容	東京都内通勤通学者への広報	埼玉県	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 災害用伝言ダイヤル171や災害用伝言板等を利用した安否確認の促進広報 ➢ テレビ、ラジオ局への放送依頼、報道機関に対し、被害状況、交通情報、一時滞在施設情報等を広報 ➢ 埼玉県ホームページ・SNS・埼玉県公式スマートフォンアプリ等による情報提供 	埼玉県内主要駅での帰宅困難者への広報	埼玉県	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 災害用伝言ダイヤル171や災害用伝言板等を利用した安否確認の促進広報 ➢ テレビ、ラジオ局への放送依頼、報道機関に対し、被害状況、交通情報、一時滞在施設情報等を広報 ➢ 埼玉県ホームページ・SNS・埼玉県公式スマートフォンアプリ等による情報提供 ➢ 駅前の大型ビジョンによる情報提供 ➢ 緊急速報エリックメールによる発災直後の注意喚起 	<p>■帰宅困難者への広報</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>実施主体</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都内通勤通学者への広報</td><td>埼玉県</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 災害用伝言ダイヤル171や災害用伝言板等を利用した安否確認の促進広報 ➢ テレビ、ラジオ局への放送依頼、報道機関に対し、被害状況、交通情報、一時滞在施設情報等を広報 ➢ 埼玉県ホームページ・SNS等による情報提供 </td></tr> <tr> <td>埼玉県内主要駅での帰宅困難者への広報</td><td>埼玉県</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 災害用伝言ダイヤル171や災害用伝言板等を利用した安否確認の促進広報 ➢ テレビ、ラジオ局への放送依頼、報道機関に対し、被害状況、交通情報、一時滞在施設情報等を広報 ➢ 埼玉県ホームページ・SNS等による情報提供 ➢ 駅前の大型ビジョンによる情報提供 ➢ 緊急速報エリックメールによる発災直後の注意喚起 </td></tr> </tbody> </table>	区分	実施主体	内容	東京都内通勤通学者への広報	埼玉県	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 災害用伝言ダイヤル171や災害用伝言板等を利用した安否確認の促進広報 ➢ テレビ、ラジオ局への放送依頼、報道機関に対し、被害状況、交通情報、一時滞在施設情報等を広報 ➢ 埼玉県ホームページ・SNS等による情報提供 	埼玉県内主要駅での帰宅困難者への広報	埼玉県	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 災害用伝言ダイヤル171や災害用伝言板等を利用した安否確認の促進広報 ➢ テレビ、ラジオ局への放送依頼、報道機関に対し、被害状況、交通情報、一時滞在施設情報等を広報 ➢ 埼玉県ホームページ・SNS等による情報提供 ➢ 駅前の大型ビジョンによる情報提供 ➢ 緊急速報エリックメールによる発災直後の注意喚起
区分	実施主体	内容																		
東京都内通勤通学者への広報	埼玉県	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 災害用伝言ダイヤル171や災害用伝言板等を利用した安否確認の促進広報 ➢ テレビ、ラジオ局への放送依頼、報道機関に対し、被害状況、交通情報、一時滞在施設情報等を広報 ➢ 埼玉県ホームページ・SNS・埼玉県公式スマートフォンアプリ等による情報提供 																		
埼玉県内主要駅での帰宅困難者への広報	埼玉県	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 災害用伝言ダイヤル171や災害用伝言板等を利用した安否確認の促進広報 ➢ テレビ、ラジオ局への放送依頼、報道機関に対し、被害状況、交通情報、一時滞在施設情報等を広報 ➢ 埼玉県ホームページ・SNS・埼玉県公式スマートフォンアプリ等による情報提供 ➢ 駅前の大型ビジョンによる情報提供 ➢ 緊急速報エリックメールによる発災直後の注意喚起 																		
区分	実施主体	内容																		
東京都内通勤通学者への広報	埼玉県	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 災害用伝言ダイヤル171や災害用伝言板等を利用した安否確認の促進広報 ➢ テレビ、ラジオ局への放送依頼、報道機関に対し、被害状況、交通情報、一時滞在施設情報等を広報 ➢ 埼玉県ホームページ・SNS等による情報提供 																		
埼玉県内主要駅での帰宅困難者への広報	埼玉県	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 災害用伝言ダイヤル171や災害用伝言板等を利用した安否確認の促進広報 ➢ テレビ、ラジオ局への放送依頼、報道機関に対し、被害状況、交通情報、一時滞在施設情報等を広報 ➢ 埼玉県ホームページ・SNS等による情報提供 ➢ 駅前の大型ビジョンによる情報提供 ➢ 緊急速報エリックメールによる発災直後の注意喚起 																		
	第4節 自衛隊災害派遣要請計画	第4節 自衛隊災害派遣要請計画																		
385	市は、災害の規模が大きく、自力での災害応急対策活動が十分に行えず、被害拡大のおそれのある場合は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づき、直ちに自衛隊に災害派遣の要請を行う。	市は、災害の規模が大きく、自力での災害応急対策活動が十分に行えず、被害拡大のおそれのある場合は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条に基づき、直ちに自衛隊に災害派遣の要請を行う。																		
	<p>第1 派遣要請【市長公室】</p> <p>2 災害派遣要請の範囲</p>	<p>第1 派遣要請【市長公室】</p> <p>2 灾害派遣要請の範囲</p>																		

頁	改訂前	改訂後																																																																		
386	<p>■自衛隊の災害派遣要請の範囲</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>災害派遣要請の範囲</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被災状況の把握</td><td>車両、航空機等状況に適した手段による被災状況の把握</td></tr> <tr> <td>避難の援助</td><td>避難者の誘導、輸送等</td></tr> <tr> <td>避難者等の搜索、救助</td><td>死者、行方不明者、傷病者等の搜索、救助、搬送 (ただし、緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合、他の救援作業等に優先して実施する。)</td></tr> <tr> <td>水防活動</td><td>堤防護岸等の決壊に対する土のうの作成、積み込み及び運搬</td></tr> <tr> <td>消防活動</td><td>消防活動に利用可能な消防車、防火器具による消防機関への協力</td></tr> <tr> <td>道路又は水路等交通路上の障害物の排除</td><td>施設の損壊又は障害物がある場合の啓開除去等 (ただし、放置すれば人命財産の保護に影響があると考えられる場合)</td></tr> <tr> <td>診察、防疫、病虫害防除等の支援</td><td>大規模な伝染病等の発生に伴う応急防疫等 (薬剤等は本市準備)</td></tr> <tr> <td>通信支援</td><td>自衛隊の通信連絡に支障のない限度において支援</td></tr> <tr> <td>人員及び物資の緊急輸送</td><td>緊急を要し、他に適当な手段がない場合、救急患者、医師、その他救難活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送 (航空機による輸送は特に緊急を要する場合に限る。)</td></tr> <tr> <td>炊飯・給水支援</td><td>緊急を要し、他に適当な手段がない場合</td></tr> <tr> <td>救援物資の無償貸付又は贈与</td><td>「防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和33年1月総理府令1号)による。 (ただし、災害救助法又は水難救助法による救助を受けるものに対しては、これらの法律により受ける物品と同一の物品を譲与することはできない。)</td></tr> <tr> <td>交通規制の支援</td><td>自衛隊車両の通行が幅轍する地点にある自衛隊車両を対象とする。</td></tr> <tr> <td>危険物の保安及び除去</td><td>能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去</td></tr> <tr> <td>予防派遣</td><td>風水害等を未然に防止するため、緊急を要し、かつほかに適当な手段がない場合</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>市長が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて、関係部隊の長と協議して決定する。</td></tr> </tbody> </table>	項目	災害派遣要請の範囲	被災状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による被災状況の把握	避難の援助	避難者の誘導、輸送等	避難者等の搜索、救助	死者、行方不明者、傷病者等の搜索、救助、搬送 (ただし、緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合、他の救援作業等に優先して実施する。)	水防活動	堤防護岸等の決壊に対する土のうの作成、積み込み及び運搬	消防活動	消防活動に利用可能な消防車、防火器具による消防機関への協力	道路又は水路等交通路上の障害物の排除	施設の損壊又は障害物がある場合の啓開除去等 (ただし、放置すれば人命財産の保護に影響があると考えられる場合)	診察、防疫、病虫害防除等の支援	大規模な伝染病等の発生に伴う応急防疫等 (薬剤等は本市準備)	通信支援	自衛隊の通信連絡に支障のない限度において支援	人員及び物資の緊急輸送	緊急を要し、他に適当な手段がない場合、救急患者、医師、その他救難活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送 (航空機による輸送は特に緊急を要する場合に限る。)	炊飯・給水支援	緊急を要し、他に適当な手段がない場合	救援物資の無償貸付又は贈与	「防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和33年1月総理府令1号)による。 (ただし、災害救助法又は水難救助法による救助を受けるものに対しては、これらの法律により受ける物品と同一の物品を譲与することはできない。)	交通規制の支援	自衛隊車両の通行が幅轍する地点にある自衛隊車両を対象とする。	危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去	予防派遣	風水害等を未然に防止するため、緊急を要し、かつほかに適当な手段がない場合	その他	市長が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて、関係部隊の長と協議して決定する。	<p>■自衛隊の災害派遣要請の範囲</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>災害派遣要請の範囲</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被災状況の把握</td><td>車両、航空機等状況に適した手段による被災状況の把握</td></tr> <tr> <td>避難の援助</td><td>避難者の誘導、輸送等</td></tr> <tr> <td>避難者等の搜索、救助</td><td>死者、行方不明者、傷病者等の搜索、救助、搬送 (ただし、緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合、他の救援作業等に優先して実施する。)</td></tr> <tr> <td>水防活動</td><td>堤防護岸等の決壊に対する土のうの作成、積み込み及び運搬</td></tr> <tr> <td>消防活動</td><td>消防活動に利用可能な消防車、防火器具による消防機関への協力</td></tr> <tr> <td>道路又は水路等交通路上の障害物の排除</td><td>施設の損壊又は障害物がある場合の啓開除去等 (ただし、放置すれば人命財産の保護に影響があると考えられる場合)</td></tr> <tr> <td>診察、防疫、病虫害防除等の支援</td><td>大規模な伝染病等の発生に伴う応急防疫等 (薬剤等は本市準備)</td></tr> <tr> <td>通信支援</td><td>自衛隊の通信連絡に支障のない限度において支援</td></tr> <tr> <td>人員及び物資の緊急輸送</td><td>緊急を要し、他に適当な手段がない場合、救急患者、医師、その他救難活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送 (航空機による輸送は特に緊急を要する場合に限る。)</td></tr> <tr> <td>炊飯・給水支援</td><td>緊急を要し、他に適当な手段がない場合</td></tr> <tr> <td>入浴支援</td><td>市民の生命、身体の保護を要し、かつ、他に適当な手段がない場合</td></tr> <tr> <td>救援物資の無償貸付又は贈与</td><td>「防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和33年1月総理府令1号)による。 (ただし、災害救助法又は水難救助法による救助を受けるものに対しては、これらの法律により受ける物品と同一の物品を譲与することはできない。)</td></tr> <tr> <td>交通規制の支援</td><td>自衛隊車両の通行が幅轍する地点にある自衛隊車両を対象とする。</td></tr> <tr> <td>危険物の保安及び除去</td><td>能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去</td></tr> <tr> <td>予防派遣</td><td>風水害等を未然に防止するため、緊急を要し、かつほかに適当な手段がない場合</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>市長が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて、関係部隊の長と協議して決定する。</td></tr> </tbody> </table>	項目	災害派遣要請の範囲	被災状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による被災状況の把握	避難の援助	避難者の誘導、輸送等	避難者等の搜索、救助	死者、行方不明者、傷病者等の搜索、救助、搬送 (ただし、緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合、他の救援作業等に優先して実施する。)	水防活動	堤防護岸等の決壊に対する土のうの作成、積み込み及び運搬	消防活動	消防活動に利用可能な消防車、防火器具による消防機関への協力	道路又は水路等交通路上の障害物の排除	施設の損壊又は障害物がある場合の啓開除去等 (ただし、放置すれば人命財産の保護に影響があると考えられる場合)	診察、防疫、病虫害防除等の支援	大規模な伝染病等の発生に伴う応急防疫等 (薬剤等は本市準備)	通信支援	自衛隊の通信連絡に支障のない限度において支援	人員及び物資の緊急輸送	緊急を要し、他に適当な手段がない場合、救急患者、医師、その他救難活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送 (航空機による輸送は特に緊急を要する場合に限る。)	炊飯・給水支援	緊急を要し、他に適当な手段がない場合	入浴支援	市民の生命、身体の保護を要し、かつ、他に適当な手段がない場合	救援物資の無償貸付又は贈与	「防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和33年1月総理府令1号)による。 (ただし、災害救助法又は水難救助法による救助を受けるものに対しては、これらの法律により受ける物品と同一の物品を譲与することはできない。)	交通規制の支援	自衛隊車両の通行が幅轍する地点にある自衛隊車両を対象とする。	危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去	予防派遣	風水害等を未然に防止するため、緊急を要し、かつほかに適当な手段がない場合	その他	市長が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて、関係部隊の長と協議して決定する。
項目	災害派遣要請の範囲																																																																			
被災状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による被災状況の把握																																																																			
避難の援助	避難者の誘導、輸送等																																																																			
避難者等の搜索、救助	死者、行方不明者、傷病者等の搜索、救助、搬送 (ただし、緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合、他の救援作業等に優先して実施する。)																																																																			
水防活動	堤防護岸等の決壊に対する土のうの作成、積み込み及び運搬																																																																			
消防活動	消防活動に利用可能な消防車、防火器具による消防機関への協力																																																																			
道路又は水路等交通路上の障害物の排除	施設の損壊又は障害物がある場合の啓開除去等 (ただし、放置すれば人命財産の保護に影響があると考えられる場合)																																																																			
診察、防疫、病虫害防除等の支援	大規模な伝染病等の発生に伴う応急防疫等 (薬剤等は本市準備)																																																																			
通信支援	自衛隊の通信連絡に支障のない限度において支援																																																																			
人員及び物資の緊急輸送	緊急を要し、他に適当な手段がない場合、救急患者、医師、その他救難活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送 (航空機による輸送は特に緊急を要する場合に限る。)																																																																			
炊飯・給水支援	緊急を要し、他に適当な手段がない場合																																																																			
救援物資の無償貸付又は贈与	「防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和33年1月総理府令1号)による。 (ただし、災害救助法又は水難救助法による救助を受けるものに対しては、これらの法律により受ける物品と同一の物品を譲与することはできない。)																																																																			
交通規制の支援	自衛隊車両の通行が幅轍する地点にある自衛隊車両を対象とする。																																																																			
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去																																																																			
予防派遣	風水害等を未然に防止するため、緊急を要し、かつほかに適当な手段がない場合																																																																			
その他	市長が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて、関係部隊の長と協議して決定する。																																																																			
項目	災害派遣要請の範囲																																																																			
被災状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による被災状況の把握																																																																			
避難の援助	避難者の誘導、輸送等																																																																			
避難者等の搜索、救助	死者、行方不明者、傷病者等の搜索、救助、搬送 (ただし、緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合、他の救援作業等に優先して実施する。)																																																																			
水防活動	堤防護岸等の決壊に対する土のうの作成、積み込み及び運搬																																																																			
消防活動	消防活動に利用可能な消防車、防火器具による消防機関への協力																																																																			
道路又は水路等交通路上の障害物の排除	施設の損壊又は障害物がある場合の啓開除去等 (ただし、放置すれば人命財産の保護に影響があると考えられる場合)																																																																			
診察、防疫、病虫害防除等の支援	大規模な伝染病等の発生に伴う応急防疫等 (薬剤等は本市準備)																																																																			
通信支援	自衛隊の通信連絡に支障のない限度において支援																																																																			
人員及び物資の緊急輸送	緊急を要し、他に適当な手段がない場合、救急患者、医師、その他救難活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送 (航空機による輸送は特に緊急を要する場合に限る。)																																																																			
炊飯・給水支援	緊急を要し、他に適当な手段がない場合																																																																			
入浴支援	市民の生命、身体の保護を要し、かつ、他に適当な手段がない場合																																																																			
救援物資の無償貸付又は贈与	「防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和33年1月総理府令1号)による。 (ただし、災害救助法又は水難救助法による救助を受けるものに対しては、これらの法律により受ける物品と同一の物品を譲与することはできない。)																																																																			
交通規制の支援	自衛隊車両の通行が幅轍する地点にある自衛隊車両を対象とする。																																																																			
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去																																																																			
予防派遣	風水害等を未然に防止するため、緊急を要し、かつほかに適当な手段がない場合																																																																			
その他	市長が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて、関係部隊の長と協議して決定する。																																																																			
	<p>第2 災害派遣部隊の受入れ体制【市長公室、総務部、環境経済部】</p> <p>2 派遣部隊の受入れに関する具体的措置</p> <p>■派遣部隊の受入れ場所</p>	<p>第2 災害派遣部隊の受入れ体制【市長公室、総務部、環境経済部】</p> <p>2 派遣部隊の受入れに関する具体的措置</p> <p>■派遣部隊の受入れ場所</p>																																																																		
388	ヘリコプター発着地 「■離着陸場一覧」(P31 <u>5</u>) 参照	ヘリコプター発着地 「■離着陸場一覧」(P31 <u>6</u>) 参照																																																																		

頁	改訂前	改訂後
	第5節 相互応援協力計画・要員確保計画 第1 地方公共団体、指定行政機関への応援要請 【市長公室、総務部、関係各部】 3 応援要請【市長公室、総務部】	第5節 相互応援協力計画・要員確保計画 第1 地方公共団体、指定行政機関への応援要請 【市長公室、総務部、関係各部】 3 応援要請【市長公室、総務部】
389	(1) <u>法律</u> 、協定に基づく応援要請の <u>要請</u> 系統	(1) <u>法令</u> 、協定に基づく応援要請の系統
389	<u>災害対策基本法</u> 及び相互応援協定に基づく関係 <u>行政</u> 機関に対する応援協力要請等の系統は、おおむね次のとおりである。	<u>法令</u> 及び <u>災害時</u> 相互応援協定に基づく関係機関に対する応援協力要請等の系統は、おおむね次のとおりである。
391	(2) 他の地方公共団体に対する応援 <u>要請</u>	(2) 他の地方公共団体に対する応援 <u>要求</u>
391	① 応援 <u>要請</u> の基準	① 応援 <u>要求</u> の基準
391	本市に災害が発生した場合において、 <u>応急措置</u> を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第67条第1項に基づき、他の市町村長に対し応援を求める。	本市に災害が発生した場合において、 <u>災害応急対策</u> を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第67条第1項に基づき、他の市町村長に対し応援を求める。
	② 応援に従事する者の指揮	② 応援に従事する者の指揮
391	上記の <u>要請</u> により派遣され応援に従事する者は、災害対策本部長の指揮のもとに行動するものとする。	上記の <u>要求</u> により派遣され応援に従事する者は、災害対策本部長の指揮のもとに行動するものとする。
391	③ 応援 <u>要請</u> の手続き等	③ 応援 <u>要求</u> の手続き等

頁	改訂前	改訂後
391	<p>►本市における応援<u>要請</u>者は市長（本部長）とする。</p> <p>►応援<u>要請</u>の手続きは、「総括班」の指示に基づき、「総務・動員班」が行う。</p> <p>►応援の<u>要請</u>には、次の事項を記載した文書をもって行う。</p> <p>ただし、緊急を要する場合には、電話その他の方法をもって<u>要請</u>し、事後文書を提出するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害の状況 ・資機材、物資等の提供を<u>要請</u>する場合にあっては、その品名、数量等 ・職員の派遣を<u>要請</u>する場合にあっては、職員の職種及び人員 ・応援場所及び応援場所への経路 ・応援の期間 ・その他応援<u>要請</u>に必要な事項 	<p>►本市における応援<u>要求</u>者は市長（本部長）とする。</p> <p>►応援<u>要求</u>の手続きは、「総括班」の指示に基づき、「総務・動員班」が行う。</p> <p>►応援の<u>要求</u>には、次の事項を記載した文書をもって行う。</p> <p>ただし、緊急を要する場合には、電話その他の方法をもって<u>要求</u>し、事後文書を提出するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害の状況 ・資機材、物資等の提供を<u>要求</u>する場合にあっては、その品名、数量等 ・職員の派遣を<u>要求</u>する場合にあっては、職員の職種及び人員 ・応援場所及び応援場所への経路 ・応援の期間 ・その他応援<u>要求</u>に必要な事項
391	④ <u>応急措置</u> に対する費用負担	④ <u>災害応急対策</u> に対する費用負担
391	応援を受けた場合の <u>応急措置</u> に要する費用は、災害対策基本法第92条の定めるところにより市の負担とする。	応援を受けた場合の <u>災害応急対策</u> に要する費用は、災害対策基本法第92条の定めるところにより市の負担とする。
392	(3) 埼玉県知事に対する応援要求と災害応急 <u>措置要請</u>	(3) 埼玉県知事に対する応援要求と災害応急 <u>対策実施要請</u>
392	① 応援要求と災害応援 <u>措置要請</u> の基準	① 応援要求と災害応援 <u>対策実施要請</u> の基準
392	市に災害が発生し、災害応急 <u>措置</u> を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第68条に基づき、埼玉県知事に対し応援を求め、又は埼玉県知事に対し災害応急対策の実施を要請する。	市に災害が発生し、災害応急 <u>対策</u> を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第68条に基づき、埼玉県知事に対し応援を求め、又は埼玉県知事に対し災害応急対策の実施を要請する。

頁	改訂前	改訂後
392	② 応援要求・災害応急 <u>措置</u> 要請の方法	② 応援要求・災害応急 <u>対策実施</u> 要請の方法
392	<p>►応援要求及び応援<u>措置</u>要請者は市長とし、その手続き等は「総括班」の指示に基づき、「総務・動員班」が行う。</p> <p>►要求及び要請先は、埼玉県知事とする。</p> <p>►要求<u>及び要請</u>の手続きは、次の事項を記載した文書をもって行う。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等をもって要求等を行い、事後速やかに文書を提出するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害の状況 ・応援要求又は<u>応急措置</u>の要請の理由 ・応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 ・応援又は<u>応急措置</u>の実施を必要とする場所及び応援場所への経路 ・応援又は<u>応急措置</u>の実施を必要とする活動内容及び期間 ・その他応援の要求又は<u>応急措置</u>の要請に関し必要な事項 	<p>►応援要求及び<u>災害応援対策実施</u>要請者は市長<u>(本部長)</u>とし、その手続き等は「総括班」の指示に基づき、「総務・動員班」が行う。</p> <p>►要求及び要請先は、埼玉県知事とする。</p> <p>►要求<u>等</u>の手続きは、次の事項を記載した文書をもって行う。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等をもって要求等を行い、事後速やかに文書を提出するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害の状況 ・応援要求又は<u>災害応援対策実施</u>要請の理由 ・応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 ・応援又は<u>災害応援対策</u>の実施を必要とする場所及び応援場所への経路 ・応援又は<u>災害応援対策</u>の実施を必要とする活動内容及び期間 ・その他応援の要求又は<u>災害応援対策実施</u>の要請に関し必要な事項
	<p>(4) 職員の派遣要請及び派遣あつ旋要求</p> <p>③ 他の普通地方公共団体の職員の派遣あつ旋要求</p>	<p>(4) 職員の派遣要請及び派遣あつ旋要求</p> <p>③ 他の普通地方公共団体の職員の派遣あつ旋要求</p>
392	災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、災害対策基本法第30条第2項に基づき、埼玉県知事に対し、地方自治法第252条の17 <u>の規定による</u> 他の普通地方公共団体の職員の派遣についてあつ旋を要求する。	災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、災害対策基本法第30条第2項に基づき、埼玉県知事に対し、地方自治法第252条の17 <u>に基づく</u> 他の普通地方公共団体の職員の派遣についてあつ旋を要求する。
392	<p>④ 職員の派遣要請及び派遣あつ旋要求の手続き</p> <p>ア) 職員の派遣要請<u>及び派遣あつ旋要求</u>の手続き</p>	<p>④ 職員の派遣要請及び派遣あつ旋要求の手続き</p> <p>ア) 職員の派遣要請の手続き</p>

頁	改訂前		改訂後	
	第2 ボランティアの応援受入れ【市民部、関係各室部、久喜市社会福祉協議会】 1 受入れ体制の整備 (3) ボランティアの種別		第2 ボランティアの応援受入れ【市民部、関係各室部、久喜市社会福祉協議会】 1 受入れ体制の整備 (3) ボランティアの種別	
399	区分	内容	区分	内容
	専門ボランティア	特殊な資格、職能を有している者 • 医師 • 保健師 • 看護師 • 社会福祉士 • 精神保健福祉士 • 介護福祉士 • 応急危険度判定士 • その他 資格、職能を有している者 • アマチュア無線技士 • 大型運転免許所有者 • オペレーター • 外国語通訳 • 手話 • 建設作業員 • その他	専門ボランティア	特殊な資格、職能を有している者 • 医師 • 保健師 • 看護師 • 社会福祉士 • 精神保健福祉士 • 介護福祉士 • 応急危険度判定士 • その他 資格、職能を有している者 • アマチュア無線技士 • 大型運転免許所有者 • オペレーター • 外国語通訳 • 手話 • 建設作業員 • その他
	埼玉県防災ボランティア登録	埼玉県防災ボランティアに登録している者	一般ボランティア	災害時に直接本市へ来る者
	一般ボランティア	災害時に直接本市へ来る者	久喜市社会福祉協議会に登録の あるボランティア	災害時に協力の意向を示している者
	久喜市社会福祉協議会に登録の 災害時に協力の意向を示している者			
	第7節 災害救助法の適用		第7節 災害救助法の適用	
	第1 災害救助法の概要【市長公室、福祉部】		第1 災害救助法の概要【市長公室、福祉部】	
	2 救助の種類		2 救助の種類	

頁	改訂前	改訂後
403	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 避難所及び応急仮設住宅の供与 ➢ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 ➢ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 ➢ 医療及び助産 ➢ 被災者の救出 ➢ 被災した住宅の応急修理 ➢ 学用品の給与 ➢ 埋葬 ➢ 遺体の搜索及び処理 ➢ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしている物の除去 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 避難所及び応急仮設住宅の供与 ➢ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 ➢ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 ➢ 医療及び助産 ➢ 被災者の救出 ➢ <u>住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理</u> ➢ <u>日常生活に必要な最小限度の部分の応急修理</u> ➢ 学用品の給与 ➢ 埋葬 ➢ 遺体の搜索及び処理 ➢ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしている物の除去
	3 救助の実施者	3 救助の実施者
403	救助の種類と実施者は、「■救助の種類と実施者」(P40 <u>3</u> 参照)に示すとおりである。	救助の種類と実施者は、「■救助の種類と実施者」(P40 <u>4</u> 参照)に示すとおりである。
	5 庶務	5 庶務

頁	改訂前	改訂後																																																																																							
404	<p>■救助の種類と実施者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>救助の種類</th><th>実施期間</th><th>実施者</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難所の設置及び収容</td><td>7日以内</td><td>市</td></tr> <tr> <td>炊き出し及び食品の給与</td><td>7日以内</td><td>市</td></tr> <tr> <td>飲料水の供給</td><td>7日以内</td><td>市</td></tr> <tr> <td>被服寝具及び生活必需品の給貸与</td><td>10日以内</td><td>市</td></tr> <tr> <td>医療及び助産_{救助}</td><td>14日以内 (助産は分娩した日から7日以内)</td><td>医療班派遣は埼玉県及び日赤支部 (委任したときは市長)</td></tr> <tr> <td>学用品の給与</td><td>教科書1ヶ月以内 文房具 15日以内</td><td>市</td></tr> <tr> <td>被災者の救出</td><td>3日以内</td><td>市</td></tr> <tr> <td>埋葬</td><td>10日以内</td><td>市</td></tr> <tr> <td>応急仮設住宅の供与</td><td>○建設型応急住宅 災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置する ○賃貸型応急住宅 災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、提供する</td><td>対象者、敷地の選定は市長 設置は埼玉県</td></tr> <tr> <td>住宅応急修理</td><td>○住家の被害の拡大を防止する緊急の修理 災害発生の日から10日以内に完了する ○日常生活に必要な最小限度の部分の修理 災害発生の日から3ヶ月以内 (災害対策基本法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は6ヶ月以内) に完了する</td><td>市</td></tr> <tr> <td>遺体の搜索</td><td>10日以内</td><td>市</td></tr> <tr> <td>遺体の処理</td><td>10日以内</td><td>市</td></tr> <tr> <td>障害物の除去</td><td>10日以内</td><td>市</td></tr> </tbody> </table>	救助の種類	実施期間	実施者	避難所の設置及び収容	7日以内	市	炊き出し及び食品の給与	7日以内	市	飲料水の供給	7日以内	市	被服寝具及び生活必需品の給貸与	10日以内	市	医療及び助産 _{救助}	14日以内 (助産は分娩した日から7日以内)	医療班派遣は埼玉県及び日赤支部 (委任したときは市長)	学用品の給与	教科書1ヶ月以内 文房具 15日以内	市	被災者の救出	3日以内	市	埋葬	10日以内	市	応急仮設住宅の供与	○建設型応急住宅 災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置する ○賃貸型応急住宅 災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、提供する	対象者、敷地の選定は市長 設置は埼玉県	住宅応急修理	○住家の被害の拡大を防止する緊急の修理 災害発生の日から10日以内に完了する ○日常生活に必要な最小限度の部分の修理 災害発生の日から3ヶ月以内 (災害対策基本法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は6ヶ月以内) に完了する	市	遺体の搜索	10日以内	市	遺体の処理	10日以内	市	障害物の除去	10日以内	市	<p>■救助の種類と実施者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>救助の種類</th><th>実施期間</th><th>実施者</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難所の設置及び収容</td><td>災害発生の日から 7日以内</td><td>市</td></tr> <tr> <td>応急仮設住宅の供与</td><td>○建設型応急住宅 災害発生の日から20日以内 ○賃貸型応急住宅 災害発生の日から速やかに提供</td><td>対象者、敷地の選定は市長 設置は埼玉県</td></tr> <tr> <td>炊き出し及び食品の給与</td><td>災害発生の日から 7日以内</td><td>市</td></tr> <tr> <td>飲料水の供給</td><td>災害発生の日から 7日以内</td><td>市</td></tr> <tr> <td>被服寝具及び生活必需品の給貸与</td><td>災害発生の日から 10日以内</td><td>市</td></tr> <tr> <td>医療及び助産</td><td>災害発生の日から 14日以内 (助産は災害発生の日から7日以内)</td><td>医療班派遣は埼玉県及び日赤支部 (委任したときは市長)</td></tr> <tr> <td>被災者の救出</td><td>災害発生の日から 3日 (72時間) 以内</td><td>市</td></tr> <tr> <td>住家の被害の拡大を防止する緊急の修理</td><td>災害発生の日から10日以内に完了</td><td>市</td></tr> <tr> <td>日常生活に必要な最小限度の部分の応急修理</td><td>災害発生の日から 3ヶ月以内 (災害対策基本法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は6ヶ月以内) に完了</td><td>市</td></tr> <tr> <td>学用品の給与</td><td>○教科書、正規の教材 災害発生の日から 1ヶ月以内 ○文房具、通学用品及びその他の学用品 災害発生の日から 15日以内</td><td>市</td></tr> <tr> <td>埋葬</td><td>災害発生の日から 10日以内</td><td>市</td></tr> <tr> <td>遺体の搜索</td><td>災害発生の日から 10日以内</td><td>市</td></tr> <tr> <td>遺体の処理</td><td>災害発生の日から 10日以内</td><td>市</td></tr> <tr> <td>障害物の除去</td><td>災害発生の日から 10日以内</td><td>市</td></tr> </tbody> </table>	救助の種類	実施期間	実施者	避難所の設置及び収容	災害発生の日から 7日以内	市	応急仮設住宅の供与	○建設型応急住宅 災害発生の日から20日以内 ○賃貸型応急住宅 災害発生の日から速やかに提供	対象者、敷地の選定は市長 設置は埼玉県	炊き出し及び食品の給与	災害発生の日から 7日以内	市	飲料水の供給	災害発生の日から 7日以内	市	被服寝具及び生活必需品の給貸与	災害発生の日から 10日以内	市	医療及び助産	災害発生の日から 14日以内 (助産は災害発生の日から7日以内)	医療班派遣は埼玉県及び日赤支部 (委任したときは市長)	被災者の救出	災害発生の日から 3日 (72時間) 以内	市	住家の被害の拡大を防止する緊急の修理	災害発生の日から10日以内に完了	市	日常生活に必要な最小限度の部分の応急修理	災害発生の日から 3ヶ月以内 (災害対策基本法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は6ヶ月以内) に完了	市	学用品の給与	○教科書、正規の教材 災害発生の日から 1ヶ月以内 ○文房具、通学用品及びその他の学用品 災害発生の日から 15日以内	市	埋葬	災害発生の日から 10日以内	市	遺体の搜索	災害発生の日から 10日以内	市	遺体の処理	災害発生の日から 10日以内	市	障害物の除去	災害発生の日から 10日以内	市
救助の種類	実施期間	実施者																																																																																							
避難所の設置及び収容	7日以内	市																																																																																							
炊き出し及び食品の給与	7日以内	市																																																																																							
飲料水の供給	7日以内	市																																																																																							
被服寝具及び生活必需品の給貸与	10日以内	市																																																																																							
医療及び助産 _{救助}	14日以内 (助産は分娩した日から7日以内)	医療班派遣は埼玉県及び日赤支部 (委任したときは市長)																																																																																							
学用品の給与	教科書1ヶ月以内 文房具 15日以内	市																																																																																							
被災者の救出	3日以内	市																																																																																							
埋葬	10日以内	市																																																																																							
応急仮設住宅の供与	○建設型応急住宅 災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置する ○賃貸型応急住宅 災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、提供する	対象者、敷地の選定は市長 設置は埼玉県																																																																																							
住宅応急修理	○住家の被害の拡大を防止する緊急の修理 災害発生の日から10日以内に完了する ○日常生活に必要な最小限度の部分の修理 災害発生の日から3ヶ月以内 (災害対策基本法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は6ヶ月以内) に完了する	市																																																																																							
遺体の搜索	10日以内	市																																																																																							
遺体の処理	10日以内	市																																																																																							
障害物の除去	10日以内	市																																																																																							
救助の種類	実施期間	実施者																																																																																							
避難所の設置及び収容	災害発生の日から 7日以内	市																																																																																							
応急仮設住宅の供与	○建設型応急住宅 災害発生の日から20日以内 ○賃貸型応急住宅 災害発生の日から速やかに提供	対象者、敷地の選定は市長 設置は埼玉県																																																																																							
炊き出し及び食品の給与	災害発生の日から 7日以内	市																																																																																							
飲料水の供給	災害発生の日から 7日以内	市																																																																																							
被服寝具及び生活必需品の給貸与	災害発生の日から 10日以内	市																																																																																							
医療及び助産	災害発生の日から 14日以内 (助産は災害発生の日から7日以内)	医療班派遣は埼玉県及び日赤支部 (委任したときは市長)																																																																																							
被災者の救出	災害発生の日から 3日 (72時間) 以内	市																																																																																							
住家の被害の拡大を防止する緊急の修理	災害発生の日から10日以内に完了	市																																																																																							
日常生活に必要な最小限度の部分の応急修理	災害発生の日から 3ヶ月以内 (災害対策基本法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は6ヶ月以内) に完了	市																																																																																							
学用品の給与	○教科書、正規の教材 災害発生の日から 1ヶ月以内 ○文房具、通学用品及びその他の学用品 災害発生の日から 15日以内	市																																																																																							
埋葬	災害発生の日から 10日以内	市																																																																																							
遺体の搜索	災害発生の日から 10日以内	市																																																																																							
遺体の処理	災害発生の日から 10日以内	市																																																																																							
障害物の除去	災害発生の日から 10日以内	市																																																																																							
	<p>第9節 救急救助・医療救護</p> <p>第3 医療救護【健康スポーツ部、消防組合、埼玉県】</p> <p>2 精神科救急医療の確保</p>	<p>第9節 救急救助・医療救護</p> <p>第3 医療救護【健康スポーツ部、消防組合、埼玉県】</p> <p>2 精神科救急医療の確保</p>																																																																																							
417	被災者向けの相談窓口の開設や巡回サービス等の対策活動を通じ、環境の急変等から病状が悪化し、緊急に入院が必要な精神障害が認められた場合は、埼玉県内の精神科医療機関の協力を得ながら、入院できるための体制を確保する。	被災者向けの相談窓口の開設や巡回サービス等の対策活動を通じ、環境の急変等から病状が悪化し、緊急に入院が必要な精神障がいが認められた場合は、埼玉県内の精神科医療機関の協力を得ながら、入院できるための体制を確保する。																																																																																							

頁	改訂前	改訂後																								
	5 災害救助法の実施基準 (2) 救助基準	5 災害救助法の実施基準 (2) 救助基準																								
418	<p>■医療</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象</td> <td>医療の途を失った者</td> </tr> <tr> <td>支出費用</td> <td> 1 診療 2 薬剤又は治療材料の支給 3 処置手術、その他の治療及び施術 4 病院又は診療所への収容 5 看護 </td> </tr> <tr> <td>費用の限度額</td> <td> 1 救護班による場合、使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費 2 病院又は診療所による場合、国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者による場合、当該地域における協定料金の額以内 </td> </tr> <tr> <td>期間</td> <td>災害発生から14日以内</td> </tr> </tbody> </table>	項目	基準等	対象	医療の途を失った者	支出費用	1 診療 2 薬剤又は治療材料の支給 3 処置手術、その他の治療及び施術 4 病院又は診療所への収容 5 看護	費用の限度額	1 救護班による場合、使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費 2 病院又は診療所による場合、国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者による場合、当該地域における協定料金の額以内	期間	災害発生から14日以内	<p>■「医療」の実施基準（災害救助法）〔令和5年4月1日適用〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>一般基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象</td> <td>災害により医療の途を失った者</td> </tr> <tr> <td>医療の実施</td> <td> 救護班により行うこと。ただし、急迫した事情があり止むを得ない場合は、病院又は診療所において医療（施術）を行うことができる。 </td> </tr> <tr> <td>医療の範囲</td> <td> 1 診療 2 薬剤又は治療材料の支給 3 処置手術、その他の治療及び施術 4 病院又は診療所への収容 5 看護 </td> </tr> <tr> <td>対象経費</td> <td> 1 救護班による場合、使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費 2 病院又は診療所による場合、国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者による場合、当該地域における協定料金の額以内 </td> </tr> <tr> <td>期間</td> <td>災害発生の日から14日以内</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td> あくまでも応急的な処置である。 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師による施術を含む。 </td> </tr> </tbody> </table>	項目	一般基準	対象	災害により医療の途を失った者	医療の実施	救護班により行うこと。ただし、急迫した事情があり止むを得ない場合は、病院又は診療所において医療（施術）を行うことができる。	医療の範囲	1 診療 2 薬剤又は治療材料の支給 3 処置手術、その他の治療及び施術 4 病院又は診療所への収容 5 看護	対象経費	1 救護班による場合、使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費 2 病院又は診療所による場合、国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者による場合、当該地域における協定料金の額以内	期間	災害発生の日から14日以内	備考	あくまでも応急的な処置である。 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師による施術を含む。
項目	基準等																									
対象	医療の途を失った者																									
支出費用	1 診療 2 薬剤又は治療材料の支給 3 処置手術、その他の治療及び施術 4 病院又は診療所への収容 5 看護																									
費用の限度額	1 救護班による場合、使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費 2 病院又は診療所による場合、国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者による場合、当該地域における協定料金の額以内																									
期間	災害発生から14日以内																									
項目	一般基準																									
対象	災害により医療の途を失った者																									
医療の実施	救護班により行うこと。ただし、急迫した事情があり止むを得ない場合は、病院又は診療所において医療（施術）を行うことができる。																									
医療の範囲	1 診療 2 薬剤又は治療材料の支給 3 処置手術、その他の治療及び施術 4 病院又は診療所への収容 5 看護																									
対象経費	1 救護班による場合、使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費 2 病院又は診療所による場合、国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者による場合、当該地域における協定料金の額以内																									
期間	災害発生の日から14日以内																									
備考	あくまでも応急的な処置である。 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師による施術を含む。																									
418	<p>■助産</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象</td> <td>災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者で、災害のため助産の途を失った者</td> </tr> <tr> <td>支出費用</td> <td> 1 分べんの介助 2 分べん前後の処置 3 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給 </td> </tr> <tr> <td>費用の限度額</td> <td> 1 救護班等による場合、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合、当該地域における慣行料金の8割以内の額 </td> </tr> <tr> <td>期間</td> <td>分べんした日から7日以内</td> </tr> </tbody> </table>	項目	基準等	対象	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者で、災害のため助産の途を失った者	支出費用	1 分べんの介助 2 分べん前後の処置 3 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給	費用の限度額	1 救護班等による場合、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合、当該地域における慣行料金の8割以内の額	期間	分べんした日から7日以内	<p>■「助産」の実施基準（災害救助法）〔令和5年4月1日適用〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>一般基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象</td> <td>災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者で、災害のため助産の途を失った者</td> </tr> <tr> <td>助産の実施</td> <td> 救護班によって行われることが望ましいが、出産は一刻を争う場合も多いので助産師によることも差し支えない。 </td> </tr> <tr> <td>助産の範囲</td> <td> 1 分べんの介助 2 分べん前後の処置 3 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給 </td> </tr> <tr> <td>対象経費</td> <td> 1 救護班による場合、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合、当該地域における慣行料金の8割以内の額 </td> </tr> <tr> <td>期間</td> <td>災害発生の日から7日以内</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td>出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産に要する状態にある者を含む。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	一般基準	対象	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者で、災害のため助産の途を失った者	助産の実施	救護班によって行われることが望ましいが、出産は一刻を争う場合も多いので助産師によることも差し支えない。	助産の範囲	1 分べんの介助 2 分べん前後の処置 3 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給	対象経費	1 救護班による場合、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合、当該地域における慣行料金の8割以内の額	期間	災害発生の日から7日以内	備考	出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産に要する状態にある者を含む。
項目	基準等																									
対象	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者で、災害のため助産の途を失った者																									
支出費用	1 分べんの介助 2 分べん前後の処置 3 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給																									
費用の限度額	1 救護班等による場合、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合、当該地域における慣行料金の8割以内の額																									
期間	分べんした日から7日以内																									
項目	一般基準																									
対象	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者で、災害のため助産の途を失った者																									
助産の実施	救護班によって行われることが望ましいが、出産は一刻を争う場合も多いので助産師によることも差し支えない。																									
助産の範囲	1 分べんの介助 2 分べん前後の処置 3 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給																									
対象経費	1 救護班による場合、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合、当該地域における慣行料金の8割以内の額																									
期間	災害発生の日から7日以内																									
備考	出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産に要する状態にある者を含む。																									

頁	改訂前	改訂後
	<p>第10節 避難</p> <p>第1 避難活動【市長公室、福祉部、こども未来部、消防組合】</p> <p>2 避難指示</p> <p>(1) 実施責任者</p> <p>■避難の指示の実施責任者</p>	<p>第10節 避難</p> <p>第1 避難活動【市長公室、福祉部、こども未来部、消防組合】</p> <p>2 避難指示</p> <p>(1) 実施責任者</p> <p>■避難の指示の実施責任者</p>
422	<p>市長（※埼玉県知事）</p> <p><u>市民等の生命、身体に危険を及ぼす</u>と認めるとき、避難のための立退きを指示する。</p>	<p>市長（※埼玉県知事）</p> <p><u>人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要がある</u>と認めるとき、避難のための立退きを指示する。</p>
422	<p>警察官</p> <p>・市長が避難の指示ができないと認められ、しかも指示が急を要するとき。</p>	<p>警察官</p> <p>・市長が避難の<u>ための立退き若しくは緊急安全確保措置の</u>指示ができないと認められ、しかも指示が急を要するとき。</p>
422	<p>自衛官</p> <p>自衛隊法第94条<u>の3</u></p>	<p>自衛官</p> <p>自衛隊法第94条</p>
	<p>(3) 避難指示の伝達内容及び伝達方法</p> <p>③ 市民への周知</p> <p>■伝達方法</p>	<p>(3) 避難指示の伝達内容及び伝達方法</p> <p>③ 市民への周知</p> <p>■伝達方法</p>
424	<p>➢ 市防災アプリ</p>	<p>➢ <u>久喜</u>市防災アプリ</p>
	<p>(4) 避難指示の解除</p>	<p>(4) 避難指示の解除</p>

頁	改訂前	改訂後
424	<p>《参考》</p> <p>◆災害対策基本法第60条<u>の5</u>（市町村長の避難の指示等）</p> <p>市町村長は、避難の必要がなくなったときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。</p>	<p>《参考》</p> <p>◆災害対策基本法第60条<u>第5項</u>（市町村長の避難の指示等）</p> <p>市町村長は、避難の必要がなくなったときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。</p>
	<p>3 警戒区域の設定</p> <p>（2）警察官の措置（災害対策基本法第63条第2項）</p>	<p>3 警戒区域の設定</p> <p>（2）警察官の措置（災害対策基本法第63条第2項）</p>
424	<p>警察官は、市長<u>又は</u>委任を受けて市長の職権を行う職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警戒区域を設定することができる。この場合、警察官は、直ちに警戒区域を設定した旨を市長へ通報する。</p>	<p>警察官は、市長<u>若しくは</u>委任を受けて市長の職権を行う職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警戒区域を設定することができる。この場合、警察官は、直ちに警戒区域を設定した旨を市長へ通報する。</p>
	<p>（3）消防局長又は消防署長の措置（消防法第23条の2）</p>	<p>（3）消防局長又は消防署長の措置（消防法第23条の2）</p>
424	<p>消防局長又は消防署長は、ガス、火薬<u>、</u>危険物の漏えい、飛散、流出等の<u>現場において、火災警戒区域を設定する</u>ことができる。</p>	<p>消防長又は消防署長は、ガス、火薬<u>又は</u>危険物の漏えい、飛散、流出等の<u>事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生する</u>おそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときは、火災警戒区域を設定して、その区域内における火気の使用を禁止し、又は総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入を禁止し、若しくは制限することができる。</p>
	<p>（4）消防吏員又は消防団員の措置（消防法第28条、消防法第36条）</p>	<p>（4）消防吏員又は消防団員の措置（消防法第28条、消防法第36条）</p>

頁	改訂前	改訂後
425	<p>消防吏員又は消防団員は、火災の現場において、消防法第28条に基づき消防警戒区域を設定することができる。</p> <p>また、消防法第36条に基づき、水災を除く他の災害に関してもこれを準用する。</p>	<p>消防吏員又は消防団員は、火災の現場において、消防法第28条に基づき消防警戒区域を設定して、<u>総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる。</u></p> <p>また、消防法第36条に基づき、水災を除く他の災害に関してもこれを準用する。</p>
	<p>4 避難誘導及び移送</p> <p>(3) 避難順位及び携行品の制限</p> <p>② 携行品の制限</p>	<p>4 避難誘導及び移送</p> <p>(3) 避難順位及び携行品の制限</p> <p>② 携行品の制限</p>
425	<p>避難する場合の携行品は、緊急を要する場合は、貴重品（現金や預金通帳、印鑑、有価証券等）とし、時間的に余裕のある場合は、2食分位の食料及びタオル、ティッシュペーパー、照明具等の日用身の周り品、感染症予防用品等とする。</p> <p>また、非常持出し品については、<u>平素</u>から用意しておくものとする。</p>	<p>避難する場合の携行品は、緊急を要する場合は、貴重品（現金や預金通帳、印鑑、有価証券等）とし、時間的に余裕のある場合は、2食分程度の食料及びタオル、ティッシュペーパー、照明具等の日用身の周り品、感染症予防用品等とする。</p> <p>また、非常持出し品については、<u>平時</u>から用意しておくものとする。</p>
426	<p>第2 避難所の設置・運営【市長公室、<u>総合政策部</u>、市民部、福祉部、健康スポーツ部、こども未来部、教育部】</p>	<p>第2 避難所の設置・運営【市長公室、市民部、福祉部、健康スポーツ部、こども未来部、教育部】</p>
	<p>2 避難所の管理・運営</p> <p>(1) 避難所の運営組織</p> <p>② 避難所の運営</p>	<p>2 避難所の管理・運営</p> <p>(1) 避難所の運営組織</p> <p>② 避難所の運営</p>

頁	改訂前	改訂後
428	<p>また、避難所における生活環境に注意し、良好な生活の確保に努め、避難者のプライバシーの確保に配慮する。女性に配慮した避難所運営を行うため、運営には複数の女性を参加させるとともに、固定的性別役割分担による負担（女性が炊出しや清掃を担うなど）を防止し、男女共同参画や多様性の視点を踏まえた避難所運営を進めるものとする。</p>	<p>また、<u>あらかじめ避難所内のレイアウト図などの施設の利用計画を作成し、避難所開設当初からパーティションや簡易トイレを設置するなど、避難所における生活環境に注意し、良好な生活の確保に努め、避難者のプライバシーの確保に配慮する。女性に配慮した避難所運営を行うため、運営には複数の女性を参加させるとともに、固定的性別役割分担による負担（女性が炊出しや清掃を担うなど）を防止し、男女共同参画や多様性の視点を踏まえた避難所運営を進めるものとする。</u></p>
	(3) 要配慮者や女性、性的少数者への配慮	(3) 要配慮者や女性、性的少数者への配慮

頁	改訂前	改訂後
429	<p>高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者（自閉症等）、難病患者、乳幼児、妊娠婦等の要配慮者、女性や性的少数者の人権に配慮し、男女別や性別によらずだれでも利用できる更衣室やトイレ、授乳場所、クールダウンスペース（障がい者等が気持ちを落ち着かせることができる空間）等は開設当初から設置できるように努める。</p> <p>また、女性やこどもに対するセクシャル・ハラスメントや性犯罪を予防するため、更衣室、トイレ等の設置場所に配慮するとともに、注意喚起や巡回警備を実施するなど、安心・安全の確保に努める。</p> <p>さらに、女性の相談員、福祉相談員を配置、もしくは巡回させ、女性や要配慮者のニーズの変化に対応できるように配慮する。</p> <p>なお、女性からの相談等に対応する相談員の配置や相談窓口の開設・運営にあたっては、埼玉県男女共同参画推進センターや民間団体を積極的に活用する。</p> <p>また、L G B T Qなど性的少数者から相談を受ける場合はプライバシーを確保するとともに、アウティング（本人の了解なしに性的少数者であることなどを他人に暴露してしまうこと）をしないよう配慮して対応する。</p>	<p>高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者（自閉症等）、難病患者、<u>医療的ケア児者</u>、乳幼児、妊娠婦等の要配慮者、女性や性的少数者の人権に配慮し、男女別や性別によらずだれでも利用できる更衣室やトイレ、授乳場所、クールダウンスペース（障がい者等が気持ちを落ち着かせることができる空間）等は開設当初から設置できるように努める。</p> <p>また、女性やこどもに対するセクシャル・ハラスメントや性犯罪を予防するため、更衣室、トイレ等の設置場所に配慮するとともに、注意喚起や巡回警備を実施するなど、安心・安全の確保に努める。</p> <p>さらに、女性の相談員、福祉相談員を配置、もしくは巡回させ、女性や要配慮者のニーズの変化に対応できるように配慮する。</p> <p>なお、女性からの相談等に対応する相談員の配置や相談窓口の開設・運営にあたっては、埼玉県男女共同参画推進センターや民間団体を積極的に活用する。</p> <p>また、L G B T Qなど性的少数者から相談を受ける場合はプライバシーを確保するとともに、アウティング（本人の了解なしに性的少数者であることなどを他人に暴露してしまうこと）をしないよう配慮して対応する。</p> <p><u>これらなどにより、被災者一人ひとりに寄り添ったきめ細かな支援の実施（災害ケースマネジメント）の体制について検討する。</u></p>
	（4）避難者の健康管理	（4）避難者の健康管理
429	避難生活では、心身双方の健康に不調をきたす可能性が高いため、良好な衛生状態を保つよう努め、避難者の健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所を設ける。この際、保健師等による健康相談の実施体制、医療救護班の派遣等の必要な措置をとる。	避難生活では、心身双方の健康に不調をきたす可能性が高いため、良好な衛生状態を保つよう努め、避難者の健康状態を十分把握して <u>福祉的な支援を行い</u> 、必要に応じて救護所を設ける。この際、保健師等による健康相談の実施体制、医療救護班の派遣等の必要な措置をとる。

頁	改訂前	改訂後
429	(5) 避難所における <u>新型コロナウイルス</u> 感染症対策	(5) 避難所における感染症対策
429	<u>新型コロナウイルス</u> 感染症の伝播の恐れがある場合でも、災害の危険性が高まった際に避難所に避難すべき住民が躊躇なく避難できるよう、 <u>「避難所の運営に関する指針（新型コロナウイルス感染症に対応したガイドライン）」</u> （令和2年5月埼玉県作成）に沿って、防災担当部局と保健福祉部局等が連携し、主に以下の対策を取るものとする。	感染症の伝播の恐れがある場合でも、災害の危険性が高まった際に避難所に避難すべき住民が躊躇なく避難できるよう、防災担当部局と保健福祉部局等が連携し、主に以下の対策を取るものとする。
	② 感染症対策の実施	② 感染症対策の実施
429	避難所内は、世帯間で <u>概ね2mの</u> 間隔を確保するレイアウトを検討する。	避難所内は、世帯間で間隔を確保するレイアウトを検討する。
	③ 避難所受付時の検温、健康チェックリスト等による健康状態の確認	③ 避難所受付時の検温、健康チェックリスト等による健康状態の確認

頁	改訂前	改訂後
430	<p>避難所受付時に、検温、健康チェックリスト等による健康状態の確認を行う。</p> <p>また、避難所等に保健師等を巡回させるなど、避難者の感染症予防等を図るための体制を整備する。感染症の疑いがある者が発生した場合に備え管轄の保健所と連絡体制を整備する。</p> <p>避難者の体調が悪化した場合、医師に連絡し必要に応じて医師の診察を受けさせる。診察の結果、<u>新型コロナウイルス</u>感染症が疑われ、検査を受ける場合、結果が出るまで当面の間の当該避難者の処遇は医師の指示に従う。</p> <p>避難者が<u>新型コロナウイルス</u>感染症に感染したことを確認した場合、直ちに当該避難者を別の部屋などに隔離する等の適切な対応をする。</p>	<p>避難所受付時に、検温、健康チェックリスト等による健康状態の確認を行う。</p> <p>また、避難所等に保健師等を巡回させるなど、避難者の感染症予防等を図るための体制を整備する。感染症の疑いがある者が発生した場合に備え管轄の保健所と連絡体制を整備する。</p> <p>避難者の体調が悪化した場合、医師に連絡し必要に応じて医師の診察を受けさせる。診察の結果、感染症が疑われ、検査を受ける場合、結果が出るまで当面の間の当該避難者の処遇は医師の指示に従う。</p> <p>避難者が感染症に感染したことを確認した場合、直ちに当該避難者を別の部屋などに隔離する等の適切な対応をする。</p>
	(7) やむを得ず避難所に滞在できない被災者への配慮	(7) やむを得ず避難所に滞在できない被災者への配慮
430	<p>やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。</p> <p><u>特に車中泊の被災者に対しては、エコノミークラス症候群の予防のため、弾性ストッキングを推奨し、健康相談や保健指導を実施する。</u></p>	<p>やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。</p>
430		<u>① 在宅避難者等の支援等</u>
430	<u>(新設)</u>	<u>在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を在宅避難者等の支援拠点の利用者に対しても提供するものとする。</u>

頁	改訂前	改訂後																								
431		<u>② 車中泊避難者の支援等</u>																								
431	<u>(新設)</u>	<p>やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生することに備えて、あらかじめ地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを確保すること等、車中泊避難者の支援対策を検討するよう努めるものとする。</p> <p>これにより、車中泊避難を行うためのスペースを設置した場合は、当該スペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を当該スペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるほか、特に、エコノミークラス症候群の予防のため、弾性ストッキングを推奨し、健康相談や保健指導を実施する。</p>																								
	<p>4 災害救助法の実施基準</p> <p>(2) 救助基準</p>	<p>4 災害救助法の実施基準</p> <p>(2) 救助基準</p>																								
432	<p>■「避難所の供与」の実施基準（災害救助法） 〔令和5年4月1日適用〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象</td> <td>現に被災を受け、又は被災を受けるおそれがある者</td> </tr> <tr> <td>支出費用</td> <td>設置、維持及び管理のための人件費、消耗器材費、建物器物等使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費、仮設炊事場及び便所の設置費 ※高齢者、障がい者等であって、「避難所」での避難生活において、特別な配慮を必要とする者を収容する「福祉避難所」を設置した場合、費用の限度額に特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算できる。</td> </tr> <tr> <td>費用の限度額</td> <td>（基本額）避難所設置費 1人1日あたり340円の範囲内</td> </tr> <tr> <td>期間</td> <td>災害発生から7日以内</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td>避難所設置費には、天幕借上費一切の経費を含むものとする。 避難にあたっての輸送費は別途計上する。 冬季については、別に定める額を加算した額とする。 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	基準等	対象	現に被災を受け、又は被災を受けるおそれがある者	支出費用	設置、維持及び管理のための人件費、消耗器材費、建物器物等使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費、仮設炊事場及び便所の設置費 ※高齢者、障がい者等であって、「避難所」での避難生活において、特別な配慮を必要とする者を収容する「福祉避難所」を設置した場合、費用の限度額に特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算できる。	費用の限度額	（基本額）避難所設置費 1人1日あたり340円の範囲内	期間	災害発生から7日以内	備考	避難所設置費には、天幕借上費一切の経費を含むものとする。 避難にあたっての輸送費は別途計上する。 冬季については、別に定める額を加算した額とする。 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。	<p>■「避難所の供与」の実施基準（災害救助法） 〔令和5年4月1日適用〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>一般基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象</td> <td>現に被災を受け、又は被災を受けるおそれがある者</td> </tr> <tr> <td>対象経費</td> <td>設置、維持及び管理のための人件費、消耗器材費、建物器物等使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費、仮設炊事場及び便所の設置費 ※高齢者、障がい者等であって、「避難所」での避難生活において、特別な配慮を必要とする者を収容する「福祉避難所」を設置した場合、費用の限度額に特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算できる。</td> </tr> <tr> <td>費用の限度額</td> <td>（基本額）避難所設置費 1人1日あたり360円の範囲内</td> </tr> <tr> <td>期間</td> <td>災害発生の日から7日以内</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td>避難所設置費には、天幕借上費一切の経費を含むものとする。 避難にあたっての輸送費は別途計上する。 冬季については、別に定める額を加算した額とする。 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	一般基準	対象	現に被災を受け、又は被災を受けるおそれがある者	対象経費	設置、維持及び管理のための人件費、消耗器材費、建物器物等使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費、仮設炊事場及び便所の設置費 ※高齢者、障がい者等であって、「避難所」での避難生活において、特別な配慮を必要とする者を収容する「福祉避難所」を設置した場合、費用の限度額に特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算できる。	費用の限度額	（基本額）避難所設置費 1人1日あたり360円の範囲内	期間	災害発生の日から7日以内	備考	避難所設置費には、天幕借上費一切の経費を含むものとする。 避難にあたっての輸送費は別途計上する。 冬季については、別に定める額を加算した額とする。 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。
項目	基準等																									
対象	現に被災を受け、又は被災を受けるおそれがある者																									
支出費用	設置、維持及び管理のための人件費、消耗器材費、建物器物等使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費、仮設炊事場及び便所の設置費 ※高齢者、障がい者等であって、「避難所」での避難生活において、特別な配慮を必要とする者を収容する「福祉避難所」を設置した場合、費用の限度額に特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算できる。																									
費用の限度額	（基本額）避難所設置費 1人1日あたり340円の範囲内																									
期間	災害発生から7日以内																									
備考	避難所設置費には、天幕借上費一切の経費を含むものとする。 避難にあたっての輸送費は別途計上する。 冬季については、別に定める額を加算した額とする。 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。																									
項目	一般基準																									
対象	現に被災を受け、又は被災を受けるおそれがある者																									
対象経費	設置、維持及び管理のための人件費、消耗器材費、建物器物等使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費、仮設炊事場及び便所の設置費 ※高齢者、障がい者等であって、「避難所」での避難生活において、特別な配慮を必要とする者を収容する「福祉避難所」を設置した場合、費用の限度額に特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算できる。																									
費用の限度額	（基本額）避難所設置費 1人1日あたり360円の範囲内																									
期間	災害発生の日から7日以内																									
備考	避難所設置費には、天幕借上費一切の経費を含むものとする。 避難にあたっての輸送費は別途計上する。 冬季については、別に定める額を加算した額とする。 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。																									

頁	改訂前	改訂後																						
	<p>第11節 交通対策計画</p> <p>第3 交通対策に関する措置【建設部】</p> <p>1 被災地内の交通対策</p>	<p>第11節 交通対策計画</p> <p>第3 交通対策に関する措置【建設部】</p> <p>1 被災地内の交通対策</p>																						
434	<p>② 実施責任者は災害対策基本法施行令第32条第1項の規定により、交通規制を行うときは、その対象となる区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識等を設置する。</p>	<p>② 実施責任者は災害対策基本法施行令第32条第1項に基づき、交通規制を行うときは、その対象となる区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識等を設置する。</p>																						
	<p>第5 障害物の除去【建設部、まちづくり推進部】</p> <p>4 住居にかかる障害物の除去</p> <p>(2) 災害救助法の実施基準</p> <p>② 救助の基準</p>	<p>第5 障害物の除去【建設部、まちづくり推進部】</p> <p>4 住居にかかる障害物の除去</p> <p>(2) 災害救助法の実施基準</p> <p>② 救助の基準</p>																						
438	<p>■ 「障害物の除去」の実施基準（災害救助法） 〔令和5年4月1日適用〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象</td> <td>居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、除去することのできない者</td> </tr> <tr> <td>支出費用</td> <td>ロープ、スコップ、その他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、人件費</td> </tr> <tr> <td>費用の限度額</td> <td>1世帯 <u>138,700</u>円以内</td> </tr> <tr> <td>期間</td> <td>災害発生の日から10日以内</td> </tr> </tbody> </table>	項目	基準等	対象	居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、除去することのできない者	支出費用	ロープ、スコップ、その他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、人件費	費用の限度額	1世帯 <u>138,700</u> 円以内	期間	災害発生の日から10日以内	<p>■ 「障害物の除去」の実施基準（災害救助法） 〔令和5年4月1日適用〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>一般基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象</td> <td>半壊（塙）又は床上浸水した住家であって、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、除去することのできない者</td> </tr> <tr> <td>対象経費</td> <td>ロープ、スコップ、その他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費</td> </tr> <tr> <td>費用の限度額</td> <td>1世帯当たり <u>143,900</u>円以内</td> </tr> <tr> <td>期間</td> <td>災害発生の日から10日以内</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td> <p>1 障害物の除去は、当面の生活が可能となるように応急的に行うものであり、原状回復を目的とするものではないため、障害物除去後の室内の清掃、消毒等は対象とならない。</p> <p>2 雪害の場合は、屋根に積もった雪を放置すれば住家が倒壊するおそれのある場合等が対象となる。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	項目	一般基準	対象	半壊（塙）又は床上浸水した住家であって、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、除去することのできない者	対象経費	ロープ、スコップ、その他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費	費用の限度額	1世帯当たり <u>143,900</u> 円以内	期間	災害発生の日から10日以内	備考	<p>1 障害物の除去は、当面の生活が可能となるように応急的に行うものであり、原状回復を目的とするものではないため、障害物除去後の室内の清掃、消毒等は対象とならない。</p> <p>2 雪害の場合は、屋根に積もった雪を放置すれば住家が倒壊するおそれのある場合等が対象となる。</p>
項目	基準等																							
対象	居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、除去することのできない者																							
支出費用	ロープ、スコップ、その他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、人件費																							
費用の限度額	1世帯 <u>138,700</u> 円以内																							
期間	災害発生の日から10日以内																							
項目	一般基準																							
対象	半壊（塙）又は床上浸水した住家であって、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、除去することのできない者																							
対象経費	ロープ、スコップ、その他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費																							
費用の限度額	1世帯当たり <u>143,900</u> 円以内																							
期間	災害発生の日から10日以内																							
備考	<p>1 障害物の除去は、当面の生活が可能となるように応急的に行うものであり、原状回復を目的とするものではないため、障害物除去後の室内の清掃、消毒等は対象とならない。</p> <p>2 雪害の場合は、屋根に積もった雪を放置すれば住家が倒壊するおそれのある場合等が対象となる。</p>																							

頁	改訂前	改訂後																						
	<p>第12節 輸送計画</p> <p>第4 空中輸送手段の確保【市長公室、総務部、消防組合】</p> <p>2 ヘリコプター離着陸場の確保</p>	<p>第12節 輸送計画</p> <p>第4 空中輸送手段の確保【市長公室、総務部、消防組合】</p> <p>2 ヘリコプター離着陸場の確保</p>																						
440	<p>ヘリコプターを利用する場合、「総括班」及び消防組合は、自衛隊第32普通科連隊等の関係機関と調整し、ヘリコプターの場外離着陸場を確保する（「第1編-第2章-第5節-第3-2 航空輸送拠点 ■離着陸場一覧」参照）。</p>	<p>ヘリコプターを利用する場合、「総括班」及び消防組合は、<u>陸上</u>自衛隊第32普通科連隊等の関係機関と調整し、ヘリコプターの場外離着陸場を確保する（「第1編-第2章-第5節-第3-2 航空輸送拠点 ■離着陸場一覧」参照）。</p>																						
	<p>第13節 生活支援計画</p> <p>第1 飲料水の確保・供給【市長公室、上下水道部】</p> <p>3 応急給水の目標水量</p>	<p>第13節 生活支援計画</p> <p>第1 飲料水の確保・供給【市長公室、上下水道部】</p> <p>3 応急給水の目標水量</p>																						
443	<p>なお、市民は、自ら3日分（推奨1週間）の飲料水を備蓄し、災害発生時に活用する。</p>	<p>なお、市民は、自ら3日間（推奨1週間）<u>分</u>の飲料水を備蓄し、災害発生時に活用する。</p>																						
	<p>6 災害救助法の実施基準</p> <p>（2）救助の基準</p>	<p>6 災害救助法の実施基準</p> <p>（2）救助の基準</p>																						
445	<p>■「飲料水の供給」実施基準（災害救助法）〔令和5年4月1日適用〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象</td> <td>現に飲料水を得ることができない者</td> </tr> <tr> <td>支出費用</td> <td>1 水の購入費 2 給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費 3 浄水用の薬品及び資材費</td> </tr> <tr> <td>費用の限度額</td> <td>当該地域における通常の実費</td> </tr> <tr> <td>期間</td> <td>災害発生の日から7日以内</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td>輸送費、人件費は別途計上する。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	基準	対象	現に飲料水を得ることができない者	支出費用	1 水の購入費 2 給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費 3 浄水用の薬品及び資材費	費用の限度額	当該地域における通常の実費	期間	災害発生の日から7日以内	備考	輸送費、人件費は別途計上する。	<p>■「飲料水の供給」実施基準（災害救助法）〔令和5年4月1日適用〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>一般基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象</td> <td>災害により現に飲料水を得ことができない者</td> </tr> <tr> <td>対象経費</td> <td>1 水の購入費 2 給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費 3 浄水に必要な薬品又は資材費であって、当該地域における通常の実費</td> </tr> <tr> <td>期間</td> <td>災害発生の日から7日以内</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td>1 機械：自動車、給水車、ポンプ等 器具：バケツ、ボリダック、瓶等 2 薬品：ろ水器及び直接浄水するカルキ等 資材：ろ水器に使用するフィルター等</td> </tr> </tbody> </table>	項目	一般基準	対象	災害により現に飲料水を得ことができない者	対象経費	1 水の購入費 2 給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費 3 浄水に必要な薬品又は資材費であって、当該地域における通常の実費	期間	災害発生の日から7日以内	備考	1 機械：自動車、給水車、ポンプ等 器具：バケツ、ボリダック、瓶等 2 薬品：ろ水器及び直接浄水するカルキ等 資材：ろ水器に使用するフィルター等
項目	基準																							
対象	現に飲料水を得ることができない者																							
支出費用	1 水の購入費 2 給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費 3 浄水用の薬品及び資材費																							
費用の限度額	当該地域における通常の実費																							
期間	災害発生の日から7日以内																							
備考	輸送費、人件費は別途計上する。																							
項目	一般基準																							
対象	災害により現に飲料水を得ことができない者																							
対象経費	1 水の購入費 2 給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費 3 浄水に必要な薬品又は資材費であって、当該地域における通常の実費																							
期間	災害発生の日から7日以内																							
備考	1 機械：自動車、給水車、ポンプ等 器具：バケツ、ボリダック、瓶等 2 薬品：ろ水器及び直接浄水するカルキ等 資材：ろ水器に使用するフィルター等																							

頁	改訂前	改訂後																								
	<p>第2 食料の供給【環境経済部、福祉部、こども未来部、まちづくり推進部】</p> <p>1 食料供給の基本方針</p> <p>(1) 食料供給の基本的考え方</p>	<p>第2 食料の供給【環境経済部、福祉部、こども未来部、まちづくり推進部】</p> <p>1 食料供給の基本方針</p> <p>(1) 食料供給の基本的考え方</p>																								
445	市民は、自ら3日分（推奨1週間）の食料を備蓄し、災害時に活用する。	市民は、自ら3日間（推奨1週間）分の食料を備蓄し、災害時に活用する。																								
	<p>5 災害救助法の実施基準</p> <p>(2) 救助の基準</p>	<p>5 災害救助法の実施基準</p> <p>(2) 救助の基準</p>																								
449	<p>■「炊き出し、その他による食品の給与」の実施基準（災害救助法）〔令和5年4月1日適用〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>基準等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象</td><td>1 避難所に避難している者 2 住家に被害を受けて炊事のできない者 3 災害により現に炊事のできない者</td></tr> <tr> <td>支出費用</td><td>主食費、副食費、燃料費、雜費（器物使用謝金、消耗品の購入費）</td></tr> <tr> <td>費用の限度額</td><td>1人1日 <u>1,230</u>円以内</td></tr> <tr> <td>期間</td><td>災害発生の日から7日以内 <u>ただし、被災者が一時避難地等へ避難する場合は、この期間内に3日分以内を現物により支給することができる。</u></td></tr> <tr> <td>備考</td><td>食品給与のための総経費を延べ給食日数（1人1日3食換算）で除した金額が限度額以内であればよい。</td></tr> </tbody> </table>	項目	基準等	対象	1 避難所に避難している者 2 住家に被害を受けて炊事のできない者 3 災害により現に炊事のできない者	支出費用	主食費、副食費、燃料費、雜費（器物使用謝金、消耗品の購入費）	費用の限度額	1人1日 <u>1,230</u> 円以内	期間	災害発生の日から7日以内 <u>ただし、被災者が一時避難地等へ避難する場合は、この期間内に3日分以内を現物により支給することができる。</u>	備考	食品給与のための総経費を延べ給食日数（1人1日3食換算）で除した金額が限度額以内であればよい。	<p>■「炊き出し、その他による食品の給与」の実施基準（災害救助法）〔令和5年4月1日適用〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>一般基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象</td><td>1 避難所に避難している者 2 住家に被害を受けて炊事のできない者 3 災害により現に炊事のできない者</td></tr> <tr> <td>対象経費</td><td>主食費、副食費、燃料費、炊飯器・鍋等の使用謝金又は供上料、消耗器材費、雜費</td></tr> <tr> <td>費用の限度額</td><td>1人1日 <u>1,390</u>円以内</td></tr> <tr> <td>期間</td><td>災害発生の日から7日以内 <u>1 避難所ではなく、自宅において避難生活をしている方が避難所に炊き出し等の給与を受け取りに来る場合も対象となる。</u> <u>2 食品給与のための総経費を延べ給食日数（1人1日3食換算）で除した金額が限度額以内であればよい。</u></td></tr> <tr> <td>備考</td><td></td></tr> </tbody> </table>	項目	一般基準	対象	1 避難所に避難している者 2 住家に被害を受けて炊事のできない者 3 災害により現に炊事のできない者	対象経費	主食費、副食費、燃料費、炊飯器・鍋等の使用謝金又は供上料、消耗器材費、雜費	費用の限度額	1人1日 <u>1,390</u> 円以内	期間	災害発生の日から7日以内 <u>1 避難所ではなく、自宅において避難生活をしている方が避難所に炊き出し等の給与を受け取りに来る場合も対象となる。</u> <u>2 食品給与のための総経費を延べ給食日数（1人1日3食換算）で除した金額が限度額以内であればよい。</u>	備考	
項目	基準等																									
対象	1 避難所に避難している者 2 住家に被害を受けて炊事のできない者 3 災害により現に炊事のできない者																									
支出費用	主食費、副食費、燃料費、雜費（器物使用謝金、消耗品の購入費）																									
費用の限度額	1人1日 <u>1,230</u> 円以内																									
期間	災害発生の日から7日以内 <u>ただし、被災者が一時避難地等へ避難する場合は、この期間内に3日分以内を現物により支給することができる。</u>																									
備考	食品給与のための総経費を延べ給食日数（1人1日3食換算）で除した金額が限度額以内であればよい。																									
項目	一般基準																									
対象	1 避難所に避難している者 2 住家に被害を受けて炊事のできない者 3 災害により現に炊事のできない者																									
対象経費	主食費、副食費、燃料費、炊飯器・鍋等の使用謝金又は供上料、消耗器材費、雜費																									
費用の限度額	1人1日 <u>1,390</u> 円以内																									
期間	災害発生の日から7日以内 <u>1 避難所ではなく、自宅において避難生活をしている方が避難所に炊き出し等の給与を受け取りに来る場合も対象となる。</u> <u>2 食品給与のための総経費を延べ給食日数（1人1日3食換算）で除した金額が限度額以内であればよい。</u>																									
備考																										
	<p>第3 生活必需品の確保及び供給【環境経済部、福祉部、こども未来部、まちづくり推進部】</p> <p>3 災害救助法の実施基準</p> <p>(1) 実施責任機関</p>	<p>第3 生活必需品の確保及び供給【環境経済部、福祉部、こども未来部、まちづくり推進部】</p> <p>3 災害救助法の実施基準</p> <p>(1) 実施責任機関</p>																								

頁	改訂前	改訂後																																																																																																																																				
451	<p>災害救助法が適用された場合における「生活必需品等の給与又は貸与」は、市長が埼玉県知事の委任を受けて実施する。</p> <p>災害救助法が適用されない災害の場合における「生活必需品等の給与又は貸与」は、市長が行う。</p>	<p>災害救助法が適用された場合における「<u>被服、寝具その他</u>生活必需品等の給与又は貸与」は、市長が埼玉県知事の委任を受けて実施する。</p> <p>災害救助法が適用されない災害の場合における「<u>被服、寝具その他</u>生活必需品等の給与又は貸与」は、市長が行う。</p>																																																																																																																																				
	(2) 救助の基準	(2) 救助の基準																																																																																																																																				
451	<p>災害救助法が適用された場合は同法に基づき、同法が適用されない場合については同法に準じて行う。</p> <p>災害救助法による「生活必需品等の給与又は貸与」の実施基準は、次のとおりである。</p>	<p>災害救助法が適用された場合は同法に基づき、同法が適用されない場合については同法に準じて行う。</p> <p>災害救助法による「<u>被服、寝具その他</u>生活必需品等の給与又は貸与」の実施基準は、次のとおりである。</p>																																																																																																																																				
451	<p>■「生活必需品等の給与又は貸与」の実施基準（災害救助法）〔令和5年4月1日適用〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th colspan="7">基準箇</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象</td> <td colspan="7">全半壊（焼）、流出、床上浸水等により生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者</td> </tr> <tr> <td>支出費用</td> <td colspan="7"> <p><u>被災者の実情に応じ</u></p> 1 被服、寝具及び身の周り品 2 日用品 3 炊事用具及び食器 4 光熱材料 </td> </tr> <tr> <td>費用の限度額（円）</td> <td>区分</td> <td>1人世帯</td> <td>2人世帯</td> <td>3人世帯</td> <td>4人世帯</td> <td>5人世帯</td> <td>6人以上1人を増すごとに加算</td> </tr> <tr> <td></td> <td>全壊 全焼 流失</td> <td>夏 冬</td> <td>19,200 31,800</td> <td>24,600 41,400</td> <td>36,500 57,200</td> <td>43,600 66,900</td> <td>55,200 84,300</td> <td>8,000 11,600</td> </tr> <tr> <td></td> <td>半壊 半焼 床上浸水</td> <td>夏 冬</td> <td>6,300 10,100</td> <td>8,400 13,200</td> <td>12,600 18,800</td> <td>15,400 22,300</td> <td>19,400 28,300</td> <td>2,700 3,700</td> </tr> <tr> <td>期間</td> <td colspan="7">(注) 夏季（4月～9月）、冬季（10月～3月）</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td colspan="7"> 1 現物給付に限る。 2 輸送費、人件費は、別途計上する。 </td> </tr> </tbody> </table>	項目	基準箇							対象	全半壊（焼）、流出、床上浸水等により生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者							支出費用	<p><u>被災者の実情に応じ</u></p> 1 被服、寝具及び身の周り品 2 日用品 3 炊事用具及び食器 4 光熱材料							費用の限度額（円）	区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算		全壊 全焼 流失	夏 冬	19,200 31,800	24,600 41,400	36,500 57,200	43,600 66,900	55,200 84,300	8,000 11,600		半壊 半焼 床上浸水	夏 冬	6,300 10,100	8,400 13,200	12,600 18,800	15,400 22,300	19,400 28,300	2,700 3,700	期間	(注) 夏季（4月～9月）、冬季（10月～3月）							備考	1 現物給付に限る。 2 輸送費、人件費は、別途計上する。							<p>■「<u>被服、寝具その他</u>生活必需品等の給与又は貸与」の実施基準（災害救助法）〔令和5年4月1日適用〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th colspan="7">一般基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象</td> <td colspan="7">住家が全半壊、全半焼、流出、床上浸水により生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷等して使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者</td> </tr> <tr> <td>対象経費</td> <td colspan="7"> 1 被服、寝具及び身の周り品（洋服、作業着、下着、手巾、布団、タオル等） 2 日用品（石けん、歯みがき、トイレットペーパー等） 3 炊事用具及び食器（炊飯器、鍋、勺子、ガスコンロ、茶碗、皿等） 4 光熱材料（マッチ等） 5 防寒・熱中症対策（電気ストーブ、扇風機等（エアコンは対象外）） </td> </tr> <tr> <td>費用の限度額（円）</td> <td>区分</td> <td>1人世帯</td> <td>2人世帯</td> <td>3人世帯</td> <td>4人世帯</td> <td>5人世帯</td> <td>6人以上1人を増すごとに加算</td> </tr> <tr> <td></td> <td>全壊 全焼 流失</td> <td>夏季 冬季</td> <td>20,300 33,700</td> <td>26,100 43,500</td> <td>38,700 60,600</td> <td>46,200 70,900</td> <td>58,500 89,300</td> <td>8,500 12,300</td> </tr> <tr> <td></td> <td>半壊 半焼 床上浸水</td> <td>夏季 冬季</td> <td>6,700 10,700</td> <td>8,900 14,000</td> <td>13,400 19,900</td> <td>16,300 23,600</td> <td>20,500 29,800</td> <td>2,900 3,900</td> </tr> <tr> <td>期間</td> <td colspan="7">(注) 夏季は4月から9月まで、冬季は10月から3月までの間をいい、この季別は災害発生の日をもって決定する。</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td colspan="7">現物給付に限る。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	一般基準							対象	住家が全半壊、全半焼、流出、床上浸水により生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷等して使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者							対象経費	1 被服、寝具及び身の周り品（洋服、作業着、下着、手巾、布団、タオル等） 2 日用品（石けん、歯みがき、トイレットペーパー等） 3 炊事用具及び食器（炊飯器、鍋、勺子、ガスコンロ、茶碗、皿等） 4 光熱材料（マッチ等） 5 防寒・熱中症対策（電気ストーブ、扇風機等（エアコンは対象外））							費用の限度額（円）	区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算		全壊 全焼 流失	夏季 冬季	20,300 33,700	26,100 43,500	38,700 60,600	46,200 70,900	58,500 89,300	8,500 12,300		半壊 半焼 床上浸水	夏季 冬季	6,700 10,700	8,900 14,000	13,400 19,900	16,300 23,600	20,500 29,800	2,900 3,900	期間	(注) 夏季は4月から9月まで、冬季は10月から3月までの間をいい、この季別は災害発生の日をもって決定する。							備考	現物給付に限る。						
項目	基準箇																																																																																																																																					
対象	全半壊（焼）、流出、床上浸水等により生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者																																																																																																																																					
支出費用	<p><u>被災者の実情に応じ</u></p> 1 被服、寝具及び身の周り品 2 日用品 3 炊事用具及び食器 4 光熱材料																																																																																																																																					
費用の限度額（円）	区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算																																																																																																																															
	全壊 全焼 流失	夏 冬	19,200 31,800	24,600 41,400	36,500 57,200	43,600 66,900	55,200 84,300	8,000 11,600																																																																																																																														
	半壊 半焼 床上浸水	夏 冬	6,300 10,100	8,400 13,200	12,600 18,800	15,400 22,300	19,400 28,300	2,700 3,700																																																																																																																														
期間	(注) 夏季（4月～9月）、冬季（10月～3月）																																																																																																																																					
備考	1 現物給付に限る。 2 輸送費、人件費は、別途計上する。																																																																																																																																					
項目	一般基準																																																																																																																																					
対象	住家が全半壊、全半焼、流出、床上浸水により生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷等して使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者																																																																																																																																					
対象経費	1 被服、寝具及び身の周り品（洋服、作業着、下着、手巾、布団、タオル等） 2 日用品（石けん、歯みがき、トイレットペーパー等） 3 炊事用具及び食器（炊飯器、鍋、勺子、ガスコンロ、茶碗、皿等） 4 光熱材料（マッチ等） 5 防寒・熱中症対策（電気ストーブ、扇風機等（エアコンは対象外））																																																																																																																																					
費用の限度額（円）	区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算																																																																																																																															
	全壊 全焼 流失	夏季 冬季	20,300 33,700	26,100 43,500	38,700 60,600	46,200 70,900	58,500 89,300	8,500 12,300																																																																																																																														
	半壊 半焼 床上浸水	夏季 冬季	6,700 10,700	8,900 14,000	13,400 19,900	16,300 23,600	20,500 29,800	2,900 3,900																																																																																																																														
期間	(注) 夏季は4月から9月まで、冬季は10月から3月までの間をいい、この季別は災害発生の日をもって決定する。																																																																																																																																					
備考	現物給付に限る。																																																																																																																																					

頁	改訂前	改訂後																												
	<p>第14節 帰宅困難者対策</p> <p>第2 帰宅困難者への情報提供【市長公室、鉄道事業者、埼玉県】</p> <p>1 帰宅困難者への情報提供</p> <p>■帰宅困難者に伝える情報例</p>	<p>第14節 帰宅困難者対策</p> <p>第2 帰宅困難者への情報提供【市長公室、鉄道事業者、埼玉県】</p> <p>1 帰宅困難者への情報提供</p> <p>■帰宅困難者に伝える情報例</p>																												
453	<p>埼玉県 情報の提供、広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ、メールや埼玉県ホームページ・SNS・埼玉県公式スマートフォンアプリ等による情報提供 <p>東日本電信電話株式会社</p>	<p>埼玉県 情報の提供、広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ、メールや埼玉県ホームページ・SNS等による情報提供 <p>NTT東日本株式会社</p>																												
	<p>第4 帰宅支援【健康スポーツ部、事業者、埼玉県】</p> <p>1 帰宅活動への支援</p>	<p>第4 帰宅支援【健康スポーツ部、事業者、埼玉県】</p> <p>1 帰宅活動への支援</p>																												
455	<p>■帰宅活動への支援</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施期間</th> <th>項目</th> <th>対策内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">埼玉県、市、県バス協会</td> <td>帰宅支援協定に基づく一時休憩所提供の要請</td> <td>ガソリンスタンド、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン等の休憩所としての利用を要請</td> </tr> <tr> <td>代替輸送の提供</td> <td>バス輸送の実施 マリーナ、船着場を活用して、河川舟運による輸送の実施</td> </tr> <tr> <td>鉄道事業者</td> <td>トイレ等の提供</td> <td>トイレ等の提供</td> </tr> <tr> <td>東京電力株式会社</td> <td>沿道照明の確保</td> <td>帰宅通路となる鉄線道路への照明用電力の供給</td> </tr> </tbody> </table>	実施期間	項目	対策内容	埼玉県、市、県バス協会	帰宅支援協定に基づく一時休憩所提供の要請	ガソリンスタンド、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン等の休憩所としての利用を要請	代替輸送の提供	バス輸送の実施 マリーナ、船着場を活用して、河川舟運による輸送の実施	鉄道事業者	トイレ等の提供	トイレ等の提供	東京電力株式会社	沿道照明の確保	帰宅通路となる鉄線道路への 照明用電力の供給	<p>■帰宅活動への支援</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施期間</th> <th>項目</th> <th>対策内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">埼玉県、市、県バス協会</td> <td>帰宅支援協定に基づく一時休憩所提供の要請</td> <td>ガソリンスタンド、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン等の休憩所としての利用を要請</td> </tr> <tr> <td>代替輸送の提供</td> <td>バス輸送の実施 マリーナ、船着場を活用して、河川舟運による輸送の実施</td> </tr> <tr> <td>鉄道事業者</td> <td>トイレ等の提供</td> <td>トイレ等の提供</td> </tr> <tr> <td>東京電力株式会社</td> <td>沿道照明の確保</td> <td>沿道照明用電力の供給 (ただし、幹線道路を優先)</td> </tr> </tbody> </table>	実施期間	項目	対策内容	埼玉県、市、県バス協会	帰宅支援協定に基づく一時休憩所提供の要請	ガソリンスタンド、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン等の休憩所としての利用を要請	代替輸送の提供	バス輸送の実施 マリーナ、船着場を活用して、河川舟運による輸送の実施	鉄道事業者	トイレ等の提供	トイレ等の提供	東京電力株式会社	沿道照明の確保	沿道 照明用電力の供給 (ただし、幹線道路を優先)
実施期間	項目	対策内容																												
埼玉県、市、県バス協会	帰宅支援協定に基づく一時休憩所提供の要請	ガソリンスタンド、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン等の休憩所としての利用を要請																												
	代替輸送の提供	バス輸送の実施 マリーナ、船着場を活用して、河川舟運による輸送の実施																												
鉄道事業者	トイレ等の提供	トイレ等の提供																												
東京電力株式会社	沿道照明の確保	帰宅通路となる鉄線道路への 照明用電力の供給																												
実施期間	項目	対策内容																												
埼玉県、市、県バス協会	帰宅支援協定に基づく一時休憩所提供の要請	ガソリンスタンド、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン等の休憩所としての利用を要請																												
	代替輸送の提供	バス輸送の実施 マリーナ、船着場を活用して、河川舟運による輸送の実施																												
鉄道事業者	トイレ等の提供	トイレ等の提供																												
東京電力株式会社	沿道照明の確保	沿道 照明用電力の供給 (ただし、幹線道路を優先)																												

頁	改訂前	改訂後																				
	<p>第15節 遺体の搜索、処理及び埋・火葬計画</p> <p>第1 遺体の搜索【市長公室、福祉部、警察署】</p> <p>1 遺体の搜索</p> <p>(7) 搜索期間</p>	<p>第15節 遺体の搜索、処理及び埋・火葬計画</p> <p>第1 遺体の搜索【市長公室、福祉部、警察署】</p> <p>1 遺体の搜索</p> <p>(7) 搜索期間</p>																				
457	遺体の搜索期間は、原則として、災害発生から10日以内とする。ただし、10日を経過してもなお搜索を要する場合には、搜索期間の延長について、埼玉県知事へ申請する。	遺体の搜索期間は、原則として、災害発生の日から10日以内とする。ただし、10日を経過してもなお搜索を要する場合には、搜索期間の延長について、埼玉県知事へ申請する。																				
	<p>第4 災害救助法の実施基準【福祉部】</p> <p>1 遺体の搜索</p> <p>(2) 救助の基準</p>	<p>第4 災害救助法の実施基準【福祉部】</p> <p>1 遺体の搜索</p> <p>(2) 救助の基準</p>																				
459	<p>■「遺体の搜索」の実施基準（災害救助法）〔令和5年4月1日適用〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象</td> <td>行方不明の状態にあり、かつ周辺の事情から既に死亡していると推定される者</td> </tr> <tr> <td>支出費用</td> <td>搜索のための機械器具の購入費、借上費、修繕費及び燃料費</td> </tr> <tr> <td>費用の限度額</td> <td>当該地域における通常の実費</td> </tr> <tr> <td>期間</td> <td>災害発生の日から10日以内</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td>輸送費、人件費は別途計上する。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	基準等	対象	行方不明の状態にあり、かつ周辺の事情から既に死亡していると推定される者	支出費用	搜索のための機械器具の購入費、借上費、修繕費及び燃料費	費用の限度額	当該地域における通常の実費	期間	災害発生の日から10日以内	備考	輸送費、人件費は別途計上する。	<p>■「遺体の搜索」の実施基準（災害救助法）〔令和5年4月1日適用〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>一般基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象</td> <td>災害により、現に行方不明の状態にあり、かつ、周辺の事情により既に死亡していると推定される者を搜索するもの</td> </tr> <tr> <td>対象経費</td> <td>舟艇その他救助のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費</td> </tr> <tr> <td>期間</td> <td>災害発生の日から10日以内</td> </tr> </tbody> </table>	項目	一般基準	対象	災害により、現に行方不明の状態にあり、かつ、周辺の事情により既に死亡していると推定される者を搜索するもの	対象経費	舟艇その他救助のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費	期間	災害発生の日から10日以内
項目	基準等																					
対象	行方不明の状態にあり、かつ周辺の事情から既に死亡していると推定される者																					
支出費用	搜索のための機械器具の購入費、借上費、修繕費及び燃料費																					
費用の限度額	当該地域における通常の実費																					
期間	災害発生の日から10日以内																					
備考	輸送費、人件費は別途計上する。																					
項目	一般基準																					
対象	災害により、現に行方不明の状態にあり、かつ、周辺の事情により既に死亡していると推定される者を搜索するもの																					
対象経費	舟艇その他救助のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費																					
期間	災害発生の日から10日以内																					
	<p>(2) 遺体の処理</p> <p>② 救助の基準</p>	<p>(2) 遺体の処理</p> <p>② 救助の基準</p>																				

頁	改訂前	改訂後																						
459	<p>■「遺体の処理」の実施基準（災害救助法）〔令和5年4月1日適用〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>基準等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象</td><td>災害の際死亡した者</td></tr> <tr> <td>支出費用</td><td> 1 洗浄、縫合、消毒等の処置 2 一時保存 3 検査 </td></tr> <tr> <td>費用の限度額</td><td> 1 1体 3,500円以内 2 既存建物利用の場合 : 通常の実費 既存建物を利用できない場合 : 1体5,500円以内 ※<u>遺体の一時保存に</u>ドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。 3 <u>日赤救護班以外は当該地域の慣行料金の額以内</u> </td></tr> <tr> <td>期間</td><td>災害発生の日から10日以内</td></tr> <tr> <td>備考</td><td> 1 検査は、原則として日赤救護班により行う。 2 輪送費、人件費は別途計上する。 </td></tr> </tbody> </table>	項目	基準等	対象	災害の際死亡した者	支出費用	1 洗浄、縫合、消毒等の処置 2 一時保存 3 検査	費用の限度額	1 1体 3,500円以内 2 既存建物利用の場合 : 通常の実費 既存建物を利用できない場合 : 1体5,500円以内 ※ <u>遺体の一時保存に</u> ドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。 3 <u>日赤救護班以外は当該地域の慣行料金の額以内</u>	期間	災害発生の日から10日以内	備考	1 検査は、原則として日赤救護班により行う。 2 輪送費、人件費は別途計上する。	<p>■「遺体の処理」の実施基準（災害救助法）〔令和5年4月1日適用〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>一般基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象</td><td>災害の際死亡した者に、遺体に関する処理（埋葬を除く）を行うもの</td></tr> <tr> <td>費用の限度額</td><td> 1 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置 : 1体当たり3,700円以内 2 遺体の一時保存 遺体一時収容施設利用時 : 通常の実費 上記を利用できない場合 : 1体当たり5,900円以内 ※ドライアイスの購入費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。 3 <u>検査</u> : 救護班以外は当該地域の慣行料金 </td></tr> <tr> <td>期間</td><td>災害発生の日から10日以内</td></tr> <tr> <td>備考</td><td> 1 <u>遺体の一時保存について、既存施設を利用した場合は備上料、利用できない場合は賃金職員雇用費及び輸送費が対象</u> 2 <u>救護班が検査をする場合は特別の費用は生じない。それ以外の場合も、遺族等がいる場合は当該遺族等が負担する。</u> </td></tr> </tbody> </table>	項目	一般基準	対象	災害の際死亡した者に、遺体に関する処理（埋葬を除く）を行うもの	費用の限度額	1 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置 : 1体当たり3,700円以内 2 遺体の一時保存 遺体一時収容施設利用時 : 通常の実費 上記を利用できない場合 : 1体当たり5,900円以内 ※ドライアイスの購入費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。 3 <u>検査</u> : 救護班以外は当該地域の慣行料金	期間	災害発生の日から10日以内	備考	1 <u>遺体の一時保存について、既存施設を利用した場合は備上料、利用できない場合は賃金職員雇用費及び輸送費が対象</u> 2 <u>救護班が検査をする場合は特別の費用は生じない。それ以外の場合も、遺族等がいる場合は当該遺族等が負担する。</u>
項目	基準等																							
対象	災害の際死亡した者																							
支出費用	1 洗浄、縫合、消毒等の処置 2 一時保存 3 検査																							
費用の限度額	1 1体 3,500円以内 2 既存建物利用の場合 : 通常の実費 既存建物を利用できない場合 : 1体5,500円以内 ※ <u>遺体の一時保存に</u> ドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。 3 <u>日赤救護班以外は当該地域の慣行料金の額以内</u>																							
期間	災害発生の日から10日以内																							
備考	1 検査は、原則として日赤救護班により行う。 2 輪送費、人件費は別途計上する。																							
項目	一般基準																							
対象	災害の際死亡した者に、遺体に関する処理（埋葬を除く）を行うもの																							
費用の限度額	1 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置 : 1体当たり3,700円以内 2 遺体の一時保存 遺体一時収容施設利用時 : 通常の実費 上記を利用できない場合 : 1体当たり5,900円以内 ※ドライアイスの購入費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。 3 <u>検査</u> : 救護班以外は当該地域の慣行料金																							
期間	災害発生の日から10日以内																							
備考	1 <u>遺体の一時保存について、既存施設を利用した場合は備上料、利用できない場合は賃金職員雇用費及び輸送費が対象</u> 2 <u>救護班が検査をする場合は特別の費用は生じない。それ以外の場合も、遺族等がいる場合は当該遺族等が負担する。</u>																							
	<p>(3) 埋葬</p> <p>② 救助の基準</p>	<p>(3) 埋葬</p> <p>② 救助の基準</p>																						
460	<p>■「埋葬」の実施基準（災害救助法）〔令和5年4月1日適用〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>基準等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象</td><td>災害の際死亡した者</td></tr> <tr> <td>支出費用</td><td> 1 棺（付属品を含む） 2 埋葬又は火葬（人件費を含む） 3 骨つぼ及び骨箱 </td></tr> <tr> <td>費用の限度額</td><td>1体 大人（12歳以上） 219,100円以内 小人（12歳未満） 175,200円以内</td></tr> <tr> <td>期間</td><td>災害発生の日から10日以内</td></tr> <tr> <td>備考</td><td><u>実際に埋葬する者に支給する。</u></td></tr> </tbody> </table>	項目	基準等	対象	災害の際死亡した者	支出費用	1 棺（付属品を含む） 2 埋葬又は火葬（人件費を含む） 3 骨つぼ及び骨箱	費用の限度額	1体 大人（12歳以上） 219,100円以内 小人（12歳未満） 175,200円以内	期間	災害発生の日から10日以内	備考	<u>実際に埋葬する者に支給する。</u>	<p>■「埋葬」の実施基準（災害救助法）〔令和5年4月1日適用〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>一般基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象</td><td>災害の際死亡した者を対象に、実際に埋葬を実施するものに支給</td></tr> <tr> <td>対象経費</td><td> 1 棺（付属品を含む） 2 埋葬又は火葬（賃金職員雇用費を含む） 3 骨つぼ及び骨箱 </td></tr> <tr> <td>費用の限度額</td><td> 1体当たり 大人（12歳以上） 232,200円以内 小人（12歳未満） 185,700円以内 </td></tr> <tr> <td>期間</td><td>災害発生の日から10日以内</td></tr> </tbody> </table>	項目	一般基準	対象	災害の際死亡した者を対象に、実際に埋葬を実施するものに支給	対象経費	1 棺（付属品を含む） 2 埋葬又は火葬（賃金職員雇用費を含む） 3 骨つぼ及び骨箱	費用の限度額	1体当たり 大人（12歳以上） 232,200円以内 小人（12歳未満） 185,700円以内	期間	災害発生の日から10日以内
項目	基準等																							
対象	災害の際死亡した者																							
支出費用	1 棺（付属品を含む） 2 埋葬又は火葬（人件費を含む） 3 骨つぼ及び骨箱																							
費用の限度額	1体 大人（12歳以上） 219,100円以内 小人（12歳未満） 175,200円以内																							
期間	災害発生の日から10日以内																							
備考	<u>実際に埋葬する者に支給する。</u>																							
項目	一般基準																							
対象	災害の際死亡した者を対象に、実際に埋葬を実施するものに支給																							
対象経費	1 棺（付属品を含む） 2 埋葬又は火葬（賃金職員雇用費を含む） 3 骨つぼ及び骨箱																							
費用の限度額	1体当たり 大人（12歳以上） 232,200円以内 小人（12歳未満） 185,700円以内																							
期間	災害発生の日から10日以内																							
	<p>第16節 環境衛生整備計画</p> <p>第4 動物愛護【環境経済部】</p>	<p>第16節 環境衛生整備計画</p> <p>第4 動物愛護【環境経済部】</p>																						

頁	改訂前	改訂後
468	<p>災害時には、負傷又は脱走状態の動物が生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。</p> <p>市は、動物愛護の観点から、これらの動物の保護や飼養に関し、埼玉県や獣医師会、動物関係団体、ボランティア等関係機関との協力体制を確立する。</p>	<p>災害時には、負傷又は脱走状態の動物が生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。</p> <p>市は、動物愛護の観点から、これらの動物の保護や飼養に関し、埼玉県や獣医師会、動物関係団体、ボランティア等関係機関との協力体制を確立する。</p> <p><u>なお、家庭動物の飼養の有無によるニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。</u></p>
	<p>第17節 公共施設等の応急対策</p> <p>第2 ライフライン施設【市長公室、総務部、上下水道部、各事業者】</p> <p>2 水道施設の応急対策</p>	<p>第17節 公共施設等の応急対策</p> <p>第2 ライフライン施設【市長公室、総務部、上下水道部、各事業者】</p> <p>2 水道施設の応急対策</p>
471	災害により、機能が停止した水道の早期復旧のための対策について定める。	<p>災害により、機能が停止した水道の早期復旧のための対策について定める。</p> <p><u>なお、応急対策に当たっては、上下水道一体となって施設の機能を維持するために必要な情報共有を行いながら実施するものとする。</u></p>
	(1) 被害状況の把握	(1) 被害状況の把握
472	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 水道施設の被害状況を確認し、配水量を把握 ➢ 市内の断水エリアの把握 ➢ 応急給水用資材の現況（利用可能性） ➢ 避難所の開設状況及び避難者数、重要拠点の被災状況の把握及び必要給水量の概算 ➢ 交通状況の把握（道路の被災状況、緊急輸送路等）の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 水道施設の被害状況を確認し、配水量を把握 ➢ 市内の断水エリアの把握 <u>➢ 下水道施設・農業集落排水処理施設の被害状況を確認し、当該施設の応急対策時期を把握</u> ➢ 応急給水用資材の現況（利用可能性） ➢ 避難所の開設状況及び避難者数、重要拠点の被災状況の把握及び必要給水量の概算 ➢ 交通状況の把握（道路の被災状況、緊急輸送路等）の把握

頁	改訂前	改訂後
	② 応急対策の実施	② 応急対策の実施
472	応急対策の策定 ・被害状況の把握、総合的な応急対策の策定を行う。	応急対策の策定 ・ <u>下水道施設・農業集落排水処理施設を含めた</u> 被害状況の把握 <u>した上で</u> 、総合的な応急対策の策定を行う。
	3 下水道・農業集落排水処理施設の応急対策	3 下水道・農業集落排水処理施設の応急対策
473	災害により機能が停止した下水道・農業集落排水処理の早期復旧のための対策について定める。	災害により機能が停止した下水道・農業集落排水処理の早期復旧のための対策について定める。 <u>なお、応急対策に当たっては、上下水道一体となって施設の機能を維持するために必要な情報共有を行なながら実施するものとする。</u>
	(1) 被害状況の把握	(1) 被害状況の把握
473	「下水道班」は、下水道・農業集落排水処理施設及び関連施設の被害状況を把握する。	「下水道班」は、下水道・農業集落排水処理施設及び <u>水道等の</u> 関連施設の被害状況を把握する。
	(2) 応急対策の実施 ② 応急対策の実施	(2) 応急対策の実施 ② 応急対策の実施
473	「下水道班」は、下水道・農業集落排水処理施設全体の被害状況を把握し、 <u>応急復旧計画を策定し、下水道・農業集落排水処理施設の機能確保のための効率的な応急復旧活動を実施する。</u>	「下水道班」は、下水道・農業集落排水処理施設全体の被害状況 <u>に加え、水道等の関連施設の被害状況</u> を把握した上で応急復旧計画を策定し、下水道・農業集落排水処理施設の機能確保のための効率的な応急復旧活動を実施する。
	5 電力施設の応急対策 (3) 市民に対する安全対策	5 電力施設の応急対策 (3) 市民に対する安全対策

頁	改訂前	改訂後
476	<p>➤ 断線垂下している電線には絶対に触らないこと。</p> <p>➤ 不良箇所（電柱の倒壊・折損、電線の断線・垂下等）を発見した場合は、速やかに東京電力パワーグリッドコンタクトセンター（0120-995-007無料）（03-6375-9803有料）に通報する。</p> <p>➤ 無断昇柱、無断工事の禁止。</p> <p>➤ 浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。また使用する場合は、絶縁検査を受けたうえで使用すること。</p> <p>➤ 屋外に避難するときは安全器又はブレーカーを必ず切ること。</p> <p>➤ 警戒宣言が発せられた場合は不必要的電気器具のコンセントを抜くこと。</p> <p>➤ 地震発生時においては使用中の電気器具のコンセントをただちに抜くこと。</p>	<p>① 無断昇柱、無断工事をしないこと。</p> <p>② 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等の設備の異常を発見した場合は、速やかに東京電力パワーグリッド株式会社（0120-995-007無料）（03-6375-9803有料）に通報すること。</p> <p>③ 断線、垂下している電線には絶対に触らないこと。</p> <p>④ 浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。また使用する場合は、絶縁検査を受けたうえで使用すること。</p> <p>⑤ 漏電による事故を防ぐための漏電遮断器の取付を推進する。</p> <p>⑥ 大規模地震時の電気火災の発生抑止のため、感震ブレーカーを取り付けること。また、電気工事店等で点検してから使用することを推奨する。</p> <p>⑦ 屋外に避難するときは安全器又はブレーカーを必ず切ること。</p> <p>⑧ 電気器具を再使用する時は、ガス漏れや器具の安全を確認すること。</p> <p>⑨ その他事故防止のため留意すべき事項</p>
	6 通信設備の応急対策	6 通信設備の応急対策
476	災害等により通信設備に被害の発生のおそれのあるとき、又は発生した場合において、 <u>東日本電信電話</u> 株式会社埼玉事業部が実施する応急対策は次のとおりである。	災害等により通信設備に被害の発生のおそれのあるとき、又は発生した場合において、 <u>NTT東日本</u> 株式会社埼玉事業部が実施する応急対策は次のとおりである。
	<p>（2）応急措置</p> <p>④ 災害用伝言ダイヤルの提供</p>	<p>（2）応急措置</p> <p>④ 災害用伝言ダイヤルの提供</p>

頁	改訂前	改訂後
477	地震等の災害発生により著しく通信のふくそうのおそれがある場合には、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。	地震等の災害発生により著しく通信のふくそうのおそれがある場合には、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル <u>(171)</u> 、災害用伝言版 <u>(web171)</u> を速やかに提供する。
	(4) 災害時の広報	(4) 災害時の広報
477	災害用伝言ダイヤル等を提供した場合、交換機 <u>より</u> のふくそうトーキ案内、避難所等での利用案内を実施する他、必要に応じて報道機関、自治体との協力体制により、テレビ、ラジオ等で利用案内を実施する。	災害用伝言ダイヤル <u>(171)</u> 等を提供した場合、交換機の <u>ふくそう</u> トーキ案内、避難所等での利用案内を実施する他、必要に応じて報道機関、自治体との協力体制により、テレビ、ラジオ等で利用案内を実施する。
	第3 交通施設の応急対策【各事業者】 1 鉄道施設の応急対策 (2) 東武鉄道株式会社 ② 応急対策 イ) 初動措置計画	第3 交通施設の応急対策【各事業者】 1 鉄道施設の応急対策 (2) 東武鉄道株式会社 ② 応急対策 イ) 初動措置計画
479	災害発生時における被害を最小限に抑えるとともに、心理的動搖による二次災害の発生を防止することが初動措置の基本であることを前提として、 <u>平素</u> から教育訓練を重ね、災害時の初動活動体制の確立を図る。	災害発生時における被害を最小限に抑えるとともに、心理的動搖による二次災害の発生を防止することが初動措置の基本であることを前提として、 <u>平時</u> から教育訓練を重ね、災害時の初動活動体制の確立を図る。
	第18節 応急住宅対策 第1 公営住宅及び応急仮設住宅の供与【市民部、福祉部、こども未来部】 2 公的賃貸住宅の供給	第18節 応急住宅対策 第1 公営住宅及び応急仮設住宅の供与【市民部、福祉部、こども未来部】 2 公的賃貸住宅の供給

頁	改訂前	改訂後
484	市営住宅の <u>空家</u> を一時的に供給する。また、埼玉県及びUR都市再生機構に対して県営住宅及びUR賃貸住宅の <u>空家</u> の一時使用について依頼する。	市営住宅の <u>空き住戸</u> を一時的に供給する。また、埼玉県及びUR都市再生機構に対して県営住宅及びUR賃貸住宅の <u>空き住戸</u> の一時使用について依頼する。
	第2 被災住宅の応急修理【総務部、市民部】 3 修理の期間	第2 被災住宅の応急修理【総務部、市民部】 3 修理の期間
486	災害発生の日から3月以内（災害対策基本法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は6月以内）に完了する。	災害発生の日から3 <u>カ</u> 月以内（災害対策基本法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は6 <u>カ</u> 月以内）に完了する。
	第4 災害救助法の実施基準【市民部】 1 応急仮設住宅の供与 (2) 救助基準	第4 災害救助法の実施基準【市民部】 1 応急仮設住宅の供与 (2) 救助基準

頁	改訂前	改訂後																																				
487	<p>■「応急仮設住宅の供与」の実施基準（災害救助法）〔令和5年4月1日適用〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>一般基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象</td><td>住家が全壊、全焼又は流出した者であって、自らの資力では住家を得ることができない者</td></tr> <tr> <td>住宅の規模</td><td>応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 ※福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設）を建設型応急住宅として設置できること。</td></tr> <tr> <td>集会施設の設置</td><td>建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内における250戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、50戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる。</td></tr> <tr> <td>対象経費</td><td>建設型応急住宅の設置のために支出できる費用は、資材費、労務費、附帯設備費、輸送費、建築事務費、解体撤去費等が含まれる。</td></tr> <tr> <td>費用の限度額</td><td>1戸当たり平均 7,089,000円以内</td></tr> <tr> <td>着工時期</td><td>災害発生の日から20日以内</td></tr> <tr> <td>期間</td><td>完成の日から最長2年（建築基準法第85条）</td></tr> <tr> <td>備考</td><td>建設型応急住宅の建設用地の選定に当たっては、原則として、①公有地、②国有地、③企業等の民有地の順に選定すること。また、災害（洪水、内水等）での被害想定区域など、災害発生リスクの高い場所での建設は可能な限り回避する必要があること。</td></tr> </tbody> </table>	項目	一般基準	対象	住家が全壊、全焼又は流出した者であって、自らの資力では住家を得ることができない者	住宅の規模	応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 ※福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設）を建設型応急住宅として設置できること。	集会施設の設置	建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内における250戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、50戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる。	対象経費	建設型応急住宅の設置のために支出できる費用は、資材費、労務費、附帯設備費、輸送費、建築事務費、解体撤去費等が含まれる。	費用の限度額	1戸当たり平均 7,089,000円以内	着工時期	災害発生の日から20日以内	期間	完成の日から最長2年（建築基準法第85条）	備考	建設型応急住宅の建設用地の選定に当たっては、原則として、①公有地、②国有地、③企業等の民有地の順に選定すること。また、災害（洪水、内水等）での被害想定区域など、災害発生リスクの高い場所での建設は可能な限り回避する必要があること。	<p>■「応急仮設住宅の供与 <u>（建設型応急住宅）</u>」の実施基準（災害救助法）〔令和5年4月1日適用〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>一般基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象</td><td>住家が全壊、全焼又は流出した者であって、自らの資力では住家を得ることができない者</td></tr> <tr> <td>住宅の規模</td><td>応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 ※福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設）を建設型応急住宅として設置できること。</td></tr> <tr> <td>集会施設の設置</td><td>建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内における250戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、50戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる。</td></tr> <tr> <td>対象経費</td><td>建設型応急住宅の設置のために支出できる費用は、資材費、労務費、附帯設備費、輸送費、建築事務費、解体撤去費等が含まれる。</td></tr> <tr> <td>費用の限度額</td><td>1戸当たり平均 7,089,000円以内</td></tr> <tr> <td>着工時期</td><td>災害発生の日から20日以内</td></tr> <tr> <td>期間</td><td>完成の日から最長2年（建築基準法第85条）</td></tr> <tr> <td>備考</td><td>建設型応急住宅の建設用地の選定に当たっては、原則として、①公有地、②国有地、③企業等の民有地の順に選定すること。また、災害（洪水、内水等）での被害想定区域など、災害発生リスクの高い場所での建設は可能な限り回避する必要があること。</td></tr> </tbody> </table>	項目	一般基準	対象	住家が全壊、全焼又は流出した者であって、自らの資力では住家を得ることができない者	住宅の規模	応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 ※福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設）を建設型応急住宅として設置できること。	集会施設の設置	建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内における250戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、50戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる。	対象経費	建設型応急住宅の設置のために支出できる費用は、資材費、労務費、附帯設備費、輸送費、建築事務費、解体撤去費等が含まれる。	費用の限度額	1戸当たり平均 7,089,000円以内	着工時期	災害発生の日から20日以内	期間	完成の日から最長2年（建築基準法第85条）	備考	建設型応急住宅の建設用地の選定に当たっては、原則として、①公有地、②国有地、③企業等の民有地の順に選定すること。また、災害（洪水、内水等）での被害想定区域など、災害発生リスクの高い場所での建設は可能な限り回避する必要があること。
項目	一般基準																																					
対象	住家が全壊、全焼又は流出した者であって、自らの資力では住家を得ることができない者																																					
住宅の規模	応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 ※福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設）を建設型応急住宅として設置できること。																																					
集会施設の設置	建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内における250戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、50戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる。																																					
対象経費	建設型応急住宅の設置のために支出できる費用は、資材費、労務費、附帯設備費、輸送費、建築事務費、解体撤去費等が含まれる。																																					
費用の限度額	1戸当たり平均 7,089,000円以内																																					
着工時期	災害発生の日から20日以内																																					
期間	完成の日から最長2年（建築基準法第85条）																																					
備考	建設型応急住宅の建設用地の選定に当たっては、原則として、①公有地、②国有地、③企業等の民有地の順に選定すること。また、災害（洪水、内水等）での被害想定区域など、災害発生リスクの高い場所での建設は可能な限り回避する必要があること。																																					
項目	一般基準																																					
対象	住家が全壊、全焼又は流出した者であって、自らの資力では住家を得ることができない者																																					
住宅の規模	応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 ※福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設）を建設型応急住宅として設置できること。																																					
集会施設の設置	建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内における250戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、50戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる。																																					
対象経費	建設型応急住宅の設置のために支出できる費用は、資材費、労務費、附帯設備費、輸送費、建築事務費、解体撤去費等が含まれる。																																					
費用の限度額	1戸当たり平均 7,089,000円以内																																					
着工時期	災害発生の日から20日以内																																					
期間	完成の日から最長2年（建築基準法第85条）																																					
備考	建設型応急住宅の建設用地の選定に当たっては、原則として、①公有地、②国有地、③企業等の民有地の順に選定すること。また、災害（洪水、内水等）での被害想定区域など、災害発生リスクの高い場所での建設は可能な限り回避する必要があること。																																					
487	<p><u>（分割）</u></p>	<p>■「応急仮設住宅の供与 <u>（賃貸型応急住宅）</u>」の実施基準（災害救助法）〔令和5年4月1日適用〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>一般基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象</td><td>住家が全壊、全焼又は流出した者であって、自らの資力では住家を得ることができない者</td></tr> <tr> <td>住宅の規模</td><td>世帯の人数に応じて建設型応急住宅で定める規模に準じる規模</td></tr> <tr> <td>費用の限度額</td><td>地域の実情に応じた額（実費） ※家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等、民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なもの</td></tr> <tr> <td>着工時期</td><td>災害発生の日から速やかに提供</td></tr> <tr> <td>期間</td><td>最長2年（建設型応急住宅と同様） ※著しく異常かつ激甚な災害が発生した場合は、必要に応じて、1年を超えない期間ごとの延長が可能</td></tr> <tr> <td>備考</td><td>被災者の孤立帽子や日常生活の様々な相談対応等に利用できる地域コミュニティ等（集合施設）を設置できることから、施設を設置する場合の借上料については、事前に内閣総理大臣への協議を行うこと。</td></tr> </tbody> </table>	項目	一般基準	対象	住家が全壊、全焼又は流出した者であって、自らの資力では住家を得ることができない者	住宅の規模	世帯の人数に応じて建設型応急住宅で定める規模に準じる規模	費用の限度額	地域の実情に応じた額（実費） ※家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等、民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なもの	着工時期	災害発生の日から速やかに提供	期間	最長2年（建設型応急住宅と同様） ※著しく異常かつ激甚な災害が発生した場合は、必要に応じて、1年を超えない期間ごとの延長が可能	備考	被災者の孤立帽子や日常生活の様々な相談対応等に利用できる地域コミュニティ等（集合施設）を設置できることから、施設を設置する場合の借上料については、事前に内閣総理大臣への協議を行うこと。																						
項目	一般基準																																					
対象	住家が全壊、全焼又は流出した者であって、自らの資力では住家を得ることができない者																																					
住宅の規模	世帯の人数に応じて建設型応急住宅で定める規模に準じる規模																																					
費用の限度額	地域の実情に応じた額（実費） ※家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等、民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なもの																																					
着工時期	災害発生の日から速やかに提供																																					
期間	最長2年（建設型応急住宅と同様） ※著しく異常かつ激甚な災害が発生した場合は、必要に応じて、1年を超えない期間ごとの延長が可能																																					
備考	被災者の孤立帽子や日常生活の様々な相談対応等に利用できる地域コミュニティ等（集合施設）を設置できることから、施設を設置する場合の借上料については、事前に内閣総理大臣への協議を行うこと。																																					
	<p>2 被災した住宅の応急修理</p> <p>（2）救助基準</p>	<p>2 被災した住宅の応急修理</p> <p>（2）救助基準</p>																																				

頁	改訂前	改訂後												
488	<p>■「被災した住宅の応急修理」の実施基準（災害救助法）〔令和5年4月1日適用〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>基準等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理</td><td> <p>対象 住家が半壊、半焼、又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、<u>自井の進入</u>等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者</p> <p>費用の限度額 1世帯当たり<u>50,000</u>円以内</p> <p>期間 災害発生の日から10日以内に完了<u>すること</u></p> </td></tr> <tr> <td>日常生活に必要な最小限度の部分の緊急の修理</td><td> <p>対象 住家が半壊、半焼、若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をできない者 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住宅が半壊した者</p> <p>費用の限度額 1世帯当たり<u>次に掲げる額以内</u> ・<u>次に掲げる世帯以外の世帯</u> 700,000円 ・<u>半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯</u> 343,000円</p> <p>期間 災害発生の日から <u>3か月</u>以内に完了<u>すること</u> ※災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、<u>6か月</u>以内に完了<u>すること</u>。</p> </td></tr> </tbody> </table>	項目	基準等	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	<p>対象 住家が半壊、半焼、又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、<u>自井の進入</u>等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者</p> <p>費用の限度額 1世帯当たり<u>50,000</u>円以内</p> <p>期間 災害発生の日から10日以内に完了<u>すること</u></p>	日常生活に必要な最小限度の部分の緊急の修理	<p>対象 住家が半壊、半焼、若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をできない者 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住宅が半壊した者</p> <p>費用の限度額 1世帯当たり<u>次に掲げる額以内</u> ・<u>次に掲げる世帯以外の世帯</u> 700,000円 ・<u>半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯</u> 343,000円</p> <p>期間 災害発生の日から <u>3か月</u>以内に完了<u>すること</u> ※災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、<u>6か月</u>以内に完了<u>すること</u>。</p>	<p>■「被災した住宅の応急修理」の実施基準（災害救助法）〔令和5年4月1日適用〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>一般基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理</td><td> <p>対象 <u>災害のため</u>住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、<u>雨水の浸入</u>等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者（<u>準半壊世帯以上（相当）</u>）</p> <p>費用の限度額 <u>住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、</u> 1世帯当たり <u>53,900</u>円以内</p> <p>期間 災害発生の日から10日以内に完了</p> </td></tr> <tr> <td>日常生活に必要な最小限度の部分の緊急の修理</td><td> <p>対象 <u>1 灾害のため住家が半壊に準じる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者（準半壊世帯）</u> <u>2 灾害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者（中規模半壊世帯・半壊世帯）</u> <u>3 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住宅が半壊、半焼した者（大規模半壊世帯）</u></p> <p>費用の限度額 <u>居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対して、1世帯当たり</u> ・<u>大規模半壊・中規模半壊・半壊世帯</u> 739,000円以内 ・<u>準半壊世帯</u> 358,000円以内</p> <p>期間 災害発生の日から <u>3か月</u>以内に完了 ※災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、<u>6か月</u>以内に完了</p> </td></tr> </tbody> </table>	項目	一般基準	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	<p>対象 <u>災害のため</u>住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、<u>雨水の浸入</u>等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者（<u>準半壊世帯以上（相当）</u>）</p> <p>費用の限度額 <u>住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、</u> 1世帯当たり <u>53,900</u>円以内</p> <p>期間 災害発生の日から10日以内に完了</p>	日常生活に必要な最小限度の部分の緊急の修理	<p>対象 <u>1 灾害のため住家が半壊に準じる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者（準半壊世帯）</u> <u>2 灾害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者（中規模半壊世帯・半壊世帯）</u> <u>3 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住宅が半壊、半焼した者（大規模半壊世帯）</u></p> <p>費用の限度額 <u>居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対して、1世帯当たり</u> ・<u>大規模半壊・中規模半壊・半壊世帯</u> 739,000円以内 ・<u>準半壊世帯</u> 358,000円以内</p> <p>期間 災害発生の日から <u>3か月</u>以内に完了 ※災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、<u>6か月</u>以内に完了</p>
項目	基準等													
住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	<p>対象 住家が半壊、半焼、又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、<u>自井の進入</u>等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者</p> <p>費用の限度額 1世帯当たり<u>50,000</u>円以内</p> <p>期間 災害発生の日から10日以内に完了<u>すること</u></p>													
日常生活に必要な最小限度の部分の緊急の修理	<p>対象 住家が半壊、半焼、若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をできない者 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住宅が半壊した者</p> <p>費用の限度額 1世帯当たり<u>次に掲げる額以内</u> ・<u>次に掲げる世帯以外の世帯</u> 700,000円 ・<u>半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯</u> 343,000円</p> <p>期間 災害発生の日から <u>3か月</u>以内に完了<u>すること</u> ※災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、<u>6か月</u>以内に完了<u>すること</u>。</p>													
項目	一般基準													
住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	<p>対象 <u>災害のため</u>住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、<u>雨水の浸入</u>等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者（<u>準半壊世帯以上（相当）</u>）</p> <p>費用の限度額 <u>住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、</u> 1世帯当たり <u>53,900</u>円以内</p> <p>期間 災害発生の日から10日以内に完了</p>													
日常生活に必要な最小限度の部分の緊急の修理	<p>対象 <u>1 灾害のため住家が半壊に準じる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者（準半壊世帯）</u> <u>2 灾害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者（中規模半壊世帯・半壊世帯）</u> <u>3 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住宅が半壊、半焼した者（大規模半壊世帯）</u></p> <p>費用の限度額 <u>居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対して、1世帯当たり</u> ・<u>大規模半壊・中規模半壊・半壊世帯</u> 739,000円以内 ・<u>準半壊世帯</u> 358,000円以内</p> <p>期間 災害発生の日から <u>3か月</u>以内に完了 ※災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、<u>6か月</u>以内に完了</p>													
	<p>第19節 文教対策計画</p> <p>第6 学用品の給与【教育部】</p> <p>2 救助の基準</p>	<p>第19節 文教対策計画</p> <p>第6 学用品の給与【教育部】</p> <p>2 救助の基準</p>												

頁	改訂前	改訂後																								
491	<p>■「学用品の給与」の実施基準（災害救助法） 〔令和5年4月1日適用〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>基準等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象</td><td>住家の全壊（焼）、半壊（焼）又は床上浸水により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒</td></tr> <tr> <td>支出費用</td><td> 1 教科書、教材 （教育委員会に届出又はその承認を受けて使用しているもの） 2 文房具 3 通学用品 </td></tr> <tr> <td>費用の限度額</td><td> 1 教科書及び教材 実費 2 文房具及び通学用品 小学校児童1人 4,800円 中学校生徒1人 5,100円 高等学校等生徒1人 5,600円 </td></tr> <tr> <td>期間</td><td>災害発生の日から 1 教科書及び教材 1か月以内 2 文房具及び通学用品 15日以内 </td></tr> <tr> <td>備考</td><td> 1 各人ごとに限度額以内とする。 2 入進学時の場合に個々の実情に応じ支給する。 </td></tr> </tbody> </table>	項目	基準等	対象	住家の全壊（焼）、半壊（焼）又は床上浸水により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	支出費用	1 教科書、教材 （教育委員会に届出又はその承認を受けて使用しているもの） 2 文房具 3 通学用品	費用の限度額	1 教科書及び教材 実費 2 文房具及び通学用品 小学校児童1人 4,800円 中学校生徒1人 5,100円 高等学校等生徒1人 5,600円	期間	災害発生の日から 1 教科書及び教材 1か月以内 2 文房具及び通学用品 15日以内	備考	1 各人ごとに限度額以内とする。 2 入進学時の場合に個々の実情に応じ支給する。	<p>■「学用品の給与」の実施基準（災害救助法） 〔令和5年4月1日適用〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>一般基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象</td><td>災害に上り住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により、学用品を喪失又は損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒</td></tr> <tr> <td>対象経費</td><td> 1 教科書及び正規の教材 学校で有効活用のためのとして使用しているワークブック、辞書、図鑑等 2 文房具 ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷き、定規等 3 通学用品 傘、鞄、長靴等 4 その他の学用品 運動靴、体育着、カスタネット、ハーモニカ、工作用具、裁縫用具等 </td></tr> <tr> <td>費用の限度額</td><td> 1 教科書及び正規の教材 実費 2 文房具、通学用品及びその他のの学用品： 小学校児童1人当たり 5,500円以内 中学校生徒1人当たり 5,800円以内 高等学校等生徒1人当たり 6,300円以内 </td></tr> <tr> <td>期間</td><td>災害発生の日から 1 教科書及び正規の教材 1か月以内 2 文房具、通学用品及びその他のの学用品 15日以内 </td></tr> <tr> <td>備考</td><td> 1 各人ごとに限度額以内とする。 2 入進学時の場合に個々の実情に応じ支給する。 </td></tr> </tbody> </table>	項目	一般基準	対象	災害に上り住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により、学用品を喪失又は損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	対象経費	1 教科書及び 正規の 教材 学校で有効活用のための として使用しているワークブック、辞書、図鑑等 2 文房具 ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷き、定規等 3 通学用品 傘、鞄、長靴等 4 その他の学用品 運動靴、体育着、カスタネット、ハーモニカ、工作用具、裁縫用具等	費用の限度額	1 教科書及び 正規の 教材 実費 2 文房具、通学用品及び その他の の学用品： 小学校児童1人当たり 5,500円以内 中学校生徒1人当たり 5,800円以内 高等学校等生徒1人当たり 6,300円以内	期間	災害発生の日から 1 教科書及び 正規の 教材 1か月以内 2 文房具、通学用品及び その他の の学用品 15日以内	備考	1 各人ごとに限度額以内とする。 2 入進学時の場合に個々の実情に応じ支給する。
項目	基準等																									
対象	住家の全壊（焼）、半壊（焼）又は床上浸水により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒																									
支出費用	1 教科書、教材 （教育委員会に届出又はその承認を受けて使用しているもの） 2 文房具 3 通学用品																									
費用の限度額	1 教科書及び教材 実費 2 文房具及び通学用品 小学校児童1人 4,800円 中学校生徒1人 5,100円 高等学校等生徒1人 5,600円																									
期間	災害発生の日から 1 教科書及び教材 1か月以内 2 文房具及び通学用品 15日以内																									
備考	1 各人ごとに限度額以内とする。 2 入進学時の場合に個々の実情に応じ支給する。																									
項目	一般基準																									
対象	災害に上り住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により、学用品を喪失又は損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒																									
対象経費	1 教科書及び 正規の 教材 学校で有効活用のための として使用しているワークブック、辞書、図鑑等 2 文房具 ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷き、定規等 3 通学用品 傘、鞄、長靴等 4 その他の学用品 運動靴、体育着、カスタネット、ハーモニカ、工作用具、裁縫用具等																									
費用の限度額	1 教科書及び 正規の 教材 実費 2 文房具、通学用品及び その他の の学用品： 小学校児童1人当たり 5,500円以内 中学校生徒1人当たり 5,800円以内 高等学校等生徒1人当たり 6,300円以内																									
期間	災害発生の日から 1 教科書及び 正規の 教材 1か月以内 2 文房具、通学用品及び その他の の学用品 15日以内																									
備考	1 各人ごとに限度額以内とする。 2 入進学時の場合に個々の実情に応じ支給する。																									
	<p>第20節 要配慮者等の安全確保対策</p> <p>第2 要配慮者に対する対策【市長公室、市民部、環境経済部、福祉部、こども未来部、消防組合】</p> <p>2 避難行動要支援者の避難支援及び避難所への収容</p>	<p>第20節 要配慮者等の安全確保対策</p> <p>第2 要配慮者に対する対策【市長公室、市民部、環境経済部、福祉部、こども未来部、消防組合】</p> <p>2 避難行動要支援者の避難支援及び避難所への収容</p>																								
493	<p>② 要援護者見守り支援登録台帳及び個別避難計画の平常時からの提供に不同意であった者についても、現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときには、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に台帳情報を提供できる。</p>	<p>② 要援護者見守り支援登録台帳及び個別避難計画の平時からの提供に不同意であった者についても、現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときには、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に台帳情報を提供できる。</p>																								

頁	改訂前	改訂後
500	<p>第3章 震災復旧復興対策計画</p> <p>第1節 迅速な災害復旧</p> <p>第3 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成</p> <p>2 激甚災害にかかる財政援助措置</p>	<p>第3章 震災復旧復興対策計画</p> <p>第1節 迅速な災害復旧</p> <p>第3 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成</p> <p>2 激甚災害に係る財政援助措置</p>
500	なお、激甚災害にかかる公共施設等の復旧に対する財政援助措置の対象は、次のとおりである。	なお、激甚災害に係る公共施設等の復旧に対する財政援助措置の対象は、次のとおりである。
	<p>(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助 (激甚法第3条、令第2～3条)</p> <p>③ 公立学校施設災害復旧事業</p>	<p>(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助 (激甚法第3条、令第2～3条)</p> <p>③ 公立学校施設災害復旧事業</p>
500	公立学校負担法の規定の適用を受ける公立学校の施設の災害復旧	公立学校負担法の規定の適用を受ける公立学校の施設の災害復旧事業
	⑤ 生活保護施設災害復旧事業	⑤ 生活保護施設災害復旧事業
501	生活保護法第40条（地方公共団体が設置するもの）又は第41条（社会福祉法人又は日赤が設置するもの）の規定に基づき、設置された施設の災害復旧事業	生活保護法第40条（地方公共団体が設置するもの）又は第41条（社会福祉法人又は日赤が設置するもの）に基づき設置された保護施設の災害復旧事業
	⑥ 児童福祉施設災害復旧事業	⑥ 児童福祉施設災害復旧事業
501	児童福祉法第35条第2項から第4項までの規定により、設置された施設の災害復旧事業	児童福祉法第35条第2項から第4項までに基づき設置された児童福祉施設の災害復旧事業
501	(新設)	⑦ 幼保連携型認定こども園等災害復旧事業

頁	改訂前	改訂後
501	<u>(新設)</u>	<u>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第12条若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）附則第4条第1項に基づき設置された幼保連携型認定こども園又同附則第3条第2項に規定するみなし幼保連携型認定こども園の災害復旧事業</u>
501	<u>⑦ 老人福祉施設災害復旧事業</u>	<u>⑧ 老人福祉施設災害復旧事業</u>
501	<u>老人福祉法第15条の規定に基づき、設置された養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの災害復旧事業</u>	<u>老人福祉法第15条に基づき設置された養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの災害復旧事業</u>
501	<u>⑧ 身体障害者更生援護施設災害復旧事業</u>	<u>⑨ 身体障害者更生援護施設災害復旧事業</u>
501	<u>身体障害者福祉法第27条第2項又は第3項の規定に基づき、埼玉県又は市町村が設置した施設の災害復旧事業</u>	<u>身体障害者福祉法第28条第1項又は第2項に基づき、埼玉県又は市町村が設置した身体障害者社会参加支援施設の災害復旧事業</u>
501	<u>⑨ 知的障害者援護施設災害復旧事業</u>	<u>⑩ 障害者支援施設等災害復旧事業</u>
501	<u>知的障害者福祉法第19条の規定に基づき、埼玉県又は市町村が設置した施設の災害復旧事業</u>	<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第79条第1項若しくは第2項又は第83条第2項若しくは第3項に基づき埼玉県又は市町村が設置した障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービスの事業の用に供する施設の災害復旧事業</u>
501	<u>⑩ 婦人保護施設災害復旧事業</u>	<u>⑪ 女性自立支援施設災害復旧事業</u>

頁	改訂前	改訂後
501	売春防止法第36条の規定に基づき、埼玉県が設置した婦人保護施設の災害復旧事業	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第12条第1項に基づき埼玉県が設置した女性自立支援施設の災害復旧事業
501	⑪ 感染症指定医療機関（第一種・第二種機関）災害復旧事業	⑫ 感染症指定医療機関（第一種・第二種機関）災害復旧事業
501	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定された感染症指定医療機関（第一種・第二種機関）の災害復旧事業	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく感染症指定医療機関（第一種・第二種機関）の災害復旧事業
501	⑫ 感染症予防事業	⑬ 感染症予防事業
501	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第58条の規定による埼玉県の支弁にかかる感染症予防事業及び同法第57条の規定に基づき、市長が行う感染症予防事業	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第58条に基づく埼玉県の支弁にかかる感染症予防事業
502	（新設）	⑭ 特定私立幼稚園災害復旧事業
502	（新設）	子ども・子育て支援法第27条第1項に基づき確認された学校教育法第1条に基づく私立幼稚園の災害復旧事業
502	⑯ 堆積土砂排除事業 ア) 公共施設の区域内の排除事業	⑯ 堆積土砂排除事業 ア) 公共施設の区域内の排除事業
502	激甚災害に伴い、 <u>公共</u> 施設の区域内に堆積した激甚法に定めた程度に達する異常に多量の泥土、砂礫（されき）、岩石、樹木等の排除事業で、地方公共団体又はその機関が施行する事業	激甚災害に伴い発生した土砂等の流入、崩壊等により河川、道路、公園その他の施設で政令で定めるものの区域内に堆積した政令で定める程度に達する異常に多量の泥土、砂礫、岩石、樹木等の排除事業で、地方公共団体又はその機関が施行するもの

頁	改訂前	改訂後
502	イ) 公共的施設の区域外の排除事業	イ) 公共施設の区域外の排除事業
502	激甚災害に伴い発生した堆積土砂で、市町村長が指定した場所に集積されたもの、又は市町村長がこれを放置することが公益上重大な支障があると認めたものについて、市町村が行う排除事業	激甚災害に伴い発生した前記の施設の区域外の堆積土砂であって、市町村長が指定した場所に集積されたもの、又は市町村長がこれを放置することが公益上重大な支障があると認めたものについて、市町村が行う排除事業
502	<u>(新設)</u>	<u>⑯ 湛水排除事業</u>
502	<u>(新設)</u>	<u>激甚災害の発生に伴い浸入した水で浸入状態が政令で定める程度に達するもの（湛水）の排除事業で、地方公共団体が施行するもの</u>
502	(2) その他の財政援助及び助成	(2) その他の財政援助及び助成

頁	改訂前	改訂後																																																																																
502	<p><u>① 公共社会教育施設災害復旧事業に対する補助の対象となるものは、激甚法第3条第1項の特定地方公共団体が設置するコミュニティセンター、図書館、少年自然の家、同和対策集会所、体育館、運動場、水泳プールその他文部科学大臣が財務大臣と協議して定める施設で、その災害の復旧に要する経費の額が1つの公立社会教育施設ごとに60万円以上が対象となる。</u></p> <p><u>② 私立学校施設災害復旧事業に対する補助の対象となるものは、激甚災害を受けた私立の学校の建物等の復旧に要する1つの学校の工事費の額をその学校の児童あるいは生徒の数で除して得た額が750万円以上で、1つの学校について、幼稚園は60万円以上、特別支援学校は90万円以上、小・中学校は150万円以上、高等学校は210万円以上、短期大学は240万円以上、大学は300万円以上の場合である。</u></p> <p><u>③ 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例</u></p> <p><u>④ 産業労働者住宅建設資金融通の特例</u></p> <p><u>⑤ 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助</u></p> <p><u>⑥ 上水道の災害復旧事業に対する特別の財政援助</u></p>	<p><u>激甚法に規定されている財政援助及び助成制度は、次のとおりである。</u></p> <p>■激甚法に規定されている財政援助及び助成制度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条項</th> <th>適用措置</th> <th>本激</th> <th>局激</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3条・4条</td> <td>公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>5条</td> <td>農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>6条</td> <td>農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助特例</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>7条</td> <td>開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>8条</td> <td>天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例</td> <td>○</td> <td>ニ</td> </tr> <tr> <td>9条</td> <td>森林組合等の行なう休耕土砂の排除事業に対する補助</td> <td>○</td> <td>ニ</td> </tr> <tr> <td>10条</td> <td>土地改良区等の行なう湛水排除事業に対する補助</td> <td>○</td> <td>ニ</td> </tr> <tr> <td>11条</td> <td>共同利用小型漁船の建造費の補助</td> <td>○</td> <td>ニ</td> </tr> <tr> <td>11条の2</td> <td>森林災害復旧事業に対する補助</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>12条</td> <td>中小企業信用保険法による災害復旧事業に対する補助</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>14条</td> <td>事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助</td> <td>○</td> <td>ニ</td> </tr> <tr> <td>16条</td> <td>公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助</td> <td>○</td> <td>ニ</td> </tr> <tr> <td>17条</td> <td>私立学校施設災害復旧事業に対する補助</td> <td>○</td> <td>ニ</td> </tr> <tr> <td>19条</td> <td>市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例</td> <td>○</td> <td>ニ</td> </tr> <tr> <td>20条</td> <td>母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例</td> <td>○</td> <td>ニ</td> </tr> <tr> <td>21条</td> <td>水防資材費の補助の特例</td> <td>○</td> <td>ニ</td> </tr> <tr> <td>22条</td> <td>罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例</td> <td>○</td> <td>ニ</td> </tr> <tr> <td>24条</td> <td>小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>25条</td> <td>雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例</td> <td>○</td> <td>ニ</td> </tr> </tbody> </table>	条項	適用措置	本激	局激	3条・4条	公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	○	○	5条	農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置	○	○	6条	農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助特例	○	○	7条	開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助	○	○	8条	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例	○	ニ	9条	森林組合等の行なう休耕土砂の排除事業に対する補助	○	ニ	10条	土地改良区等の行なう湛水排除事業に対する補助	○	ニ	11条	共同利用小型漁船の建造費の補助	○	ニ	11条の2	森林災害復旧事業に対する補助	○	○	12条	中小企業信用保険法による災害復旧事業に対する補助	○	○	14条	事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助	○	ニ	16条	公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助	○	ニ	17条	私立学校施設災害復旧事業に対する補助	○	ニ	19条	市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例	○	ニ	20条	母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例	○	ニ	21条	水防資材費の補助の特例	○	ニ	22条	罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例	○	ニ	24条	小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	○	○	25条	雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例	○	ニ
条項	適用措置	本激	局激																																																																															
3条・4条	公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	○	○																																																																															
5条	農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置	○	○																																																																															
6条	農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助特例	○	○																																																																															
7条	開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助	○	○																																																																															
8条	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例	○	ニ																																																																															
9条	森林組合等の行なう休耕土砂の排除事業に対する補助	○	ニ																																																																															
10条	土地改良区等の行なう湛水排除事業に対する補助	○	ニ																																																																															
11条	共同利用小型漁船の建造費の補助	○	ニ																																																																															
11条の2	森林災害復旧事業に対する補助	○	○																																																																															
12条	中小企業信用保険法による災害復旧事業に対する補助	○	○																																																																															
14条	事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助	○	ニ																																																																															
16条	公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助	○	ニ																																																																															
17条	私立学校施設災害復旧事業に対する補助	○	ニ																																																																															
19条	市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例	○	ニ																																																																															
20条	母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例	○	ニ																																																																															
21条	水防資材費の補助の特例	○	ニ																																																																															
22条	罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例	○	ニ																																																																															
24条	小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	○	○																																																																															
25条	雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例	○	ニ																																																																															
	<p>第2節 計画的な災害復興</p> <p>第3 震災復興事業の実施【まちづくり推進部】</p> <p>2 市街地復興事業のための行政上の手続きの実施</p> <p>(1) 取組方針</p>	<p>第2節 計画的な災害復興</p> <p>第3 震災復興事業の実施【まちづくり推進部】</p> <p>2 市街地復興事業のための行政上の手続きの実施</p> <p>(1) 取組方針</p>																																																																																

頁	改訂前	改訂後
504	<p>市街地復興事業のための行政上の手続の実施に当たっては、発災直後から1週間程度を目安とし、建築基準法第84条建築制限や被災市街地復興推進地域の都市計画決定を行う区域の建築物被害状況を把握・調査する必要があり、当該業務の実施のための体制を整備する。</p> <p>(2) 建築基準法第84条建築制限区域の指定</p>	<p>市街地復興事業のための行政上の手続の実施に当たっては、発災直後から1週間程度を目安とし、建築基準法第84条に基づく建築制限や被災市街地復興推進地域の都市計画決定を行う区域の建築物被害状況を把握・調査する必要があり、当該業務の実施のための体制を整備する。</p> <p>(2) 建築基準法第84条建築制限区域の指定</p>
504	<p>市は、被災した市街地で土地区画整理の必要が認められる場合には、建築基準法第84条による建築制限区域の指定を行う。</p> <p>(3) 被災市街地復興特別措置法上の手続き</p>	<p>市は、被災した市街地で土地区画整理の必要が認められる場合には、建築基準法第84条に基づく建築制限区域の指定を行う。</p> <p>(3) 被災市街地復興特別措置法上の手続き</p>
504	<p>市は、被災市街地復興特別措置法第5条の規定による被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等を行う。被災市街地復興推進地域の決定は、通常の都市計画決定の手続と同様の手続が必要となる。</p> <p>第3節 生活再建等の支援</p> <p>第2 義援金品の受入れ、配分【総合政策部、福祉部】</p> <p>1 義援品の受入れ</p>	<p>市は、被災市街地復興特別措置法第5条に基づく被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等を行う。被災市街地復興推進地域の決定は、通常の都市計画決定の手続と同様の手続が必要となる。</p> <p>第3節 生活再建等の支援</p> <p>第2 義援金品の受入れ、配分【総合政策部、福祉部】</p> <p>1 義援品の受入れ</p>
505	<pre> graph LR A[預託者] --> B[埼玉県災害対策本部 (埼玉県知事)] A --> C[他の県、市区町村等] B --> D[久喜市] C --> D B --> E[災害対策本部] C --> E E --> F[各避難所] </pre> <p>・久喜市 ・災害対策本部 ・各避難所</p>	<pre> graph LR A[預託者] --> B[埼玉県災害対策本部 (埼玉県知事)] A --> C[他の都道府県、市区町村等] B --> D[久喜市 ・災害対策本部 ・各避難所] C --> D </pre> <p>直接</p>

頁	改訂前	改訂後								
	第3 被災者の生活確保【関係各室部】 5 勤労者住宅資金の貸付け	第3 被災者の生活確保【関係各室部】 5 勤労者住宅資金の貸付け								
507	平當時の融資制度を利用し、災害時における被災住宅の改築資金の貸付けを行う（久喜市勤労者住宅資金貸付規則）。	平時 ^の 融資制度を利用し、災害時における被災住宅の改築資金の貸付けを行う（久喜市勤労者住宅資金貸付規則）。								
	8 租税等の徴収猶予及び減免等	8 租税等の徴収猶予及び減免等								
507	国、埼玉県及び市は、災害により被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、災害の状況に応じて、申告、申請、請求、請求、その他書類の提出又は納付、もしくは納入に関する期日の延長、国税地方税（延滞金等を含む）の徴収猶予及び減免の措置を実施する。	国、埼玉県及び市は、災害により被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例に基づき、災害の状況に応じて、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付、もしくは納入に関する期日の延長、国税地方税（延滞金等を含む）の徴収猶予及び減免の措置を実施する。								
	第7 罹災証明書の発行【総務部】	第7 罹災証明書の発行【総務部】								
509	各種被災者救護対策を受けるため、被災者の保険請求時に必要な罹災証明書について、その基礎となる家屋被害調査及び罹災証明書発行事務（罹災届出証明も含む） <u>については、次のとおりとする。</u>	各種被災者救護対策を受けるため、被災者の保険請求時に必要な罹災証明書について、 <u>次のとおり</u> その基礎となる家屋被害調査及び罹災証明書発行事務（罹災届出証明も含む） <u>を行うもの</u> とする。								
	4 証明の範囲	4 証明の範囲								
510	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>物的被害</td> <td> ① 全壊又は全焼 ② 流出 ③ 大規模半壊、半焼、半壊、又は準半壊 ④ 床上浸水 ⑤ 床下浸水 ⑥ 一部破損 ⑦ その他の物的被害 </td> </tr> </tbody> </table>	種別	内容	物的被害	① 全壊又は全焼 ② 流出 ③ 大規模半壊、半焼、半壊、又は準半壊 ④ 床上浸水 ⑤ 床下浸水 ⑥ 一部破損 ⑦ その他の物的被害	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>物的被害</td> <td> ① 全壊又は全焼 ② 流出 ③ 大規模半壊、<u>中規模半壊</u>、半壊、半焼、又は準半壊 ④ 床上浸水 ⑤ 床下浸水 ⑥ 一部<u>損壊</u> ⑦ その他の物的被害 </td> </tr> </tbody> </table>	種別	内容	物的被害	① 全壊又は全焼 ② 流出 ③ 大規模半壊、 <u>中規模半壊</u> 、半壊、半焼、又は準半壊 ④ 床上浸水 ⑤ 床下浸水 ⑥ 一部 <u>損壊</u> ⑦ その他の物的被害
種別	内容									
物的被害	① 全壊又は全焼 ② 流出 ③ 大規模半壊、半焼、半壊、又は準半壊 ④ 床上浸水 ⑤ 床下浸水 ⑥ 一部破損 ⑦ その他の物的被害									
種別	内容									
物的被害	① 全壊又は全焼 ② 流出 ③ 大規模半壊、 <u>中規模半壊</u> 、半壊、半焼、又は準半壊 ④ 床上浸水 ⑤ 床下浸水 ⑥ 一部 <u>損壊</u> ⑦ その他の物的被害									
	第8 被災証明書（農業）の発行【環境経済部】	第8 被災証明書（農業）の発行【環境経済部】								

頁	改訂前	改訂後
510	災害によって損失を受けた農業者に対し、被害農作物の回復等に要する補助措置及び農業経営に必要な資金等の貸付けを円滑にし、農業経営の安定を図るため <u>の被災証明書発行事務については、次のとおり</u> とする。	災害によって損失を受けた農業者に対し、被害農作物の回復等に要する補助措置及び農業経営に必要な資金等の貸付けを円滑にし、農業経営の安定を図るため、 <u>次のとおり</u> 被災証明書発行事務を行うものとする。
	3 被災証明書の発行	3 被災証明書の発行
510	<u>被災証明は、</u> 被災者の申請に基づき、市が被害状況を調査し、当該調査によって、 <u>被害を認定した場合は、証明書を</u> 申請者に対して発行する。 <u>ただし、被災証明書については、証明手数料を徴収しない。</u>	被災者 <u>からの</u> 申請に基づき、市が被害状況を調査し、当該調査によって被害を認定した場合は、申請者に対して <u>被災証明書を</u> 発行する。 <u>このとき、</u> 証明手数料 <u>は徴収しない。</u>
	第9 被災者に対する郵便局の特別取扱い【郵便局】 1 郵便 (1) 郵便はがき等の無償交付	第9 被災者に対する郵便局の特別取扱い【郵便局】 1 郵便 (1) 郵便はがき等の無償交付
510	災害救助法が適用された場合、被災1世帯あたり通常郵便はがき5枚及び郵便書簡1枚の範囲内で無償交付を行う。	災害救助法が適用された場合、被災1世帯あたり通常郵便はがき5枚及び郵便書簡1枚の範囲内で無償交付を行う。 <u>(郵便法第18条、同施行規則第2条)</u>
	(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除	(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除
510	被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。	被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。 <u>(郵便法第18条、同施行規則第3条)</u>
	(3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除	(3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除

頁	改訂前	改訂後
511	地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会に宛てた救助用物資を内容とする小包郵便及び救助用又は見舞用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。	地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会に宛てた救助用物資を内容とする小包郵便及び救助用又は見舞用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。 <u>(郵便法第19条、同施行規則第4条)</u>
	2 為替貯金関係 (1) 被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除	2 為替貯金関係 (1) 被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除
511	被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会に対する被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の通常払い込み及び通常振替の料金免除を実施する。	被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会に対する被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の通常払い込み及び通常振替の料金免除を実施する。 <u>(郵便振替法第23条の2、同施行規則第1条)</u>
	(2) 為替貯金業務の非常取扱い	(2) 為替貯金業務の非常取扱い
511	取扱局、取扱機関、取扱事務の範囲を指定して、非常払渡し等非常取扱いを実施する。	取扱局、取扱機関、取扱事務の範囲を指定して、非常払渡し等非常取扱いを実施する。 <u>(郵便振替法第23条)</u>
	第4章 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置 第1節 計画の位置付け 第1 策定の趣旨	第4章 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置 第1節 計画の位置付け 第1 策定の趣旨

頁	改訂前	改訂後
514	<p>南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年12月施行）は、南海トラフ地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）の指定や南海トラフ地震防災対策推進基本計画の策定など、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的としている。</p>	<p>南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）は、南海トラフ地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）の指定や南海トラフ地震防災対策推進基本計画の策定など、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的としている。</p>
514	<p>同法に基づき、平成26年3月28日現在で、1都2府26県707市町村が推進地域に指定されている。埼玉県域は、推進地域には指定されていないが、平成24年8月に内閣府が発表した南海トラフで発生しうる最大クラスの地震において、震度5弱から5強程度が推計されている。</p>	<p>同法に基づき、令和7年7月1日現在で、1都2府27県723市町村が推進地域に指定されている。埼玉県域は、推進地域には指定されていないが、令和7年3月に内閣府が発表した南海トラフで発生しうる最大クラスの地震において、震度5弱から5強程度が推計されている。</p>
514	<p>このため、市防災会議は「<u>南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン</u>」（内閣府（防災担当））を参考に、南海トラフ地震臨時情報の発表に伴う対応措置を定めるものである。</p>	<p>このため、市防災会議は「<u>南海トラフ地震臨時情報防災対応ガイドライン</u>」（令和7年8月内閣府（防災担当））を参考に、南海トラフ地震臨時情報の発表に伴う対応措置を定めるものである。</p>
	<p>第5章 火山噴火降灰対策</p> <p>第2節 予防・事前対策</p> <p>第1 火山噴火に関する知識の普及【市長公室、埼玉県】</p> <p>（2）噴火警戒レベル</p>	<p>第5章 火山噴火降灰対策</p> <p>第2節 予防・事前対策</p> <p>第1 火山噴火に関する知識の普及【市長公室、埼玉県】</p> <p>（2）噴火警戒レベル</p>

頁	改訂前	改訂後																																												
519	<p>活動火山対策特別措置法第4条の規定に基づき、各火山の地元の都道府県等は、火山防災協議会を設置し、<u>平常時</u>から、噴火時や想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備について共同で検討を実施する。噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」を設定し、市町村・都道府県の「地域防災計画」に定められた火山で、噴火警戒レベルは運用される。近隣の活火山の噴火警戒レベル運用状況及び噴火警戒レベルが運用されている火山の噴火警戒レベルを下表に示す。</p>	<p>活動火山対策特別措置法第4条に基づき、各火山の地元の都道府県等は、火山防災協議会を設置し、<u>平時</u>から、噴火時や想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備について共同で検討を実施する。噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」を設定し、市町村・都道府県の「地域防災計画」に定められた火山で、噴火警戒レベルは運用される。近隣の活火山の噴火警戒レベル運用状況及び噴火警戒レベルが運用されている火山の噴火警戒レベルを下表に示す。</p>																																												
519	■埼玉県及び近隣の活火山の噴火警戒レベル運用状況	■埼玉県近隣の活火山の噴火警戒レベル運用状況																																												
520	<p>■噴火警報・予防、降灰予報</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>対象範囲</th> <th>発表基準</th> <th>噴火警戒レベル (キーワード)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報</td> <td>居住地域及びそれより火口側</td> <td>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。</td> <td>レベル5 (避難)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。</td> <td>レベル4 (高齢者等避難)</td> </tr> <tr> <td>噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報</td> <td>火口から居住地域近くまで</td> <td>居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。</td> <td>レベル3 (入山規制)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>火口周辺</td> <td>火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。</td> <td>レベル2 (火口周辺規制)</td> </tr> <tr> <td>噴火予報</td> <td>火口周辺</td> <td>火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。</td> <td>レベル1 (活火山であること留意)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	対象範囲	発表基準	噴火警戒レベル (キーワード)	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及びそれより火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	レベル5 (避難)			居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	レベル4 (高齢者等避難)	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	レベル3 (入山規制)		火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	レベル2 (火口周辺規制)	噴火予報	火口周辺	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	レベル1 (活火山であること留意)	<p>■噴火警戒レベルが運用されている火山の噴火レベル</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>対象範囲</th> <th>火山活動の状況</th> <th>噴火警戒レベル (キーワード)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報</td> <td>居住地域及びそれより火口側</td> <td>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。</td> <td>レベル5 (避難)</td> </tr> <tr> <td>噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報</td> <td>火口から居住地域近くまでの火口周辺</td> <td>居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。</td> <td>レベル3 (入山規制)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>火口から少し離れた所までの火口周辺</td> <td>火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。</td> <td>レベル2 (火口周辺規制)</td> </tr> <tr> <td>噴火予報</td> <td>火口内等</td> <td>火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。</td> <td>レベル1 (活火山であること留意)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	対象範囲	火山活動の状況	噴火警戒レベル (キーワード)	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及びそれより火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	レベル5 (避難)	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	レベル3 (入山規制)		火口から少し離れた所までの火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	レベル2 (火口周辺規制)	噴火予報	火口内等	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	レベル1 (活火山であること留意)
名称	対象範囲	発表基準	噴火警戒レベル (キーワード)																																											
噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及びそれより火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	レベル5 (避難)																																											
		居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	レベル4 (高齢者等避難)																																											
噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	レベル3 (入山規制)																																											
	火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	レベル2 (火口周辺規制)																																											
噴火予報	火口周辺	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	レベル1 (活火山であること留意)																																											
名称	対象範囲	火山活動の状況	噴火警戒レベル (キーワード)																																											
噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及びそれより火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	レベル5 (避難)																																											
噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	レベル3 (入山規制)																																											
	火口から少し離れた所までの火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	レベル2 (火口周辺規制)																																											
噴火予報	火口内等	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	レベル1 (活火山であること留意)																																											

頁	改訂前	改訂後																				
520	(新設)	<p>■噴火警戒レベルが運用されていない火山の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>対象範囲</th><th>火山活動の状況</th><th>警戒事項等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報</td><td>居住地域及びそれより火口側</td><td>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。</td><td>居住地域 厳重警戒</td></tr> <tr> <td>噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報</td><td>火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺</td><td>居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。</td><td>火山危険</td></tr> <tr> <td>噴火予報</td><td>火口から少し離れた所までの火口周辺</td><td>火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。</td><td>火口周辺危険</td></tr> <tr> <td></td><td>火口内等</td><td>火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）</td><td>活火山であることに留意</td></tr> </tbody> </table>	名称	対象範囲	火山活動の状況	警戒事項等	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及びそれより火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	居住地域 厳重警戒	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火山危険	噴火予報	火口から少し離れた所までの火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口周辺危険		火口内等	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）	活火山であることに留意
名称	対象範囲	火山活動の状況	警戒事項等																			
噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及びそれより火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	居住地域 厳重警戒																			
噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火山危険																			
噴火予報	火口から少し離れた所までの火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口周辺危険																			
	火口内等	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）	活火山であることに留意																			
	第3 食料、水、生活必需品の備蓄【市長公室】	第3 食料、水、生活必需品の備蓄【市長公室】																				
522	富士山が噴火した場合、高速道路への降灰等に伴い、物資の輸送に支障が生じる。発災時に冷静な対応を市民に要請するためにも、家庭内における食料、飲料水、簡易トイレ、トイレットペーパー等生活必需品（3日分以上を目標とし、可能であれば1週間以上を推奨）の備蓄を推進する。	富士山が噴火した場合、高速道路への降灰等に伴い、物資の輸送に支障が生じる。発災時に冷静な対応を市民に要請するためにも、家庭内における食料、飲料水、簡易トイレ、トイレットペーパー等生活必需品（3日間分以上を目標とし、可能であれば1週間分以上を推奨）の備蓄を推進する。																				
	第3節 応急対策 第1 応急活動体制の確立【市長公室、関係各部】	第3節 応急対策 第1 応急活動体制の確立【市長公室、関係各部】																				
523	市の配備体制については、比較的軽微な被害の場合は平常時の体制で対応し、全序的な対応が必要と判断される場合は、状況に応じて警戒体制又は非常体制を執るものとする。	市の配備体制については、比較的軽微な被害の場合は平時の体制で対応し、全序的な対応が必要と判断される場合は、状況に応じて警戒体制又は非常体制を執るものとする。																				
	第4 交通ネットワーク・ライフライン等の応急・復旧対策	第4 交通ネットワーク・ライフライン等の応急・復旧対策																				

頁	改訂前	改訂後
524	<p>「第4編-第2章-第17節 公共施設等の応急対策」を準用する。降灰による被害の様相及び二次災害の可能性等を各実施主体が<u>平常時</u>から調査し、いち早く被害の軽減及び復旧活動が行えるよう対策を講ずる。</p>	<p>「第4編-第2章-第17節 公共施設等の応急対策」を準用する。降灰による被害の様相及び二次災害の可能性等を各実施主体が<u>平時</u>から調査し、いち早く被害の軽減及び復旧活動が行えるよう対策を講ずる。</p>
	<p>第5編 広域応援編</p> <p>第1節 事前対策</p> <p>第3 広域応援要員派遣体制の整備【総務部、関係各室部、埼玉県】</p> <p>1 応急対策職員派遣制度に基づく応援要員派遣に係る体制整備</p>	<p>第5編 広域応援編</p> <p>第1節 事前対策</p> <p>第3 広域応援要員派遣体制の整備【総務部、関係各室部、埼玉県】</p> <p>1 応急対策職員派遣制度に基づく応援要員派遣に係る体制整備</p>
527	<p>埼玉県は、応急対策職員派遣制度に基づく応援職員の派遣を迅速に行えるよう体制を整える。</p> <p>応援要員は、さいたま市を除く市町村職員により編成されるため、市も埼玉県の体制整備へ協力するよう努める。</p>	<p>埼玉県は、応急対策職員派遣制度に基づく応援職員の派遣を迅速に行えるよう体制を整える。</p> <p>応援要員は、さいたま市を除く市町村職員により編成されるため、市も埼玉県の体制整備へ協力するよう努める。</p> <p><u>このとき、自ら派遣する応援職員が円滑に活動できるよう、資機材や装備品等の整備及び携帯に努めるものとする。</u></p>
	<p>第5 市内被害の極小化による活動余力づくり【市長公室、関係各部、埼玉県】</p> <p>4 事業者等による事業継続の取組の促進</p>	<p>第5 市内被害の極小化による活動余力づくり【市長公室、関係各部、埼玉県】</p> <p>4 事業者等による事業継続の取組の促進</p>
528	<p>事業者等においては、災害時の事業継続の取組を促進するとともに、<u>コンピュータ</u>システムやデータのバックアップ対策を推進する。</p>	<p>事業者等においては、災害時の事業継続の取組を促進するとともに、<u>電算</u>システムやデータのバックアップ対策を推進する。</p>

頁	改訂前	改訂後
	<p>第2節 応急対策</p> <p>第3 広域避難の支援【市長公室、福祉部、こども未来部、埼玉県】</p> <p>6 避難者登録システム等の活用</p>	<p>第2節 応急対策</p> <p>第3 広域避難の支援【市長公室、福祉部、こども未来部、埼玉県】</p> <p>6 避難者登録システム等の活用</p>
530	<p>埼玉県は、<u>避難者登録システム</u>等を活用し、避難者情報を被災都県に提供するとともに、避難者に対し被災都県に関する情報を提供するものとし、市はこれに協力する。</p>	<p>埼玉県は、<u>全国避難者情報システム</u>等を活用し、避難者情報を被災都県に提供するとともに、避難者に対し被災都県に関する情報を提供するものとし、市はこれに協力する。</p>
	<p>第6編 複合災害対策編</p> <p>第1節 対策の方向性</p>	<p>第6編 複合災害対策編</p> <p>第1節 対策の方向性</p>
533	<p>複合災害発生時の困難な状況下で、的確な災害対応を行うためには、まず、被害状況を迅速に把握し、市内の災害対応資源（※1）で対応可能かどうかを判断し、もし災害対応資源が不足するようであれば、市外や埼玉県外からの応援を速やかに確保することが重要である。そのためには、日頃から、考えられる複合災害の種類・規模・被害量の想定、市内の災害対応力の的確な把握、受援計画の策定及び検証、国や他の自治体との応援・受援体制の確立を進めるとともに、迅速・的確な情報収集力、判断力、実行力を養うことが必要である。</p> <p>※1 本市域に属し、災害対応のために活用できる人や組織（行政・警察・消防など防災関係機関）、施設、備蓄、資機材などの地域資源のことを指す。</p>	<p>複合災害発生時の困難な状況下で、的確な災害対応を行うためには、まず、被害状況を迅速に把握し、市内の災害対応資源（※）で対応可能かどうかを判断し、もし災害対応資源が不足するようであれば、市外や埼玉県外からの応援を速やかに確保することが重要である。そのためには、日頃から、考えられる複合災害の種類・規模・被害量の想定、市内の災害対応力の的確な把握、受援計画の策定及び検証、国や他の自治体との応援・受援体制の確立を進めるとともに、迅速・的確な情報収集力、判断力、実行力を養うことが必要である。</p> <p>※ 本市域に属し、災害対応のために活用できる人や組織（行政・警察・消防など防災関係機関）、施設、備蓄、資機材などの地域資源のことを指す。</p>

頁	改訂前	改訂後
巻末	<p>久喜市地域防災計画</p> <p>発 行 平成23年 8月 初 版</p> <p>平成25年 1月 改訂版</p> <p>平成27年 2月 三訂版</p> <p>平成31年 2月 四訂版 (組織については平成31年4月1日施行)</p> <p>令和 4年 3月 五訂版 (組織については令和4年4月1日施行)</p> <p>令和 6年 4月 六訂版</p>	<p>久喜市地域防災計画</p> <p>発 行 平成23年 8月 初 版</p> <p>平成25年 1月 改訂版</p> <p>平成27年 2月 三訂版</p> <p>平成31年 2月 四訂版 (組織については平成31年4月1日施行)</p> <p>令和 4年 3月 五訂版 (組織については令和4年4月1日施行)</p> <p>令和 6年 4月 六訂版</p> <p>令和 7年 3月 七訂版</p> <p>令和 8年 3月 八訂版</p>